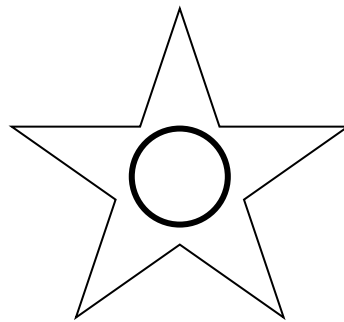


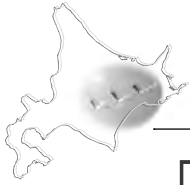
令和 7 年 度

(2 0 2 5 年度)

市 政 の あ ら ま し



釧 路 市 議 会 事 務 局



「釧路市民憲章」制定

釧路市民憲章

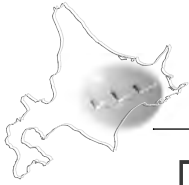
☆前 文

わたしたちは、^{こう や たんちよう}広野に丹頂が舞い、
^{ゆう や たい へい よう}夕焼けが太平洋を染める 釧路の市民です。
わたしたちは、^{せん じん かい たく せい しん}先人の開拓精神をうけつぎ、
^{せい さん と し ほこ}生産都市を誇りとして、^{けん こう あか}健康で明るく、
^{ゆた ふん か かお たか}豊かで文化の香り高いまちを築くために、
この^{けんしやう}憲章を^{さだ}定めます。
^{きやう}きょうを^{じゅうじつ}充実させ、^{はっ てん}あすを発展させるために。

☆本 文

- 一、^{げん き はたら}元気で働き、^{あか ゆた}明るく豊かなまちをつくりましょう
- 一、^{まも}きまりを守り、^{あんぜん あんしん す}安全で安心な住みよいまちをつくりましょう
- 一、^{みどり そだ}緑を育て、^{し ぜんゆた}自然豊かなきれいなまちをつくりましょう
- 一、^{ひと}人にやさしく、^{こころ}心ふれあう^{あたた}温かいまちをつくりましょう
- 一、^{ぶん か たか}文化を高め、^{いのち とうと へい わ}命を尊ぶ平和なまちをつくりましょう
- 一、^{きやうど あい}郷土を愛し、^{せ かい ほこ}世界に誇れるまちをつくりましょう

平成18年10月11日制定



「釧路市の花・木」制定

【釧路市の花】

◆キンレンカ

ノウゼンハレン科 キンレンカ属

花はカブト、葉は盾を連想させることにより学名は、勝利のトロフィーに由来する。夜温が18℃以下で良く開花しそれ以上になると開花しなくなる。

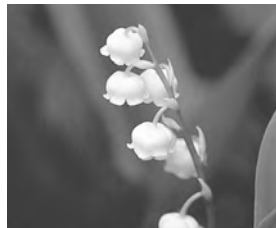
わい性の蔓が伸びにくい品種とよく伸びる品種がある。



◆スズラン

ユリ科 スズラン属

君影草（キミカゲソウ）とも呼ばれ、全草に有毒な配糖体を含む。日本では山や高地の草原に自生し、北海道では平地にも生育する。多年草で、地下茎は横に這い、地上に茎を伸ばす。葉鞘の筒が直立し、その先端から楕円形の葉が二枚くらい展開する。葉は緑色で柔らかく、わずかに粉を吹く。



◆エゾリンドウ

リンドウ科 リンドウ属

低地～山地の湿地などに生え、茎の高さは30～80センチ。茎頂と上部の葉腋に長さ3～5センチの青紫色の花を数個ずつつける。葉は披針形～広披針形で対生し、裏は粉白色を帯びる。



【釧路市の木】

◆ハシドイ

モクセイ科 ハシドイ属

山地に生育する落葉小高木。高さは8～10mになる。前年枝の先に長さ15～25cmの円錐花序を出し、香りの良い白い4弁の花をびっしりつける。

日本に自生するライラックの仲間はこれだけ。



◆エゾヤマザクラ

バラ科 サクラ属

本名オオヤマザクラ、本州中北部より北では山野でごく普通に見られるサクラ。花は淡紅色～紅色で、葉が出るのとほぼ同時に花は咲く。果実は紫黒色に熟す。葉は楕円形で先は尾状に細長くとがり、ふちにはぎざぎざがある。



◆ナナカマド

バラ科 ナナカマド属

山地帯～亜高山帯の林内に生える高さ7～10mの落葉高木。灰色を帯びた暗褐色の樹皮をもつが、枝は濃紫紅色で全体に毛がない。7回も竈に入れても焼け残るという程、材が燃えにくいので付いた名前のような。



平成18年10月11日制定



「釧路市の花・木」制定の経緯

旧3市町ではそれぞれ、まちの花・木を制定しており、長年にわたって地域住民や関係団体の皆さんが普及に取り組まれてきた。新釧路市としては、そういった方々の思いや合併により市の面積が大きくなったことによる気候風土の違い等も考慮して、旧3市町がそれぞれ制定していた、花・木を継承することとした。

◆旧3市町の花・木制定の経緯

	項目	制定の経過	制定の方法
旧 釧 路 市	花	昭和47年（1972年）9月5日「市民の花選定委員会」で「キンレンカ」を市民の花として決定。市制施行50周年記念事業の一環として「花と緑できれいなまちを」を統一テーマに、緑いっぱい市民運動世話人会・緑の銀行・市民憲章推進協議会・釧路市が共同して「市民の花」選定委員会を組織・公募した。	公募で上位3つの、キンレンカ・パンジー・キンセンカの中から、「①市民の投票で1位となった。」「②誰にでも手軽に栽培できる。」「③低温・日照不足・潮風など、釧路地方特有の環境に対応できる。」「④うるおいの乏しい釧路の風土にマッチしたまちづくりに役立つ。」という理由で、委員全員の賛成で「キンレンカ」に決まった。
	木	昭和44年（1969年）5月6日「釧路の木選定会議」にて、「ハシドイ」を釧路の木として決定。釧路市開基100年記念事業の緑化事業の一環として、「釧路の木選定会議」を組織、樹種を提示した上で、市民投票を行った。	選定会議を開催し、釧路に適すると思われる13種の木から7種類に絞り込み、市民投票を行った。投票結果の上位3位程度を、さらに選定会議で、検討し選定した。
旧 阿 寒 町	花	昭和60年（1985年）12月16日「阿寒町開基100年記念事業実行委員会」で「スズラン」を選定。阿寒町開基100年記念事業（昭和61年）の一環として、将来における環境緑化、美化運動等を目指し、花種を提示した上で町民公募を行った。	記念事業実行委員会で阿寒町に相応しいと思われる6種類の候補を示し、公募の上位2種から同委員会総務部会が選定した。
	木	昭和60年（1985年）12月16日「阿寒町開基100年記念事業実行委員会」で「エゾヤマザクラ」を選定。阿寒町開基100年記念事業（昭和61年）の一環として、将来における環境緑化、美化運動等を目指し、樹種を提示した上で町民公募を行った。	
旧 音 別 町	花	昭和60年（1985年）6月2日「音別町開基70周年記念事業推進委員会」で「エゾリンドウ」を選定。開基70周年記念事業の一環として“こだまが語る70年未来へ（あす）へはばたけ我が郷土”をテーマに広く町民から公募した。	公募の中から記念事業推進委員会が選定した。選定の理由は、町内の原野に多く群生し、ドライフラワー等として、広く利用でき栽培が簡単で多年草であること。
	木	昭和60年（1985年）6月2日「音別町開基70周年記念事業推進委員会」で「ナナカマド」を選定。開基70周年記念事業の一環として“こだまが語る70年未来へ（あす）へはばたけ我が郷土”をテーマに広く町民から公募した。	公募の中から記念事業推進委員会が選定した。選定の理由は、町内の山地に植生し、栽培もし易く、家庭の庭木や街路樹等にも適する樹種であり、夏の青葉、秋の紅葉、そして冬も赤美が残り、北国のムードを持つ木であること。

釧路市の歌

宮川正男 作詞
廣瀬量平 作曲

一、霧の都に住むわれら
求める道を一筋に
手を携えて手を携えて
文化を築く力湧き
喜びあふれ花咲き香る
釧路の風は日々新しく
新生の

二、水辺のまちに住むわれら
暮らしを創る灯をかかげ
生産基地の生産基地の
光の大地実り満ち
潮路はるかに幸を求めて
釧路の海は日々新しく
知恵と技

三、星降る里に住むわれら
歴史に学び誇りある
祖先の意志を祖先の意志を
明日の栄えと幸せを
きざむ礎輝き増して
釧路の人は日々新しく
受け継いで

釧路市の歌

1. き り の み や こ に す む む わ れ ら ら も と
(ほ (み り) の る ま さ と に に す す む む わ れ れ ら ら む くれ

め し る に み つ ち を ひ と す じ か に て を た
し を に ま な る び ひ ほ と を かり か あ げる そ い さん

ず の さ い え て て を た ず の さ い ー え て の し ち ん せ い わ の ざ
の さい え の を を さん の さい ー え の を ち う け と つ い わ の ざ

ふ ん か り を き ず く ち か ら わ き よ る こ ー び あ る ふ れ
ひ か す りの の だ か い と と み し の り わ せ し お ざ こ ー ー はい ー し か ず え

は な さ き か お る く し ろ の か ぜ ひ び あ た ら し
さ ち が や ま き と め て く し ろ の の ひ と は ひ び あ た ら し

2. み ず
3. ほ し

目 次

第 1 編 総 説

1	釧路市の概要	1
2	都市宣言等	2

第 2 編 議 会

議会事務局

1	議会の構成	4
2	委員会	4
3	議員	5
4	活動状況	5
5	議事の方法	7
6	報酬・費用弁償	8
7	議会各室等	8
8	歴代議長・副議長	8
9	議会事務局	9
10	事務局刊行物	9
11	図書室蔵書数	9
12	行政視察来訪状況	9
13	議会 I C T 推進事業	9

第 3 編 令和 7 年度主要施策

第 1 章	福祉・安全安心	10
第 2 章	環境・教育・文化	12
第 3 章	経済・産業	14
第 4 章	都市構造・都市基盤	16
第 5 章	市民協働・行財政運営	18

第 4 編 マーケティング戦略室

マーケティング戦略室

1	ふるさと納税の推進	19
2	テレワーク等の推進	19

第 5 編 総 務 部

総務課

1	本庁舎の概要	20
2	防災庁舎の概要	20
3	阿寒町行政センターの概要	20
4	音別町行政センターの概要	20

防災危機管理課

1	市の防災危機管理体制	21
---	------------	----

契約管理課

1	公共工事の入札及び契約の適正化の推進	23
2	建設協議会	23
3	建設工事等入札参加資格登録業者一覧表	23
4	令和 6 年度業種別契約状況一覧表	23

5	令和6年度物品購入（製造・販売）契約状況	24
6	小規模修繕事業者登録業者一覧表	24
7	令和6年度の審査・検査業務実績	24
8	積算情報に関する取組	24
9	市有車両保有状況	25
10	指定管理者制度	26
情報システム課		
1	コンピュータ事務処理運用状況	27
2	庁内LAN稼働状況	27
3	OA機器設置状況	28
4	デジタル・トランスフォーメーションの取組	28
5	地域イントラネット基盤施設整備事業	28
職員課		
1	職員の採用・退職状況（令和6年度）	29
2	定年制	29
3	特別職の給料・報酬	29
4	職員の給与等	30
5	旅費規定表	30
6	職員の福利厚生	31
7	令和6年度職員研修実施状況	32
行財政改革推進室		
1	職員の条例定数と配置人員	33
2	令和7年度行財政改革の取組	33

第6編 総合政策部

企画課		
1	釧路市まちづくり基本構想	40
2	釧路市強靱化計画	40
3	釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略	40
4	新市建設計画	41
5	釧路市重要懸案事項要望活動等の実施	41
6	広域交通網整備の要望活動（令和6年度）	41
7	釧路市まちづくり基本条例に係る取組の推進	41
8	世界自然遺産登録の推進	41
9	定住自立圏構想等推進	42
10	釧路市地域協議会	42
11	地域公共交通再編事業	42
12	令和7年度実施委託統計調査	42
13	統計刊行物の発行	42
14	各種統計調査結果	43
秘書課		
1	歴代市長	45
2	歴代副市長	45
3	釧路市功労者	45
市民協働推進課		
1	市民と協働するまちづくりの推進	46
2	輝くまちづくり交付金の令和6年度実績	46

3	広報活動	46
4	広聴活動	47
5	情報公開・個人情報保護制度	47
6	女性教育活動及び男女平等参画社会の推進	47
7	国内姉妹都市	48
8	海外姉妹都市	48
9	姉妹港	49
10	姉妹湿地	49
11	港街友好都市	49
12	国際化推進事業	50
13	長期滞在・移住促進に関すること	50
釧路市東京事務所		
1	東京事務所の概要	51
2	活動状況	51

第7編 財 政 部

財政課

1	当初予算比較	52
2	一般会計当初予算	52
3	特別会計当初予算	53
4	企業会計当初予算	53
5	特別会計への当初における繰出金	54
6	一般会計当初予算歳入財源別内訳	54
7	一般会計当初予算歳出性質別経費	55

市有財産対策室

1	財産状況	56
2	市有地の売却実績	56
3	土地開発基金運用状況	57

市民税課・資産税課・納税課

1	令和7年度市税税率及び予算	58
2	市民税の負担状況	58
3	税目別決算額	59
4	市税の種類	61

第8編 市 民 環 境 部

市民生活課

1	地区会館・町内会館・コミュニティセンター	64
2	街路灯に対する助成（釧路地区）	65
3	市民運動の啓発・指導	66
4	北方領土返還運動	66
5	平和に対する取組	66
6	釧路市民貢献賞	66
7	市民活動支援	67
8	市民バス運行事業	67
9	ふれあい相談	67
10	交通安全対策	67
11	消費者保護対策	68

12	生活必需物資等価格需給動向調査	68
13	計量行政	68
14	市民生活の安全の推進	69
15	再犯防止	69
戸籍住民課		
1	住民基本台帳人口及び世帯数	70
2	人口の自然増減及び社会増減	70
3	本籍数及び本籍人口数	71
4	窓口取扱件数（令和6年度）	71
5	一般旅券取扱件数	71
6	マイナンバーカードの普及促進	72
7	各支所等	72
8	支所・分室の廃止に伴う対応策（令和5年度より実施）	72
環境保全課		
1	環境保全の推進	74
2	公害防止	75
3	ごみの減量とリサイクルの推進	76
4	浄化槽関連業務	76
5	し尿処理	76
6	火葬場	77
7	墓地	78
8	畜犬登録及び野犬掃とう	79
9	空き地の苦情処理	79
10	自然保護	79
環境事業課		
1	ごみ処理（阿寒・音別地区含む）	81
2	過去3か年のごみ収集量	82
3	中間処理施設	82
4	釧路市民工房	83
5	ごみ最終処分場	83
6	許可業者制度	84
7	清掃思想の普及啓発	84
8	釧路市クリーンパートナー制度	84
9	ごみの減量化と資源リサイクル行政	85
10	放置自動車対策	86
阿寒町行政センター市民課		
1	中間処理施設	87
2	ごみ最終処分場	87
3	ごみ処理	87
4	清掃思想の普及啓発	88
5	清掃活動の推進	88
音別町行政センター市民課		
1	中間処理施設	89
2	ごみ最終処分場	89
3	ごみ処理	89
4	清掃思想の普及啓発	90

第9編 福祉部

社会援護課

1 民生委員活動推進事業	91
2 行旅病人及び行旅死亡人等の取扱い（令和6年度）	91
3 アイヌ福祉	91
4 災害援護	92
5 低所得者福祉	92
6 成年後見制度利用支援事業（令和6年度）	92
7 生活保護の概要	93
8 保護世帯及び保護人員の推移	93
9 世帯類型別構成の推移	93
10 令和6年度生活保護費支出状況	93
11 令和6年度における保護開始・廃止の原因	94
12 令和6年度医療扶助状況（月平均）	94
13 生活困窮者自立支援事業	94

障がい福祉課

1 障がい者の福祉	95
-----------	----

介護高齢課

1 介護保険事業（令和6年度）	98
2 在宅福祉サービス（令和6年度）	100
3 施設サービス（令和7年3月末現在）	101
4 生きがい対策事業（令和6年度）	101
5 高齢者施設物価高騰対策支援事業	103

第10編 こども保健部

こども育成課

1 子ども・子育て支援に関する施策の推進	104
2 児童館活動と放課後児童クラブ	104
3 保育所の入所状況及び職員数	105
4 認定こども園の入園状況及び職員数	105
5 幼稚園の概要	106
6 地域型保育事業施設の入所状況及び職員数	106
7 保育所等年度別入所状況（保育認定分）	107
8 法人立保育所等運営助成	107
9 夜間保育事業	107
10 特別支援保育事業	107
11 一時預かり事業	107
12 休日保育事業	108
13 延長保育事業	108
14 病児保育事業	108
15 病後児保育事業	108
16 地域子育て支援拠点センター事業	108
17 つどいの広場事業	109
18 ファミリー・サポート・センター事業	109

こども支援課

1 児童手当及び特例給付	111
2 児童扶養手当及び特別児童扶養手当	111

3	災害遺児手当の支給	112
4	入院助産制度	112
5	家庭児童相談室	112
6	子育て支援事業	113
7	ひとり親家庭支援事業	114
8	女性保護	115
健康推進課		
1	予防接種（令和6年度実績）	116
2	骨粗しょう症検診（令和6年度実績）	116
3	健康診査（令和6年度実績）	116
4	市民健康づくり事業（令和6年度実績）	117
5	エキノコックス症第1次検診（令和6年度実績）	117
6	休日・夜間救急医療体制	117
7	休日緊急歯科診療所	117
8	母子保健事業（令和6年度実績）	118
9	成人保健事業（令和6年度実績）	120
児童発達支援センター		
1	釧路市児童発達支援センター	121
2	地域支援相談係	121
3	野のはな園	122
国民健康保険課		
1	国民健康保険	123
2	特定健康診査及び特定保健指導等	125
医療年金課		
1	医療費助成制度	126
2	後期高齢者医療制度	126
3	国民年金	127

第11編 産業振興部

商業労政課		
1	商店街振興策	128
2	中小企業等の振興	128
3	中心市街地の活性化	130
4	公設地方卸売市場の概要	131
5	釧路市労働基本調査	132
6	勤労青少年の福祉推進事業	132
7	釧路市労働者福祉センター（サンライフ釧路）	132
8	技能尊重運動の推進	133
9	雇用労働相談	133
10	UIJターン促進事業	133
11	地域通年雇用促進支援事業	133
12	中小企業・小規模事業者活性化推進事業	134
産業推進室		
1	工業	135
2	石炭鉱業	135
3	産業支援	136
4	企業誘致	136
5	各種助成制度	140

6 釧路工業技術センター	140
7 関係団体への協力	140
観光振興室・阿寒観光振興課・阿寒町行政センター地域振興課・ 音別町行政センター地域振興課	
1 観光の概要	141
2 観光行政	141
3 物産振興	144
4 海外観光客誘致	145
農林課	
1 農業の立地条件	146
2 釧路市牧場	146
3 令和7年度主要事業計画	146

第12編 水産港湾空港部

水産課	
1 水産業の概要	149
2 漁獲取扱高（暦年取扱）	149
3 令和6年取扱高内訳（暦年取扱）	149
4 令和6年市場取扱量・取扱額全国ベスト10（暦年）	150
5 現有漁船勢力	150
6 水産業協同組合の現況	150
7 魚揚場	150
8 市内加工施設能力	151
9 水産団地の状況	151
10 水産業の振興	151
11 水揚げの維持増大	152
12 くじらのまちづくり推進事業	153
13 漁業後継者対策事業	153
14 魚食普及拡大事業	153
15 くしろブライド釧魚事業	154
16 釧路市千代ノ浦マリンパーク	154
港湾空港課	
1 釧路港概要	155
2 主な港湾施設	156
3 港湾統計	156
4 施設の使用料（令和7年4月1日現在）	157
5 釧路空港	158
6 港湾庁舎の概要	159

第13編 住宅都市部

都市計画課	
1 都市計画	160
2 住居表示	165
3 市営駐車場	165
4 景観づくり推進事業	165
5 釧路シビックコア地区整備計画	166
6 主な土地区画整理事業	167
7 宅地耐震化推進事業	167
住宅課	

1	令和7年度住宅建設計画	168
2	市営住宅管理戸数	168
3	特定公共賃貸住宅	168
4	地域優良賃貸住宅	168
5	市営住宅の公募	168
6	年度別建設竣工戸数	168
建築課		
1	建築工事取扱件数（令和6年度）	169
建築指導課		
1	建築審査会及び公聴会開催状況	170
2	建築基準法に基づく確認申請件数等	170
3	違反建築物件数	170
4	道路指定申請取扱件数（法第42条第1項第5号道路）	170
5	無料耐震診断・既存住宅耐震改修費補助金交付制度実施件数	171
6	釧路市放送電波受信障害防止条例に基づく事前審査件数	171
7	定期報告業務件数	171
8	建設リサイクル法の届出取扱件数	171
9	長期優良住宅申請取扱件数	171
10	住宅エコリフォーム補助金交付件数	171
11	不良空家等除却補助金交付件数	171

第14編 都市整備部

都心部まちづくり推進室		
1	都心部まちづくり推進室について	172
2	釧路都心部まちづくり計画	172
公園緑地課		
1	公園計画及び現況	173
2	公園（街区公園除く）	173
3	春採公園	174
4	柳町公園	174
5	鳥取10号公園（くしろ記念公園）	174
6	山花公園	174
7	釧路大規模運動公園	174
8	新釧路川緑地	175
9	武佐の森緑地	175
10	村田公園	175
11	釧路川リバーサイド緑地	175
12	緑化推進	175
道路河川課・道路維持事業所		
1	市内道路現況	176
2	市道橋梁現況	176
3	市道街路照明灯設置状況	176
4	道路整備	176
5	道路補修	176
6	除雪体制	177
7	私道整備補助金交付制度（昭和57年度創設）	177
8	河川整備	177
9	低地帯浸水対策（星が浦川）	178
10	堆積土砂管理（浚渫事業）	178

11	長沼浄化対策	178
第15編	会 計 室	
	会計室	
1	組織	179
2	会計方式	179
3	年度別決算状況	179
4	科目別収入原符取扱件数（1月～12月）	179
5	支払方法別取扱件数（1月～12月）	179
第16編	消 防	
	消防本部	
1	消防職員・団員の定数と現員	180
2	市勢と現有消防勢力の対比	180
3	令和6年の火災状況（令和6年12月31日現在）	182
4	消防車両等の現況	183
第17編	病 院・診療所	
	病院事業	
1	市立釧路総合病院	184
	高等看護学院	
1	看護師の養成	187
	市立釧路国民健康保険阿寒診療所	
1	概要	188
2	職員数（令和7年4月1日現在）	188
3	年度別患者数	188
4	年度別決算状況	188
	市立釧路国民健康保険音別診療所	
1	概要	189
2	職員数（令和7年4月1日現在）	189
3	年度別患者数	189
4	年度別決算状況	189
第18編	上 下 水 道 部	
	水道事業	
1	水道事業の概要	190
2	給配水の状況	190
3	水道料金	191
4	負担金	191
5	検針・料金収納	191
6	施設の整備	192
7	上下水道事業の庁舎概要	192
	工業用水道事業	
1	工業用水道事業の概要	193
2	給配水の状況	193
3	工業用水道料金	193
4	施設の整備	193
	下水道事業	
1	計画の概要	194

2	進捗状況	194
3	下水道使用料	194
4	終末処理場の建設	195
5	受益者負担金・分担金制度	196
6	水洗化の実績	196
7	水洗便所改造資金の助成制度	197

第19編 教育委員会（学校教育部）

総務課

1	教育委員	198
2	教育委員会召集及び経過（令和6年1月～令和6年12月）	198
3	規則等の公布状況（令和6年）	198
4	市立小・中学校及び高等学校施設一覧	199

学校教育課

1	市立学校の概要	203
2	児童・生徒数の増減	203
3	市立高等学校入学科等	203
4	奨学金制度	203
5	私学振興事業	203
6	教材設備充実状況	204
7	学校給食の概要	205

学校指導課

1	学校教育に関すること	207
2	家庭教育・地域の教育力に関すること	209
3	青少年の健全育成に関すること	210

第20編 教育委員会（生涯学習部）

生涯学習課

1	市民学園講座	212
2	学習情報提供	212
3	社会教育の推進	212
4	社会教育事業	212
5	釧路市文化芸術振興計画の推進	213
6	釧路市子ども読書活動推進計画の推進	213
7	釧路市文化賞・文化奨励賞	213
8	基金	213
9	釧路市文化振興条例による助成	213
10	地域史料	214
11	釧路市交流プラザさいわい	214
12	釧路市民文化会館	214
13	釧路市生涯学習センター	215
14	釧路市立美術館	215
15	図書館	216
16	釧路市こども遊学館	217
17	アイヌ文化の振興	217

スポーツ課

1	スポーツ都市宣言	218
2	コミュニティスポーツ活動普及振興	218
3	スポーツを普及するための主な事業	218

4	スポーツ活動の促進と優秀選手の育成・強化	218
5	指導者の確保と指導体制の確立	219
6	体育施設の活用	219
7	スポーツ合宿の誘致	219

博物館

1	施設の概要	221
2	事業の概要	221
3	常設展示	221
4	収蔵資料	221
5	教育普及事業（令和6年度）	221
6	調査研究事業	222
7	文化財保護事業	222
8	連携・協力	223
9	友好館協定	223
10	入館者状況	223
11	埋蔵文化財調査センター	223
12	史跡北斗遺跡展示館	224

動物園

1	建設の経過	225
2	概要	225
3	入園料金	225
4	入園状況	225
5	タンチョウ保護増殖センター	226
6	釧路市丹頂鶴自然公園	226
7	釧路市阿寒国際ツルセンター	227

阿寒教育事務所

1	社会教育事業	228
2	阿寒町公民館	228
3	社会体育事業	228
4	社会体育施設利用状況	229
5	マリモ研究室	229

音別教育事務所

1	社会教育事業	231
2	音別町体験学習センター（こころみ）	231
3	音別町文化会館	232
4	社会体育事業	232
5	社会体育施設	232

第21編 他 部 局

監査事務局

1	監査委員	233
2	事務局	233
3	監査、審査及び検査	233
4	講評、報告（公表）等	233
5	監査委員	234

公平委員会

1	公平委員会委員	235
2	事務機構	235
3	委員会の職務	235

4	委員会の開催状況	235
5	公平委員	235
農業委員会		
1	農業委員会	236
2	農地基本台帳調査	236
3	農地等の権利移動及び転用	236
4	国有農地現在高	236
選挙管理委員会		
1	選挙管理委員会委員	237
2	事務局	237
3	選挙人名簿登録者数（各年3月1日現在）	237
4	投票区別選挙人名簿登録者数（令和7年3月1日現在）	237

第22編 公 社 等（地方自治法第243条の3第2項に係る法人）

1	釧路西港開発埠頭株式会社	239
2	株式会社釧路河畔開発公社	239
3	株式会社釧路熱供給公社	239
4	公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センター	240
5	株式会社阿寒町観光振興公社	240

第23編 一 部 事 務 組 合

釧路公立大学事務組合

1	公立大学設置の必要性	242
2	設置の経過	242
3	事務組合の概要	242
4	市町村負担割合（令和7年度当初予算）	243

第24編 釧 路 広 域 連 合

釧路広域連合

1	設立の経過等	244
2	広域連合の概要	244
3	処理する事務	244
4	釧路広域連合清掃工場稼動実績報告（令和6年度）	244

第1編 総説

1 釧路市の概要

平成17年10月11日に釧路市、阿寒町、音別町が合併して、新生「釧路市」が誕生した。

人口は、152,886人（令和7年4月末現在の住民基本台帳）で道内では6番目に多く、約1,363km²の面積は道内で3番目に広い。

当市は北海道の東部に位置し、南は太平洋の海原に面し、北は日本百名山に指定されている阿寒岳に至り、阿寒摩周国立公園と釧路湿原国立公園の二つの国立公園を擁する自然豊かな地域である。気候は、沿岸部では一年を通して冷涼で、7月から9月の最高気温の平均が約28度であることから、夏には長期滞在地として選ばれている。また、主に6月から8月にかけて霧が発生することもあるが、秋から冬にかけて晴天の日が多く、年間の日照時間は札幌よりも多い。（令和6年、気象庁データ）

当市の経済は、農業、林業、水産業の第一次産業とそれに関連する食品加工業、製紙、石炭鉱業そして観光業を柱として発展し、物流を支える「港」「空港」「鉄道」「道路」が整備されてきた。そして「高速道路網」が釧路に延伸されたことで、物流、観光の伸展がもたらす波及効果に期待が寄せられている。

釧路市の行政においては現在、「都市経営」の視点による新たなまちづくりの指針として「釧路市まちづくり基本構想」を策定し、「経済活性化」を主軸に、地域経済を担う主役となる「人材育成」と経済活動を展開する舞台となる「都市機能向上」を重点戦略と定め、目指すべきまちづくりを実現するための取組みを進めている。

★ 位 置

- ・北緯 42度58分10秒 ・東経 144度22分24秒
- ・面積 1,363.26km²

合併（平成17年10月11日、新設合併）前の旧3市町

釧路市

明治13年釧路戸長役場が置かれる。明治33年に北海道1級町村制が施行され釧路町が誕生、大正9年には北海道区制が施行され釧路区となり、この時釧路村を分村。大正11年に市制が施行され、釧路市が誕生。昭和24年に鳥取町と白糠村の一部を編入合併。

市名の由来・・・アイヌ語による以下の諸説があるが定かではない。「クッチャロ」（のど）、「クシベツ」「クシナイ」（通り抜けることのできる川）、「クシュル」（通路）、「クスリ」（薬・温泉）

阿寒町

明治20年阿寒郡戸長役場を設置。大正12年に2級町村制が施行され、舌辛村が誕生。昭和12年には鶴居村が分村し、村名を阿寒村に改称。昭和15年に1級町村制が施行され、昭和32年に町制を施行。

町名の由来・・・アイヌ語で「不変・不動」という意味の単語から

音別町

大正4年に尺別村戸長役場を設置して、白糠村から分離独立。大正8年には2級町村制が施行され尺別村となり、大正11年、音別村に改称。昭和34年に町制を施行。

町名の由来・・・アイヌ語の「オムベツ」（川口がふさがる）から

2 都市宣言等

障害者福祉都市

- 生活環境改善事業
- 早期療育推進事業
- 障害者福祉サービス事業
- 市民啓発事業

(昭和55年 8 月指定)

高齢者福祉宣言

すべての世代がふれあい、笑顔があふれるまちをめざして、私たち釧路市民は、ここに高齢者福祉を宣言します。

- 1 あいさつを交わしあい、あたたかく見守りましょう。
- 1 思いやりの心でふれあい、楽しく暮らしましょう。
- 1 生きがいを持ち、自分の夢の実現に努めましょう。
- 1 世代を超えて、豊かな心、安らかな心、助けあいの心を持ちましょう。
- 1 高齢者を敬い、いきいきとした高齢者社会を喜びあえるようにしましょう。

(平成11年 9 月15日宣言)

スポーツ都市宣言

私たち釧路市民は、湿原をわたるさわやかな風やしばれる大地の中で、スポーツに汗を流し、スポーツ環境をととのえ、スポーツによる健やかなまちづくりをめざして、ここに「スポーツ都市」を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、健康な心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを楽しみ、明るい生活をおくりましょう。
- 1 スポーツを愛し、友情とふれあいの輪をひろげましょう。
- 1 スポーツを通し、世界にはばたくスポーツ都市釧路をめざしましょう。

(平成元年 6 月 1 日宣言)

生涯学習都市宣言

凛^{りん}とした郷土^{ふるさと}に生きるわたしたちは
地球家族の一員として
豊かな個性と生きがいを求め
自ら学びつづけます
輝^{あした}く明日をひらくために

(平成 5 年 5 月 8 日宣言)

※ 以上は、旧釧路市の都市宣言を継承したもの。

交通安全都市宣言

多発する交通事故は、深刻な社会問題となっている。わたしたち釧路市民は、交通道德を守るとともに、全市民協力のもと交通安全活動に積極的に参加し、交通事故のない明るく住みよい市民生活の実現を決意し、ここに「交通安全都市」とすることを宣言する。

(平成18年 7 月14日宣言)

核兵器廃絶平和都市宣言

恒久平和と安全を実現することは、人類共通の願いであり、釧路市民の心からの希求である。

核兵器は、人類はもとより全ての生命の存続に深刻な脅威を与えている。

世界唯一の被爆国であるわたしたちは、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないためにも、この地球上からあらゆる核兵器の廃絶と戦争の根絶を訴えるものである。

美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子どもたちに引き継ぐことは、わたしたちの責任と義務である。

わたしたち釧路市民は、永遠の平和を願い、幸せな市民生活を守る決意をし、人類の幸福に寄与すべく、核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。

(平成18年 8 月15日宣言)

暴力追放・防犯都市宣言

私たちの日常生活が明るく平穏で、かつ安全であることは、市民の共通の願いである。

しかしながら、社会情勢のめまぐるしい変化に伴い、住民生活を侵害する暴力・犯罪は多様化し、一向に減少する傾向が見られない。

今こそ、私たち市民一人ひとりがこの現実を十分認識し、地域に根ざした運動の推進により、防犯思想の普及・高揚を図るとともに、暴力行為に対しては、組織、個人を問わず、絶対に容認できないものとして厳しく対処すべきものとする。

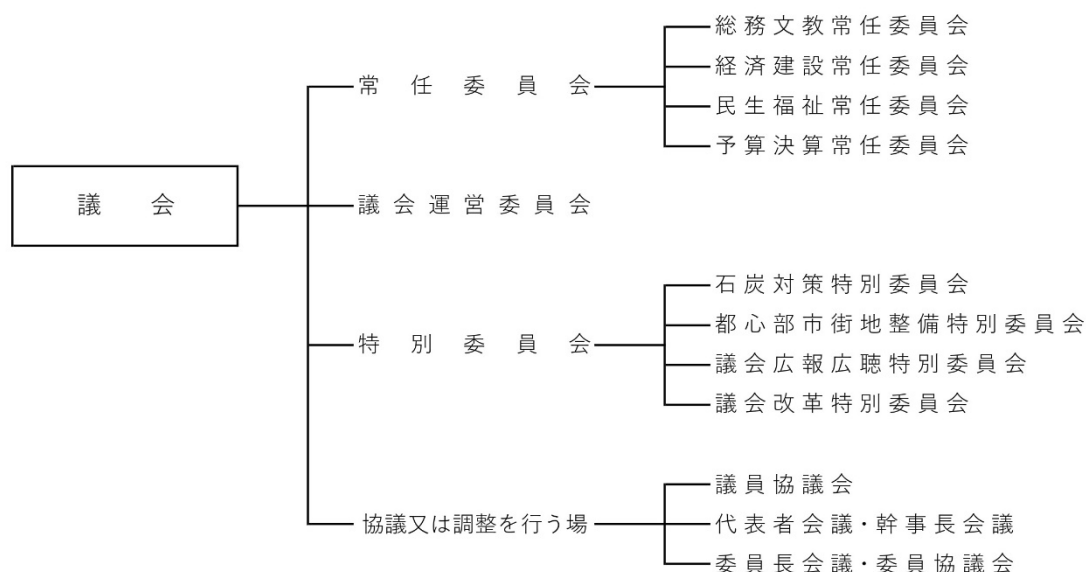
よって、釧路市は市民の総力を結集し、あらゆる関係機関、団体と連携を図り、市民一人ひとりの協力と実践による犯罪の防止と、暴力のない平和で明るく住みよい市民生活の実現を決意し、ここに暴力追放・防犯都市を宣言する。

(平成18年 8 月 1 日宣言)

第2編 議 会

議会事務局

1 議会の構成



2 委員会

(1) 構成

(令和7年5月23日現在)

常任委員会				特別委員会				議会運営 委員会
総務文教	経済建設	民生福祉	予算決算	石炭対策	都心部 市街地整備	議会 広報広聴	議会改革	
8人	8人	8人	23人	6人	7人	5人	6人	6人

(2) 任期 2年（特別委員会を除く）

(3) 所管事項

ア 常任委員会

- (ア) 総務文教 ～ マーケティング戦略室、総務部、総合政策部、財政部、教育委員会、会計室、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項
- (イ) 経済建設 ～ 産業振興部、水産港湾空港部、住宅都市部、都市整備部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項
- (ウ) 民生福祉 ～ 市民環境部、福祉部、こども保健部、消防本部(署・団を含む)、病院及び診療所の所管に属する事項
- (エ) 予算決算 ～ 予算、決算に関する事項

イ 特別委員会

- (ア) 石炭対策 ～ 石炭産業振興対策に関する件
- (イ) 都心部市街地整備 ～ 釧路駅周辺地区、北大通及び北大通隣接地区の都市機能充実と都市機能充実に資する民間事業の誘発促進に関する件
- (ウ) 議会広報広聴 ～ 議会活動の広報及び市民意見の聴取に関する件
- (エ) 議会改革 ～ 議会改革に関する件

3 議員

- (1) 定数 28人（令和7年5月1日現在）
現員数 24人
- (2) 会派別議員数及び議会運営委員数（令和7年5月23日現在）

会 派 構 成	所属議員数	議運委員数
自民市政クラブ	6人	2人
日本共産党議員団	4人	1人
公明党議員団	4人	1人
市民連合議員団	4人	1人
創 志 会	3人	1人
会 派 無 所 属	3人	0人
計	24人	6人

※会派は、2人以上の所属議員をもって構成される

- (3) 年齢構成（令和7年5月1日現在）

年齢	議員数	摘要
30歳～39歳	2人	最低38歳 最高71歳 平均55.54歳
40歳～49歳	5人	
50歳～59歳	7人	
60歳以上	10人	

4 活動状況

- (1) 議会招集及び本会議日数等（令和6年）

区 分	会 期	本会議日数	会 議 時 間
第1回2月臨時会	2/5 1日間	1日間	7分
第2回2月定例会	2/22 ～ 3/15 23日間	8日間	28時間11分
第3回6月定例会	6/14 ～ 6/25 12日間	4日間	17時間09分
第4回9月定例会	9/4 ～ 9/25 22日間	7日間	18時間51分
第5回12月定例会	12/5 ～ 12/17 13日間	5日間	16時間05分
計	71日間	25日間	80時間23分

- (2) 委員会開催状況（令和6年）（単位：日）

区 分		議 会 運 営 委 員 会	常任委員会									特別委員会			計	
			総 務 文 教	経 済 建 設	民 生 福 祉	予 算 決 算	分科会（予算決算）					石 炭 対 策	都 心 部 市 街 地 整 備	議 会 広 報		
							総 務 文 教	経 済 建 設	民 生 福 祉	石 炭 対 策	都 心 部 市 街 地 整 備					
延日数	開会中	16	21	21	22	9	16	16	15	2	2	1	1	5	147日	
	閉会中	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	6	16日	
	計	20	21	21	22	9	16	16	15	2	2	4	4	11	163日	
延時間	時間	3	23	27	35	5	8	12	12	0	0	1	5	4	140時間14分	
	分	11	26	24	44	27	28	16	35	17	47	9	19	11		

(3) 本会議の発言議員数（令和6年）（単位：人）

区 分	2月臨	2月定	6月定	9月定	12月定	計
代 表 質 問	-	5	-	-	-	5
質疑・一般質問	-	15	15	18	16	64
質 疑	-	-	-	-	-	0
討 論	-	4	1	1	-	6
計	-	24	16	19	16	75

(4) 議案等の付議（付託）件数（令和6年）※請願・陳情は除く。（単位：件）

区 分			2 月 臨	2 月 定	6 月 定	9 月 定	12月定	計
議 案	条 例	市長提出	1	19	10	2	6	38
		議員提出	－	1	－	－	－	1
	予 算		1	22	7	7	7	44
	決 算		－	－	－	7	－	7
	そ の 他	人 事	－	1	－	2	1	4
		その他	－	2	12	13	3	30
選 挙			－	－	－	－	－	0
互 選			－	－	－	－	1	1
選 任			－	－	－	－	3	3
諮 問			－	1	－	－	－	1
報 告			1	－	1	－	1	3
意 見 書 案			－	5	9	4	4	22
決 議 案			－	－	－	－	－	0
動 議			－	－	－	－	－	0
辞 任			－	－	－	1	－	1
辞 職			－	－	－	－	－	0
釧 路 市 報 告			－	5	14	20	2	41
監 査 報 告			－	2	2	1	1	6
計			3	58	55	57	29	202

(5) 議案等の議決結果（令和6年）※請願・陳情は除く。（単位：件）

区 分	2月臨	2月定	6月定	9月定	12月定	計
原 案 可 決	2	47	37	26	18	130
認 定	-	-	-	7	-	7
原 案 否 決	-	2	1	-	1	4
否 決	-	-	-	-	-	0
同 意	-	2	-	2	2	6
報 告 承 認	1	-	1	-	1	3
報 告 完 了	-	7	16	21	3	47
選 挙 完 了	-	-	-	-	-	0
互 選 完 了	-	-	-	-	1	1
選 任 完 了	-	-	-	-	3	3
推 薦 完 了	-	-	-	-	-	0
許 可	-	-	-	1	-	1
訂 正 承 認	-	-	-	-	-	0
継 続 審 査	-	-	-	-	-	0
計	3	58	55	57	29	202

(6) 請願・陳情の議決結果（令和6年）（単位：件）

区 分	採 択	不 採 択	取 下 げ	計
請 願	1	3	-	4
陳 情	-	6	-	6
合 計	1	9	-	10

(7) 本会議傍聴人数（令和6年）

会 議	2月臨	2月定	6月定	9月定	12月定	計
人 数	0人	43人	83人	64人	73人	263人

(8) 議会報告会の開催（令和6年）

月 日	会 場	派遣議員数	参加人数
10/28	釧路市役所（議場）	7人	5人
10/28	釧路市役所（議場） ※わかもの会場	6人	6人
10/29	コアかがやき（中部地区コミュニティセンター）	5人	7人
10/30	音別町コミュニティセンター	6人	8人
10/31	阿寒町公民館	5人	13人

※わかもの会場の参加者は、原則40代以下を対象とする。

5 議事の方法

(1) 代表質問、質疑・一般質問

区 分	代 表 質 問	質 疑 ・ 一 般 質 問
実 施 議 会	・当初予算議会（2月定例会）	・各定例会（2・6・9・12月） ・質疑と一般質問は、同一日程
発 言 通 告	・議会の招集告示以後、代表質問開始日前々日の正午まで ・当該日が市の休日の場合は、その前日に繰り上げ	・議会の招集告示以後、質疑・一般質問開始日前々日の正午まで ・当該日が市の休日の場合は、その前日に繰り上げ
発 言 順 序	・多数会派順。会派所属議員数が同一の場合、該当会派で抽選により決定。以降当初予算議会ごとに順次輪番	・抽選で会派の発言順位を決定。以降定例会ごとに順次輪番。同じ会派に所属する議員の発言順位は、各会派において決定
発言時間等	・会派割当制。会派構成人数が6人以上の会派は90分、5人以下は70分（答弁を除く）	・1人30分（答弁を除く）
質 問 回 数	・1人3回まで	・一問一答方式：制限なし ・一括方式：1人3回まで

(2) 議案付託

ア 予算及び決算

予算決算常任委員会付託としている。

イ 条例

所管委員会付託としている。

ウ その他

所管委員会付託としている。

(3) 請願・陳情

- ア 定例会招集日の正午までに受理したものは当該定例会に付議する。
イ 文書表を作成し、議員に配付する。
ウ 審査結果はその都度提出者に通知する。
エ 郵送による陳情は、議長への要望として受けとめ、各会派に参考配付する。

6 報酬・費用弁償

(1) 議員報酬（平成17年10月11日適用）

議 長	600,000円
副議長	540,000円
議 員	490,000円

(2) 期末手当支給割合（令和7年4月1日施行）

6月	100分の172.5	職務加算 45%
12月	100分の172.5	
合計	100分の345	

(3) 旅費（平成17年10月11日施行）

（単位：円）

地域区分	議 長		副 議 長		議 員	
	日 当	宿泊料	日 当	宿泊料	日 当	宿泊料
道 内	3,100	13,400	3,100	13,400	3,000	13,000
道 外	3,100	14,600	3,100	14,600	3,000	14,200

※宿泊料は、記載の額の範囲内で現に要する額を支給する（平成25年4月1日適用）

(4) 政務活動費

- ・会派及び会派無所属議員に交付 月額 1人 40,000円 （平成25年4月1日適用）

7 議会各室等

（令和7年5月1日現在）

正副議長室	46.80 m ² (14.2 坪)	議 場	255.75 m ² (77.4 坪)
議長応接室	46.80 m ² (14.2 坪)	議席・質問席	39 席
事務局	117.00 m ² (35.4 坪)	理事者席	26 席
委員会室（3室）	237.27 m ² (71.8 坪)	事務局席	2 席
議員控室（6室）	283.24 m ² (85.7 坪)	傍 聴 席	45.00 m ² (13.6 坪)
図書室	43.12 m ² (13.0 坪)	一般傍聴席	38 席（車いす傍聴可）
録音室・書庫等	35.4 m ² (10.7 坪)	記者傍聴席	18 席

8 歴代議長・副議長

代	議 長	
	氏 名	在 職 期 間
初	草島 守之	平成17年10月27日～平成19年4月30日
2	二瓶 雄吉	平成19年5月8日～平成23年4月30日
3	黒木 満	平成23年5月9日～平成27年4月30日
4	月田 光明	平成27年5月12日～平成29年5月8日
5	渡辺 慶藏	平成29年5月8日～平成30年12月20日
6	草島 守之	平成31年1月18日～平成31年4月30日
7	松永 征明	令和元年5月9日～令和5年4月30日
8	畑中 優周	令和5年5月11日～

代	副 議 長	
	氏 名	在 職 期 間
初	上 口 智也	平成17年10月27日～平成19年 4 月30日
2	藤 原 厚	平成19年 5 月 8 日～平成23年 4 月30日
3	月 田 光明	平成23年 5 月 9 日～平成27年 4 月30日
4	畑 中 優周	平成27年 5 月12日～平成29年 5 月 8 日
5	秋 田 慎一	平成29年 5 月 8 日～平成31年 4 月30日
6	松 橋 尚文	令和元年 5 月 9 日～令和 5 年 4 月30日
7	宮 田 団	令和 5 年 5 月11日～令和 7 年 5 月22日
8	松 尾 和仁	令和 7 年 5 月22日～

9 議会事務局

(1) 現員 9人

(2) 組織

事務局長 ― 事務局次長 ― 総括係長（1人） ― 担当係長（1人） ― 係員（5人）

10 事務局刊行物

（令和6年度）

刊 行 物	会議録	市議会だより
内 容	本会議、委員会の記録	定例会（臨時会含む）の内容
発行回数	年 4 回	年 4 回
発行部数	12部／回	81,000部／回
規 格	A 4 判横 2 段組 黒両面刷	タブロイド判 2・8・11月発行 - 各 4 頁 5月発行 - 8 頁
当初予算	9,288千円 (印刷製本費及び検索システム運用経費を含む)	4,474千円
配付先等	議員（各会派）・その他 ・ホームページ掲載	市内全戸・その他 ・ホームページ掲載

11 図書室蔵書数

（令和7年5月1日現在）

法律・行政	辞典関係	社会関係	歴史関係	芸術関係	その他	計
430冊	62冊	27冊	125冊	16冊	48冊	708冊

12 行政視察来訪状況

（令和6年度 単位：組、人）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
団体数	0	5	1	9	3	1	5	3	0	0	0	0	27
人 数	0	20	4	71	21	8	37	13	0	0	0	0	174

13 議会 I C T 推進事業

議会運営におけるデジタル化を推進するため、令和4年12月定例会から、クラウド型文書共有システムに本会議や委員会など各種会議の資料を電子文書で保存し、議員が1人1台貸与されたタブレット端末で資料を閲覧しながら審議を行うペーパーレス会議を開始した（12月定例会は電子文書と印刷物を併用した試行実施、令和5年2月定例会から原則電子文書により審議を行う本格実施）。

第3編 令和7年度主要施策

令和7年度主要施策〔釧路市予算（案）の概要より抜粋〕

第1章 福祉・安全安心

（＊印の事業は、新規事業／（ ）書きは繰越明許費／単位：千円）

節	事業名	予算額
1 子育て	・ 子育て世代包括支援センター事業 4,368 ・ 妊婦のための支援給付金支給事業 70,667 ・ 健康診査事業(母子) 78,665 ・ 先進不妊治療費助成事業 4,501 ・ 妊産婦安心出産支援事業 423 ・ 産後ケア事業 6,750 ・ 思春期ライフデザイン事業 1,832 ・ 法人立保育所等整備費補助金 200,629 ＊ 保育士確保対策事業 - ・ 子育て応援円卓会議運営事業 80 ・ 子育て環境充実事業 3,800 ・ 委託保育所事業 ・ 病児(病後児)保育事業 17,543 ・ 認定こども園給付事業 3,900,277 ・ 地域型保育給付事業 163,746 ・ 利用者支援事業 6,412 ・ 法人立保育所等運営協力事業 267,743 ・ 大楽毛児童センター整備事業 71,140 ＊ 春日・治水児童館統合整備事業 3,754 ＊ こども家庭センター運営事業 200 ＊ 育児支援家庭訪問事業 973 ・ ひとり親家庭自立支援促進事業 24,407	
2 保健・医療	・ 小児救急医療支援事業費補助金 8,207 ・ 高等看護学院施設管理事業 373 ・ 高等看護学院学生確保対策事業 88 ・ 病院事業会計(市立釧路総合病院) 30,321,018 ・ 阿寒湖畔歯科診療所運営事業 15,704 ・ 国民健康保険阿寒診療所事業特別会計 563,094 ・ 国民健康保険音別診療所事業特別会計 401,580 ・ C K D対策推進事業 47 ・ 健康ポイント事業 400 ・ がん検診推進事業 4,349 ・ 予防接種事業 877,137 ・ 生活習慣病予防推進事業 5,827 ＊ 骨髄ドナー助成事業 200	
3 地域福祉	・ 地域福祉推進事業 ・ ひきこもり支援推進事業 3,958 ・ 避難行動要支援者避難支援事業 2,877	
4 高齢者福祉	・ 高齢者外出促進バス事業 112,192 ・ 介護人材確保事業 17,840 ・ 介護保険特別会計(保険事業勘定) 18,285,147 ・ 介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 103,488	
5 障がい者・児福祉	・ 障害福祉サービス事業 7,272,516 ・ 障害児通所給付事業 2,063,098 ・ 基幹相談支援センター事業 27,329 ・ 虐待防止センター事業 6,145 ・ 成年後見センター事業 11,724 ＊ 身体障がい者用自動車改造費助成事業 800 ・ 日常生活用具給付等事業 4,954	

(* 印の事業は、新規事業 / () 書きは繰越明許費 / 単位: 千円)

節	事業名	予算額
6 社会保障	・ 国民健康保険特別会計 ・ 健康づくり等推進事業 ・ 特定健康診査及び特定保健指導事業 ・ 後期高齢者医療特別会計 ・ 北海道後期高齢者医療広域連合負担金 ・ 生活保護扶助事業 ・ 生活困窮者自立促進支援事業 ・ 生活保護法施行事務事業 ・ 生活保護法施行事務事業 ・ 自立支援プログラム推進事業	15,516,988 92,333 3,073,663 2,417,375 12,037,400 51,495 11,766 17,815
7 防災・消防	・ 災害対策 ・ 津波一時避難場所整備事業 ・ 大楽毛津波避難複合施設整備事業 ・ 防災行政無線更新事業 * 避難所環境整備事業 ・ 総合防災対策事業 ・ 住宅・建築物耐震改修等事業 ・ 警防活動 ・ 救急活動 ・ 消防訓練活動 ・ 西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎建設事業 ・ 団員活動 ・ 消防車両購入事業 * 高機能消防指令施設整備事業	7,194 750,513 (60,104) 766,227 (210,262) 421,300 80,000 130 1,450 13,073 10,591 6,005 315,077 5,049 221,947 14,777
8 交通安全・防犯	・ 街路灯維持管理費補助金等	38,709
9 消費生活	・ 消費者行政活性化事業	2,003

第2章 環境・教育・文化

(*印の事業は、新規事業／()書きは繰越明許費／単位:千円)

節	事業名	予算額
1 環境保全・野生生物	・ e c o ライフ促進支援事業 12,520 ・ 再生可能エネルギー導入推進事業 30,440 ・ 世界自然遺産登録推進事業 2,395 ・ 国際湿地協力活動 123 ・ 自然環境保全推進事業 3,891	
2 共生	・ 男女平等参画推進事業 626 ・ アイヌ政策推進交付金事業 288,539	
3 交流・平和	・ 移住定住・長期滞在促進事業 9,538 ・ 地域づくり推進事業 29,500 ・ 姉妹都市等交流推進事業 2,452 ・ 国際交流推進事業 13,258 ・ 平和都市推進事業 3,634	
4 生涯学習	・ 調査研究事業 ・ 動植物総合調査事業 335 ・ 自然観察等教育普及活動事業 2,934 ・ 博物館施設整備事業 8,767 ・ 博物館交流提携事業 646 ・ 図書館管理運営事業 18,002 ・ 生涯学習センター施設整備事業 178,497 ・ 市民文化会館施設整備事業 7,403 ・ こども遊学館施設整備事業 34,875 ・ 子ども読書活動推進事業 847 ・ 音別町体験学習センター施設整備事業 9,966 ・ 丹頂鶴自然公園等管理運営事業 1,333 * 開園50周年記念事業 8,849 * 生涯学習施設解体事業 494,839 * タンチョウ観察センター解体事業 30,265 ・ 阿寒国際ツルセンター施設整備事業 2,638 ・ 動物園事業特別会計 422,849 ・ 台北市立動物園交流事業 1,483	
5 学校教育	・ 確かな学力向上推進事業 8,152 ・ 教職員管理事業 2,482 ・ 校務支援システム管理運営事業 27,321 ・ 特別支援教育推進事業 16,453 ・ 特別支援学級事業 10,794 ・ 読書定着支援事業 300 ・ スクールソーシャルワーカー活用事業 6,435 ・ 不登校対策事業 2,368 ・ 学びの多様化学校事業 13,317 ・ いじめ非行防止対策事業 1,655 ・ 外国人英語指導助手活動事業 73,821 ・ 口腔健康管理事業 8,053 ・ 就学奨励費 3,767 ・ 防災教育推進事業 68 ・ コミュニティ・スクール活用推進事業 2,040 ・ 地域人材育成推進事業 6,000 ・ 放課後子どもプラン事業 3,407 ・ 教育指導奨励事業 ・ 指導主事事業 162 ・ 釧路市がめざす学校のすがた基本計画推進事業 2,974 ・ 学校施設環境整備事業 3,922 ・ 学校施設整備事業 ・ 小学校施設整備事業 73,304 ・ 中学校施設整備事業 245,375 ・ 学校施設保安維持事業 65,134	

(* 印の事業は、新規事業 / () 書きは繰越明許費 / 単位 : 千円)

節	事業名	予算額
5 学校教育	・ 大楽毛地区義務教育学校整備事業 ・ 音別地区義務教育学校整備事業 * 桜ヶ岡地区義務教育学校整備事業 ・ 新給食センター整備事業 * 学校給食会運営費等 ・ 家庭教育支援事業 ・ 英語力向上推進事業 * 北陽高校管理運営事業	466,779 751,326 51,546 471,358 60,651 2,641 5,612 6,378
6 文化・芸術	・ 文化財保護事業 ・ 文化財保護事業 ・ 天然記念物保護研究事業 ・ マリモ保護研究事業 ・ 文化振興事業 ・ 市立美術館企画展開催費補助金 ・ 所蔵作品等巡回事業	50 1,744 45,390 2,640 11,000 686
7 スポーツ	・ 鳥取温水プール施設整備事業 ・ 柳町スピードスケート場施設整備事業 * 第98回日本学生氷上競技選手権大会開催事業 * 大規模運動公園体育施設整備事業 ・ スポーツ合宿誘致推進事業	26,057 18,854 1,400 979 3,598

第3章 経済・産業

(* 印の事業は、新規事業 / () 書きは繰越明許費 / 単位: 千円)

節	事業名	予算額
1 農業	・ 農業用水道管理事業 113,710 ・ 国営緊急農地再編整備事業 44,183 ・ 市営牧場整備事業 25,608 * 道営草地整備事業 18,858 ・ 農道管理事業 40,695 ・ 野菜振興対策事業 6,000 ・ 牛乳消費拡大事業 1,000 ・ 中山間地域等直接支払制度交付事業 92,378 ・ 多面的機能支払交付金 6,889 ・ 農村地域人材育成推進事業 11,000	
2 林業・木材産業	・ 豊かな森づくり推進事業 9,115 ・ 市有林収穫事業 80,456 ・ 林業振興事業 89,114 ・ 林道管理事業 37,068 ・ 山菜振興推進事業 5,500 ・ 地域材利用拡大・森林整備推進事業 22,497	
3 水産業	・ ウニ資源増大対策事業 3,600 ・ ホッキ貝資源増大対策事業 1,500 ・ マツカワ資源増大対策事業 771 ・ ワカサギ養殖事業 1,688 ・ シシヤモふ化事業 3,000 ・ 沖合資源増大実験事業 2,400 * 農山漁村地域整備交付金事業負担金 9,000 ・ 砂ツブ増殖事業 500 ・ コンブ漁場整備事業 22,028 ・ 雑海藻駆除事業 9,000 ・ ヒトデ駆除事業 180 ・ 漁業後継者就職支援事業 133 ・ 漁業被害支援事業 500 ・ 魚揚場事業特別会計 148,946 ・ 水産加工業活性化支援事業 356 ・ くしろプライド釧魚(センギョ)事業 500 ・ 養殖調査研究事業 10,000 ・ ブルーカーボン推進事業 3,000 ・ くじらのまちづくり推進事業 1,757	
4 鉱工業	・ 工業用水対策事業 13,500 ・ 工業用水道事業会計 104,732 ・ 産炭地振興事業 32,862 ・ 炭鉱技術研修支援事業 1,274	
5 観光	・ 食の魅力づくり推進事業 14,934 ・ MICE産業強化推進事業 2,321 ・ 滞在体験観光促進事業 ・ 滞在周遊促進事業 37,719 ・ 冬季体験型観光強化推進事業 650 ・ アドベンチャートラベル推進事業 38,435 ・ 統合型リゾート構想推進事業 37 ・ 道東道利用促進事業 1,988 ・ ひがし北海道空港連携誘致事業 1,500 ・ 水のカムイ観光圏協議会負担金 7,501 ・ 国内観光客誘致事業 2,243 ・ 海外観光客誘致事業 2,831 ・ 観光情報発信提供事業 4,444 * DMO推進体制強化事業 6,431 * 外国人材活用事業 900 ・ 観光施策推進事業 44,226	

(* 印の事業は、新規事業／() 書きは繰越明許費／単位：千円)

節	事業名	予算額
5 観光	* 湿原展望台施設整備事業 ・ 阿寒地域活性化事業 ・ 音別町憩いの森管理運営事業	34,859 5,500 5,500
6 商業・中小企業	・ 空き店舗等活用促進事業 ・ 商工会・商店街等活性化支援事業 ・ 中心市街地活性化対策事業 ・ 公設地方卸売市場事業会計 ・ 中小企業振興資金貸付対策事業 ・ 起業・事業承継推進事業 ・ スタートアップ人材創出事業 ・ ビジネスサポートセンター事業	4,100 2,300 4,724 257,662 2,869,692 1,346 25,066 57,044
7 産業支援・企業誘致	・ 中小企業ＤＸ推進事業 ・ 新産業創造等推進事業 ・ 新産業創造等推進事業 ・ 釧路新産業創造研究会補助金 ・ 地場産品普及促進事業 ・ 地場産品普及促進事業 ・ 販路開拓支援事業 * 工業用地調査事業 ・ ふき紙普及促進事業 ・ テレワーク等推進事業	690 801 3,000 480 1,697 6,875 4,034 1,100
8 雇用・労働	・ 女性求職者就労促進事業 ・ 人材確保・定着促進事業 ・ 人材確保等優良事業促進事業 ・ ＵＩＪターン推進事業	3,431 9,852 19,110 17,273

第4章 都市構造・都市基盤

(* 印の事業は、新規事業／() 書きは繰越明許費／単位：千円)

節	事業名	予算額
1 持続可能なまちづくり	・都市計画施策推進事業 4,096 ・立地適正化計画推進補助金 5,000 ・釧路駅周辺整備推進事業 11,449 ・駐車場事業特別会計 155,538 ・公共交通活性化事業 32,161 ・旧日本銀行釧路支店活用促進事業 803	
2 道路・河川	・市道整備事業 1,074,320 (63,036) ・道路橋梁維持補修事業 150,159 ・冬期路面对策事業 176,129 ・低地帯浸水対策事業 348,629 ・道路整備要望推進事業 1,194	
3 港湾・空港	・港湾施設維持点検業務 77,133 ・港湾施設整備事業 63,640 ・港湾施設改修事業 173,172 ・港湾計画推進事業 80,550 ・国直轄港湾工事負担金 799,950 (190,350) ・港湾整備事業会計 1,080,685 ・港湾開発整備促進事業 13,957 ・空港拡張整備促進事業 14,123 ・釧路空港国際化推進事業 3,298	
4 住宅	・維持管理事業 73,210 ・使用料収納事業 4,157 ・公営住宅等建設事業 1,533,315 ・空家等対策事業 9,605 ・住宅エコリフォーム補助金 6,662	
5 水道・下水道	・水道事業会計 12,004,578 ・第3回拡張事業 1,488,307 (828,308) ・配水管整備事業 460,672 (1,582,394) ・浄水場施設整備事業 221,551 ・簡易水道整備事業 81,235 ・メーター整備事業 542,957 ・水質検査機器整備事業 11,029 ・下水道事業会計 12,646,042 ・公共下水道事業 ・終末処理場の整備 1,502,190 (15,810) ・ポンプ場の整備 380,000 ・管渠整備 766,210 (291,190) ・特定環境保全公共下水道 ・終末処理場の整備 257,900 (344,100) ・ポンプ場の整備 11,000 ・管渠整備 30,500 (13,900) ・合併処理浄化槽補助金 3,293	

(* 印の事業は、新規事業 / () 書きは繰越明許費 / 単位 : 千円)

節	事業名	予算額
6 公園	・ 維持管理事業 ・ 公園維持管理事業 ・ 街路樹維持管理事業 ・ 都市公園整備事業 ・ 火葬場施設整備事業	70,032 2,000 203,441 (21,000) 44,478
7 ごみ処理	・ 釧路広域連合負担金 ・ ごみ減量化対策事業	616,741 265

第5章 市民協働・行財政運営

(* 印の事業は、新規事業／() 書きは繰越明許費／単位：千円)

節	事業名	予算額
1 市民協働	・ 輝くまちづくり交付金	3,050
2 行財政運営	・ 釧路市まちづくり基本構想推進事業	153
	・ まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業	200
	・ ふるさと納税推進事業	1,347,261
	* 宿泊税導入事業	7,684
	・ 広告事業	-
	・ スマート自治体推進事業	19,956
	・ 自治体情報システム標準化事業	42,787
	* 書かないワンストップ窓口導入事業	60,405
	・ 都市経営戦略プラン推進事業	4,008
	・ 行政評価推進事業	120
	・ 重要政策課題調査事業	1,000
	・ 個人番号カード交付等事業	121,176
	・ 財産管理事業	6,132
	・ 市有施設補修・改修事業	194,468
	・ 公共施設等適正化事業	660
	・ 定住自立圏構想等推進事業	98
	・ 職員研修事業	11,113
	・ 給料	5,504,656
	・ 各種手当	3,173,890
	* マーケティング戦略推進事業	6,539

第4編 マーケティング戦略室

マーケティング戦略室

1 ふるさと納税の推進

厳しい財政状況の中で自主財源を確保するため、「ふるさと納税」のPRを促進、簡易に寄附できる環境整備や寄附者に対し釧路の特産品贈呈を行い、次年度以降の寄附の継続を促進し歳入の向上に努める。

年度	寄附件数	寄附額
令和4	99,380 件	1,774,540,000 円
令和5	110,034 件	2,200,520,604 円
令和6	98,797 件	1,936,332,624 円

※令和6年度は速報値

2 テレワーク等の推進

近年の働き方改革による労働環境の多様化等を契機としてテレワークの活用が進むなか、新たな人・企業を呼び込む切り口として、ワーケーションの推進により首都圏等からの継続的、安定的な人・企業の呼び込みを図り、関係人口や交流人口の拡大、サテライトオフィス等の誘致に結び付ける。

第5編 総務部

総務課

1 本庁舎の概要

庁舎の概要は次のとおりである。

- | | | |
|-------------|----------------------------|----------------|
| (1) 着工 | 昭和39年2月1日 | |
| (2) 竣工 | 昭和40年11月30日 | |
| (3) 総工費 | 617,572,700円 | |
| (4) 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 地下1階、地上5階、塔屋2階 |
| (5) 敷地面積 | 12,686.004m ² | |
| (6) 建築面積 | 3,548.767m ² | |
| (7) 床面積 | 延 14,169.027m ² | |
| (8) 庁舎前駐車場 | 面積 1,118m ² | 収容台数（普通乗用車）57台 |
| (9) 庁舎正面駐車場 | 面積 673m ² | 収容台数（普通乗用車）24台 |
| (10) 庁舎前庭面積 | 2,559.75m ² | |

2 防災庁舎の概要

庁舎の概要は次のとおりである。

- | | | |
|----------|--------------------------|----------------|
| (1) 着工 | 平成25年9月24日 | |
| (2) 竣工 | 平成27年3月11日 | |
| (3) 総工費 | 3,140,067,300円 | |
| (4) 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 地上5階、2－3階 中間免震 |
| (5) 敷地面積 | 2,913.68m ² | |
| (6) 建築面積 | 1,740.54m ² | |
| (7) 床面積 | 延 7,194.68m ² | |
| (8) 駐車場 | 収容台数（普通乗用車）81台 | |

3 阿寒町行政センターの概要

平成17年10月11日の3市町合併により、旧阿寒町役場を行政センターとして使用

- | | | |
|------------|---------------------------|-----------------|
| (1) 着工 | 昭和47年5月23日 | |
| (2) 竣工 | 昭和48年6月23日 | |
| (3) 総工費 | 179,684,000円 | |
| (4) 構造 | 鉄筋コンクリート陸屋根 | 地下1階、地上3階 |
| (5) 敷地面積 | 1,750.88m ² | |
| (6) 建築面積 | 750.33m ² | |
| (7) 床面積 | 延 2,634.21m ² | |
| (8) 駐車場 | 面積 2,110.87m ² | 収容台数（普通乗用車）119台 |
| (9) 庁舎前庭面積 | 12,543.20m ² | |

4 音別町行政センターの概要

庁舎の概要は次のとおりである。

- | | | |
|----------|--------------------------|--------------------|
| (1) 着工 | 平成25年9月24日 | |
| (2) 竣工 | 平成26年10月8日 | |
| (3) 総工費 | 605,578,000円 | |
| (4) 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 |
| (5) 敷地面積 | 3,590.80m ² | |
| (6) 建築面積 | 547.42m ² | |
| (7) 床面積 | 延 1,497.54m ² | |
| (8) 駐車場 | 面積 364.91m ² | 収容台数（普通乗用車）15台 |

防災危機管理課

1 市の防災危機管理体制

(1) 釧路市防災会議

ア 構成委員数 39名

イ 釧路市地域防災計画

地震災害等対策編、津波災害対策編、風水害等対策編及び資料編の4編から構成されている。

ウ 釧路市水防計画

予報及び警報等の伝達、水防活動、要配慮者利用施設における避難確保計画策定など

(2) 釧路市国民保護協議会

ア 構成委員数 34名

イ 釧路市国民保護計画

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する備え、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置など

(3) 雌阿寒岳火山防災協議会

ア 構成委員数 47名

イ 雌阿寒岳火山防災計画

雌阿寒岳噴火による被害想定、避難計画、災害応急対策計画など

(4) 災害情報の伝達

ア 防災行政無線（同報系）

イ 全国瞬時警報システム（Jアラート）

国からの緊急情報を固定系防災行政無線及びFMコミュニティラジオに連動させて、自動発信する。

ウ 釧路市防災メール配信サービス

メール、FAX、固定電話の登録者に対し気象・避難情報を配信する。

エ 土砂災害情報の個別配信システム

釧路市防災メール配信サービスを活用し、土砂災害警戒区域に指定された地区の住民のうち、希望者に対し警戒区域ごとに避難情報を配信する。

オ 衛星携帯電話

防災関係機関、災害拠点病院等に配備

カ FMコミュニティラジオによる防災情報放送

災害時 災害情報や被災情報など市民の安全安心に寄与する放送

通常時 オリジナル防災情報など市民の防災力向上につながる放送

キ 広報車による災害状況の広報

ク SNS（フェイスブック・LINE）による災害情報の発信

(5) 防災体制の強化

ア 津波一時避難場所等の確保

イ ハザードマップの作成

(ア) 津波ハザードマップ

(イ) 新釧路川・釧路川・別保川洪水ハザードマップ

(ウ) 阿寒川・舌辛川洪水ハザードマップ

(エ) 音別川洪水ハザードマップ

(オ) 火山（雌阿寒岳）ハザードマップ

(カ) 土砂災害ハザードマップ

(キ) 釧路市Webハザードマップ

ウ 最大クラスの津波浸水位立体画像の公開

エ 災害用備蓄資機材

防災庁舎、湿原の風アリーナ釧路、阿寒町行政センター、音別町行政センターを含む14カ所の備蓄資機材庫等に災害用資機材及び感染症対策用品を備蓄

オ 災害に関する協定の締結

カ 防災訓練の実施

訓練状況

訓練名	参加人数
釧路市防災総合訓練（釧路地区）	800人
釧路市阿寒町防災（洪水対応）訓練	139人
釧路市阿寒町防災（火山対応）訓練	17人
釧路市防災訓練（音別地区）	101人
釧路市冬季防災訓練（鉄北地区）	251人

契 約 管 理 課

1 公共工事の入札及び契約の適正化の推進

公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主な目的として、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「建設業法」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（担い手3法）が施行され、次の取組を行っている。

- (1) 工事入札参加資格申請の主観的事項の数値の加算（除雪事業への協力、修繕等当番業務への協力、釧路市消防団員の雇用、災害協定の締結、地域貢献ボランティア活動、若年者の雇用、女性技術者・技能者の雇用など）
- (2) ゼロ市債（建設工事早期発注・発注平準化）事業の実施（単位：件、円）

年 度	件数	発注済額
令和 5	33	572,055,000
令和 6	38	604,197,000
令和 7	37	534,094,000

2 建設協議会

建設行政に関し、緊密な連絡をとり総合的運営を図ることを目的として、釧路市建設協議会を設けている。

総務、水産港湾空港、住宅都市、都市整備、上下水道の各部長並びに、契約管理課長及び工事設計指導主幹で組織され、契約管理課がその庶務にあたっている。

協議会には、資格審査、指名、賞罰審査、資材単価、談合情報調査、情報公開、連絡調整の各部会があり、業者の資格審査、選定、賞罰等に関することを審議している。

3 建設工事等入札参加資格登録業者一覧表

（令和7年4月1日現在）

区分		登録 業者数	工 種 別 登 録 業 者 数												
			土 木	建 築	舗 装	電 気	管	水 道	機 械	塗 装	造 園	設 計	測 量	調 査	計
登録 業者 数	市内	173	68	56	28	28	33	8	16	17	12	23	17	12	318
	市外	817	197	140	77	198	158	2	133	48	17	311	149	103	1,533
	計	990	265	196	105	226	191	10	149	65	29	334	166	115	1,851

※工種別登録業者数は、登録業者が複数工種を申請するため、計は不一致となる

4 令和6年度業種別契約状況一覧表

（単位：件、円）

業種別	区分	件 数			金 額
		市内	市外	計	
土 木		74	0	74	2,230,690,000
建 築		58	2	60	3,376,469,800
舗 装		36	3	39	569,613,000
電 気		47	11	58	1,651,727,000
管		46	0	46	629,335,300
水 道		26	0	26	2,570,997,000
機 械 器 具		47	4	51	835,527,000
塗 装		5	0	5	11,088,000

造	園	13	0	13	78,078,000
設	計	40	19	59	728,148,943
測	量	8	0	8	29,755,000
調	査	19	3	22	236,942,200
計		419	42	461	12,948,371,243

5 令和6年度物品購入（製造・販売）契約状況（単位：件、円）

業者区分 購入区分	件 数				金 額
	市 内	準市内	市 外	計	
報 償 費	—	—	—	—	—
需 用 費	60	27	5	92	209,297,507
原 材 料 費	4	—	—	4	6,023,600
備 品 購 入 費	50	27	7	84	821,627,722
計	114	54	12	180	1,036,948,829

6 小規模修繕事業者登録業者一覧表

(1) 登 録 事 業 者 数 50 事業者（法人 34 個人 16）

(2) 工種別登録事業者数 延べ 154 事業者（令和7年4月1日現在）

大 工	16	塗 装	10	屋 根	6	機械設備	8
左 官	6	内装仕上	19	管	6	電気通信設備	4
建 具	11	ガラス	5	タイル・れんが	2	機 器	7
電 気	12	とび・土工	11	舗 装	6	外 柵	5
板 金	7	石積等	0	防 水	3	その他	10

7 令和6年度の審査・検査業務実績（単位：件）

業 種	土 木	建 築	電 気	管	機 械	合 計
設計審査	84	27	13	5	3	132
工事検査	72	54	36	18	7	187

※工事検査は、中間検査、部分払い検査、部分使用検査を含む

8 積算情報に関する取組

情報化技術の進歩は著しく、あらゆる分野でのシステム化が盛んに行われており、公共事業においてもシステム化による積算業務の効率化、適性化が積極的に進められている。

このような状況から市は北海道建設部と共同で工事費積算システムを導入し、業務の効率化を推進するとともに、例年積算担当者に配布している積算資料の軽減化（ペーパーレス化）を図っている。

今後は、積算システムの効率的な監理や工事に必要な資材単価の迅速な決定、積算業務で抱える課題の解決（連絡調整委員会の運営）を行い更なる適正化・効率化を図る。

9 市有車両保有状況

(令和7年4月1日現在)

用途 種別 所属（部・課）		乗用車			貨物車			乗合	特種			特殊		原付 自転車	合 計
		軽四	小型	普通	軽四	小型	普通	普通	消防	救急	その他	小型	大型		
総務	総務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
	契約管理	25	5	9	2	6	—	—	—	—	—	—	—	—	47
市民環境	市民生活	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	環境保全	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	2
	環境事業	3	1	1	1	8	2	—	—	—	4	—	2	—	22
福祉	社会援護	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	障がい福祉	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	3
	介護高齢	5	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	7
保健	児童発達支援センター	2	1	—	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	7
振興業	農林	—	1	2	—	6	2	—	—	—	—	3	8	—	22
	商業労政	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
湾水産港	水産	—	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3
	港湾空港	1	4	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	7
都住宅	住宅	1	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	4
都市整備	公園緑地	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	道路河川	—	—	2	—	3	—	—	—	—	1	—	—	—	6
	道路維持事業所	1	—	2	1	3	5	—	—	—	4	1	28	—	45
	阿寒建設	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	1	—	3
	音別建設	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	3	—	4
消防	釧路	—	1	2	—	2	1	—	50	9	—	3	—	—	68
	阿寒	—	—	—	—	—	—	—	14	3	—	—	—	—	17
	音別	—	—	—	—	—	—	—	7	1	—	—	—	—	8
	白糠	—	—	—	—	—	—	—	5	2	—	1	—	—	8
教育委員会		3	3	1	6	5	2	1	—	—	2	2	—	3	28
上下水道部		1	3	7	8	15	—	—	—	—	5	—	—	—	39
市立病院		4	2	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	9
阿寒町行政センター		2	13	4	1	6	3	5	—	—	7	—	2	—	43
音別町行政センター		—	14	—	2	6	2	5	—	—	3	—	4	—	36
合 計		50	53	33	25	68	20	13	76	16	30	11	48	3	446

※無償貸付含む

10 指定管理者制度

市では、公の施設の管理運営について地方自治法に基づく指定管理者制度を導入している。また、一部の施設については、施設の使用料を指定管理者の収入（利用料金）として収受させることができる「利用料金制」を採用している。

(1) 指定管理者制度導入件数

(令和7年4月1日現在)

指定単位数	施設数	うち、利用料金制の施設数
92 件	513 施設	70 施設

情報システム課

1 コンピュータ事務処理運用状況

(1) 戸籍システム

業 務 名	稼 働 年 月	業 務 名	稼 働 年 月
戸 籍 総 合 シ ス テ ム	平成 23 年 2 月		

(2) 共通基盤システム

利 用 者 認 証 シ ス テ ム	平成 23 年 2 月	稼働状況監視システム	平成 24 年 4 月
業 務 シ ス テ ム 関 連 系	平成 24 年 2 月	印刷帳票管理システム	平成 24 年 7 月
総合バックアップシステム	平成 24 年 4 月	外 字 管 理 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月
統 合 E U C シ ス テ ム	平成 24 年 4 月		

(3) 住民記録系システム

住 基 ネ ッ ト	平成 14 年 8 月	国 民 年 金 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月
住 民 記 録 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月	選 挙 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月
印 鑑 登 録 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月	就 学 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月

(4) 税・収納系システム

固 定 資 産 税 シ ス テ ム	平成 23 年 12 月	国 民 健 康 保 険 シ ス テ ム	平成 24 年 4 月
個 人 市 民 税 シ ス テ ム	平成 24 年 1 月	収 納 管 理 共 通 シ ス テ ム	平成 24 年 4 月
法 人 市 民 税 シ ス テ ム	平成 24 年 3 月	収 納 管 理 シ ス テ ム	平成 24 年 6 月
軽 自 動 車 税 シ ス テ ム	平成 24 年 4 月	税 滞 納 管 理 シ ス テ ム	平成 24 年 6 月
宛 名 管 理 シ ス テ ム	平成 24 年 4 月		

(5) 福祉系システム

生 活 保 護 シ ス テ ム	平成 16 年 10 月	健 康 管 理 シ ス テ ム	平成 24 年 4 月
児 童 手 当	平成 17 年 10 月	介 護 保 険	平成 24 年 5 月
児 童 扶 養 手 当	平成 18 年 4 月	総合福祉・高齢者福祉システム	平成 24 年 8 月
後 期 高 齢 者 医 療	平成 20 年 4 月	障 が い 者 福 祉	平成 29 年 4 月
保 育 料	平成 24 年 4 月	医 療 給 付	平成 24 年 9 月
教 育 (就 学 援 助)	平成 24 年 9 月	奨 学 金	平成 24 年 9 月

(6) 内部管理系システム

工 事 評 定	平成 14 年 7 月	人 事 給 与	平成 25 年 1 月
口 座 振 替	平成 24 年 4 月	備 品 管 理	平成 25 年 4 月
財 務 会 計	平成 24 年 10 月	工 事 契 約	平成 25 年 4 月
秘 書 シ ス テ ム	平成 25 年 3 月		

(7) 利用者管理系システム

水道料金滞納管理システム	平成 17 年 6 月	上 下 水 道 料 金	平成 24 年 10 月
給 水 工 事 業 務 シ ス テ ム	平成 20 年 4 月	下 水 道 受 益 者 負 担 金	平成 24 年 10 月
住 宅 使 用 料	平成 24 年 4 月	し 尿 処 理 手 数 料	平成 24 年 8 月
畜 犬 登 録	平成 24 年 9 月		

(8) 既存システム連携調整

再構築対象外業務との連携システム	平成 24 年 12 月
------------------	--------------

(9) システム管理委託（アウトソーシング）

印 刷 業 務	平成 24 年 4 月	保 守 業 務	平成 25 年 4 月
---------	-------------	---------	-------------

2 庁内 LAN 稼働状況

- 平成 27 年 9 月 釧路市役所本庁舎 LAN 配線整備
- 平成 28 年 1 月 仮想アプリケーション基盤構築
- 平成 28 年 1 月 システム間ファイアウォール整備
- 平成 30 年 11 月 グループウェア更新

3 O A機器設置状況

(令和6年4月1日現在)

設置部名	パソコン	設置部名	パソコン
総 務 部	152 台	音別町行政センター	52 台
総 合 政 策 部	54 台	上 下 水 道 部	175 台
財 政 部	120 台	消 防 本 部	138 台
市 民 環 境 部	194 台	市 立 病 院	33 台
福 祉 部	226 台	教 育 委 員 会	156 台
こ だ も 保 健 部	213 台	選 挙 管 理 委 員 会	8 台
産 業 振 興 部	82 台	監 査 事 務 局	7 台
水 産 港 湾 空 港 部	40 台	議 会 事 務 局	11 台
住 宅 都 市 部	70 台	農 業 委 員 会	8 台
都 市 整 備 部	80 台	会 計 室	13 台
阿寒町行政センター	89 台		
合 計			1,921 台

※こども保健部については児童館、上下水道部については浄水LAN接続パソコン、消防本部については通信指令LAN接続パソコンを除く。

教育委員会については、小・中・高等学校の教育用のパソコン及び図書館ネットワーク用のパソコンを除く。

市立病院については、病院LAN接続パソコンを除く。

4 デジタル・トランスフォーメーションの取組

(1) 釧路市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針

平成19年3月に策定した「釧路市高度情報化計画」を刷新し、「まちづくり基本構想」に掲げる「効率的・効果的な行政運営」、「情報化の推進」を図るうえでの、情報技術の利活用の基本的な考え方や方向性を示すものとして、令和3年6月に策定。

ア 基本理念

「スマートフォンの中に市役所がある」

イ 基本方針

(ア) 市民ファースト

「書かせない」、「待たせない」、「どこでもできる」をデジタル技術で実現

(イ) 行政のスマート化

従来の業務を改善し、新たな価値の創出を図るなど、効率的かつ効果的な行政サービスの提供

(2) 釧路市デジタル・トランスフォーメーション（DX）実行計画

「釧路市DX推進方針」に掲げる基本理念及び基本方針を実現するための具体的な施策を示すものとして、令和4年6月に策定。

5 地域イントラネット基盤施設整備事業

- (1) 平成18年3月 40施設間光回線ネットワーク稼動（防災カメラを含む）、議会中継システム稼動
- (2) 平成18年4月 行政情報提供システム、防災情報提供システム稼動
- (3) 平成18年12月 23施設間光回線ネットワーク稼働
- (4) 平成19年4月 図書館システム、観光情報提供システム稼動
- (5) 平成24年10月 ホームページ公開用ネットワーク更新
- (6) 平成26年12月 地域イントラネット機器の更新
- (7) 平成27年3月 防災庁舎ネットワーク構築
- (8) 平成28年3月 防災カメラネットワークセキュリティ強化

職 員 課

1 職員の採用・退職状況（令和6年度）（単位：人）

職 種	採用人員	退職人員
総 合 職	66	17
事 務 職	1	43
技 術 職	—	11
保 育 職	—	3
保健師・助産師	3	6
労 務 職	—	—
教 育 職	—	—
消 防 職	13	12
医 師 職	31	33
看 護 師	36	52
医療技術職	14	8

※平成23年度採用試験（平成24年4月採用）より総合職を実施

2 定年制

- (1) 一般の職員 年齢62歳
医師及び歯科医師 年齢65歳
- (2) 定年退職日 3月31日
- (3) 勤務延長（その職員の退職により、公務の運営に著しい支障が生ずるとき）
延長期間 1年（最高3年）

3 特別職の給料・報酬

職 名		給料等	職 名		給料等
市 長		1,035,000円	建 築 審 査 会	会 長	(日額) 6,600円
副 市 長		835,000円		委 員	(日額) 6,200円
教 育 長		725,000円	国民健康保険事業の運営に関する協議会		(日額) 5,700円
公営企業管理者		700,000円	介護認定審査会	会 長	(1回) 16,900円
教育委員会	委 員	97,000円		合議体の長	(1回) 12,000円
選挙管理委員会	委 員 長	59,000円	障害支援区分等審査会	委 員	(1回) 16,900円
	委 員	47,000円		合議体の長	(1回) 12,000円
農 業 委 員 会	会 長	59,000円		委 員	(日額) 16,900円
	委 員	47,000円	いじめ防止対策委員会※1	委 員 長	(日額) 12,000円
公 平 委 員 会	委 員 長	59,000円		委員及び特別委員	(日額) 5,000円
	委 員	47,000円	専門委員※2		(日額) 5,000円
監 査 委 員	知識(常勤)	700,000円	附属機関委員※2		(日額) 5,000円
	〃(非常勤)	160,000円			
	市議(非常勤)	59,000円			
固定資産評価審査委員会	委 員 長	(日額) 6,600円			
	委 員	(日額) 6,200円			

※1 いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る事実確認を明確にするための調査を行う場合に限る

※2 3時間以内の場合 (日額) 2,500円

4 職員の給与等

- (1) 1人当たりの月平均給料及び職員の平均年齢（特別職を除く）

平均給料	321,270円
平均年齢	41歳6カ月

- (2) 初任給（行政職）

高校卒	188,000円
短大卒	204,400円
大学卒	220,000円

- (3) 期末・勤勉手当（非管理職の支給割合）（令和7年度見込）

区分 月	期末	勤勉
6	125.0/100	105.0/100
12	125.0/100	105.0/100
計	250/100	210/100

- (4) 管理職手当（各部局別職員数）

職名	月額	人 員						
		市長	水道	消防	釧路病院	教育	議会他	計
部長	84,000円	18	1	1	3	3	1	27
部次長	67,000円	22	1	3	8	3	2	39
課長	59,000円	75	11	20	33	15	3	157
総括係長	52,000円	64	13	6	7	10	2	102
係長 （総括係長を除く）	47,000円	74	5	39	42	17	3	180

- (5) 退職手当

退職手当は、勤続年数と退職事由に応じて算出される基本額と在職中の給料月額に応じた調整額との合算額が支給される。

ア 基本額 退職日の給料月額に次に掲げる退職事由別の割合及び調整率（83.7/100）を乗じて得た額

区 分	勤続年数（割合は1年につき）						
	1-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-34	35以上
退職事由	普通退職	100/100	110/100	160/100	200/100	160/100	120/100
	長期勤続	125/100	137.5/100	200/100※		—	
	整理退職	150/100	165/100		180/100		105/100

※「長期勤続」における「200/100」の適用期間は16年以上24年以下

イ 調整額 在職中の給料月額のうち高いものから60月分を次に掲げる区分に当てはめ積算した額

区 分	第1号区分	第2号区分	第3号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分
調整月額	54,150円	43,350円	32,500円	27,100円	21,700円	0円

5 旅費規定表

級	職 名	宿 泊		日 当
		北海道内	北海道外	
1	市長・議長・副議長	13,400円	14,600円	3,100円
2	副市長・議員・消防長・常勤監査委員・公営企業管理者・市立釧路総合病院長・教育長	13,000円	14,200円	3,000円
3	部長・部次長・課長・係長・市立釧路総合病院、市立釧路国民健康保険阿寒診療所及び市立釧路国民健康保険音別診療所の医師	11,100円	12,100円	2,600円
4	上記以外の職員	11,100円	12,100円	2,400円

※4級の職員が1、2級の出張者に随行する場合は、随行旅費として3級旅費を支給する

※宿泊料については、上記金額を上限とし現に要する額を支給する

6 職員の福利厚生

(1) 福利厚生

市は、相互扶助の精神に基づき生活の安定と教養の向上並びに会員の親睦、福利等を図ることを目的として、市職員をもって組織されている福利厚生会に補助金を支出し、各種福利厚生事業を行っている。なお、令和6年度補助金は1人当たり3,200円、総額4,749千円（前年度3,200円、総額4,688千円）である。

ア レクリエーション、文化、体育事業

(2) 職員の健康管理

ア 職員の健康保持及び健康管理のため、令和6度は定期健康診断等を実施した。

イ 医務室の設置

福利厚生会の看護師1名が医療相談や救急疾患の応急処置を行っている。

ウ 医務室の利用状況（令和6年4月～令和7年3月）

医務室相談人数（延べ人数）	748人
医務室利用人数（延べ人数）	1,215人

(3) 恩給支給状況

釧路市恩給条例に基づく令和6年度の支給額は、821千円（1人）である。

7 令和6年度職員研修実施状況

研修名		実施月(1回の日数)	回数	受講者数
基礎研修	新採用職員研修(前期)	4月(4日)	1	85
	新採用職員研修(後期)	10月(3日)	1	85
	ブラッシュアップ研修	6月(2日)	1	46
	キャリアデザイン交流会	9月(1日)	1	21
	新任主任研修	7月(1日)	1	37
	新任主査研修	8月(1日)	1	43
	新任専門員研修	5、7月(2日)	1	35
	新任係長研修	4、5月(2日)	1	37
	マネジメント研修(課長職)	4月(2日)	1	16
	コーチング研修(係長職)	5、1月(2日)	1	20
	シニアキャリア研修	4月(1日)	1	16
	基礎研修 計		11	441
特別研修	まちづくり研修	8月(2日)	1	24(他町村10)
	コミュニケーションスキル研修	6月(1日)	1	17
	業務システム活用研修	5月(1日)	4	62
	eラーニング研修	11～3月		延102
	特別研修 計		6	205
派遣研修	北海道	令和5年度から2年間	1	(主任)1
	北海道	令和6年度から2年間	1	(主事)1
	北海道大学	令和6年度から2年間	1	(主査)1
	環境省	令和6年度から2年間	1	(主任)1
	独立行政法人 国際観光振興機構	令和5年度から3年間	1	(主事)1
	市町村アカデミー			
	契約実務	6月(5日)	1	(主事)1
	ナッジ等を活用した政策イノベーション	9月(5日)	1	(主任)1
	新時代における地方公務員の人材育成・確保	9月(5日)	1	(主査)1
	管理職のためのリーダーシップ・マネジメント講座	10月(3日)	1	(係長)1
	全国地域づくり人財塾	10月(3日)	1	(主事)1
	法令事務(応用)	11月(11日)	1	(主任)1
	職場のリーダー養成講座	11月(5日)	1	(主査)1
	事業推進のためのデータ活用	12月(5日)	1	(主査)1
	市町村税徴収事務	1月(11日)	1	(主査)1
	北海道市町村職員研修センター			
	税務事務(応用)《市町村民税課税》	9月(2日)	1	(主任)1
	業務改善手法	10月(2日)	1	(主査)1
	地域力向上	11月(2日)	1	(係長)1
	自治大学校第2部課程第206期	10～12月(53日)	1	(主任)1
	公益財団法人北海道市町村振興協会 政策力形成ゼミナール	8、10月(4日)	1	(係長)1
	一般財団法人地域活性化センター 第3回キャリア開発塾	1月(5日)	1	(主査)1
	派遣研修 計		20	20
総 計			37	666

行 財 政 改 革 推 進 室

1 職員の条例定数と配置人員

(単位：人)

部 局	令和 6 年 4 月		令和 7 年 4 月	
	条例定数	配置人員	条例定数	配置人員
市長の事務部局の職員	969	942	984	957
病院及び診療所の職員	890	890	894	894
上下水道部の職員	130	130	126	126
議会事務局の職員	12	9	12	9
選挙管理委員会事務局の職員	5	4	5	4
監査事務局の職員	6	6	6	6
公平委員会の職員	—	—	—	—
農業委員会事務局の職員	4	3	4	3
消防本部及び署の職員	323	323	322	322
教育委員会事務局の職員	136	128	140	132
教育委員会所管の学校職員	66	59	66	59
計	2,541	2,494	2,559	2,512

2 令和 7 年度行財政改革の取組

(1) 行政組織等の改革

ア 組織改革等の内容

(ア) 職（参事）の新設

- a 自治体戦略推進参事を新設

(イ) 職（参事）の廃止

- a 自治体戦略担当部長を廃止（総合政策部）

(ウ) 課の新設

- a マーケティング戦略室を新設（部に属しない室）

(エ) 課の再編

- a 総合政策部都市経営課を企画課に再編
- b 学校教育部教育支援課を学校教育課と学校指導課に分割再編
- c 生涯学習部阿寒生涯学習課を阿寒教育事務所（課）に再編
- d 生涯学習部音別生涯学習課を音別教育事務所（課）に再編
- e 市立釧路総合病院医療連携相談室を医療連携相談室と入院支援室に分割再編

(オ) 職（主幹）の新設

- a 太陽光発電施設対策主幹を新設（市民環境部環境保全課）
- b 自然環境計画主幹を新設（市民環境部環境保全課）

(カ) 職（主幹）の廃止

- a 副港整備推進主幹を廃止（水産港湾空港部水産課）
- b 地域医療連携主幹を廃止（市立釧路総合病院医療連携相談室）

(キ) 係の新設

- a マーケティング戦略室マーケティング戦略係を新設
- b 学校教育部学校指導課学びの多様化学校開校準備係を新設
- c 生涯学習部動物園管理係を新設
- d 生涯学習部動物園飼育展示係を新設

(ク) 係の再編

- a 生涯学習部阿寒生涯学習課生涯学習スポーツ係を教育係に再編
- b 生涯学習部音別生涯学習課生涯学習スポーツ係を教育係に再編

(ケ) 係の廃止

- a 学校教育部総務課阿寒教育係を廃止
 - b 学校教育部総務課音別教育係を廃止
 - c 生涯学習部動物園管理飼育展示担当を廃止
 - d 生涯学習部動物園ツル担当を廃止
- (コ) 体制の充実等
- a 稼げるまちとしての力を高める業務に係る体制充実（マーケティング戦略室）
 - b 津波災害対策業務の体制充実（総務部防災危機管理課）
 - c 公共交通施策に係る体制充実（総合政策部企画課）
 - d 国勢調査実施年度の体制充実（総合政策部企画課）
 - e 戸籍の振り仮名記載対応に係る体制充実（市民環境部戸籍住民課）
 - f 太陽光発電施設の設置に係る規制に関する体制充実（市民環境部環境保全課）
 - g 自然環境保全に向けた条例制定、計画策定及び推進に係る体制充実（市民環境部環境保全課）
 - h こども誰でも通園制度の実施及び特別支援保育事業の拡大に係る体制充実（こども保健部こども育成課）
 - i 桜ヶ岡保育園管理運営体制の見直し（こども保健部こども育成課）
 - j 新富士保育園、鳥取保育園及び芦野保育園における特別支援保育拡大に伴う体制充実（こども保健部こども育成課）
 - k 子育て支援総合センターにおける利用者支援事業拡充に伴う体制充実（こども保健部こども育成課）
 - l 子育て支援事業に係る体制充実（こども保健部健康推進課）
 - m 国営緊急農地再編整備事業の推進及び森林環境譲与税関係事業の実施に係る体制充実（産業振興部農林課）
 - n 法改正に伴う建築確認審査項目の増加対応に係る体制充実（住宅都市部建築指導課）
 - o レタラ救急隊の体制充実（消防本部中央消防署）
 - p 老朽管調査業務の体制見直し（上下水道部下水道建設管理課）
 - q 義務教育学校整備事業に伴う体制充実（学校教育部総務課）
 - r 給食センターの供用開始に伴う業務体制の見直し（学校教育部総務課）
 - s 学びの多様化学校開校準備に係る体制充実（学校教育部学校指導課）
 - t マリモ調査研究事業及び保全対策事業に係る体制充実（生涯学習部阿寒教育事務所）
 - u カテーテル治療の体制充実（市立釧路総合病院医療技術部臨床工学室）
 - v 入院患者の栄養管理の体制充実（市立釧路総合病院医療技術部栄養科）
 - w 患者総合支援センターの開設に係る体制充実（市立釧路総合病院医療連携相談室）

(サ) 係制の導入

- a 係制を導入し係に移行する担当

区分	係に移行する担当
市長部局	9
上下水道部	5
消防	7
計	21

(シ) その他

- a 東部子育て支援拠点センターを子育て支援総合センターに再編（こども保健部こども育成課）
- b 中部子育て支援拠点センターを中部子育て支援センターに再編（こども保健部こども育成課）
- c 西部子育て支援拠点センターを西部子育て支援センターに再編（こども保健部こども育成課）
- d こども家庭センターの運営に係る業務の実施（こども保健部こども支援課）

イ 組織機構の状況

		市長部局			全部局		
		部	課	係	部	課	係
令和 6 年度 機 構		13	61	102	18	99	193
行 政 改 革	増	0	1	1	0	2	4
	減	0	0	0	0	0	4
令和 7 年度 機 構		13	62	103	18	101	193

※市長部局には、市立釧路総合病院を含む。

(2) 職員定数の見直し

ア 令和 7 年度部局別配置定数の状況

(単位：人)

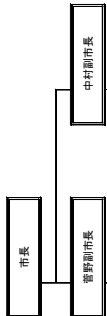
区分	令和 6 年度 配 置 定 数	増減数			令和 7 年度 配 置 定 数
		増員	減員	差引	
市 長 部 局	942	25	10	15	957
病院・診療所	890	5	1	4	894
上下水道部	130	0	4	△ 4	126
小 部 局	22	0	0	0	22
消 防	323	1	2	△ 1	322
教 育	187	10	6	4	191
計	2,494	41	23	18	2,512

イ 令和 7 年度行財政改革定数増減内訳

	増員		減員	
	部・課名等	事由	部・課名等	事由
市長部局		部に属しない部長職として自治体戦略推進参事を新設 1	こども保健部こども育成課	保育園管理運営体制の見直し(桜ヶ岡保育園) △ 9
	マーケティング戦略室	部に属しない室としてマーケティング戦略室を新設(課長職 1 人の増) 1	住宅都市部建築指導課	業務体制の見直し △ 1
		稼げるまちとしての力を高める業務に係る体制充実 4		
	総務部防災危機管理課	津波災害対策業務の体制充実 1		
	総合政策部企画課	公共交通施策に係る体制の充実 1		
		国勢調査実施年度の体制充実 2		
	市民環境部戸籍住民課	戸籍の振り仮名記載対応に係る体制充実 1		
	市民環境部環境保全課	自然環境保全に向けた条例制定、計画策定及び推進に係る体制充実 1		
	こども保健部こども育成課	こども誰でも通園制度の実施及び特別支援保育事業の拡大に係る体制充実 1		
		特別支援保育の移行に伴う体制充実 2		
		特別支援保育の拡大に伴う体制充実 3		
		利用者支援事業の拡充に伴う体制充実 2		
	こども保健部健康推進課	子育て支援事業に係る体制充実 1		

	産業振興部 農林課	国営緊急農地再編整備事業の 推進及び森林環境譲与税関係 事業の実施に係る体制充実 2		
	住宅都市部 建築指導課	業務体制の見直し 1 法改正に伴う建築確認審査項 目の増加対応に係る体制充実 1		
病院・ 診療所	医療技術部 臨床工学室	カテーテル治療の体制充実 1	医療連携相 談室	業務体制の見直し △ 1
	医療技術部 栄養科	入院患者の栄養管理の体制充 実 1		
	医療連携相 談室	医療連携相談室を医療連携相 談室と入退院支援室に分割再 編（課長職 1 人の増） 1		
		患者総合支援センターの開設 に係る体制充実 2		
上下 水道部			上下水道部 水道整備課	業務体制の見直し △ 3
			上下水道部 下水道建設 管理課	老朽管調査業務の体制見直し △ 1
消 防	消防本部中 央消防署	レタラ救急隊の体制充実 1	消防本部警 防課	業務体制の見直し △ 1
			消防本部中 央消防署	業務体制の見直し △ 1
教育委員 会	学校教育部 総務課	義務教育学校整備事業に伴う 体制充実 4	学校教育部 総務課	義務教育学校整備事業に伴う 体制見直し △ 1
	学校教育部	教育支援課を学校教育課（教育 政策係、学校教育係、給食係） と学校指導課（学校指導係）に 分割再編（課長職 1 人の増） 1		給食センターの供用開始に伴 う業務体制の見直し △ 2
	学校教育部 学校指導課	学びの多様化学校開校準備に 係る体制充実 1	学校教育部 学校	事務補業務の体制見直し △ 2
	学校教育部 学校	単位制導入に伴う教職員定数 の増 2	生涯学習部 動物園	業務体制の見直し △ 1
	生涯学習部 動物園	業務体制の見直し 1		
	生涯学習部 阿寒教育事 務所	マリモ調査研究事業及び保全 対策事業に係る体制充実 1		
計		41		△ 23
差引増減 18				

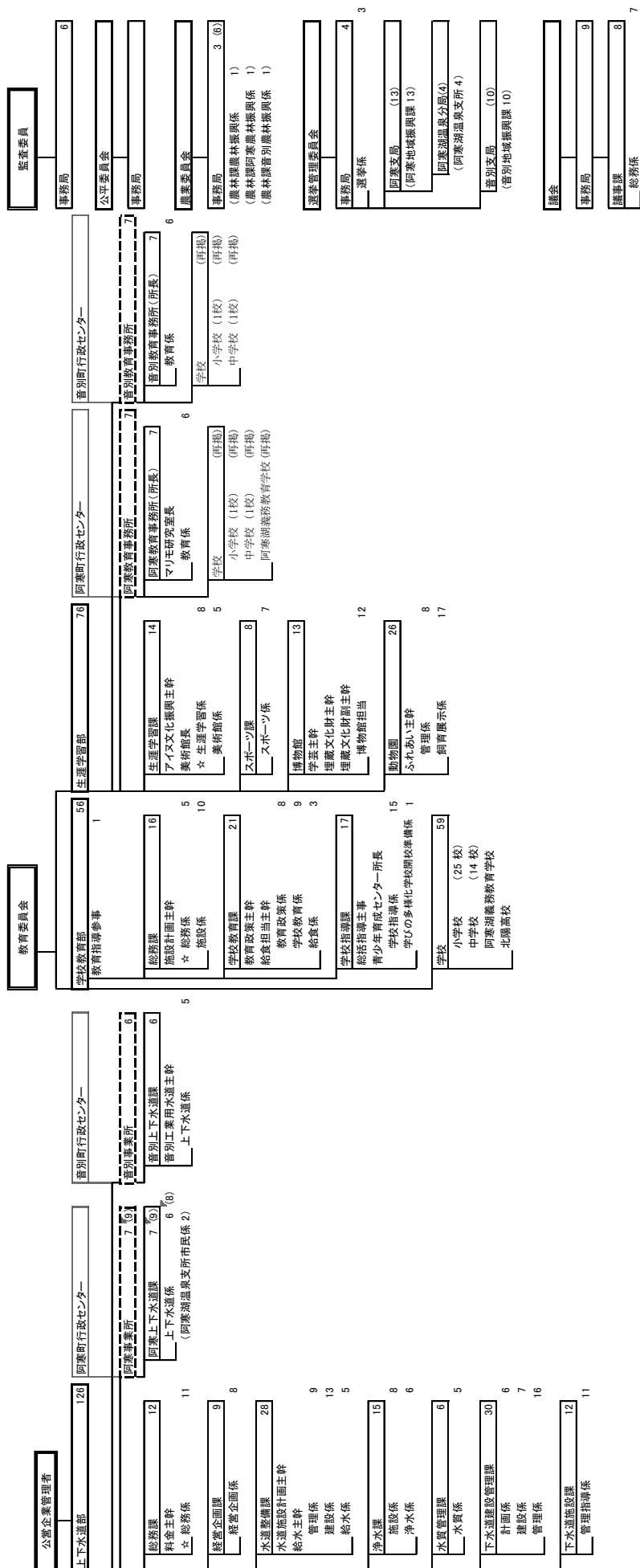
釧路市組織・機構及び配置人員（令和7年4月1日現在）
※☆は各部の庶務担当係



自治体統括推進 参事		総合政策部		財政部		市民生活部		福祉部		こども保健部		産業振興部		水産港湾空港部		住宅都市部	
1	デジタル行政担当部長	08		40		102		103		152		162		65		35	
	一防犯危機管理監	1		1		1		1		1		1		1		1	
6	マニアック企画課長	12		20		11		11		95		64		12		13	
	☆ 行政課	6		1		10		10		13		1		11		1	
5	マニアック企画課長	5		5		7		27		9		4		4		11	
	☆ 文書館係	7		6		6		21		8		8		8		17	
7	防犯危機管理課長	7		12		24		5		9		97		9		21	
	防犯危機管理係	6		6		7		16		8		5		8		8	
15	契約管理課	15		6		5		16		9		13		13		20	
	契約管理係	6		5		22		8		8		12		12		18	
6	工務設計指導主幹②	6		11		21		37		15		23		9		10	
	契約係	5		3		10		2		10		8		8		7	
3	道庁管理係	3		3		3		3		3		3		3		3	
	技術管理係	13		10		36		46		16		22		20		13	
3	情報システム課	3		3		3		3		3		3		3		3	
	デジタル行政推進主幹	9		9		9		9		9		9		9		9	
16	職員課	16		16		16		16		16		16		16		16	
	人権主幹	12		12		12		12		12		12		12		12	
3	(保健)	3		3		3		3		3		3		3		3	
	厚生会	3		3		3		3		3		3		3		3	
3	行政推進課長	3		3		3		3		3		3		3		3	
	行政推進係	2		2		2		2		2		2		2		2	

部署	区分	部・課・係の数			拠 要
		配置人数	部	課・係	
市長部局	消防局	997	12	57	95
		・県にマニマニセンター機能、消防指令センター機能、市民相談センター、児童虐待相談支援センター、児童相談所、児童福祉施設、消防団指導事務所、防災ケア・防災推進室、消防診療所、消防			

– 38 –



第6編 総合政策部

企 画 課

1 釧路市まちづくり基本構想

(1) 策定の目的

釧路市がこれまで進めてきた財政健全化等の取組を基盤として、地域が一体となり、目指すべきまちの姿を共有しながら主体的にまちづくりを進めていくことを理念として制定された釧路市まちづくり基本条例のもと新たなまちづくりの指針として「釧路市まちづくり基本構想」を策定。

(2) 位置付け

目指すべきまちづくりを着実に進めていくために、経済、福祉、都市整備、環境、教育などの分野別における個別計画や施策の最上位となる指針として位置付け。

(3) 概要

安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、地域内でのつながりや信頼関係を強めていくとともに経済の活性化を図ることが大切であるという考えに基づき、地域内のさまざまな主体がテーマを共有し、それぞれの強みを生かしながら付加価値の創造や地域課題の解決を進める「域内連関」に取り組むとともに、「経済活性化」を主軸に、地域経済を担う主役となる「人材育成」と経済活動を展開する舞台となる「都市機能向上」を重点戦略と定め、目指すべきまちづくりを実現していく。

(4) 議決

平成29年12月15日構想編議決

(5) 計画期間

平成30年度～令和9年度

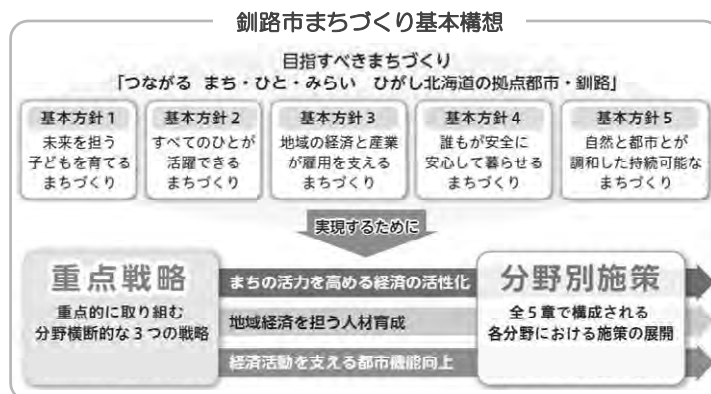
(6) 中期実施計画

ア 釧路市まちづくり基本構想

第8次中期実施計画

(7) 期間

令和7年度～令和9年度



2 釧路市強靱化計画

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、釧路市の地域強靱化を推進するため、地域の特性を踏まえ、また、国や道の計画と調和を図り、釧路市の関連する他計画等の指針となる基本的な方針を平成30年3月に策定した。

令和4年度に計画期間を終えたことから、令和5年3月に釧路市強靱化計画を改定。

(1) 取組期間 令和5年度～令和9年度

3 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少が急速に進む中で、将来に希望の持てるまちの姿を見据え、地域が一体となって苦難を乗り越えていくことを目指し、平成27年度に「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和2年には釧路市まちづくり基本構想と整合性を図る形で「第2期釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

令和6年度に計画期間を終えたことから、切れ目ない地方創生の取組を進めるため「第3期 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

(1) 第3期 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

ア 基本的な考え方 力強い経済基盤を構築し雇用の創出などを図り、親になる世代を確保するという最優先課題に対応するとともに、「釧路市まちづくり基本構想」と整合を図り、目指すべきまちづくりの実現に向けた取組を進める。

イ 目指すべきまちづくり 「釧路市まちづくり基本構想」と同様に「つながる まち・ひと・みらい ひがし北海道の拠点都市・釧路」と定める。

ウ 基本目標

- 基本目標 1 「経済活性化と質の高い雇用創出及び交流人口・関係人口の拡大を目指す」
- 基本目標 2 「地域を支える人材育成・人材確保を図る」
- 基本目標 3 「地域が支え、安心して働ける環境をつくる」
- 基本目標 4 「持続可能なまちをつくる」

エ 取組期間 令和7年度から令和11年度

(2) 戦略の推進

ア 推進会議（3回開催）

4 新市建設計画

- (1) 平成17年2月25日に釧路市・阿寒町・音別町合併協議会にて策定
計画期間：合併年度及びこれに続く20年間

5 釧路市重要懸案事項要望活動等の実施

(1) 経過

- ア 令和6年7月18日～19日、23日
北海道開発局・北海道・各省庁ほか関係機関へ要望活動

6 広域交通網整備の要望活動（令和6年度）

(1) 日程等

- ア 令和6年7月18日～19日 北海道横断自動車道（阿寒～釧路西間）の整備について
北海道開発局、北海道へ要望
- イ 令和6年7月23日 北海道横断自動車道（阿寒～釧路西間）の整備について
国会議員、財務省、国土交通省へ要望
- ウ 令和6年7月8日～9日 釧根トライアングル整備構想の整備について
国会議員、国土交通省、北海道開発局、北海道議会、北海道へ要望
- エ 令和6年11月19日 北海道横断自動車道（阿寒～釧路西間）及び道東縦貫道路の整備について
国会議員、財務省、国土交通省へ要望
- オ 令和7年1月21日 北海道横断自動車道（別保～尾幌間）の整備について
国会議員、財務省、国土交通省へ緊急要望

7 釧路市まちづくり基本条例に係る取組の推進

まちづくりに関する基本理念・基本原則を定め、市民の権利・責務と市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定め、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目的とし、条例の検討委員会における検討を踏まえ、釧路市まちづくり基本条例を制定し、平成27年10月1日から施行した。条例の認知度を高めるため、条例の内容や条例に基づく取組等について市民に周知を図る。

8 世界自然遺産登録の推進

阿寒湖及び周辺地域の世界自然遺産登録を目指すため、阿寒湖沼群の生態系が有する顕著で普遍的な価値を裏付ける知見を集積し、得られた成果を国際的な学術誌に発表するとともに、関係機関、関係団体との情報の共有と登録に向けた運動の展開を行う。併せて、ユネスコエコパーク登録に向けた情報収集を令和6年度より開始。

9 定住自立圏構想等推進

人口減少に伴う税収の減少などにより、全ての市町村ごとにフルセットの生活機能を整備・維持していくことが困難な状況となることが予想されるため、定住自立圏構想における圏域の中心市である釧路市の機能と近隣町村の機能とが協定によって連携し、「定住」のために必要なさまざまな機能を圏域全体で確保することを目指す。また、「定住自立圏形成協定」を締結した中心市及び近隣市町村の定住自立圏の将来像や、協定に基づき推進する取組並びに成果指標、役割分担を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を作成している。

- (1) 釧路定住自立圏共生ビジョン懇談会（2回開催）
- (2) 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換会（1回開催）

10 釧路市地域協議会

市政への住民意思の反映及び市民協働の推進による市民の一体感の醸成を図るため、市長の附属機関として釧路市の各施策などについて審議する他、各地区における個別の課題などについて市長へ意見を述べる。

- (1) 釧路地域協議会（2回開催）
- (2) 阿寒地域協議会（3回開催）
- (3) 音別地域協議会（3回開催）

11 地域公共交通再編事業

持続可能な公共交通を形成するためのマスタープランである「釧路市地域公共交通計画」を平成29年6月に策定（令和6年6月に変更）し、当該計画に示された理念や方針に基づいた実施計画である「釧路市地域公共交通利便増進実施計画」を令和元年9月に策定（令和2年9月、令和3年9月、令和6年9月に変更）し、国土交通大臣の認定を受けた上、バス路線等の再編を令和元年10月より順次実施している。

- (1) 経過
ア 釧路市地域公共交通活性化協議会（5回開催）

12 令和7年度実施委託統計調査

- (1) 学校基本調査（5月1日現在）文部科学省

ア 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査の対象

市立・私立の小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校、各種学校及び市教育委員会

（高校、短大、高専、大学、特別支援学校及び国立の小・中学校は国及び北海道で調査）

- (2) 国勢調査（10月1日現在）総務省

ア 調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査の対象

調査時において、我が国に常住する期間が引き続き3か月以上にわたることとなる者

13 統計刊行物の発行

名 称	発 行
釧路市統計書	毎年3月

14 各種統計調査結果

(1) 令和2年国勢調査結果（10月1日現在）

（単位：世帯、人）

世帯数	総数	男	女
80,349	165,077	77,506	87,571

(2) 令和3年経済センサス活動調査結果（6月1日現在）

（単位：事業所、人）

事業所数	従業者数
7,989	74,401

(3) 令和3年経済センサス活動調査結果（卸売業、小売業）（6月1日現在）

（単位：事業所、人、万円）

事業所数	従業者数	年間商品販売額
1,558	12,320	50,377,231

(4) 令和3年経済センサス活動調査結果（製造業）（6月1日現在）

（単位：事業所、人、万円）

事業所数	従業者数	製造品出荷額等
175	4,658	23,461,386

注：従業者4人以上の事業所

(5) 令和6年度学校基本調査結果（5月1日現在）

ア 幼稚園（単位：園、学級、人）

園数	学級数	園児数	修了者数	教員数	職員数
24	101	1,459	513	238	61

イ 幼保連携型認定こども園（単位：園、学級、人）

園数	学級数	園児数	修了者数	教員数	職員数
10	31	787	151	183	60

ウ 小学校（単位：校、学級、人）

学校数	学級数	児童数	教員数	職員数
25	344	5,708	576	35

エ 中学校（単位：校、学級、人）

学校数	学級数	生徒数	卒業者数	教員数	職員数
15	154	3,275	1,130	316	21

オ 義務教育学校（単位：校、学級、人）

学校数	学級数	生徒数	卒業者数	教員数	職員数
2	32	593	80	56	4

カ 高等学校（単位：校、学級、人）

学校数	学級数	生徒数	卒業者数	教員数	職員数
8	107	3,677	1,203	346	50

キ 専修学校（単位：校、人）

学校数	生徒数	卒業者数	教員数	職員数
8	402	171	63	21

ク 各種学校（単位：校、人）

学校数	生徒数	卒業者数	教員数	職員数
1	—	—	—	—

ケ 特別支援学校（単位：校、学級、人）

学校数	学級数	児童生徒数	卒業者数	教員数	職員数
2	70	329	83	191	47

コ 高等専門学校（専攻科含む）（単位：校、学級、人）

学校数	学級数	生徒数	卒業・修了者数	教員数	職員数
1	28	720	161	70	44

サ 短期大学（単位：校、人）

学校数	学生数	卒業者数	教員数	職員数
1	128	72	17	12

シ 大学（大学院含む）（単位：校、人）

学校数	学生数	卒業・修了者数	教員数	職員数
2	2,086	481	101	58

秘 書 課

1 歴代市長

代	氏 名	在 職 期 間
初 2～5 6	伊 東 良 孝 蝦 名 大 也 鶴 間 秀 典	平成17年10月23日～平成20年10月6日 平成20年11月2日～令和6年11月1日 令和6年11月2日～

2 歴代副市長

氏 名	在 職 期 間
折 原 勝 松 倉 豊 上 原 丈 和 開 沼 静 雄 松 浦 尊 司 小 松 正 明 岩 隈 敏 彦 名 塚 昭 篤 伴 里 喜久治 秋 田 英 久 吉 田 隆 樹 菅 野 隆 博 中 村 基 明	平成17年10月31日～平成19年3月31日 平成17年10月31日～平成20年3月31日 平成19年4月1日～平成21年11月30日 平成20年4月1日～平成22年3月31日 平成21年12月1日～平成25年10月31日 平成22年7月1日～平成25年3月31日 平成25年4月1日～平成31年3月31日 平成25年11月1日～令和3年3月31日 平成31年4月1日～令和5年3月31日 令和3年4月1日～令和6年12月31日 令和5年4月1日～令和6年12月31日 令和7年1月1日～ 令和7年1月1日～

3 釧路市功労者

(1) 被表彰者

- ア 市政に寄与し、著しく功労の大きかった者
- イ 市長、市議として満12年以上勤務した者、又は満10年以上勤務して在職中死亡した者
- ウ 副市長、教育長、監査委員、固定資産評価員として満12年以上勤務した者
- エ 教育委員、選管委員、公平委員、農業委員として満16年以上勤務した者

(2) 表彰の方法と待遇

- ア 被表彰者には表彰状に添えて功労章及び記念品を贈呈する
- イ 市主催による諸行事への招待
- ウ 功労者数53名（市内在住者51名、市外居住者2名）令和7年4月1日現在

(3) 功労者名

張 江 悌 治	花 井 紀 明	黒 木 満	鶴 間 秀 典	大 澤 恵 介
近 藤 雍	坂 久 幸	戸 田 悟	蝦 名 大 也	
菅 原 博 旦	宮 高 重 敏	石 川 明 美	村 上 和 繁	
増 田 竹 雄	西 直 行	続 木 敏 博	稲 場 洋 二	
松 永 俊 雄	伊 東 良 孝	伊 東 眞 光	細 川 裕	
駒 田 義 男	大 森 昌 子	大 西 博 一	佐 藤 裕 司	
遠 藤 義 信	酒 卷 勝 美	松 下 裕 幸	浅 野 徳 昭	
小 畑 保 則	佐 藤 勝 秋	梅 津 則 行	福 西 範 人	
中 村 啓	山 崎 晃	野 村 照 明	村 上 正 人	
横 谷 絢 子	淀 川 了 一	土 岐 政 人	三 木 均	
砂 山 栄 三	北 村 剛	高 橋 一 彦	金 安 潤 子	
千 葉 光 雄	菅 野 猛	宮 田 団	松 尾 和 仁	
西 村 肇	畑 中 優 周	松 永 征 明	山 口 光 信	

市民協働推進課

1 市民と協働するまちづくりの推進

- (1) 平成20年3月 「市民と協働するまちづくり推進指針」策定

2 輝くまちづくり交付金の令和6年度実績

- (1) 採択事業数 14事業
(2) 交付金総額 2,357,167円

3 広報活動

- (1) 印刷物による広報活動

ア 広報くしろ

タブロイド判 16～24ページ

月1回（1日）発行 毎回82,000部

北海道新聞への折り込み及び各戸配布（釧路地域）、町内会配布（阿寒・音別地域）と公共施設、市内郵便局への設置により配布

イ 釧路市くらしの便利帳

A4判 172ページ

110,000部作成

市内の全世帯と転入者の日常便利帳として戸籍住民課・各行政センター・各支所の窓口で配布

ウ 阿寒町行政センター通信

- (ア) 「あかん」 A4判 2ページ

月1回発行 毎回1,660部

町内会配布と公共施設、阿寒地域郵便局への設置により配布

- (イ) 「あかん」ふるさと版 A4判 2ページ

年1回発行（8月） 400部

ふるさと阿寒・東京会及び札幌会会員へ配布

エ 音別町行政センター通信（北のビーナスタイムズ）

A4判 4ページ

年6回偶数月（1日）発行 毎回900部

町内会による配布、公共施設及び音別郵便局への設置による配布

- (2) 電波による広報活動

ラジオ広報「市役所からこんにちは」

FMくしろ（76.1MHz）にて毎週月曜日午前10時05分から15分間放送

- (3) インターネットによる広報活動

ア 公式ホームページ

釧路の紹介や市政の情報、Web版広報くしろなどを掲載。令和4年9月29日にリニューアルし、スマートフォンに対応したデザインにしたほか、音声読み上げ、文字の大きさや配色を変更できるアクセシビリティ機能を強化した。

イ 公式フェイスブックページ

平成27年2月2日から運用開始

ウ その他

5つの民間Webサイトに、電子書籍版「広報くしろ」を掲載

- (4) 報道機関を通じた広報活動

ア 各種市政情報の提供

イ 記者レクチャー 必要に応じて市政記者クラブへ説明

ウ 定例市政記者クラブ・市長懇談会 重要事項等について発表

4 広聴活動

(1) 令和6年度実績

事業名	内 容	実 績	
市政懇談会	市政情報や地域課題等の情報共有化と、地域の方々と意見交換をする場として実施。	実施回数	7回
		参加人数	109人
市長へのポスト	まちづくりについての意見・要望・苦情などを、広く「市民の声」として市政に反映させる。	要望件数	255件
陳情	団体の要望を迅速に市長や関係各課に伝え、適正な処理がなされるように調整する。回答を必要とするものについては、担当課と調整の上、要望団体に回答する。	要望件数	886件
一般広聴	電話などで寄せられた要望・苦情などについては、迅速な処理に努めている。その後、回答を必要とするものについては、処理結果を申し出人に回答する。	要望件数	241件
無料法律・人権相談	金曜日のみ、釧路地方法務局人権擁護課・釧路弁護士会・釧路人権擁護委員協議会の協力により実施。	実施回数	23回
		相談件数	109件
地域担当職員制度 (阿寒地区)	地区内に地域担当職員を配置し各地域の会議等に参加し、住民の意向や要望を行政に反映させる。	出席回数	6回
		要望件数	20件
地区懇談会 (音別地区)	地域に根差した課題や取り組み等について、地域の方々との情報共有、課題解決のため実施。 (対面による実施はなかったが、書面による要望があった)	実施回数	0回
		要望件数	4件

5 情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度（令和6年度実績）

公開請求 件数60件	公 開	40件
	部分公開	22件
	非 公 開	2件
	不 存 在	8件
	取り下げ	0件
	存否応答拒否	0件

(2) 個人情報保護制度（令和6年度実績）

開示請求 件数125件	開 示	95件
	部分開示	6件
	非 開 示	0件
	不 存 在	24件
	取り下げ	0件

6 女性教育活動及び男女平等参画社会の推進

- (1) 釧路市男女平等参画推進条例に基づき、女性がその能力と経験を十分に生かせるよう、行政への意見反映の場である審議会への登用促進、雇用機会の拡充など男女が共に参画する社会づくりへの指針である「くしろ男女平等参画プラン」の推進と女性の学習機会の提供・支援を行う。
- (2) 釧路市男女平等参画審議会の開催 3回
- (3) 女性団体活動への支援（釧路市女性団体連絡協議会、家庭生活カウンセラー養成講座、他）
- (4) 道外派遣事業（国立女性教育会館への研修派遣）1名

- (5) 男女平等参画センターの管理運営（平成30年4月1日より指定管理者制度導入）
女性のための法律相談や一般相談の他、講座・セミナー等を実施。
貸館実績 266件 センター利用者数 延べ5,666名
- (6) くしろ男女いきいき参画表彰
表彰式 令和6年11月8日 表彰件数2件

7 国内姉妹都市

都 市 名	鳥取市（鳥取県）
提携年月日	昭和38（1963）年10月4日
提携の経緯	釧路市とは、明治17、18年に鳥取県士族など513人が釧路市鳥取地区に移住し、開拓に尽力するなど歴史的にも結びつきが深いところから、昭和38年に姉妹都市関係を結んだ。
市 の 概 要	鳥取市は、鳥取県東部を流れる千代川の下流に位置し、古くから池田家32万石の城下町として栄え、明治22年の市政施行以来今日まで、山陰の政治、文化、経済、交通の中心都市として、また、天然記念物である鳥取大砂丘を有する観光都市として知られ、名産の二十世紀梨は、品質、生産高とも最高水準を誇っている。また、無形文化財の郷土芸能“傘おどり”は、釧路傘おどり保存会にも伝承され、釧路市民に親しまれている。
交 流 内 容 (令和6年度)	釧路大漁どんぱく、鳥取三十二万石お城まつりにおいて物産交流を行った。 令和6年8月20日～22日、釧路市姉妹都市等交流促進議員連盟3名が表敬訪問を行った。

都 市 名	湯沢市（秋田県）
提携年月日	昭和38（1963）年10月4日
提携の経緯	釧路市とは、戦前から主食をはじめ、わら工芸品や木工品の移入など、経済的な交流があったことに起因し、昭和38年に姉妹都市関係を結んだ。
市 の 概 要	湯沢市は、山形県、宮城県に隣接する秋田県の最南東部に位置する田園都市で、古くから米、木材の集散地として、また、灘、伏見と並ぶ酒造地として知られ、冬は多くのスキー客でにぎわい、「犬っこまつり」、「小町まつり」の他、夏の夜の風物詩「七夕絵どうろうまつり」は有名で、毎年釧路市長賞が贈られている。
交 流 内 容 (令和6年度)	犬っこまつり、釧路大漁どんぱく、くしろ物産まつりにおいて物産交流を行った。 令和6年8月7日～9日、釧路市姉妹都市等交流促進議員連盟3名が表敬訪問を行った。

8 海外姉妹都市

都 市 名	バーナビー市（カナダ、ブリティッシュコロンビア州）
提携年月日	昭和40（1965）年9月9日
提携の経緯	釧路市とはほぼ同緯度に位置し、都市の形態も類似しているバーナビー市から、昭和38年、駐日カナダ大使の仲介により姉妹都市の申し入れがあり、昭和40年に釧路市長がバーナビー市を訪問し、姉妹都市提携を行った。
市 の 概 要	人口（2021年）249,125人。カナダ西海岸の大都市バンクーバーに隣接し、文教施設が整備され、通信関連企業など最先端の産業が進出するなど、この地域のベッドタウン、商業都市として発展している。
交 流 内 容 (令和4年度)	両市の陶芸愛好家が作った「湯呑（各20個）」を贈り合う「ゆのみ/You know Meプロジェクト」及びオンライン交流会を開催。

都 市 名	ホルムスク市（ロシア連邦、サハリン州）
提携年月日	昭和50（1975）年8月27日
提携の経緯	紙パルプ、港湾を基幹産業とする都市の性格も類似しており、また、ホルムスク市（旧真岡市）を郷里とする釧路市民も少なくなかったことから昭和50年8月ホルムスク市長の招待で釧路市長がホルムスク市を訪問し、姉妹都市提携を行った。
市 の 概 要	人口約38,000人。サハリン州南西部に位置し、州内最大の港湾施設を利用した鉄道貨物ターミナル基地の建設により物流の中心拠点となっている。

交 流 内 容 (令和3年度)	令和4年1月29日、「日露地域・姉妹都市交流年」開会式にオンライン出席。
--------------------	--------------------------------------

9 姉妹港

港 名	スワード港（アメリカ合衆国、アラスカ州）
提携年月日	昭和57（1982）年7月21日
提携の経緯	スワード港は釧路をはじめとする日本の北洋漁業における漁船の補給中継基地として、また、貿易の拠点として経済的交流が深かったことから、昭和57年に姉妹港の提携を行った。
市 の 概 要	人口（2023年）2,735人（スワード市）。アラスカ州アンカレッジ市から南に300km離れて位置するスワード港は、漁業と港湾施設を建設し、発展している。
交 流 内 容 (平成30年度)	平成30年10月25日、スワード市より市議等9名の訪問団が来釧、歓迎行事を行った。また、例年、くしろ港まつり会より、スワード市の伝統行事「シルバーサーモンダービー」の優勝者へ釧路市の市章入り記念楯を贈呈、スワード市より「釧路港舟漕ぎ大会」へスワード市長杯を受納。

港 名	ニューオリンズ港（アメリカ合衆国、ルイジアナ州）
提携年月日	昭和59（1984）年10月31日
提携の経緯	ニューオリンズ港は、ルイジアナ州の穀倉地帯を抱え、世界有数の港湾を利用した物流基地でもある。釧路市とも年間を通じて穀物運搬の船舶が両港を行き来し、経済的結びつきも深いことから姉妹港提携を行った。
市 の 概 要	人口（2023年）364,136人（ニューオリンズ市）。アメリカ合衆国南部ミシシッピ河口に位置し、船舶による物流の拠点となっている。

10 姉妹湿地

湿 地 名	ハンター河口湿地（オーストラリア連邦、ニューサウスウェールズ州）
提携年月日	平成6（1994）年11月7日
提携の経緯	釧路湿原とオーストラリア東海岸を行き来する鳥「オオジシギ」の調査研究発表が縁で高校の交流が行われた。また、平成5年のラムサール条約第5回締約国会議（釧路会議）に続く締約国会議が、オーストラリアで開催されたことなどがきっかけとなり、「釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原」と「クーラガング湿地とその周辺湿地（現ハンター河口湿地）」の間で姉妹湿地提携が結ばれた。 平成27年にニューカッスル市長、ポートスティーブンス市長、釧路市長（釧路国際ウェットランドセンター理事長）の間で提携の更新が行われた。
交 流 内 容 (令和6年度)	令和6年は、姉妹湿地締結から30年の節目の年にあたることから、釧路市長（釧路国際ウェットランドセンター理事長）が11月13日～19日にオーストラリアを訪問し、ハンター河口湿地を擁するニューカッスル市長およびポートスティーブンス市長と提携書の更新を行った。 市長および専門家から成る公式訪問団、ならびに市議会議長を団長とする市民訪問団は、両市の湿地保全拠点施設を視察し、提携30周年を記念して開催されたアート展にも参加、関係者との交流を深めた。 帰国後には、「オオジシギがつなが姉妹湿地の今」と題した展示会を開催し、今回の訪問に関する報告を行うとともに、これまでの提携の経緯、両湿地の保全状況、市民活動の取組等について紹介した。

11 港街友好都市

都 市 名	ペトロパブロフスク・カムチャツキー市（ロシア連邦、カムチャツカ州）
提携年月日	平成10（1998）年8月25日
提携の経緯	両市はそれぞれ地域開発や物流または水産業にとって重要な不凍港を有し、その港の産業を中心に発展してきた港街であることから、提携に至った。
市 の 概 要	人口（2019年）181,181人。カムチャツカ州の州都である同市は、水産業や工業・観光業において、ロシア極東の重要な拠点のひとつとなっている。

交 流 内 容 (令和 2 年度)	令和 2 年10月14日、ペトロパブロフスク・カムチャツキー市開基280周年記念式への釧路市長の祝賀ビデオメッセージ送信。
----------------------	---

12 国際化推進事業

(1) くしろ国際交流プラザ開設

平成28年 4 月 1 日開設。外国人の方々の様々な相談に応じる他、国際交流に関する情報提供を行う。
令和 6 年度来館者数実績 延べ1,661人

13 長期滞在・移住促進に関すること

(1) 長期滞在

- ア 長期滞在・移住に関する相談対応と情報発信により、長期滞在者の受入を行う。
- イ 民間企業主体の取り組みに対するサポートを行い、長期滞在者の受入体制の充実を図る。
- ウ 大都市圏での P R イベントに出展し、長期滞在の促進を図る。
 - (ア) 北海道移住・交流フェア（大阪）相談者数 55名（令和 6 年度）
 - (イ) 北海道移住・交流フェア（東京）相談者数 83名（令和 6 年度）
- エ 一部公共施設利用の際に釧路市民と同一の利用料減免等ができるくしろステイメンバースカードを発行することで、長期滞在者の滞在のサポートを実施。
 - (ア) くしろステイメンバースカード発行枚数 740枚（令和 6 年度）

(2) 移住

- ア 主に都心部の若者を対象に、釧路市内の企業で働きながら 2 週間の期間、体験移住をすることで、将来的な移住を促すことを目的としたくしろお試しワーキングホリデーを実施。
 - (ア) くしろお試しワーキングホリデー参加者数 5 名（募集定員 6 名）（令和 6 年度）

(3) 令和 6 年度滞在実績

長期滞在者1,784組2,797人、延べ滞在日数30,572日

第7編 財 政 部

財 政 課

1 当初予算比較

(単位：千円、%)

区 分	令和 7 年度	増減率	令和 6 年度	増減率
一般会計	107,400,000	5.3	102,000,000	3.9
特別会計	38,700,298	△2.2	39,575,808	0.8
企業会計	53,339,015	6.4	50,144,303	4.8
合 計	199,439,313	4.0	191,720,111	3.5

2 一般会計当初予算

(1) 歳入

(単位：千円、%)

款	令和 7 年度	令和 6 年度	構成比	
			令和 7 年度	令和 6 年度
市 税	21,311,127	20,431,792	19.8	20.0
地 方 譲 与 税	752,706	782,854	0.7	0.8
利 子 割 交 付 金	8,000	6,000	0.0	0.0
配 当 割 交 付 金	71,000	47,000	0.1	0.1
株式等譲渡所得割交付金	118,000	64,000	0.1	0.1
法 人 事 業 税 交 付 金	391,000	341,000	0.4	0.3
地 方 消 費 税 交 付 金	4,511,000	4,190,000	4.2	4.1
ゴルフ場利用税交付金	7,600	8,100	0.0	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	76,000	84,000	0.1	0.1
地 方 特 例 交 付 金	141,618	787,396	0.1	0.8
地 方 交 付 税	26,610,000	25,400,000	24.8	24.9
交通安全対策特別交付金	16,000	15,000	0.0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	637,224	692,632	0.6	0.7
使 用 料 及 び 手 数 料	2,498,908	2,490,643	2.3	2.4
国 庫 支 出 金	23,985,656	21,036,367	22.3	20.6
道 支 出 金	6,721,175	6,158,590	6.3	6.0
財 産 収 入	393,393	317,716	0.4	0.3
寄 附 金	2,710,001	2,701,001	2.5	2.7
繰 入 金	4,283,368	3,805,147	4.0	3.7
繰 越 金	1	1	0.0	0.0
諸 収 入	3,959,923	3,389,526	3.7	3.3
市 債	8,196,300	9,251,235	7.6	9.1
合 計	107,400,000	102,000,000	100.0	100.0

(2) 歳出

(単位：千円、%)

款	令和7年度	令和6年度	構成比	
			令和7年度	令和6年度
議 会 費	301,425	329,642	0.3	0.3
総 務 費	9,778,238	7,405,409	9.1	7.3
民 生 費	36,490,479	34,055,455	34.0	33.4
衛 生 費	4,323,047	3,642,103	4.0	3.6
労 働 費	147,647	162,356	0.2	0.1
農 林 水 産 業 費	1,306,347	1,293,572	1.2	1.3
商 工 費	3,973,676	3,419,344	3.7	3.3
土 木 費	6,137,514	6,387,388	5.7	6.3
港 湾 費	1,646,876	1,597,166	1.5	1.6
消 防 費	1,001,815	1,000,265	0.9	1.0
教 育 費	8,430,265	9,051,727	7.9	8.9
災 害 復 旧 費	15,000	15,000	0.0	0.0
公 債 費	11,896,904	11,754,171	11.1	11.5
諸 支 出 金	10,563,609	10,828,828	9.8	10.6
職 員 費	11,297,158	10,967,574	10.5	10.7
予 備 費	90,000	90,000	0.1	0.1
合 計	107,400,000	102,000,000	100.0	100.0

3 特別会計当初予算

(単位：千円)

会 計	令和7年度	令和6年度
国 民 健 康 保 険	15,516,988	15,720,741
国 民 健 康 保 険 阿 寒 診 療 所 事 業	563,094	501,409
国 民 健 康 保 険 音 別 診 療 所 事 業	401,580	362,372
後 期 高 齢 者 医 療	3,073,663	3,056,654
介 護 保 険 (保 険 事 業 勘 定)	18,285,147	17,775,240
介 護 保 険 (介 護 サ ー ビ ス 事 業 勘 定)	103,488	107,329
魚 揚 場 事 業	148,946	1,254,862
駐 車 場 事 業	155,538	171,280
動 物 園 事 業	451,854	625,921
合 計	38,700,298	39,575,808

4 企業会計当初予算

(単位：千円)

会 計	令和7年度	令和6年度
病 院 事 業	30,321,018	23,567,095
水 道 事 業	9,593,876	13,031,586
工 業 用 水 道 事 業	104,732	146,660
下 水 道 事 業	11,981,042	11,294,639
公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業	257,662	781,349
港 湾 整 備 事 業	1,080,685	1,322,974
合 計	53,339,015	50,144,303

5 特別会計への当初における繰出金

(単位：千円)

会 計	令和7年度	会 計	令和7年度
国民健康保険	1,687,077	動物園事業	384,873
国民健康保険阿寒診療所事業	208,927	病院事業	1,435,376
国民健康保険音別診療所事業	206,382	水道事業	293,253
後期高齢者医療	859,360	下水道事業	1,852,077
介護保険	3,008,245	公設地方卸売市場事業	55,897
魚揚場事業	72,142		
合 計			10,063,609

6 一般会計当初予算歳入財源別内訳

(単位：千円、%)

款		令和7年度		令和6年度	
			構成比		構成比
自主財源	市 税	21,311,127	19.8	20,431,792	20.0
	分担金及び負担金	637,224	0.6	692,632	0.7
	使用料及び手数料	2,498,908	2.3	2,490,643	2.4
	財産収入	393,393	0.4	317,716	0.3
	寄附金	2,710,001	2.5	2,701,001	2.7
	繰入金	4,283,368	4.0	3,805,147	3.7
	繰越金	1	0.0	1	0.0
	諸収入	3,959,923	3.7	3,389,526	3.3
計		35,793,945	33.3	33,828,458	33.1
依存財源	地方譲与税	752,706	0.7	782,854	0.8
	利子割交付金	8,000	0.0	6,000	0.0
	配当割交付金	71,000	0.1	47,000	0.1
	株式等譲渡所得割交付金	118,000	0.1	64,000	0.1
	法人事業税交付金	391,000	0.4	341,000	0.3
	地方消費税交付金	4,511,000	4.2	4,190,000	4.1
	ゴルフ場利用税交付金	7,600	0.0	8,100	0.0
	環境性能割交付金	76,000	0.1	84,000	0.1
	地方特例交付金	141,618	0.1	787,396	0.8
	地方交付税	26,610,000	24.8	25,400,000	24.9
	交通安全対策特別交付金	16,000	0.0	15,000	0.0
	国庫支出金	23,985,656	22.3	21,036,367	20.6
	道 支出金	6,721,175	6.3	6,158,590	6.0
	市 債	8,196,300	7.6	9,251,235	9.1
計		71,606,055	66.7	68,171,542	66.9
合 計		107,400,000	100.0	102,000,000	100.0

7 一般会計当初予算歳出性質別経費

(単位：千円、％)

区 分				令和7年度	構成比	令和6年度	構成比
消費的経費	人 件 費			14,936,032	13.9	14,066,995	13.8
	物 件 費			13,920,902	13.0	13,314,402	13.1
	維持補修費			1,162,756	1.1	1,198,336	1.2
	扶助費			32,445,726	30.2	30,208,461	29.6
	補助費等			8,645,060	8.0	7,879,681	7.7
	計			71,110,476	66.2	66,667,875	65.4
投資的経費	普通建設事業費			11,540,929	10.8	10,897,825	10.7
	災害復旧事業費			15,000	0.0	15,000	0.0
	失業対策事業費			—	—	—	—
	計			11,555,929	10.8	10,912,825	10.7
その他	公債費			11,896,896	11.1	11,754,163	11.5
	積立金			470,785	0.4	445,975	0.4
	投資及び出資金			500,000	0.5	1,030,000	1.0
	貸付金			2,931,533	2.7	2,425,231	2.4
	繰出金			8,844,381	8.2	8,673,931	8.5
	繰上金			90,000	0.1	90,000	0.1
	計			24,733,595	23.0	24,419,300	23.9
合 計				107,400,000	100.0	102,000,000	100.0

市有財産対策室

1 財産状況

(単位: m²)

区 分		土 地 (地積)	建 物 (延面積)		
			木 造	非 木 造	計
行政施設	庁 舎	36,603.30	0.00	26,165.34	26,165.34
	消 防	77,143.53	2,284.59	16,655.06	18,939.65
	そ の 他	2,946,429.33	1,947.82	27,216.58	29,164.40
	計	3,060,176.16	4,232.41	70,036.98	74,269.39
公共用財産	学 校	1,121,063.68	2,703.82	262,552.37	265,256.19
	公 営 住 宅	850,642.08	9,084.18	417,520.97	426,605.15
	公 園	9,114,385.21	2,591.01	6,223.70	8,814.71
	そ の 他	23,023,642.55	28,291.01	258,923.53	287,214.54
	計	34,109,733.52	42,670.02	945,220.57	987,890.59
普 通 財 産		5,160,809.73	11,863.99	33,671.61	45,535.60
公有財産 (合計)		42,330,719.41	58,766.42	1,048,929.16	1,107,695.58

※令和6年3月31日現在

2 市有地の売却実績

年度	地積 (m ²)	筆数	金額 (円)
27	8,157.28	15	66,045,955
28	15,752.11	11	61,437,104
29	55,782.17	8	40,151,916
30	6,383.64	6	30,893,800
元	14,884.18	4	68,118,000
2	2,100.39	7	17,091,160
3	4,985.62	9	60,041,200
4	3,832.41	5	73,199,687
5	4,562.71	11	49,306,120
6	1,601.37	7	17,668,458

3 土地開発基金運用状況

現 金	現 物 (土 地)
一括運用金 766,419,672円 (R 7. 3. 31～R 8. 3. 31) (うち[旧阿寒町分]39,928,167円) (うち[旧音別町分]53,277,514円)	空港拡張用地 18,612.25㎡ 駒牧2番4 3,945,956円
	保育所建設用地 3,308.76㎡ 鳥取北4丁目21番2 23,161,000円
	西消防署星が浦支署用地 1,364.00㎡ 鶴野58番5633 15,000,000円
	道路用地 97.00㎡ 緑ヶ岡1丁目19番62の内 1,222,200円
	道路用地 11,989.00㎡ 愛国東2丁目191番188 愛国東2丁目191番4884 愛国東3丁目191番4352 7,000,088円
	公園用地 727,156.00㎡ 阿寒町下仁々志別8番1 阿寒町下仁々志別8番10 阿寒町下仁々志別8番16 37,612,000円
	河畔整備等関連用地 1,998.81㎡ 旭町56番3 旭町56番12 118,929,195円
	排水路用地 5,655.19㎡ 北園190番2289 16,965,570円
	公園用地 189.94㎡ 桜ヶ岡6丁目104番66 桜ヶ岡6丁目104番67 2,950,000円
	工芸館用地 23,764.57㎡ 阿寒町上阿寒23線38番2 阿寒町上阿寒23線38番18 33,245,100円
	人道橋用地 3,675.00㎡ 阿寒町中央1丁目27番2 阿寒町中央1丁目27番69 16,222,500円
766,419,672円	797,810.52㎡ 276,253,609円

※令和7年3月31日現在

市民税課・資産税課・納税課

1 令和7年度市税税率及び予算

(単位:千円、%)

税 目	税 率	当初予算	構成比
市 民 税	個 人 { 均 等 割 3,000円 { 所 得 割 2.4/100～6/100 法 人 { 均 等 割 60,000円～3,600,000円 { 法人税割 8.4/100	9,176,382	43.0
固 定 資 産 税	1.4/100 (阿寒湖温泉地区政府登録ホテル・旅館1.2/100)	8,499,421	39.9
軽 自 動 車 税	1,000円～12,900円	467,981	2.2
市 た ば こ 税	1,000本につき6,552円	1,630,206	7.6
鉦 産 税	1/100 (鉦物価格が1か月200万円以下の場合0.7/100)	14,165	0.1
入 湯 税	1泊300円 (国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館以外の宿泊者は150円) 日帰り90円 団体1泊70円・日帰り40円	147,656	0.7
都 市 計 画 税	0.3/100	1,375,316	6.5
合 計		21,311,127	100.0

※令和7年4月末日現在

※各税目とも滞納繰越分を含む

2 市民税の負担状況

区 分	市 民 税 (個 人)				市民税 (法人)	
	人 口	世 帯	税 額 (円)		事業所数	1事業所当たり 税 額 (円)
			人口1人当たり	1世帯当たり		
令和5年度	159,014	92,480	46,359	79,711	4,556	322,194
令和6年度	155,880	91,614	43,499	74,013	4,339	347,694
令和7年度	152,875	90,808	49,191	82,813	4,556	350,808

※人口・世帯数は前年度末数値

※税額は、令和5年度は決算額、令和6年度は予算現額、令和7年度は当初予算額（各年度とも滞納繰越分を除く）

※事業所数は、令和5年度は決算数値、令和6年度及び令和7年度は予算数値

3 税目別決算額

(1) 令和4年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額 (ア)	決算額 (イ)	収入率 (イ÷ア)	決算額構成比
市 税	21,951,516	21,270,591	96.90%	100.0
現 年 課 税 分	21,376,611	21,161,493	98.99%	99.5
市 民 税	9,013,259	8,914,794	98.91%	41.9
個 人 市 民 税	7,430,962	7,336,594	98.73%	34.5
普 通 徴 収	1,579,940	1,490,418	94.33%	7.0
給 与 特 徴	5,557,650	5,552,188	99.90%	26.1
年 金 特 徴	293,372	293,988	100.21%	1.4
法 人 市 民 税	1,582,297	1,578,200	99.74%	7.4
固 定 資 産 税	8,689,695	8,593,092	98.89%	40.4
純 固 定 資 産 税	8,582,186	8,485,583	98.87%	39.9
土 地	1,763,435	1,743,585	98.87%	8.2
家 屋	4,657,662	4,605,234	98.87%	21.7
償 却 資 産	2,161,089	2,136,764	98.87%	10.0
交 付 金	107,509	107,509	100.00%	0.5
軽 自 動 車 税	449,880	445,329	98.99%	2.1
市 た ば こ 税	1,704,075	1,704,075	100.00%	8.0
鉦 産 税	17,953	17,953	100.00%	0.1
入 湯 税	124,809	124,809	100.00%	0.6
都 市 計 画 税	1,376,940	1,361,441	98.87%	6.4
土 地	441,724	436,752	98.87%	2.1
家 屋	935,216	924,689	98.87%	4.3
滞 納 繰 越 分	574,905	109,098	18.98%	0.5
市 民 税	218,287	55,803	25.56%	0.3
個 人 市 民 税	196,114	53,224	27.14%	0.3
法 人 市 民 税	22,173	2,579	11.63%	0.0
固 定 資 産 税	296,999	43,007	14.48%	0.2
土 地 ・ 家 屋	229,016	32,186	14.05%	0.2
償 却 資 産	67,983	10,821	15.92%	0.0
軽 自 動 車 税	10,324	3,331	32.27%	0.0
入 湯 税	0	0	0.00%	0.0
都 市 計 画 税	49,295	6,957	14.11%	0.0

(2) 令和5年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額 (ア)	決算額 (イ)	収入率 (イ÷ア)	決算額構成比
市 税	21,862,109	21,207,104	97.00%	100.0
現 年 課 税 分	21,286,602	21,084,686	99.05%	99.4
市 民 税	8,930,808	8,839,670	98.98%	41.6
個 人 市 民 税	7,458,617	7,371,751	98.84%	34.7
普 通 徴 収	1,554,271	1,472,441	94.74%	6.9
給 与 特 徴	5,614,158	5,608,639	99.90%	26.4
年 金 特 徴	290,188	290,671	100.17%	1.4
法 人 市 民 税	1,472,191	1,467,919	99.71%	6.9
固 定 資 産 税	8,652,984	8,562,135	98.95%	40.3
純 固 定 資 産 税	8,545,214	8,454,365	98.94%	39.8
土 地	1,758,632	1,739,935	98.94%	8.2
家 屋	4,703,330	4,653,326	98.94%	21.9
償 却 資 産	2,083,252	2,061,104	98.94%	9.7
交 付 金	107,770	107,770	100.00%	0.5
軽 自 動 車 税	459,865	454,663	98.87%	2.2
市 た ば こ 税	1,707,272	1,707,272	100.00%	8.1
鉱 産 税	17,648	17,648	100.00%	0.1
入 湯 税	132,728	132,728	100.00%	0.6
都 市 計 画 税	1,385,297	1,370,570	98.94%	6.5
土 地	440,932	436,245	98.94%	2.1
家 屋	944,365	934,325	98.94%	4.4
滞 納 繰 越 分	575,507	122,418	21.27%	0.6
市 民 税	223,599	72,250	32.31%	0.4
個 人 市 民 税	205,667	69,175	33.63%	0.4
法 人 市 民 税	17,932	3,075	17.15%	0.0
固 定 資 産 税	293,952	40,862	13.90%	0.2
土 地 ・ 家 屋	224,569	30,744	13.69%	0.1
償 却 資 産	69,383	10,118	14.58%	0.1
軽 自 動 車 税	9,662	2,705	28.00%	0.0
入 湯 税	0	0	0.00%	0.0
都 市 計 画 税	48,294	6,601	13.67%	0.0

4 市税の種類

(1) 市民税

ア 個人市民税

- (ア) 均等割……その年の1月1日現在、市内に住所を有する人及び市内に住所を有しないが市内に事務所や家屋敷等を有する人にかかる。

税率 年額 3,000円

- (イ) 所得割……その年の1月1日現在、市内に住所を有する人で前年中に所得のあった人にかかる。ただし、退職金等の退職所得については収入のあった年にかかる。

税額の計算（一般例）

$\{ (収入金額 - 必要経費) - 所得控除額 \} \times 税率 (6\%) = 所得割額$

※{ } = 課税所得金額

イ 法人市民税

- (ア) 均等割……次の法人等にかかる。

- a 市内に事務所・事業所を有する法人
- b 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所・事業所を有しないもの
- c 市内に事務所・事業所・寮等を有する法人でない社団・財団で、代表者または管理人の定めのあるもの

税率

法人等の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、地方税法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員数が50人以下のもの	年額 60,000円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 144,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業員数が50人以下であるもの	年額 156,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 180,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業員数が50人以下であるもの	年額 192,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 480,000円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業員数が50人以下であるもの	年額 492,000円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 2,100,000円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業員数が50人を超えるもの	年額 3,600,000円

- (イ) 法人税割……市内に事務所または事業所を有する法人にかかる。

税額の計算…課税標準となる法人税額×税率（8.4%）＝法人税割額

(2) 固定資産税

ア 固定資産税

1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有している者にかかる。

ただし、市の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産の各々の課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、固定資産税はかからない。

	土 地	家 屋	償却資産
免税点	30万円	20万円	150万円

税額の計算

課税標準額×税率（1.4％）＝固定資産税額

イ 国有資産等所在市町村交付金

国または地方公共団体の所有する固定資産に対する交付金

交付金額の計算

算定標準額×税率（1.4％）＝交付金額

(3) 軽自動車税

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車の所有者または使用者にかかる。

税率（年額）

種 別		税 率
原動機付自転車	50cc以下・特定小型	2,000円
	90cc以下	2,000円
	50cc超125cc以下かつ最高出力4.0kw以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	そ の 他	5,900円
軽自動車	二 輪	3,600円
	もっぱら雪上を走行するもの	3,000円
二輪の小型自動車		6,000円

種 別		税 率					
		重課税率	旧標準税率	新標準税率	軽課(a)※	軽課(b)※	軽課(c)※
(初度検査年月)		～H24. 3. 31	H24. 4. 1～ H27. 3. 31	H27. 4. 1～	R 6. 4. 1～R 7. 3. 31		
軽自動車	三 輪	4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	四 乗 用 車	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	対象外
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円
	二 貨 物 車	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	対象外
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	対象外

※令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した新車であって、一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両は、令和7年度に限り燃費性能に応じた税率が適用される。

(4) 市たばこ税

日本たばこ産業等が市内の小売業者に売り渡すたばこにかかる。

税額

1,000本につき6,552円

(5) 鉱産税

鉱物の掘採事業に対して、その鉱業者にかかる。

税額の計算

課税標準額×税率（1％）＝鉱産税額

ただし、1月当たりに掘採される鉱物価格が200万円以下の場合、税率は0.7％。

(6) 入湯税

鉱泉浴場の入湯客にかかる。

税 率

入 湯 客 の 区 分	税 率
(1) 一般の宿泊者（下記(2)に掲げる者を除く。） 1 人 1 泊	300円
(2) 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館以外の一般の宿泊者 1 人 1 泊	150円
(3) 一般の日帰り者 1 人 1 日	90円
(4) 修学旅行の学生生徒で 10 人以上の団体で 1 人 1 泊	70円
(5) 修学旅行の学生生徒で 10 人以上の団体で日帰り者 1 人 1 日	40円

(7) 都市計画税

都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これらの事業によって利益を受ける市街化区域内に土地、家屋を所有している者にかかる目的税である。

税額の計算

課税標準額×税率（0.3％）＝都市計画税額

第 8 編 市民環境部

市民生活課

1 地区会館・町内会館・コミュニティセンター

地区会館は、市民の集会等の用に供する施設として、釧路地区34カ所、阿寒地区6カ所、音別地区7カ所に設置している。また、釧路地区の町内会が独自で建設する町内会館には、建設費の3分の1（250万円を限度）、便所の水洗化改造費の3分の1（50万円を限度）及び運営費（40,000円から67,000円）の助成金を交付する。

釧路地区会館利用状況（令和6年度）

（単位：件、人）

会館名	住 所	利用件数	利用人員
釧路市千歳会館	千歳町3-13	121	826
釧路市愛国会館	愛国東4-2-8	605	6,251
釧路市若草会館	若草町3-14	535	5,509
釧路市旭会館	旭町12-8	13	88
釧路市豊川会館	豊川町16-16	232	1,842
釧路市美原会館	美原4-1-17	1,010	10,476
釧路市春採下町会館	武佐1-3-25	238	5,351
釧路市桜ヶ岡中央会館	桜ヶ岡4-3-28	328	3,178
釧路市星が浦会館	星が浦大通2-7-22	190	1,943
釧路市鳥取北会館	鳥取北4-10-16	74	2,909
釧路市新橋会館	新橋大通2-2-15	302	4,905
釧路市城山会館	城山1-12-13	78	1,472
釧路市桜ヶ岡共和会館	桜ヶ岡5-21-25	186	2,048
釧路市宮本会館	宮本2-12-7	23	231
釧路市昭和会館	昭和町4-8-10	397	5,654
釧路市愛国東会館	愛国東2-1-15	283	3,631
釧路市橋南西会館	南大通2-1-111	87	1,021
釧路市緑ヶ岡南会館	緑ヶ岡5-4-27	316	4,135
釧路市武佐会館	武佐4-26-6	109	1,597
釧路市鉄北中央会館	若松町11-14	231	2,375
釧路市中鶴野会館	鶴野58-3062	129	1,336
釧路市昭園会館	昭和南6-19-8	250	2,278
釧路市大星会館	大楽毛北1-1-10	166	2,726
釧路市芦野会館	芦野3-29-5	383	3,898
釧路市大楽毛西会館	大楽毛131-12	108	1,673
釧路市鳥取南会館	鳥取南7-2-8	137	2,182
釧路市昭和北会館	昭和北3-26-16	129	2,064
釧路市富士見会館	富士見3-2-1	324	3,959
釧路市はまなす会館	興津2-17-22	164	3,445
釧路市鳥取東会館	鳥取大通1-3-8	100	655
釧路市文苑会館	文苑1-31-13	339	4,135
釧路市白樺ふれあい交流センター	白樺台2-1-1	131	1,345
釧路市緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンター	貝塚1-7-15	375	5,305
釧路市共栄ふれあいセンター	双葉町4-38	642	5,939
合 計		8,735	106,382

※釧路市駒場会館、釧路市沼尻会館、釧路市宝浜会館は令和6年3月に閉館。

阿寒地区会館利用状況（令和6年度）

（単位：件、人）

会 館 名	住 所	利用件数	利用人員
阿寒町北会館	阿寒町北新町2丁目1番2号	34	511
阿寒町下舌辛集会所	阿寒町下舌辛11線56番地	10	69
阿寒町コミュニティセンタータンチョウの家	阿寒町上阿寒25線37番地	18	119
阿寒町西徹別多目的研修集会所	阿寒町西徹別39線17番地	7	63
阿寒町上徹別福祉会館	阿寒町飽別51線24番地	13	73
阿寒町若草会館	阿寒町阿寒湖温泉6丁目2番19号	10	129
合 計		92	964

音別地区会館利用状況（令和6年度）

（単位：件、人）

会 館 名	住 所	利用件数	利用人員
音別町拓北会館	音別町中音別445番1	19	133
音別町尺別中央会館	音別町尺別原野基線41番5	10	105
音別町光和会館	音別町中音別294番4	1	4
音別町上音別会館	音別町音別原野基線138番47	6	50
音別町ムリ会館	音別町音別原野第2基線44番8	0	0
音別町川西会館	音別町音別原野西2線30番22	18	129
音別町春陽会館	音別町音別原野基線154番4	0	0
合 計		54	421

コミュニティセンターは、地域住民のコミュニティ活動、健康増進、文化及び教養の向上を図るため体育館、図書館、公民館の分館的機能や地域情報センター的機能を有する多目的複合施設である。

釧路地区に3館、阿寒地区に4館、音別地区に1館設置している。

コミュニティセンター利用状況（令和6年度）

（単位：件、人）

館 名	サークル		学習文化事業		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
釧路市鳥取コミュニティセンター（コア鳥取）	2,139	22,574	185	4,453	1,068	8,394	3,392	35,421
釧路市東部地区コミュニティセンター（コア大空）	1,384	18,461	108	3,704	1,100	9,769	2,592	31,934
釧路市中部地区コミュニティセンター（コアかがやき）	1,833	19,872	516	14,410	1,109	10,206	3,458	44,488
阿寒町橋南センター	130	1,380	0	0	41	1,402	171	2,782
阿寒町布伏内コミュニティセンター	10	48	0	0	619	1,150	629	1,198
阿寒町徹別多目的センター	0	0	0	0	35	463	35	463
阿寒町仁々志別多目的センター	100	1,383	0	0	57	1,472	157	2,855
音別町コミュニティセンター	98	373	48	1,327	27	488	173	2,188

2 街路灯に対する助成（釧路地区）

(1) 整備費補助（令和5年度より補助率等変更）

L E D灯の更新、灯柱の更新及び照明器具の移設費用の8割（1灯につき計10,000円を上限）を補助

(2) 維持費（電気料金）補助

年間の電気料金の8割相当を補助（1灯につき60ワット契約を上限）

(3) 令和6年度補助状況	維持費補助	14,401灯	34,728,564円
	整備費補助		
	LED灯の新設	9灯	90,000円
	LED灯への取替	18灯	180,000円
	LED灯の更新	149灯	1,490,000円
	灯柱の更新	1本	10,000円
	灯具の移設	1本	10,000円

3 市民運動の啓発・指導

(1) 連合町内会の育成及び指導

連合町内会と綿密な連携をとりながら、地域住民の連帯感の高揚と明るく住みよい街づくりを目指して町内会活動を推進している。平成19年4月1日に釧路市連合町内会、阿寒町町内会連合会、音別町連合町内会が統合し、釧路市連合町内会として住民の連帯感の向上を目指す。

町内会数 釧路地区424、阿寒地区32、音別地区18（連合町内会加盟 令和6年4月1日現在）

(2) 市民憲章の推進

令和6年度は、市民憲章実践モデル町内会・職域の育成や推進書道展及びポスター展の開催、広報誌「市民憲章くしろ」の発行、ラジオ放送での周知などの事業を行い、市民憲章の啓発に努めた。また、令和7年度より白樺花いっぱい運動事業の実施を予定している。

(3) 釧路市民憲章制定60周年事業（令和6年度実施事業）

釧路市民憲章が制定から60周年を迎えることを記念し、記念式典を開催した。式典では、表彰、記念講演、ステージ発表等を行った。また、高校生を対象とした写真展・ワークショップを開催。記念誌の発行、啓発資材によるPR活動等を実施した。

4 北方領土返還運動

(1) 「北方領土の日」北方領土返還要求署名呼び掛け

(2) 北方領土返還要求署名コーナーの開設

5 平和に対する取組

(1) 平和都市推進事業

「釧路市平和都市推進委員会」を中心に、平和図書読書感想文コンクール・平和絵画コンクール・平和の主張コンクール・原爆写真ポスター展等を実施し、幅広く平和思想の啓発に努めた。釧路市立共栄中学校、武修館中学高等学校においては、長崎より被爆体験伝承者を招き、講話を中心とした「平和のつどい」を開催した。令和6年8月15日には栄町平和公園において「釧路市民戦災死没者慰霊式並びに平和祈念式」を開催した。

(2) 戦後80年事業（令和7年度新規事業）

令和7年度は3年に1度の被爆地（広島市）訪問市民代表団の派遣を実施し、帰釧後には釧路市生涯学習センターにおいて報告会を兼ねた「平和のつどい」の開催を予定している。

戦後100年に向けた情報収集や広島へ千羽鶴の奉納、記念誌の発行を予定している。

6 釧路市民貢献賞

農林業、水産業、商工業、観光業等の経済活動又は労働団体活動を通じ、本市の産業発展に著しく貢献したと認められる者及び、地方自治、教育、住民活動、社会福祉、保健衛生等の分野で、市民生活の向上に著しく貢献したと認められる者に対して、その功績を称え表彰するもの。（釧路市産業賞と釧路市社会賞を統合し平成13年新設）

(1) 令和6年度市民貢献賞受賞者

栗林 延次（産業部門）、平間 育子（社会部門）

7 市民活動支援

「釧路市民活動センター」において、市民活動団体の活動拠点の整備や情報の受発信、交流会の開催や各種相談業務など多面的な支援を行っている。センターは耐震性の確保と利便性の向上を目指し平成23年3月にパステルパークに移転した。

(1) 来館者数 24,185人（令和6年度）

8 市民バス運行事業

旧阿寒町区域に居住する者を対象として、福祉の増進を目的に市民バスの運行を実施した。

(1) 運行件数 1件

(2) 運行金額 82,236円（団体負担：1件 32,890円）

9 ふれあい相談

釧路市社会福祉協議会内の「ふれあい相談センター」において、家庭生活に関わる相談を受け付けた。

(1) ふれあい相談件数 938件

(2) 相談方法 電話 938件（100%） 面接 0件（0%）

10 交通安全対策

5年毎に「交通安全計画」を策定し交通安全の推進を図っている。

さらに交通安全指導員を委嘱して街頭指導体制を強化し、交通安全運動を強力に展開している。

（交通安全指導員数 釧路地区132人 阿寒地区10人 音別地区7人 令和7年4月現在）

(1) 交通安全市民要望

市民からの交通安全に関する要望（信号機や横断歩道、一時停止標識の設置要請に関すること等）を受け、警察署をはじめとした関係機関に対し、要望書を提出している。

市民要望受付の項目別件数

（単位：件）

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
項 目	件数	項 目	件数	項 目	件数
停止線設置・規制変更	1	停 止 線 設 置	2	信 号 機 設 置	1
信号機・横断歩道設置	1	信号機・横断歩道設置	1	横 断 歩 道 設 置	1
信 号 機 抑 制	1				
安 全 確 保	1				
総 計	4	総 計	3	総 計	2

(2) 交通安全推進員の配置

学童の登下校時における交通安全指導員、幼児・学童・高齢者などを対象とした交通安全思想の啓発、交通安全教育のための交通安全推進員4名を配置している。

(3) 交通安全教室の開催

交差点における安全確認の励行と正しい横断方法、道路標識の見方、自転車の正しい乗り方等、交通ルールとマナーの実践指導を徹底している。

交通安全教室実施状況（令和6年度）

（単位：回、人）

	項 目	保育園	幼稚園	こども園	小学校	義務 教育 学校	養護学校 釧路支援学校	児童館	高齢者	町内会	その他	合計
釧路地区	回 数	14	13	57	30	3	1	12	6	0	4	140
	参加人員	931	760	4,221	5,284	274	137	533	131	0	679	12,950
阿寒地区	回 数	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
	参加人員	0	20	47	48	0	0	0	0	0	0	115

音別地区	回 数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	参加人員	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	33

(4) 通年・期別・交通安全の日運動の実施

春・秋の全国運動をはじめとする6期60日の期別運動や、街頭啓発等を実施し市民の交通安全意識の向上と実践活動推進の徹底を図った。

(5) 交通安全シルバーリーダー研修会の実施

単位老人クラブの会長等をシルバーリーダーに認定、事故発生現場見学や座学等の研修会を実施するなどし、自主的に各種会合を通じて高齢者の交通安全意識の普及を図った。

11 消費者保護対策

(1) 消費生活センターの設置

消費生活センターでは、消費生活相談のほか、移動パネル展等での消費者啓発、くらしの教室の消費者グループへの開放を行っている。

利用状況（令和6年度） くらしの教室 16件（使用件数）

(2) 消費者相談

日常の消費生活におけるトラブルなどを解消するため、消費生活相談を行っている。

消費生活相談受付の項目別件数

（単位：件）

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	項 目	件数		項 目	件数		項 目	件数
1	保 健 衛 生 品	124	1	商 品 一 般	124	1	商 品 一 般	157
2	商 品 一 般	113	2	土地・建物・設備	114	2	運輸・通信サービス	126
3	土地・建物・設備	88	3	食 料 品	100	3	土地・建物・設備	107
4	食 料 品	86	4	運輸・通信サービス	94	4	金融・保険サービス	104
5	教 養 娛 楽 品	80	5	教 育 娛 楽 品	93	5	食 料 品	92
6	金融・保険サービス	56	6	保 健 衛 生 品	90	6	他 の 役 務	91
7	その他(20項目)	525	7	その他(20項目)	468	7	その他(20項目)	481
総 計		1,072	総 計		1,083	総 計		1,158

(3) 消費者教育と情報提供（令和6年度）

消費生活出前講座、移動パネル展、消費生活講座、消費者まつりなどを行った。

ア 消費生活出前講座 13回 延 1,164名
イ 移動パネル展 4回 延 23日
ウ 消費生活講座 2回 延 33名
エ 消費者月間事業（パネル展）
オ 消費者まつり

12 生活必需物資等価格需給動向調査

- (1) 品 目 令和6年度 4品目（灯油・ガソリン・軽油・プロパンガス）
(2) 調査店舗 41店舗
(3) 回 数 毎月1回（10日）年12回

13 計量行政

消費者保護を目的に、取引が正しい計量器（はかり）を使用し正確に計量されることを目的とし、次の業務を実施した。

(1) 定期検査

取引・証明に使用される計量器を対象に、不正計量器の排除と適正な取引の確保のため、定期検査を実施した。

(2) 立入検査

適正な計量取引の確保のため、商品の量目検査及び特定計量器立入検査（台帳検査等）を実施した。

(3) 計量思想の普及

適正計量の啓発のため、釧路市コミュニティセンター３館で、計量パネルの展示や各種メーター類の展示を行った。

年度別検査実施状況

(単位：件)

年 度		令和４年度	令和５年度	令和６年度
検査種類				
定期検査	検 査 数	580	161	590
	不合格数	15	2	11
計量士による代検査	検 査 数	540	530	537
	不合格数	5	10	6
商品量目立入検査	検 査 数	1,323	1,395	1,189
	不適正数	32	18	9
水道メーター立入検査	検 査 数	8,424	8,831	10,447
	不適正数	0	0	0

14 市民生活の安全の推進

(1) 釧路市暴力団排除条例

社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保や社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に制定した。

(2) 釧路市の事務事業及び公共施設からの暴力団排除に関する協定

市の事務事業や公共施設の利用からの暴力団排除に関し、必要な措置を講ずるための相互連携、協議体制の確立のため、市と釧路方面釧路警察署との間で締結した。

15 再犯防止

(1) 地域援助協議会での講演

令和７年１月に釧路保護観察所で行われた地域援助協議会にて「計画策定後の再犯防止の取組と課題について」講演を実施し、再犯推進に係る現状及び今後の課題について説明を行った。

戸 籍 住 民 課

1 住民基本台帳人口及び世帯数

令和6年度末の住民基本台帳の総人口は152,875人、世帯数は90,808世帯であり、一世帯当たりの構成員数はおよそ1.68人である。

令和4年度末と比較すると、6,139人減少（減少率4.02%）となっている。

（各年度末現在）

年 度		人 口 (人)			世 帯 数 (世帯)	対前年度増△減		国籍数
		男	女	計		人口 (人)	世帯	
令和4	日本人	74,388	83,643	158,031	91,503	△2,905	△583	32
	外国人	308	675	983	792	200		
	混合 (世帯のみ)				113			
	合計	74,696	84,318	159,014	92,408	△2,705		
令和5	日本人	72,751	81,941	154,692	90,518	△3,339	△794	33
	外国人	399	789	1,188	978	205		
	混合 (世帯のみ)				118			
	合計	73,150	82,730	155,880	91,614	△3,134		
令和6	日本人	71,206	80,270	151,476	89,511	△3,216	△806	36
	外国人	458	941	1,399	1,183	211		
	混合 (世帯のみ)				114			
	合計	71,664	81,211	152,875	90,808	△3,005		

2 人口の自然増減及び社会増減

前記人口を原因により分類すると、その内訳は下記のとおりである。

（単位：人）

年 度		人 口	社 会			自 然			そ の 他			計
			転入	転出	差 (A)	出生	死亡	差 (B)	増	減	差 (C)	
令和4	日本人	158,031	4,978	6,022	△1,044	681	2,539	△1,858	26	29	△3	△2,905
	外国人	983	762	530	232	3	1	2	4	38	△34	200
	合計	159,014	5,740	6,552	△812	684	2,540	△1,856	30	67	△37	△2,705
令和5	日本人	154,692	4,751	6,051	△1,300	651	2,679	△2,028	29	40	△11	△3,339
	外国人	1,188	803	569	234	4	2	2	5	36	△31	205
	合計	155,880	5,554	6,620	△1,066	655	2,681	△2,026	34	76	△42	△3,134
令和6	日本人	151,476	4,791	5,816	△1,025	578	2,756	△2,178	25	38	△13	△3,216
	外国人	1,399	783	552	231	7	3	4	2	26	△24	211
	合計	152,875	5,574	6,368	△794	585	2,759	△2,174	27	64	△37	△3,005
合 計			16,868	19,540	△2,672	1,924	7,980	△6,056	91	207	△116	△8,844

※上記のとおり、過去3年間の分類人口別の推移は、社会減2,672人（年間平均約891人）、自然減6,056人（同2,019人）、その他の減116人（同39人）、合計8,844人（同2,948人）の減となっている。

なお、本市における令和6年度の出生及び死亡の1日平均は、出生1.60人、死亡7.56人である。

3 本籍数及び本籍人口数

令和6年度末現在、本籍数83,312戸籍、本籍人口数178,802人である。

令和4年度末と比較すると、本籍数は2,016戸籍の減少となり、本籍人口数は6,097人の減少となる。

なお、1戸籍当たりの本籍人口数は2.15人である。

(各年度末現在 単位：戸籍、人)

年 度	本籍数	本籍人口数	対前年度増△減	
			本籍数	本籍人口数
令和4	85,328	184,899	△836	△2,843
令和5	84,340	182,002	△988	△2,897
令和6	83,312	178,802	△1,028	△3,200

4 窓口取扱件数（令和6年度）

(単位：件)

	戸籍、住基、 印鑑等に関 する届出及 び証明	諸税の収納	その他の 収 納	市 税 等 証 明	その他の 申 請 等	計
戸籍住民課	167,820	—	—	2,450	—	170,270
阿寒町市民課	2,683	1,263	1,422	415	1,468	7,251
音別町市民課	1,378	2,216	689	304	117	4,704
鳥取支所	32,387	—	—	3,404	118	35,909
阿寒湖温泉支所	1,004	176	753	198	1,081	3,212
合計	205,272	3,655	2,864	6,771	2,784	221,346

※鳥取支所分室、桜ヶ岡支所、春採支所、大楽毛支所は令和5年3月31日で閉所となった。

5 一般旅券取扱件数

平成21年7月から取り扱いを開始し、申請は市内4カ所（戸籍住民課・阿寒町行政センター市民課・阿寒湖温泉支所・音別町行政センター市民課）で行い、交付は戸籍住民課で行う。

(単位：件)

年 度	5年旅券			10年旅券			訂正	増補等	合 計
	男	女	計	男	女	計			
令和4	268	306	574	136	174	310	10	3	897
令和5	577	645	1,222	288	363	651	19	17	1,909
令和6	438	535	973	235	305	540	20	3	1,536
合計	1,283	1,486	2,769	659	842	1,501	49	23	4,342

6 マイナンバーカードの普及促進

(1) 普及状況

平成 28 年 2 月より申請者にマイナンバーカードの交付を開始。

交付開始から令和 6 年度末現在の交付枚数の累計は 145,265 枚、住民基本台帳人口当たりの交付枚数率は 95.0%である。

(各年度末現在)

年 度	年間交付枚数 (枚)	累計交付枚数 (枚)	交付枚数率 (%)
令和 4	46,838	118,075	74.2
令和 5	14,986	133,061	85.3
令和 6	12,204	145,265	95.0

(2) マイナンバーカードセンター等

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	開設日	所 在 地
釧路市西部マイナンバーカードセンター	R 4. 2. 22	昭和中央 4 丁目 18 番 1 号 (イオンモール釧路昭和)
釧路市マイナンバーカードコールセンター	R 4. 1. 28	

※釧路市西部マイナンバーカードセンターは令和 7 年 3 月 28 日で閉所となった。

7 各支所等

(1) 主な業務

- ア 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録及び諸証明に係る届書、申請書並びに証明書願の受付
- イ 交付書類の作成、認証及び交付
- ウ 埋火葬の許可及び火葬場の使用許可
- エ 諸税、その他使用料及び手数料の収納 (阿寒湖温泉支所のみ)
- オ 市税等の証明
- カ 介護保険、国民年金、国民健康保険住所変更届
- キ 小・中学校の転校手続 (鳥取支所のみ)
- ク し尿汲取りの登録書の受付
- ケ 自動車臨時運行許可 (鳥取支所のみ)

(2) 所在地及び職員数

(令和 7 年 4 月 1 日現在 単位：人)

	所 在 地	職員数	会計年度任用 職員数
鳥 取 支 所	住之江町 6 番 25 号	5	7
阿寒湖温泉支所	阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 6 番 20 号	4	1

※令和 5 年 3 月 31 日で 3 支所 1 分室 (桜ヶ岡支所、春採支所、大楽毛支所、鳥取支所分室) は、廃止となった。

8 支所・分室の廃止に伴う対応策 (令和 5 年度より実施)

(1) 市有施設及び民間施設への各種証明書取得用マルチコピー機の設置

ア 設置施設及び利用可能日時

施 設 名	所 在 地	利 用 日 時
釧路市鳥取コミュニティセンター (コア鳥取)	鳥取北 8-3-10	火曜日～金曜日 9:00～17:00
釧路市中部地区コミュニティセンター (コアかがやき)	愛国 191-5511	火曜日～金曜日 9:00～17:00
釧路市東部地区コミュニティセンター (コア大空)	益浦 1-20-20	火曜日～金曜日 9:00～17:00

コープさっぽろ桜ヶ岡店	桜ヶ岡 4-2-22	月曜日～金曜日 9:00～17:20
コープさっぽろ中央店	春採 7-10-2	月曜日～金曜日 9:00～17:20
自動車会館	鳥取大通 6-1-1	月曜日～金曜日 9:00～17:20
大楽毛郵便局	大楽毛 4-3-8	月曜日～金曜日 9:00～17:20

※取得できる証明書：住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍事項証明書、戸籍の附票の写し、所得（課税）証明書

(2) 釧路市コミュニティセンター 3 館と戸籍住民課をオンラインで繋いだリモート相談の実施

ア 実施施設及び利用可能日時

施設名	所在地	利用日時
釧路市鳥取コミュニティセンター (コア鳥取)	鳥取北 8-3-10	火曜日～金曜日 9:00～17:00
釧路市中部地区コミュニティセンター (コアかがやき)	愛国 191-5511	火曜日～金曜日 9:00～17:00
釧路市東部地区コミュニティセンター (コア大空)	益浦 1-20-20	火曜日～金曜日 9:00～17:00

(3) 職務上請求に係る各種証明書の宅配サービスの実施

職務上請求による第三者の証明書を取得する士業を対象に、事前の利用登録のうえ、証明書の宅配サービスを行う。

ア 対象者

釧路地区（旧釧路市）に事務所を有する以下の有資格者（法人含む）

・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

イ 対象証明書

・住民票の写し、戸籍事項証明書（除籍事項証明書）、改製原戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書

環境保全課

1 環境保全の推進

(1) 釧路市環境基本条例

環境施策の基本的枠組みを定め、環境の保全及び創造を総合的、計画的に進め、将来にわたり良好な環境を確保することを目的としている。

(2) 釧路市環境基本計画

釧路市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成23年3月に釧路市環境基本計画を策定し、令和3年3月には「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を包含した第2次計画を策定した。令和6年3月には、国と北海道が温暖化対策の計画を改定するなどの情勢変化を踏まえ、包含された「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」部分の改定を行うとともに、「釧路市気候変動適応計画」を新たに包含し、第2次計画の改定を行った。

計 画 の 期 間	令和3年度～令和12年度
望ましい環境像	人と自然がつながる、未来へつながる 環境都市くしろ
基 本 目 標	・脱炭素社会の形成 ・循環型社会の形成 ・自然との共生社会の実現 ・住み良い生活環境の確保 ・環境教育・環境保全活動の推進

ア 釧路市地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市・市民・事業者が協働し、温室効果ガス排出抑制等の施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成23年3月、釧路市地球温暖化対策地域推進計画を策定した。（令和3年3月 第2次釧路市環境基本計画に包含）

計 画 の 期 間	令和3年度～令和12年度
削 減 目 標	二酸化炭素排出量を基準年（平成25年度）と比べて目標年（令和12年度）までに <u>48%</u> 削減する

イ 釧路市気候変動適応計画

気候変動適応法に基づき、気候変動に対処し、被害を回避・軽減する適応策を進めるため、令和6年3月、第2次釧路市環境基本計画の改定と併せ、同計画に包含する形で策定した。

(3) 省エネルギー法の推進

平成22年4月、省エネルギー法の改正により、保有施設のエネルギー消費量（原油換算）が年間1,500kℓを超える特定事業者として市長部局、教育委員会、上下水道部が指定を受けた。法で求めるエネルギー使用原単位の年1%以上の低減のため、各部局が所管する施設のエネルギー調査を実施し、省エネ効果のある改修等を各施設に提案している。

(4) 釧路市e c o ライフ促進支援補助金（令和6年度実績）

平成27年度から、脱炭素社会の実現に向け、環境への負荷が少ない省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入費用の一部を補助している。なお、令和5年10月から北海道が創設した「住まいのゼロカーボン化推進事業」により、補助金が上乘せされている。

補助対象設備		補助金額	交付件数
定置用蓄電池 （太陽光パネル新設）	新築住宅	15万円	32件
	既存住宅（北海道補助金上乘せ）	30万円	12件
定置用蓄電池 （太陽光パネル既設）	既存住宅（北海道補助金上乘せ）	12万円	16件
家庭用燃料電池（エネファーム）	新築住宅	20万円	1件
	既存住宅（北海道補助金上乘せ）	40万円	3件
ガスコジェネレーションシステム （コレモ）	新築住宅	6万円	6件
	既存住宅（北海道補助金上乘せ）	12万円	0件

(5) 釧路市環境審議会

学識経験者等で組織され、環境基本計画に関すること並びに環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する。

(6) 釧路市環境白書

釧路市環境基本条例に基づき、釧路市の環境の現況や環境保全に関する施策の実施状況を取りまとめたもので、環境問題への理解を深め、環境保全への取組を促進することを目的とし、平成11年度から毎年度発行している。また、平成13年度版以降は環境基本計画の進捗状況も記述している。

(7) 釧路市地球温暖化防止実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、釧路市の事務事業より排出する温室効果ガスの削減に向けた取組を計画的に実行するため、平成16年3月、第1期釧路市地球温暖化防止実行計画を策定した。令和5年3月に第5期計画を策定し、目標達成に向けた取組を進めている。

計 画 の 期 間	令和5年度～令和12年度
削 減 目 標	二酸化炭素排出量を基準年（平成25年度）と比べて目標年（令和12年度）までに <u>50%以上削減</u> する

(8) 普及啓発

ア 市民の環境保全に向けた活動を促進するため、環境月間パネル展、自然観察会、講習会などの普及啓発事業のほか、家庭でできる地球温暖化防止の取組として、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動、通称「デコ活」を宣言し、地域への普及を進めている。

イ こどもエコクラブ

「公益財団法人日本環境協会」が支援し行う事業で、子どもたち（幼児から高校生）が自主的にクラブを構成し、環境学習及び環境の保全に関する活動に取り組んでいる。

登録クラブ数1クラブ、登録クラブ員6名（令和7年3月末現在）

(9) 地域と共生する再生可能エネルギーの導入

釧路市の豊かな自然環境や生物多様性、優れた景観を将来の世代に継承していくため、太陽光発電施設の設置に関し必要な事項等を定め、人と自然が共生した持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的として、太陽光発電事業者に事前の届出等を求める「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を令和5年7月に策定した。

ガイドラインに基づく届出件数（令和6年度） 19件

2 公害防止

(1) 公害の現状

ア 大気汚染

都市型と産業型との複合型であり、環境基準を達成し、良好な状況にある。

イ 水質汚濁

主要な公共用水域のうち、釧路川水系、阿寒川水系については、規制指導の強化・汚水処理施設の整備等により環境基準は達成されているものの、釧路海域では一部達成されていない。阿寒湖についても、周辺地区の下水道整備が進められ、現在では、事業場排水や生活排水のほとんどが下水道に接続されているものの、環境基準は達成していない。また、春採湖についても、各種浄化対策により水質の改善が進んでいるものの、環境基準は達成していない。

ウ 騒音・振動

一般地域における騒音は、昼間・夜間ともに環境基準を達成している。道路に面した地域についても、騒音・振動ともに要請限度を下回っている。また、航空機騒音についても環境基準を達成している。

エ 悪臭

環境調査や事業場への立入調査を実施し、規制基準を達成している。なお、水産加工場等に対し悪臭防止装置の整備等指導し、防止対策を促している。

(2) 公害の対策

ア 規制地域の指定

騒音・振動及び悪臭問題に対応するため、法に基づく規制地域の指定を受け規制指導にあたっている。

る。規制地域の指定状況（市告示）は次のとおり

騒音規制法 令和6年12月改正 悪臭防止法 令和6年12月改正 振動規制法 令和6年12月改正

イ 公害防止条例の制定

公害防止に関する施策の基本を定めるとともに、法令に基づく規制を補完するものとして、工場・事業所のばい煙及び騒音について規制基準を設定し、生活環境の保全に努めている。

ウ 公害防止協定の締結

釧路市は、石炭・紙パルプ製造業の主要企業及び石炭火力発電所と公害防止協定を締結し、定期的な立入検査を実施することで、環境汚染の積極的防止に努めている。

(ア) 王子マテリア(株)釧路工場（旧釧路市と本州製紙(株)釧路工場にて昭和48年に締結）

平成17年10月11日 3市町合併により再締結（大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭）

令和2年2月18日 重油ボイラーの廃止により細目書一部改正

(イ) 日本製紙(株)釧路事業所（旧釧路市と十條製紙(株)釧路工場にて昭和49年に締結）

平成17年10月11日 3市町合併により再締結（大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭）

令和6年2月1日 紙・パルプ事業用ボイラーの廃止により細目書一部改正

令和6年11月5日 紙・パルプ事業用設備（キルン）の廃止により細目書一部改正

(ウ) 釧路コールマイン(株)（旧釧路市と太平洋炭礦(株)にて昭和50年に締結）

平成17年10月11日 3市町合併により再締結（水質汚濁）

(エ) (株)釧路火力発電所

令和2年3月27日 締結（大気汚染、騒音、悪臭）

(3) 公害苦情処理

釧路市全域における処理件数は63件（令和7年3月末現在）であり、地区別の件数は以下のとおりである。

区 分	釧路地区	阿寒地区	音別地区	合 計
処理件数	54件	1件	0件	55件

3 ごみの減量とリサイクルの推進

(1) 「リサイクル情報バンク」

家庭で不用となった家具、自転車等を市が情報交換の窓口となり、必要とする人へ紹介し、再利用の促進を図ることにより、ごみの減量化につなげている。

令和6年度登録実績

ア 譲ってください 49件 イ 譲ります 40件 ウ 交渉成立 34件

4 浄化槽関連業務

(1) 浄化槽基数 434基（令和7年4月1日現在）

(2) 浄化槽清掃業の許可 5業者（令和7年4月1日現在）

(3) 合併処理浄化槽設置費補助金交付決定件数（令和6年度）

	5人槽	7人槽	10人槽	単独撤去	宅内配管工事	合計
釧路地区	1	0	0	(1)	(1)	1
阿寒地区	0	0	0	(0)	(0)	0
音別地区	0	0	0	(0)	(0)	0
合計	1	0	0	(1)	(1)	1

※単独撤去、宅内配管工事は合計に含まない。

5 し尿処理

(1) 対象人口等

（令和7年3月31日現在）

区 分	釧路地区	阿寒地区	音別地区	合 計
収集対象人口	6,565人	918人	493人	7,976人
収集対象世帯	1,906世帯	666世帯	408世帯	2,980世帯

委託業者	(株)釧路厚生社	(有)阿寒クリーン社	音別衛生(有)	3業者
委託料(6年度決算)	51,975千円	18,704千円	11,279千円	81,958千円
車両現有台数 ※	大型2・中型1	中型2	大型1・中型1	大型3・中型4

※大型車両(6.5t)・中型車両(3.0～3.5t)

(2) し尿収集量

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
釧路地区	3,458.2kℓ	3,267.5kℓ	3,121.1kℓ
阿寒地区	1,142.0kℓ	1,097.6kℓ	1,065.6kℓ
音別地区	551.9kℓ	553.0kℓ	505.7kℓ
合計	5,152.1kℓ	4,918.1kℓ	4,692.4kℓ

(3) 浄化槽汚泥等収集量

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
釧路地区	1,427.2kg	1,270.4kg	1,245.0kg
阿寒地区	354.2kg	315.4kg	348.2kg
音別地区	85.4kg	92.4kg	102.5kg
合計	1,866.8kg	1,678.2kg	1,695.7kg

(4) し尿処理手数料

ア くみ取り1回につき100ℓ(5個)まで675円

イ 100ℓ超過分は20ℓ(1個)ごとに135円

(5) し尿処理施設(大楽毛下水終末処理場)

ア 所在地 釧路市星が浦南6丁目9番

イ 処理方法 標準活性汚泥法

ウ 処理能力 日量 80.4kℓ

6 火葬場

(1) 各斎場の概要

ア 釧路市昇雲台斎場

(ア) 位置 釧路町鳥通東8丁目12・13・14番地 字遠野18-258

(イ) 敷地面積 16,247.99㎡(4,920坪)

(ウ) 建築面積 3,062.82㎡(928坪)

(エ) 建設工期 平成13年4月27日着工 平成14年4月23日竣工

(オ) 施行内容 火葬炉 8基、胞衣炉 1基、告別室 3室、収骨室 3室、待合室 7室、エントランスホール、待合ホール、事務室、炉前ホール、中庭、火葬炉機械室等管理諸室ほか

(カ) 供用開始 平成14年6月4日

(キ) 総事業費 約21億3,800万円

イ 阿寒町斎場

(ア) 位置 釧路市阿寒町舌辛33番地

(イ) 建築面積 377.90㎡(114.5坪)

(ウ) 建設工期 平成3年8月27日着工 平成4年2月29日竣工

(エ) 施行内容 火葬炉 2基、胞衣炉 1基、待合ホール、遺族控室 2室、告別ホール、炉前ホール、玄関ホール、機械室、事務室、その他所要室、花壇

(オ) 供用開始 平成4年4月1日

(カ) 総事業費 約2億1,532万円

ウ 望洋苑斎場

(ア) 位置 釧路市音別町尺別7番地の15

(イ) 敷地面積 6,000㎡(1,851坪)

(ウ) 建築面積 129.77㎡(40坪)

(エ) 建設工期 昭和51年7月23日着工 昭和51年11月23日竣工

- (オ) 施行内容 火葬炉 1 基、待合室 1 室、エントランスホール、炉前ホール、火葬炉機械室等管理諸室ほか
- (カ) 供用開始 昭和52年 1 月 1 日
- (キ) 総事業費 約3,000万円

(2) 火葬場使用料

区 分	12歳以上	12歳未満	死 産 児	上、下肢等 身体の一部	胞 衣 産 わ い 物	霊安室
市 民	18,000円	9,500円	4,000円	1,000円	1,000円	3,000円
市 民 以 外	36,000円	19,000円	8,000円	2,000円	2,000円	6,000円

※市民には、釧路町民を含む

(3) 火葬場使用状況（令和 6 年度）

区 分	大 人	小 人	計	埋葬されて いた人体	身体の一部	死 産	胞衣産 わ い 物
釧路地区	2,948体	3 体	2,951体	0 件	11件	12件	1,028件
阿寒地区	103体	0 体	103体	2 件	0 件	0 件	0 件
音別地区	13体	0 体	13体	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	3,064体	3 体	3,067体	2 件	11件	12件	1,028件

7 墓地

(1) 墓地の名称、面積等

	名 称	面 積	管 理 主 体
釧路地区	紫 雲 台 墓 地	141,268.18㎡	釧 路 市
	桜 田 墓 地	8,391.85㎡	
	山 花 墓 地	8,609.00㎡	
	桂 恋 墓 地	19,138.48㎡	
	北 斗 霊 園	404,307.00㎡	公益財団法人北斗霊園
阿寒地区	布伏内共同墓地	6,566㎡	釧 路 市
	徹別共同墓地	9,930㎡	
	仁々志別共同墓地	7,666㎡	
	西徹別共同墓地	12,206㎡	
	共和共同墓地	1,537㎡	
	上徹別共同墓地	6,337㎡	
	阿寒共同墓地	80,746㎡	
音別地区	音別公園墓地	10,300㎡	釧 路 市
	音 別 墓 地	871㎡	
	川西共同墓地	4,950㎡	
	中音別共同墓地	1,009㎡	
	二 俣 墓 地	6,600㎡	
	ム リ 墓 地	1,900㎡	
	茶 安 別 墓 地	13,223㎡	
	上 音 別 墓 地	1,782㎡	
	尺 別 墓 地	2,680㎡	
	直 別 墓 地	2,640㎡	
	尺 別 炭 鉱 墓 地	825㎡	

8 畜犬登録及び野犬掃とう

(1) 畜犬登録及び野犬掃とう等の状況（令和6年度）（単位：畜犬登録数、野犬掃とう等＝頭、苦情処理＝件）

区 分	畜 犬 登録数	野 犬 掃 と う 等							苦 情 処 理
		捕 獲			死亡犬 引取り	警察等 からの 搬 送 依 頼	迷い犬 保 護	計	
		うち麻酔 銃による	うち薬殺 に よ る						
釧路地区	5,840	2	0	0	1	13	2	18	61
阿寒地区	206	0	0	0	0	0	1	1	1
音別地区	70	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	6,116	2	0	0	1	13	3	19	62

9 空き地の苦情処理

処理件数 釧路地区 51件 阿寒地区 7件 音別地区 0件

10 自然保護

市民の自然への関心が高まっている中で、健全な生態系の保全を図るとともに、生物の多様性を確保し、地域の豊かな自然環境を守り、将来に引き継いでいく必要がある。

このため、阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園などの豊かな自然はもとより春採湖、武佐の森など市内の身近な自然についても保全するとともに、多様な動植物の適正な生息地としての自然環境にも関心を払いながら、市民が自然にふれあうことができる活動を推進している。

また、地域の市町村・関係機関との連携やラムサール条約の推進に関する国際協力を行うための組織を設置するとともに各種事業を展開している。

(1) 鳥獣の保護管理業務

ア 鳥獣捕獲許可業務

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）第2条の規定により釧路市が処理することとされた鳥獣並びにその卵について、申請に基づき生活環境被害、農林水産業被害、生態系に係る被害の防止を目的として捕獲許可する。

鳥獣の種類	令和6年度捕獲許可件数
ハシブトガラス・ハシボソガラス	9件
ドバト	11件
キツネ	5件
スズメ	1件

イ 鳥獣の飼養登録

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）第2条の規定により釧路市が処理することとされた鳥獣の飼養について、申請に基づき飼養登録する。

鳥獣の種類	令和6年度飼養登録件数
ゼニガタアザラシ	1件
エゾクロテン	2件
アオバト	1件
オオハクチョウ	4件
マガン	1件
ノスリ	1件
トビ	1件
エゾフクロウ	2件
オオコノハズク	1件
コミミズク	1件

ウ エゾシカ、ヒグマの市街地出没対応

種類	令和6年度通報件数
エゾシカ	81 件
ヒグマ	56 件

- (ア) エゾシカ対応 広報くしろ、HP、SNSなどによる市民への注意喚起、学校、警察と連携した児童・生徒の登下校時のパトロールを実施している。
- (イ) ヒグマ対応 釧路地域は環境保全課、阿寒地域は阿寒町行政センター市民課環境係、音別地域は音別行政センター市民課環境係が対応する。出没状況に応じて問題グマかどうかを判断し、問題グマである場合は警察、北海道と連携し捕獲を行う。
- (ウ) ヒグマ対応（人里出没抑制等のための春期管理捕獲）
北海道ヒグマ管理計画に基づく、人里出没抑制並びに人材育成を目的とした捕獲事業

実施期間 令和7年2月1日から令和7年5月31日

	実施場所	出動済み回数 (2/1～3/31)	出動回数 (4/1～5/31)
釧路地域	駒牧、山花、北斗等	2 回	11 回
阿寒地域	布伏内、阿寒湖	2 回	8 回
音別地域	霧里、茶安別	2 回	13 回

(2) 春採湖ウチダザリガニ捕獲事業

春採湖はヒブナの生息地として天然記念物に指定されており、水鳥が飛来する豊かな自然を有する湖で市民の憩いの場として親しまれている。特定外来生物ウチダザリガニの繁殖が水草の減少など湖内の生態系を変える原因のひとつと考えられていることから、ウチダザリガニを駆除する事業を行っている。

ア 事業開始年 平成 18 年

イ 活動内容 特定外来生物ウチダザリガニの防除、捕獲結果の分析、報告、市民学習会の開催等。

ウ 令和6年度捕獲数 6月145 個体、9月29 個体

(3) 釧路国際ウェットランドセンター

関係省庁・関係自治体・NGO・教育機関等で組織され、釧路湿原、阿寒湖、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原の4つのラムサール条約登録湿地をはじめとする釧路地域の豊かな自然と充実した施設等を活用して、地域において湿地保全への取組の紹介や、賢明な利用の推進を図るとともに、地球規模での環境保全に寄与するため海外の関係機関と連携し、ネットワークとしての役割も果たしている。

ア 設立年月日 平成7年1月26日

イ 活動内容 湿地の保全と賢明な利用の推進、海外・国内参加者を対象とした研修や会議・ワークショップの開催、研究・モニタリング及びデータベースの構築、湿地の保全・利用・管理に関する技術的な助言、広報・教育・普及啓発活動、国際協力・他機関との協力、湿地エコツアーの実施など。

(4) 釧路湿原国立公園連絡協議会

釧路湿原国立公園の貴重な自然環境を保全し、国立公園の適正な保護及び整備の促進を図るため、関係機関が共通の理念のもとに情報交換・連絡調整を図る釧路湿原国立公園連絡協議会を組織し湿原内の環境を守るとともに、こどもレンジャーなど国立公園における自然ふれあい活動への住民参加を促進している。

ア 設立年月日 平成9年4月1日

イ 活動内容 国立公園の総合的な計画の促進、釧路湿原の適正な保護及び利用の促進に係る施策の実施、ビジターセンター等の運営、自然ふれあい利用促進に係る活動など。

環境事業課

1 ごみ処理（阿寒・音別地区含む）

- (1) 収集対象世帯 90,808世帯（令和7年3月末）
 (2) 排出量（収集量＝処理量 ※自己搬入分除く） 1日 96.06 t 年間 35,061.45 t
 (3) 委託業者

ア ごみ（可・不燃、粗大）収集委託業者

10業者（釧路環境衛生企業組合、株式会社令清舎、株式会社KCMコーポレーション、株式会社釧路厚生社、株式会社丸サ佐々木商店、釧路衛星株式会社、ECOくしろ株式会社、有限会社阿寒クリーン社、舌川原産業有限会社、音別衛生有限会社）

イ 資源物（ペットボトル・トレイ、プラスチック製容器包装）収集委託業者

10業者（大地運輸株式会社、株式会社道東清掃、株式会社マルカ加藤商店、釧路衛星株式会社、株式会社釧路厚生社、株式会社令清舎、有限会社共通空輸、有限会社阿寒クリーン社、舌川原産業有限会社、音別衛生有限会社）

(4) 収集関係車両台数

車 種		台 数	備 考
市 直 営	中型ロードパッカー（4 t 車）	2	
	小型ロードパッカー（2 t 車）	2	
	小型トラック（2 t 車）	1	
	小型トラック（1 t 車）	3	
	清掃指導車	9	
	連絡車	2	
小 計		19	
可 不 燃 ・ 粗 大 委 託	大型ロードパッカー	1	音別衛生有限会社 1台
	中型ロードパッカー	29	釧路環境衛生企業組合 10台
			株式会社令清舎 3台
			株式会社KCMコーポレーション 2台
			株式会社釧路厚生社 3台
			株式会社丸サ佐々木商店 3台
			釧路衛星株式会社 2台
			ECOくしろ株式会社 2台
			有限会社阿寒クリーン社 2台
			舌川原産業有限会社 2台
資 源 委 託	中型ロードパッカー	13	大地運輸株式会社 3台
			株式会社釧路厚生社 1台
			株式会社道東清掃 1台
			株式会社マルカ加藤商店 2台
			株式会社令清舎 1台
			釧路衛星株式会社 1台
			有限会社共通空輸 1台
			有限会社阿寒クリーン社 1台
			舌川原産業有限会社 1台
			音別衛生有限会社 1台
	2 t トラック（4 t 車含む）	23	舌川原産業有限会社 3台 有限会社阿寒クリーン社 4台 音別衛生有限会社 2台 釧路市資源リサイクル事業協同組合 14台
合 計		85	

(5) ごみ処理量（令和 6 年度）

直営 490.08 t 委託 26,307.38 t 合計 26,797.46 t

(6) 収集委託料（令和 6 年度）

856,464,752円

(7) ごみ収集方法

ア ごみの出し方はそれぞれ指定をした方法で出してもらい、収集はステーション方式を基本とする。

イ 分別収集回数

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源物
収集回数	週 2 回	月 2 回	申込制	月 2 回	週 1 回

ウ 可燃ごみの収集

黄色の袋で出したものを収集日に収集する。

令和 6 年度収集量 24,857.33 t

エ 不燃ごみの収集

青色の袋で出したものを収集日に収集する。

令和 6 年度収集量 1,421.21 t

オ 粗大ごみの収集

電話等の申込みにより、市の指定日に収集する。

令和 6 年度収集量 518.92 t

カ その他のごみの収集

ボランティア清掃等（主に土）で出したものを収集する。

令和 6 年度収集量 0.54 t

キ 有害ごみ（廃乾電池・蛍光灯）の収集

透明な袋に入れてほかのごみと区分して出したものを不燃ごみ収集日に収集する。

令和 6 年度収集量（電池） 35.01 t

令和 6 年度収集量（蛍光灯） 3.53 t

ク 資源物の収集

資源物ステーションの指定した容器等に入れて出したものを収集日に収集する。

令和 6 年度資源物ステーション収集量 8,211.86 t

2 過去 3 か年のごみ収集量

（単位：t、%）

区 分	ご み			
	委 託	直 営	合 計	委託比率
令和 4 年度	27,790	500	28,290	98.2
令和 5 年度	27,003	463	27,466	98.3
令和 6 年度	26,307	490	26,797	98.2

3 中間処理施設

釧路市ごみ最終処分場に埋立処理するごみ量を減らすため、市営施設 2 カ所、民間施設 1 カ所で、ごみの中間処理を行い、減量化と再資源化を図っている。

(1) 釧路市資源リサイクルセンター

ア 所在地 釧路市鳥取南 7 丁目 1 番 2 号

イ 敷地面積 13,850㎡ 延床面積 3,025㎡

ウ 処理能力 圧縮能力（缶） 1～2 t/H 処理能力（びん） 3～4 t/H
圧縮能力（ペットボトル） 2.5 t/日

エ 管理運営 釧路市資源リサイクル事業協同組合

オ 資源物等搬入状況・売却状況（令和6年度）

（単位：kg、円）

品 目	古紙類	缶 類	びん類	布 類	トレイ	ペット	合 計
搬入量	3,010,430	475,894	79,116	0	21,050	897,125	4,483,615
売却金額	8,504,581	59,061,185	285,778	0	2,311	986,834	68,840,689
品 目	キャップ	カレット	残 渣				合 計
搬入量	4,430	1,327,930	183,300				1,515,660
売却金額	485						485
搬入量の総合計							5,999,275
売却金額の総合計							68,841,174

(2) 粗大ごみ処理センター

- ア 所在地 釧路市高山4番地1
 イ 敷地面積 6,606㎡ 延床面積 999㎡
 ウ 管理運営 株式会社KCMコーポレーション
 エ 粗大ごみ処理センター処理状況（令和6年度）

（単位：t）

区 分	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
搬入量	2,475.71	3,130.22	5,605.93

※釧路町・厚岸町・弟子屈町・鶴居村・白糠町の不燃・粗大ごみ含む

(3) プラスチック製容器包装再資源化施設（民間施設）

- ア 所在地 釧路市星が浦6丁目6番13号
 イ 敷地面積 2,426.22㎡ 延床面積 999㎡
 ウ 処理能力 64.8t/日（24時間）
 エ 管理運営 ネイチャーテック釧路株式会社
 オ 処理状況（令和6年度）

（単位：t）

区 分	計画収集	自己搬入	合計
搬入量	2,130.79	212.31	2,343.10

4 釧路市民工房

- (1) 市民自らの手で自転車、家具を修理してもらうため、リサイクルセンター内に開設した。

(2) 概 要

- ア 所在地 釧路市鳥取南7丁目1番2号（釧路市資源リサイクルセンター内）
 イ 工房面積 100㎡
 ウ 常設工具 電気工具、家具工具、自転車工具一式
 エ 開放時間 土・日曜日 午前9時～午後4時
 オ 管理運営 釧路市資源リサイクル事業協同組合

5 ごみ最終処分場

(1) 概 要

- ア 施設名 釧路市ごみ最終処分場
 イ 所在地 釧路市高山17番地1・29番地1
 ウ 埋立可能面積 41,742㎡
 エ 埋立容量 233,307m³
 オ 埋立計画期間 令和6年度～令和20年度
 カ 廃棄物の種類 焼却残渣・不適物、不燃性残渣等
 キ 埋立方式 山間サンドイッチ埋立
 ク 汚水処理施設 カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過
 ケ 汚水処理能力 170m³/日

- (2) 埋立量（令和6年度） 8,532.97t（汚水処理施設の汚泥含む）

6 許可業者制度

(1) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者	16社
(2) 一般廃棄物（ごみ）収集場所限定収集運搬許可業者	1社
(3) 廃食用油限定収集運搬許可業者	1社
(4) YM菌限定処分許可業者	1社
(5) 廃食用油限定処分許可業者	1社
(6) 廃プラスチック限定処分許可業者	1社
(7) 浄化槽汚泥限定収集運搬許可業者	1社
(8) ごみ及び浄化槽汚泥収集運搬許可業者	4社
(9) 飼料残渣限定収集運搬許可業者	2社

7 清掃思想の普及啓発

- (1) 釧路市マチをきれいにする推進協議会
 - ア 「春採公園クリーン作戦」
 - (ア) 令和6年4月20日 春採公園及び春採湖周辺、千代ノ浦マリニパーク
悪天候予報により中止
 - イ ごみゼロキャンペーン「集まれ！ごみひろい隊会」
 - (ア) 令和6年5月25日 釧路市役所から港湾地域周辺、幸町、黒金町、北大通周辺、MOO周辺、末広歓楽街地区、栄町平和公園周辺
参加団体 28団体 個人参加3名 参加者総数 246名 ごみ処理量 80.1kg
 - (イ) 令和6年9月28日 柳町公園、千代ノ浦マリニパーク
参加団体 26団体 個人参加3名 参加者総数 166名 ごみ収集量 75.9kg
 - ウ ポスターコンクールの実施
対象 市内小学校および義務教育学校3・4年生 応募総数 15点
 - エ 「ごみのポイ捨て防止」街頭啓発
 - (ア) 令和6年10月22日 イオンモール釧路昭和 1階出入口
- (2) ごみ処理施設見学会（令和6年度）
学校等申込対応数 2件 参加人数 87名

8 釧路市クリーンパートナー制度

- (1) 概要
市内の公共空間に一定区域を定め、市に登録した団体がクリーンパートナーとして、ボランティアによる清掃活動を行う。
- (2) 登録団体（令和7年3月末）
 - ア 太平洋設備株式会社（春採湖周辺）
 - イ 釧路北ローターアクトクラブ（新釧路川緑地地区 鶴見橋から上流）
 - ウ 釧路子ども劇場（千代ノ浦マリニパーク、春採公園）
 - エ 釧路川元気の会（釧路川周辺）
 - オ 日本たばこ産業株式会社北海道支社（北大通）
 - カ DCM株式会社（新釧路川緑地地区（鶴見橋から鳥取橋間の全域））
 - キ 株式会社釧路製作所本社（川北町・新釧路町の一部）
 - ク 株式会社KCMコーポレーション（スカイロードから釧路環状線久寿里橋通まで）
 - ケ 第一環境株式会社釧路事務所（南大通から米町）
 - コ 株式会社美警（鳥取7号公園外周）
 - サ 明治安田生命保険相互会社釧路駅前営業所（黒金町10丁目から13丁目）
 - シ 株式会社本田組（鳥取大通8丁目、鳥取北8丁目の一部）
 - ス 阿寒共立土建株式会社（仁々志別川河川敷（河口から昭和橋まで1.9km））
 - セ 釧石工業株式会社（昭和中央1丁目の一部）

- ソ 住友生命保険相互会社（新釧路川緑地地区周辺（鳥取橋から新川橋の間））
 タ 北海道電力株式会社釧路支店（幸町3丁目、4丁目）
 チ 株式会社ウインドヒル（文苑1丁目の一部、大規模運動公園、新釧路川沿いの一部）
 ツ 村井建設株式会社（住之江町及び駒場公園周辺）
 テ 株式会社樋口電気工業釧路支店（大楽毛北1丁目区域）
 ト 株式会社釧路火力発電所（興津通（一部）区域）
 ナ 釧路キレイな街応援隊（大楽毛154-19海岸沿い）
 ニ 株式会社ユタカコーポレーション（共栄橋通り光陽町の一部（雄鉄線通り～柳町公園））
 ヌ 合同会社赤藤（星が浦南4丁目、5丁目の一部）
 ネ 株式会社釧路宇部（鳥取南5丁目1番の一部）
 ノ 学校法人横田学園（岩見浜、春採公園、鶴ヶ岱公園）
 ハ くしろうみぴりか（阿寒川周辺、大楽毛海岸周辺）
 ヒ 有限会社F-CAGO（新富士町6丁目の一部）
 フ 946530の会（星が浦地区、大楽毛西よつ葉乳業横の一部）
 ヘ 有限会社鹿又建設工業（市道北園1号の一部）
 ホ 就労継続支援B型事業所ななはち（久寿里橋通の沿線及び鶴ヶ岱公園）

(3) 市の支援内容

ごみ袋の支給、火ばさみなどの清掃用具の貸与、集積された廃棄物の収集、処理など。

(4) 活動実施状況（令和6年度）

各団体登録人数 1,042人 年間清掃回数 478回

9 ごみの減量化と資源リサイクル行政

(1) 釧路市一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物の減量化・資源化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため平成21年に計画を策定し、令和3年3月には、当市のごみ処理の現状及び課題を検証し、更なる循環型社会の形成を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき「釧路市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

計 画 の 期 間	令和3年度～令和12年度
基 本 方 針	・発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進によるごみの減量 ・分別・リサイクルの取り組み促進 ・環境学習・環境教育の充実 ・安全・安心なごみ処理事業の推進

(2) 釧路市廃棄物減量等推進審議会（審議委員15名）

任期 令和5年11月1日～令和7年10月31日

(3) 生ごみ堆肥化コンポスト容器購入費の一部助成

生ごみ堆肥化コンポスト容器を購入し、その購入費の一部を助成する。

ア 助成内容

容 器 の 購 入 価 格	1個あたりの助成金額
6,000円以上の容器	3,000円
3,000円以上～6,000円未満の容器	2,000円
1,000円以上～3,000円未満の容器	1,000円

イ 1世帯当たり2個まで助成する。

ウ 令和6年度生ごみ堆肥化コンポスト容器購入助成予算額 30,000円

エ 令和6年度の生ごみ堆肥化コンポスト容器購入助成状況

容 器 の 購 入 価 格	個数	金額
6,000円以上の容器	4個	12,000円
3,000円以上～6,000円未満の容器	9個	18,000円
1,000円以上～3,000円未満の容器	0個	0円

(4) 電気生ごみ処理機購入助成金交付

電気生ごみ処理機を購入し、自ら処理及びごみ減量化に協力する市民に対して、その購入費の一部を

助成する。

ア 助成金額 1台につき購入額の2分の1、10,000円を限度とする。

イ 助成台数 1世帯当たり1台まで助成する。

ウ 令和6年度電気生ごみ処理機購入助成実績額 70,000円

エ 令和6年度電気生ごみ処理機購入助成台数 7台

(5) 説明会の開催

ア 生ごみ減量講習会の開催

(ア) 開催件数：4回

(イ) 参加人数：49名

(6) その他啓発事業の実施

ア 「夏休み！リサイクル親子バス見学会」の実施

(ア) 令和6年8月5日、8月7日 参加者総数 22名

見学先 釧路市資源リサイクルセンター、ネイチャーテック釧路、王子マテリア釧路工場

イ 環境ニュースの発行（連町通信に同封。年2回発行）

10 放置自動車対策

(1) 釧路市廃自動車認定等委員会（委員7名）

報告年月日	報告事項
令和4年9月16日	前年度放置自動車発生件数及び処理件数について
令和5年9月4日	
令和6年9月13日	

※過去3年間の開催状況

阿 寒 町 行 政 セ ン タ ー 市 民 課

1 中間処理施設

阿寒町ごみ最終処分場に埋立処理するごみの減量をするため、一時保管施設2カ所で減量化と再資源化を図っている。

(1) 阿寒町資源物保管施設

- ア 所在地 釧路市阿寒町西徹別7番地
- イ 施設規模 簡易ハウス プレハブD型 194.4m²
- ウ 分別方法 阿寒町高齢者等生きがいセンターへ委託し、手選別により分別

(2) 阿寒湖温泉資源物保管施設

- ア 所在地 釧路市阿寒町阿寒湖温泉5丁目5番
- イ 施設規模 簡易ハウス プレハブK型 158.76m²
- ウ 分別方法 ごみ計画収集業者へ委託、手選別により分別

(3) 資源物等搬入状況（令和6年度） （単位：kg）

品 目	缶 類	ビン類	新聞紙	雑 誌	雑 紙	段ボール
搬入量	12,430	31,120	6,430	10,110	17,210	19,700
品 目	ペット	トレイ	布 類	紙パック	プラ容器	合 計
搬入量	21,270	210	0	260	44,680	163,420

2 ごみ最終処分場

(1) 概要

- ア 施設名 阿寒町一般廃棄物最終処分場
- イ 所在地 釧路市阿寒町東栄33番地6
- ウ 埋立可能面積 10,000m²
- エ 埋立容量 47,000m³
- オ 埋立計画期間 平成15年度～平成29年度
※埋立量の減少により、埋立期間を当面延長している。
- カ 廃棄物の種類 不燃物
- キ 埋立方式 セル方式・準好気性埋立
- ク 汚水処理方式 生物処理（接触ばっ気）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋消毒
- ケ 処理能力 45m³／日

(2) 埋立量（令和6年度） 70.56 t（汚水処理施設の汚泥含む）

3 ごみ処理

- (1) 収集対象世帯 2,344世帯（令和7年3月末現在）
- (2) 排出量（収集量） 1日 4.0 t 年間 1,320.93 t
- (3) 委託業者 2業者（①有限会社阿寒クリーン社、②舌川原産業有限会社）
- (4) 収集関係車両現存台数

車 種		台数	備 考	
委 託	中型ロードパッカー	5	①所有3台	②所有2台
	小型トラック（2 t 車）	6	①所有4台	②所有2台
	中型トラック（4 t 車）	1	①所有0台	②所有1台
合 計		12		

(5) ごみ搬入量（令和 6 年度）

（単位：t）

受入れ 処分場	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他	収集量計	自己搬入	合計	事業系 生ごみ
阿寒町	-	52.21	-	-	52.21	22.01	74.22	-
釧路市	607.32	-	41.42	0	648.74	525.41	1,174.15	-
合 計	607.32	52.21	41.42	0	700.95	547.42	1,248.37	-

(6) ごみ収集委託料（令和 6 年度）

67,498,200円

(7) 有害ごみ（廃乾電池、廃蛍光管）

透明袋又は半透明袋にそれぞれごとに入れて出したものを資源物収集日に収集する。

ア 令和 6 年度収集量

(ア) 廃乾電池 1.08 t

(イ) 廃蛍光管 0.333 t

4 清掃思想の普及啓発

(1) 広報紙等による啓発（行政センターだより）

ア ごみの分別 4 回

5 清掃活動の推進

(1) 概要

平成11年度より連合町内会に協力要請し、4月～10月に清掃活動を行う。

(2) 活動実施状況

ア 参加数 45町内会

イ 参加人数 1,206人

音別町行政センター市民課

1 中間処理施設

(1) 音別町リサイクルセンター

- ア 所在地 釧路市音別町海光1丁目31番
 イ 敷地面積 1,225㎡
 ウ 処理能力 圧縮能力（缶）約0.5t／H
 圧縮能力（ペットボトル）70kg～100kg／H
 溶解固化能力（トレイ）20kg／H

エ 管理運営 社会福祉法人音別憩いの郷

オ 資源物等搬入状況・売却状況（令和6年度）

（単位：kg、円）

品目	古紙類	缶類	びん類	トレイ	ペット	カレット	プラ容器	合計
搬入量	57,108	5,460	508	330	6,000	10,380	13,970	93,756
売却金額	86,483	618,375	402	363	6,600	－	－	712,223

2 ごみ最終処分場

(1) 概 要

- ア 施設名 音別町一般廃棄物最終処分場
 イ 所在地 釧路市音別町尺別31番地1
 ウ 埋立可能面積 4,000㎡
 エ 埋立容量 10,000㎡
 オ 埋立計画期間 平成12年度～平成26年度
 ※埋立量の減少により、埋立期間を当面延長している。
 カ 廃棄物の種類 不燃物
 キ 埋立方式 準好気性埋立
 ク 汚水処理施設 回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過
 ケ 汚水処理能力 10㎡／日

(2) 埋立量（令和6年度） 4.73t（汚水処理施設の汚泥含む）

3 ごみ処理

- (1) 収集対象世帯 908世帯（令和7年3月末現在）
 (2) 排出量（収集量） 1日 0.75t 年間 273.96t
 (3) 委託業者 1業者（音別衛生有限会社）
 (4) 収集関係車両現有台数

車 種		台 数
委 託	大型ロードパッカー	1
	中型ロードパッカー	1
	中型トラック（4t車）	1
	着脱装置付きコンテナ専用車	1
合 計		4

(5) ごみ搬入量（令和6年度）

（単位：t）

受入れ処分場	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	収集量計	自己搬入	合 計
音別町	－	－	－	0.00	4.23	4.23
釧路市	242.63	19.02	17.91	279.56	156.26	435.82
合 計	242.63	19.02	17.91	279.56	160.49	440.05

- (6) ごみ収集委託料（令和6年度）

31,713,000円

- (7) 有害ごみ（廃乾電池、廃蛍光灯）

透明袋または半透明袋にそれぞれごとに入れて出したものを資源物収集日に収集する。

ア 令和6年度収集量

(ア) 廃乾電池 0.458 t

(イ) 廃蛍光灯 0.131 t

4 清掃思想の普及啓発

- (1) 広報紙等による啓発（行政センター通信、町内回覧チラシ）

ごみの分別及び排出方法 1回

第9編 福祉部

社 会 援 護 課

1 民生委員活動推進事業

地域の要援護者等への支援や情報の提供、行政機関への協力などを行う民生委員・児童委員の選任にかかる候補者の推薦を行うとともに、活動費を補助することにより、地域福祉推進活動の促進を図っている。

地区協議会別民生委員児童委員定数（令和7年4月1日現在）（単位：人）

地区	定数	現員数		うち主任児童委員		欠員
		男性	女性	男性	女性	
橋 南	17	6	6	0	1	5
橋南東部	21	6	13	1	1	2
橋南南部	18	11	6	1	0	1
橋南北部	18	6	12	1	1	0
緑 ケ 岡	24	10	14	0	2	0
桜 ケ 岡	20	10	9	0	2	1
武 佐	23	5	16	0	2	2
白 樺	22	12	7	2	0	3
橋 北	16	6	8	0	2	2
共栄東部	24	8	14	0	1	2
共栄中央	24	14	8	0	1	2
共栄北部	21	8	11	0	2	2
愛国東部	28	4	19	0	2	5
愛国西部	28	13	14	1	1	1
美 原	16	7	9	0	2	0
鳥取東部	16	9	4	1	1	3
鳥取西部	25	10	14	1	1	1
昭 和	25	14	10	0	1	1
大 楽 毛	24	11	11	1	1	2
阿 寒	29	10	19	0	2	0
音 別	17	8	8	0	2	1
計	456	188	232	9	28	36

2 行旅病人及び行旅死亡人等の取扱い（令和6年度）

- (1) 行旅死亡人、身元不明死体の処理 0 件
- (2) 身元引き受けのない遺体処理 16件
- (3) 行旅病人及び浮浪者の取扱い 4 件

3 アイヌ福祉

- (1) アイヌ住宅新築資金等貸付制度

アイヌ住民の生活環境の整備改善を図るため、住宅の新築・購入・改修又は住宅用地の取得について、市が予算の範囲内で必要な資金の貸付を行う。

貸付実績 平成22年度以降なし

(2) 生活館

令和6年度利用状況

(単位：件、人)

館名	会議		福祉活動		冠婚葬祭		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
春採	51	771	183	1,906	0	0	16	851	250	3,528
寿	66	802	710	5,565	0	0	34	244	810	6,611
新富士	54	633	247	1,808	0	0	6	606	307	3,047
大楽毛	62	877	129	1,053	0	0	5	1,193	196	3,123
東栄	39	431	120	736	0	0	85	885	244	2,052
阿寒町緑町	31	437	72	1,063	0	0	11	336	114	1,836
音別町直別	3	12	0	0	0	0	2	23	5	35

(3) アイヌ共同作業所

釧路アイヌ協会へ無償貸与

4 災害援護

(1) 罹災証明（令和6年度実績）

発行件数 0件

(2) 避難行動要支援者避難支援事業

災害時において自力で避難することが困難で、避難に支援が必要となる方（避難行動要支援者）に対して、町内会等を中心に地域の方々が連携し、日頃の見守り活動や災害時の避難支援の取り組みを行うことで、住み慣れた地域において安全に安心して生活することができる地域社会づくりを進めるもの。

事業参加町内会数（令和7年4月1日現在） 20町内会

5 低所得者福祉

福祉金庫貸付

低所得者世帯の生活の安定・更正を図るため、急な出費などに伴う一時的な生活困窮に対して、つなごの生活費を無利子で貸付を行うことにより、福祉の向上を図る。

令和6年度貸付状況（令和7年4月1日現在）

貸付件数	貸付金額	償還金額	償還率
175件	1,702,000円	1,587,000円	93.2%

※償還率は現年度分である。

6 成年後見制度利用支援事業（令和6年度）

区分	市長申立件数	審判確定件数
認知症高齢者	15件	17件
障がい者	2件	2件

※審判確定件数は、令和5年度申し立て後、令和6年度確定分を含む。

7 生活保護の概要

令和6年度の被保護世帯数は月平均で5,768世帯、人員は7,291人、保護率4.71%となっており、対前年度比63世帯の減、人員は143人の減となっている。

(1) 保護申請並びに開始・廃止の状況

令和6年度中に受理した保護申請は581件で、保護を開始した件数522件、却下及び取下げ件数62件となっている。前年度比では申請件数は18件の減、開始件数は増減なし、廃止件数632件で38件の増となった。

開始・廃止の原因は別表のとおりであるが、開始理由の47.9%（前年度48.1%）が不就労収入減と割合が大きくなっている。次に、就労収入減が19.7%となっている。

(2) 医療扶助の状況

医療扶助人員の総数は令和6年度平均6,390人で前年比118人、1.8%の減少となっている。

(3) 世帯類型別被保護世帯の状況

高齢世帯の占める割合は、55.9%で前年比0.8ポイントの増であり、実数は3,222世帯で前年比12世帯の増となっている。

8 保護世帯及び保護人員の推移

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
保護世帯	月 平 均	5,897世帯	5,831世帯	5,768世帯
	対前年度伸び率	△2.2 %	△1.1 %	△1.1 %
保護人員	月 平 均	7,608 人	7,434 人	7,291人
	対前年度伸び率	△3.5 %	△2.3 %	△1.9 %
保 護 率		4.73 %	4.71 %	4.71 %

※保護率は（月平均保護人員／月平均釧路市人口）にて算出している。

9 世帯類型別構成の推移

（単位：世帯）

区 分	高 齢 世 帯	母 子 世 帯	傷病障害世帯	そ の 他
令和4年度	3,234 (54.8%)	345 (5.9%)	1,257 (21.3%)	1,061 (18.0%)
令和5年度	3,210 (55.1%)	322 (5.5%)	1,244 (21.3%)	1,055 (18.1%)
令和6年度	3,222 (55.8%)	303 (5.3%)	1,211 (21.0%)	1,032 (17.9%)

10 令和6年度生活保護費支出状況

区 分	実支出額（千円）	構 成 比(%)
生 活 扶 助	3,562,181	30.3
住 宅 扶 助	1,612,277	13.7
教 育 扶 助	42,483	0.4
医 療 扶 助	6,091,425	51.8
その他の扶助	449,125	3.8
保 護 費 総 額	11,757,491	100.0

※その他の扶助は、出産・生業・葬祭・介護・施設事務費・就労自立給付金・進学準備給付金である。

11 令和6年度における保護開始・廃止の原因

(単位：件)

開 始	世帯数	傷病	死亡離別	就労の収入減	不就労収入減	その他
	522	90	35	103	250	44

廃 止	世帯数	疾病治癒	死 亡 失そう等	収入増 (就労・不就労)	その他
	632	0	288	138	206

12 令和6年度医療扶助状況（月平均）

(単位：人)

入 院			入 院 外	総 計
精 神	そ の 他	計		
67	210	277	6,113	6,390

13 生活困窮者自立支援事業

平成27年度に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施などを行うもの。釧路市生活相談支援センター「くらしごと」を平成25年から開設し、生活困窮者に対するきめ細やかな対応、対策を推進している。

相談人数の推移

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新 規	554	574	503
再 相 談	279	213	269
継 続	3,267	2,851	2,952
合 計	4,100	3,638	3,724

障がい福祉課

1 障がい者の福祉

(1) 特別障害者手当等

ア 特別障害者手当

(ア) 対 象 重度の障がい有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状況にある在宅の20歳以上の者

(イ) 給 付 月 額 29,590円

(ウ) 支給対象人員 134名

イ 障害児福祉手当

(ア) 対 象 重度の障がい有するため日常生活において常時介護を必要とする状況にある在宅の20歳未満の者

(イ) 給 付 月 額 16,100円

(ウ) 支給対象人員 82名

ウ 経過的福祉手当

(ア) 対 象 20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金又は特別障害給付金も支給されない者

(イ) 給 付 月 額 16,100円

(ウ) 支給対象人員 4名

※各手当支給月 5月、8月、11月、2月

(2) 障害者等援護旅費助成制度（年間6回）

施設、特別支援学校等に入所している障がい者・児及び保護者の帰省等に伴う旅費の一部を助成する。

令和6年度実績 672,900円 支給対象 128件

(3) 福祉バス

いずみ号は44人乗り（うち車椅子4台分）を配備、つどい号は20人乗り（うち車椅子5台分）で、重度身体障がい者等の通院送迎、障がい者団体等の会合及びレクリエーション等に運行している。

福祉バス利用状況（令和6年度）

バス名	運行回数	延利用人員
いずみ号	59回	1,051人
つどい号	38回	189人
音別町福祉バス	15回	320人

(4) 重度障がい者交通費助成事業

外出困難な重度障がい者にタクシー運賃補助券（年間12,000円分）または自動車燃料補助券（年間12,000円分）を交付、社会参加の促進を図る。

交付者数（令和6年度）

身障1級の肢体不自由者・児	}	265名
身障2級で常時車椅子使用者		
身障1、2級の内部障がい者・児		565名
身障1、2級の視覚障がい者・児		104名
療育手帳A所持者		98名

(5) 点字図書館

ア 視覚障がい者のために、点字の図書と声の図書の制作及び貸出しを行う。

貸出数 点字図書 741冊 声の図書 1,529巻（令和6年度）

イ 点訳及び音訳奉仕員の養成講習会を行い、終了後、奉仕員として登録し、点訳及び録音図書を作製する奉仕活動を行う。

養成講習会 実施回数 点訳16回 受講延人員 22人（令和6年度）

音訳18回 受講延人員 19人（令和6年度）

(6) 障がい者社会参加促進事業

外出など、社会参加の機会が少ない在宅障がい者へ、社会参加の促進と健康保持を目的に、手芸・軽運動・料理・情報提供等の各教室を開催している。

(7) コミュニケーション支援事業

ア 手話通訳者

(7) ろうあ者と健聴者との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣する。

登録手話通訳者 23名 派遣件数 585件 (令和6年度)

(4) 手話奉仕員養成講習会を開催する。

実施回数 30回 受講延人員 167人 (令和6年度)

イ 要約筆記者

(7) ろうあ者と健聴者との意思の疎通を円滑にするため、要約筆記者を派遣する。

登録要約筆記者 6名 派遣件数 51件 (令和6年度)

(4) 要約筆記奉仕員養成講習会を開催する。

実施回数 15回 受講延人員 77人 (令和6年度)

(8) 日中一時支援事業

ア 目的 障がい者・児に対する施設や自宅での預かり（見守り）の支援を行うことにより、介護者である家族の休息や就労の時間を確保する。

イ 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証・障害児通所支援受給者証を所持する者等。

(9) 移動支援事業

ア 目的 屋外での移動に困難のある障がい者・児へ、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活と社会参加の促進を図る。

イ 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証・障害児通所支援受給者証を所持する者等。

(10) 身体障害者福祉施設

ア 釧路市身体障害者福祉センター

(7) 施設の目的 身体障がい者の憩いと会合、研修に活用し、交流を深めるとともに文化・福祉の向上を図る。

(4) 場 所 釧路市川北町4番17号

(7) 開設年月日 昭和49年5月15日

(エ) 施設の概要 床面積 800.57㎡ 職員 5人

イ 釧路市音別町訪問介護事業所

(7) 施設の目的 身体、知的障害者福祉法並びに児童福祉法により認定された音別町地区の障がいを持つ方を対象に居宅介護を実施し、在宅生活を営むことができるように身体介護、家事援助、日常生活支援等を行い福祉の増進を図る。

(4) 場 所 釧路市音別町中園2丁目119番地1（釧路市音別町福祉保健センター内）

(7) 開設年月日 平成15年8月1日

(エ) 施設の概要 職員 5人

(11) 釧路市障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズくしろ）

ア 施設の目的 障がい者の社会参加の促進と健康保持を図る。

イ 場 所 釧路市鳥取南7丁目2番20号

ウ 開設年月日 昭和57年11月21日

エ 施設の概要 床面積 1,395.75㎡ 職員 4人

(12) 地域活動支援センター

在宅の障がい者に創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の場の提供等を行い、地域生活の支援を図る。

	セ ン タ ー 名	所 在 地	開設年月	運 営 主 体
1	地域生活支援センター ハート釧路	白金町 2 番 14 号	平成 18 年 10 月	社会福祉法人 釧路恵愛協会
2	ザックル	柏木町 2 番 8 号	平成 18 年 10 月	特定非営利活動法人 地域生活支援ネットワークサロン
3	親子の家	春採 1 丁目 4 番 12 号	平成 18 年 10 月	特定非営利活動法人 地域生活支援ネットワークサロン

介護高齢課

1 介護保険事業（令和6年度）

(1) 事業開始 平成12年4月1日

(2) 第1号被保険者の状況

65歳以上 a	うち75歳以上 b	住民登録人口 c	高齢化率 a / c	後期高齢化率 b / c
55,293人	31,184人	152,875人	36.2%	20.4%

※65歳以上及び75歳以上の人数は、住所地特例対象者などを加味した被保険者数

(3) 介護保険料（第1号被保険者）

ア 保険料額（基準額に対し所得に応じて14段階に設定）

段 階	負担の割合	保険料額(年額)
第1段階	基準額×0.285	18,912円
第2段階	基準額×0.485	32,184円
第3段階	基準額×0.685	45,456円
第4段階	基準額×0.9	59,724円
第5段階	基準額	66,360円
第6段階	基準額×1.2	79,632円
第7段階	基準額×1.3	86,268円
第8段階	基準額×1.5	99,540円
第9段階	基準額×1.75	116,130円
第10段階	基準額×1.9	126,084円
第11段階	基準額×2.1	139,356円
第12段階	基準額×2.3	152,628円
第13段階	基準額×2.4	159,264円
第14段階	基準額×2.5	165,900円

イ 保険料の収納状況

	調 定 額	収 納 額
特 別 徴 収	2,801,712千円	2,801,712千円
普 通 徴 収	333,606千円	321,341千円
計	3,135,318千円	3,123,053千円

ウ 保険料の減免状況 4人

(4) 要介護認定の状況

ア 申請受付状況

	申 請 内 訳			計
	新 規	変 更	更 新	
サービス受給者	0人	1,244人	3,620人	4,864人
サービス未利用者	2,748人	760人	208人	3,716人
施設入所者	0人	101人	484人	585人
計	2,748人	2,105人	4,312人	9,165人

イ 審査判定状況

(7) 審査会開催数 217回

(イ) 判定状況

(単位：件)

	審 査 内 訳			計
	新 規	変 更	更 新	
非 該 当	225	1	28	254
要 支 援 1	949	17	586	1,552
要 支 援 2	347	59	399	805
要 介 護 1	493	286	1,294	2,073
要 介 護 2	183	396	790	1,369
要 介 護 3	94	343	383	820
要 介 護 4	147	465	433	1,045
要 介 護 5	116	379	316	811

再 調 査	0	1	0	1
計	2,554	1,947	4,229	8,730

(5) 介護給付の状況

ア サービス利用件数

(単位：件)

種 類	要支援		要 介 護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
居宅介護（支援）サービス	16,690	16,874	53,446	83,094	32,435	23,024	14,122	239,685
訪問サービス	970	980	15,029	24,510	9,796	7,505	5,618	64,408
訪問介護			10,344	17,137	5,240	3,573	2,065	38,359
訪問入浴介護	0	0	15	68	159	253	544	1,039
訪問看護	340	423	1,991	3,586	1,709	1,464	1,392	10,905
訪問リハビリテーション	166	185	485	865	458	348	291	2,798
居宅療養管理指導	464	372	2,194	2,854	2,230	1,867	1,326	11,307
通所サービス	1,525	1,547	8,376	11,074	3,926	1,966	914	29,328
通所介護			5,887	7,132	2,505	1,358	583	17,465
通所リハビリテーション	1,525	1,547	2,489	3,942	1,421	608	331	11,863
短期入所サービス	32	65	555	1,133	1,074	1,208	547	4,614
短期入所生活介護	32	38	420	927	875	931	417	3,640
短期入所療養介護 （介護老人保健施設）	0	27	135	206	199	277	130	974
短期入所療養介護 （介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	6,166	6,634	10,099	19,653	7,813	5,513	3,285	59,163
福祉用具貸与	5,768	6,383	9,738	19,295	7,645	5,372	3,227	57,428
福祉用具購入費	168	116	178	227	109	97	36	931
住宅改修費	230	135	183	131	59	44	22	804
特定施設入居者生活介護	891	366	1,649	1,781	1,202	1,199	548	7,636
介護予防支援・居宅介護支援	7,106	7,282	17,738	24,943	8,624	5,633	3,210	74,536
地域密着型（介護予防）サービス	153	154	5,540	7,707	4,877	3,278	2,156	23,865
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			321	397	264	250	224	1,456
夜間対応型訪問介護			53	300	114	95	101	663
地域密着型通所介護			3,624	4,266	1,476	643	267	10,276
認知症対応型通所介護	0	0	120	212	165	65	90	652
小規模多機能型居宅介護	153	154	491	639	526	435	148	2,546
認知症対応型共同生活介護		0	865	1,797	2,136	1,482	1,177	7,457
地域密着型特定施設入居者生活介護			0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護			0	0	80	206	54	340
複合型サービス			65	94	116	100	94	469
複合型サービス（看護小規模多機能短期利用）			0	2	0	1	1	4
認知症対応型共同生活介護（短期利用）		0	0	0	0	1	0	1
小規模多機能型居宅介護（短期利用）	0	0	1	0	0	0	0	1
施設介護サービス			566	1,036	2,745	6,009	4,076	14,432
介護老人福祉施設			8	12	1,644	4,641	3,172	9,477
介護老人保健施設			558	1,024	1,101	1,348	891	4,922
介護医療院			0	0	0	20	13	33
合 計	16,843	17,028	59,552	91,837	40,057	32,311	20,354	277,982

イ 利用者負担の軽減状況

(7) 高額介護サービス費	延	32,896件
(イ) 社会福祉法人等利用者負担軽減	延	5,852件
(ウ) 民間等サービス利用者負担軽減（市独自施策）	延	2,906件

- (エ) 高額医療合算介護サービス費 延 1,853件
- (6) 釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会の開催
- ア 委員数 26人（うち公募3人）
- イ 開催数 1回
- (7) 広報活動

高齢者福祉サービスや介護保険に関する情報を市民に提供するため、広報くしろへの特集記事の掲載のほか、「みんな安心 介護保険・高齢者福祉ガイド」等の冊子を発行するとともに、同一の内容を釧路市のホームページ上に掲載。

2 在宅福祉サービス（令和6年度）

(1) 地域支援事業

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 訪問型サービス（訪問介護相当）・訪問型サービスA

訪問型サービス（訪問介護相当）	6,823 件
訪問型サービスA	40 件

(イ) 通所型サービス（通所介護相当）・通所型サービスA

通所型サービス（通所介護相当）	10,840 件
通所型サービスA	101 件

(ウ) 住民等主体の通所型サービス

実施箇所数	28 カ所
参加者延数	7,246 人

(エ) 短期集中予防サービス

	釧路地区	阿寒地区	音別地区	合 計
参加者数	121 人	28 人	10 人	159 人

(オ) 一般介護予防事業

	釧路地区		阿寒地区		音別地区		合 計	
	回数	参加延数	回数	参加延数	回数	参加延数	回数	参加延数
介護予防普及啓発事業	259 回	1,241 人	98 回	1,358 人	115 回	1,107 人	472 回	3,706 人
地域介護予防活動支援事業	446 回	4,697 人	105 回	763 人	48 回	189 人	599 回	5,649 人

イ 包括的支援事業

(ア) 事業別相談件数

（単位：件）

	釧路市地域包括支援センター							
	阿寒	音別	西部	中部北	中部南	東部北	東部南	合 計
総合相談・支援事業	607	293	2,041	2,793	1,124	2,350	1,680	10,888
介護予防ケアマネジメント事業	1,973	748	8,217	4,991	5,267	5,694	3,990	30,880
包括的・継続的ケアマネジメント事業	189	61	135	549	174	436	89	1,633

(イ) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（従来型）作成件数

（単位：件）

	阿寒	音別	西部	中部北	中部南	東部北	東部南	合 計
地域包括支援センター別作成数	909	241	4,675	2,300	3,204	3,118	1,982	16,429
居宅介護事業所委託作成数	30	21	1,234	2,146	1,287	1,149	1,167	7,034

(ウ) 任意事業（※は釧路地区のみ）

家族介護用品支給事業	延支給者数：1,833人		
家族介護教室	延開催数：32回	延利用者数：347人	
家族介護者交流事業	開催数：2回	延参加者数：65人	

行方不明高齢者等早期発見システム事業	助 成 件 数 : 1 件
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	実利用者数 : 5 人 延利用回数 : 53回
食の自立支援事業	実利用者数 : 476人 延利用食数 : 70,534食
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業※	入居世帯数 : 31世帯
単身高齢者声かけ運動事業	実利用者数 : 178人 延訪問回数 : 14,480回

(2) その他の高齢者福祉事業（阿寒地区・音別地区含む）

生活管理指導短期宿泊事業	実利用者数 : 3 人 延利用日数 : 145日
寝たきり高齢者等移送サービス事業	実利用者数 : 412人 延利用回数 : 3,678回
軽度生活援助事業	実利用者数 : 148人 延利用回数 : 435回
単身高齢者等除雪事業	登 録 者 数 : 530人 延利用回数 : 572回
高齢者等緊急通報システム設置事業	設 置 台 数 : 324台
外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業	実支給者数 : 0 人

(3) 認知症高齢者地域サポート事業

認知症高齢者地域サポート事業	認知症サポーター養成講習 開催数 : 7 回 延参加者数:123人 認知症サポータースキルアップ講習 開催数 : 7 回 延参加者数:103人
----------------	--

3 施設サービス（令和7年3月末現在）

	施設数	入所者数等	備考
養護老人ホーム	6	107人	措置人数
生活支援ハウス	2	21人	入居者数

4 生きがい対策事業（令和6年度）

(1) 長寿祝品贈呈事業（阿寒地区・音別地区含む）

長寿祝品	上寿(100歳)	55人
------	----------	-----

(2) 生きがい事業

ア 釧路地区（※は阿寒地区・音別地区含む）

高齢者福祉バスの運行状況	老人クラブ関係 運行 10回 延べ参加人数 474人
釧老連ふれあい運動※	期 間 令和6年4月15日～4月19日 場 所 阿寒湖温泉 参加総数 2 班 159人
釧路市いきいきフェスタ2024 （敬老大会含む）	期 間 令和6年8月29日～10月25日 行 事 数 11 参加総数 2,410人
老人クラブ（補助金交付クラブ数）	単位老人クラブ 62クラブ 1,599人 地区老人クラブ連合会 9 地区
高齢者生きがいスポーツ推進員	64クラブ 76人
シルバーボランティア事業	地域老人福祉推進員登録者 64クラブ 73人
高齢者健康相談（生活相談含む）	実施場所 12カ所(各老人福祉センター・望洋交流センター) 年間相談件数 3,661件
高齢者外出促進バス事業（70歳以上）	おでかけパスポート70交付件数 10,573件 定期券購入助成件数 687件

イ 阿寒地区

高齢者バス	老人クラブ関係 運行 1回 延べ参加人員 12人
敬老会	開催日時：令和6年9月29日（金）本町地区 133名 令和6年10月25日（金）阿寒湖温泉地区 35名 参加総数：168名
老人クラブ（補助金交付クラブ数）	単位老人クラブ 4クラブ 109人 地区老人クラブ連合会 1地区

ウ 音別地区

敬老会	開催日時：令和6年9月8日（日） 参加総数：44名
老人クラブ（補助金交付クラブ数）	単位老人クラブ 2クラブ 24人 地区老人クラブ連合会 1地区

(3) 老人福祉センター等の施設

ア 釧路地区

施設名	所在地 (設置年月)	概要	令和6年度 利用者数
緑風荘（釧路市 老人福祉センター）	鶴ヶ岱3丁目1番40号 (昭和44年9月)	土地 4,374.97㎡ 建物 618.38㎡	7,012人
清風荘（釧路市第2 老人福祉センター）	愛国西3丁目26番1号 (昭和52年12月)	土地 1,439.84㎡ 建物 726.48㎡	8,302人
鶴風荘（釧路市第3 老人福祉センター）	鳥取北4丁目21番2号 (昭和56年12月)	土地 1,983.47㎡ 建物 598.50㎡	8,062人
桜花荘（釧路市桜ヶ岡 老人福祉センター）	桜ヶ岡2丁目8番1号 (昭和54年12月)	土地 995.50㎡ 建物 298.25㎡	3,216人
橋南荘（釧路市大川町 老人福祉センター）	大川町3番36号 (昭和57年12月)	土地 416.39㎡ 建物 299.60㎡	4,287人
鉄北荘（釧路市柳町 老人福祉センター）	柳町1番46号 (昭和58年12月)	土地 685.00㎡ 建物 299.60㎡	5,251人
大楽毛荘（釧路市大楽毛 老人福祉センター）	大楽毛4丁目12番15号 (昭和59年12月)	土地 593.00㎡ 建物 330.00㎡	4,380人
寿荘（釧路市寿 老人福祉センター）	寿2丁目5番2号 (昭和60年12月)	土地 1,074.30㎡ 建物 309.78㎡	2,187人
美原荘（釧路市美原 老人福祉センター）	美原4丁目3番1号 (昭和63年7月)	土地 2,450.00㎡ 建物 315.07㎡	8,991人
平成荘（釧路市武佐 老人福祉センター）	武佐4丁目30番11号 (平成2年2月)	土地 1,599.23㎡ 建物 500.00㎡	7,906人
星鶴荘（釧路市星が浦 老人福祉センター）	星が浦北3丁目1番35号 (平成2年9月)	土地 2,784.83㎡ 建物 460.08㎡	4,082人
釧路市昭和老人集会所	昭和町2丁目4番18号 (昭和49年11月)	土地 287.67㎡ 建物 153.90㎡	1,497人
釧路市鉄北中央老人集会所	若松町11番14号 (昭和63年12月)	鉄北中央会館 2階部分	405人
釧路市高齢者 生きがい交流プラザ	米町4丁目3番16号 (平成6年9月)	土地 1,669.06㎡ 建物 2,430.43㎡	(貸室) 20,360人 (入浴) 8,509人 利用者計 28,869人
釧路市望洋 ふれあい交流センター	春採4丁目10番15号 (平成7年3月)	土地 2,100.00㎡ 建物 1,006.20㎡	6,389人
釧路市白樺 ふれあい交流センター	白樺台2丁目1番1号 (平成10年3月)	土地 3,054.01㎡ 建物 501.75㎡	2,523人
釧路地区 16施設 計			103,359人

イ 阿寒地区

施 設 名	所 在 地 (設置年月)	概 要	令和6年度 利用者数
旭町寿の家	阿寒町旭町2丁目3番20号 (平成4年1月)	土地 422.82m ² 建物 119.47m ²	432人
釧路市阿寒町 老人健康増進センター	阿寒町飽別51線24番地 (昭和62年10月)	建物(渡廊下含) 527.58m ²	0人

ウ 音別地区

施 設 名	所 在 地 (設置年月)	概 要	令和6年度 利用者数
音別町老人憩の家	音別町中園1丁目10番地 (昭和53年12月)	土地 1,438.01m ² 建物 233.38m ²	30人

5 高齢者施設物価高騰対策支援事業

- (1) 事業概要 光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車両の燃料代等）及び食材料費の高騰の影響を受けている高齢者施設の負担軽減を図る
- (2) 支援対象 市内の入所系高齢者施設、通所系高齢者施設、訪問系高齢者施設の開設法人又は個人事業主
- (3) 支援実績

入所系高齢者施設	39,738千円（定員数4,675人×8,500円）
通所系高齢者施設	5,530千円（定員数1,229人×4,500円）
訪問系高齢者施設	17,160千円（143事業所×120,000円）
交付額	62,428千円

第10編 こども保健部

こども育成課

1 子ども・子育て支援に関する施策の推進

(1) 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」。教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるもの。

次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、これまで市が取り組んできた次世代育成に関する施策を継承した計画。

ア 計画の策定方法

- ・公募市民、学識経験者、教育・保育関係者などからなる「釧路市子ども・子育て会議」の意見を反映
- ・就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査の意見、市民を対象としたパブリックコメントの意見を反映

イ 計画期間 令和7年度～令和11年度の5年間を一期として策定

ウ 基本理念 生まれる喜び、はぐくむ喜び、寄り添う喜び それぞれの笑顔が輝くまち・釧路

2 児童館活動と放課後児童クラブ

児童館は、児童健全育成の地域拠点として、子どもの利用を一層盛んにするために、各種行事を行っている。また、小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブを実施している。

(1) 児童館・児童センター

(令和7年3月31日現在 単位：人)

館 名		所 在 地	開 設	職員構成			児童クラブ登録人員							令和6年度
				館長	児 童 厚生員	補助員	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	利用者数
児童館	白 樺	白樺台3丁目5番39号	昭47.12.5	1	4	0	15	19	17	15	2	4	72	11,994
	治 水	治水町3番4号	昭48.12.25	1	3	1	6	6	4	5	1	1	23	6,377
	春 日	春日町9番16号	昭49.2.3	1	4	0	23	15	11	8	0	0	57	11,945
	光 陽	光陽町16番3号	昭51.4.4	1	4	0	12	13	8	2	1	0	36	8,452
児童センター 第2武佐 鶴ヶ岱 鶴 野 芦 野 望 洋 昭和中央 武 佐	鳥取西	鳥取北8丁目3番2号	昭53.12.10	1	4	0	28	26	21	1	0	0	76	17,353
	大楽毛	大楽毛4丁目12番15号	昭55.1.13	1	4	0	6	6	9	4	1	1	27	6,473
	桜ヶ岡	桜ヶ岡5丁目5番1号	昭56.12.20	1	3	1	9	6	5	1	0	0	21	7,935
	米 町	知人町4番37号	昭59.2.5	1	3	1	12	12	4	2	0	3	33	7,214
	愛 国	愛国西3丁目24番8号	昭60.3.4	1	5	0	36	31	19	7	0	0	93	19,656
	昭 和	昭和町3丁目2番1号	昭60.11.17	1	3	1	16	21	10	2	0	0	49	10,551
	美 原	美原4丁目5番33号	昭62.12.20	1	4	0	13	7	7	0	0	2	29	7,995
	第2武佐	武佐3丁目47番33号	平元.12.24	1	3	1	3	4	10	2	3	0	22	4,793
	鶴ヶ岱	鶴ヶ岱1丁目9番7号	平2.12.16	1	3	1	6	7	5	5	5	1	29	6,371
	鶴 野	星が浦北3丁目1番30号	平3.12.12	1	4	0	22	9	12	2	0	0	45	9,507
	芦 野	芦野3丁目29番5号	平5.2.27	1	4	0	24	12	19	12	1	0	68	14,027
	望 洋	春採4丁目10番16号	平6.3.1	1	3	1	16	21	14	9	1	0	61	11,545
	昭和中央	昭和中央4丁目7番1号	平18.2.4	1	5	1	55	34	29	5	2	0	125	19,837
	武 佐	武佐2丁目27番16号	平20.12.22	1	4	0	28	29	17	10	1	1	86	18,682

とんけし	寿1丁目2番27号	平26. 2. 22	1	3	2	7	7	5	6	2	1	28	8,403
緑ヶ岡	貝塚1丁目7番15号	平30. 8. 27	1	4	1	31	29	20	8	2	0	90	17,170
松 浦	双葉町4番38号	令 2. 10. 26	1	4	1	20	9	10	5	1	0	45	10,882
計			21	78	12	388	323	256	111	23	14	1,115	237,162

(2) 放課後児童クラブ

児童館未設置地区の放課後児童対策として、学校校舎や公共施設を活用した放課後児童クラブを実施している。
(令和7年3月31日現在 単位：人)

クラブ名	所在地	開設	職員構成	児童クラブ登録人員							令和6年度利用者数
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
新陽放課後児童クラブ	新富士町4丁目6番8号	平18. 5. 15	4	5	6	5	1	0	0	17	2,873
阿寒放課後児童クラブ	阿寒町富士見1丁目17番1号	平15. 4. 14	2	0	5	2	3	1	0	11	933

3 保育所の入所状況及び職員数

(令和7年4月1日現在 単位：人)

区分	名称(保育園・所)	定員	現員	保育士	調理員	掃除他	入所年齢
市立	新 富 士	90	65	7(6)	(3)	(1)	1歳
	鳥 取	90	83	13(6)	(4)	(1)	3カ月
	芦 野	75	69	9(7)	(4)	(4)	3カ月
	小 計	255	217	29(19)	(11)	(6)	
法人立	釧路第1福ちゃん	75	76	7(8)	(5)	(4)	産後57日目以降
	釧路第2福ちゃん	50	55	4(8)	1(1)	(2)	3カ月
	昭和どんぐりの家	60	68	7(17)	1(5)	1(2)	産後57日目以降
	治水どんぐりの家	60	65	8(16)	1(4)	(3)	産後57日目以降
	釧路旭夜間	20	13	4(3)	(3)		3カ月
	小 計	265	277	30(52)	3(18)	1(11)	
合 計		520	494	59(71)	3(29)	1(17)	
広域入所			0	・保育士数は園長を除く。()内は会計年度任用職員等の正職員以外で外数。			
再 計			494				

4 認定こども園の入園状況及び職員数

(令和7年4月1日現在、単位：人)

名 称	定 員	現 員		保育士等	調 理 員	掃 除 他	入園年齢(保育) ※教育認定は満3歳
		教育	保育				
認定こども園よしの	65	12	58	14(3)	1(2)	2(1)	3カ月
釧路あさひ認定こども園	110	11	116	17(12)	(6)	2(6)	3カ月
釧路風の子認定こども園	70	14	66	18(7)	(5)	3(2)	3カ月
かしわ認定こども園	90	3	77	8(11)	(5)	2(1)	産後57日目以降
美原認定こども園	67	3	59	9(6)	1(3)	(1)	3カ月
桂恋認定こども園	35	3	25	6(6)	1(1)	(1)	3カ月
ことぶき認定こども園	74	2	68	7(8)	(3)	(1)	3カ月
あいこう認定こども園	100	7	101	19(5)	1(4)	2	産後57日目以降
釧路おたのしけ認定こども園	80	4	62	11(5)	1(5)	1(8)	3カ月
双葉認定こども園	100	10	47	8(6)	1(3)	(1)	3カ月
釧路頌栄保育園	65	10	41	9(12)	(3)	1(1)	3カ月
釧路はるとり保育園	60	1	57	9(5)	1(2)	3(5)	産後43日目以降

釧路共栄保育園	80	7	59	10(9)	1(2)	1(2)	産後43日目以降
釧路わかさ保育園	60	3	57	17	(2)	(3)	産後43日目以降
釧路さかえ保育園	100	10	83	6(11)	(3)	(1)	産後50日目以降
釧路認定こども園	90	3	94	18(13)	2(2)	(1)	3カ月
音別認定こども園	45	1	18	4(2)	(2)	(1)	3カ月
釧路カトリック幼稚園	60	15	13	4(1)		(6)	満3歳
釧路白樺幼稚園	23	9	7	6(3)		(1)	満3歳
釧路桜幼稚園	80	32	19	9(4)		(3)	満3歳
釧路ひばり幼稚園	45	20	12	4(4)		1(3)	満3歳
かすみ幼稚園	80	47	12	7(4)		1(2)	満3歳
釧路あおば幼稚園	95	54	18	8(4)		(2)	満3歳
美原つくし幼稚園	105	25	7	16		8(1)	満3歳
釧路短期大学附属幼稚園	63	27	21	11(4)		(5)	満3歳
ひぶな幼稚園	105	25	81	16(3)	(3)	(3)	満3歳
釧路ひまわり幼稚園	140	92	23	16(3)		1(5)	満3歳
認定こども園阿寒幼稚園	62	5	17	4(7)	(3)	(1)	3カ月
湖畔幼稚園	110	43	69	10(12)		1(10)	1歳
愛国フレンドようちえん	80	46	16	8(1)		(6)	満3歳
わかばフレンドようちえん	130	67	49	9(6)	(5)	(8)	2歳
みはらフレンドようちえん	70	22	14	7(6)		(4)	満3歳
第二豊川幼稚園	80	17	15	7(2)		3(3)	満3歳
釧路豊川幼稚園	80	50	8	12(2)		3(6)	満3歳
合 計	2,699	700	1,489	344(187)	10(64)	35(105)	

5 幼稚園の概要

(令和7年4月1日現在 単位:人)

区分	名 称	定員	園児数	年齢別			教員数	職員数
				3歳児	4歳児	5歳児		
市立	マリモ幼稚園	105	10	3	4	3	3(1)	(1)
私立	釧路聖母幼稚園	35	22	3	12	7	4(1)	(1)
	グリー幼稚園	25	16	1	6	9	4(2)	1(6)
	貝塚幼稚園	30	24	3	14	7	3(2)	1(2)
	昭和スポーツ幼稚園	90	86	20	32	34	14(4)	2(3)
	仏教釧路幼稚園	15	12	3	4	5	2(1)	1
合 計		300	170	33	72	65	30(11)	5(13)

6 地域型保育事業施設の入所状況及び職員数

(令和7年4月1日現在 単位:人)

名 称	定員	現員	保育士	調理員	掃除他	入所年齢
あいいく保育園	18	13	4(3)			3カ月
保育園キッズランド	18	21	5(2)	(3)	(1)	2カ月
小規模保育園 はいほーむ	15	12	3(7)	2		2カ月
Pーぽけっと	5	3	3			3カ月
保育所 みんなのうちに	5	5	1(1)	(1)		産後57日目以降
合 計	61	54	16(13)	2(4)	(1)	

7 保育所等年度別入所状況（保育認定分）

（単位：人、％）

区 分	定 員	前 年 度 継続申込 児 童 数 ①	新規申込 児 童 数 ②	入所希望 児 童 数 ①+②=③	入 所 児 童 数 ④	潜 在 待 機 児 童 数 ③-④	入所希望 児 童 の 入 所 率 ④/③×100	新規申込児 童の入所率 (④-①)/② ×100
令和5年度	2,174	1,650	456	2,106	2,055	51	97	88
令和6年度	2,193	1,677	434	2,111	2,046	65	96	85
令和7年度	2,137	1,653	451	2,104	2,037	67	96	85

※各年度4月1日現在。入所児童数には他の町村に保育を委託した広域入所児童を含む。

8 法人立保育所等運営助成

市内の法人立保育所等に対し、円滑な施設運営、児童処遇の向上及び特別保育事業の推進により、児童福祉の向上を図るため運営費を補助する。

- (1) 補 助 対 象 施 設 市内の法人立保育所5施設及び幼保連携型及び保育所型認定こども園16施設
（保育認定分）
- (2) 令和7年度予算額 267,743千円
- (3) 補 助 対 象 項 目 保育士人件費、調理員等人件費、管理費、事業費、特別保育事業費

9 夜間保育事業

夜間、保育を必要とする児童を健全育成するため、釧路夜間保育園運営委員会が釧路旭保育園（社会福祉法人）を借り、昭和56年5月1日から夜間保育を実施していたが、昭和61年4月1日に認可を受け、社会福祉法人釧路まほりも学園が釧路旭夜間保育園として運営している。

- (1) 定 員 20人
- (2) 保 育 時 間 午後2時から午前2時まで

10 特別支援保育事業

保育を必要とし、心身の障がい等により特別な支援を必要とする児童を、他の児童とともに集団保育することにより、心身の発達促進と生活習慣の自立を図る事業で、次の保育所等で実施している。

- (1) 実 施 園 市立保育園3施設、市立認定こども園1施設、法人立保育所5施設、法人立幼保連携型認定こども園10施設、法人立保育所型認定こども園6施設
- (2) 対 象 児 童 集団保育や日々の通所が可能な3歳以上の障がいのある児童
- (3) 6年度実績 保育対象児童数 77人

11 一時預かり事業

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的保育や、保護者の傷病等の緊急一時的な保育、保護者の心身のリフレッシュ等による一時的な保育の需用に対応するため、次の保育所等で実施している。

- (1) 実 施 園 市立芦野保育園・釧路あさひ認定こども園・桂恋認定こども園・釧路風の子認定こども園・釧路共栄保育園・釧路おたのしけ認定こども園・治水どんぐりの家保育園・市立認定こども園阿寒幼稚園
- (2) 保 育 期 間 ・非定型的保育 平均週3日
・緊急保育、私的な理由による保育 保育を要する期間、1カ月12日以内
- (3) 定 員 保育対象児童数 1日3人程度
- (4) 対 象 児 童 就学前の乳幼児で、あさひ・桂恋・おたのしけは6カ月から、芦野・風の子・共栄・治水どんぐりの家・阿寒は満1歳から
- (5) 6年度実績 年間利用延べ児童数 芦野 352人、あさひ 99人、桂恋 639人、風の子 18人、共栄 97人、おたのしけ 45人、治水どんぐりの家 218人、阿寒 102人

12 休日保育事業

保護者の休日就労により家庭での保育が困難である児童を保育所等において保育することにより、児童の健全育成及び保護者の子育て支援を図ることを目的として、平成8年1月より実施している。

令和6年度までは、釧路旭夜間保育園と釧路風の子認定こども園にて実施していた。

- (1) 実施園 釧路旭夜間保育園・小規模保育園はいほむ（令和7年4月1日より実施）
- (2) 定員 旭夜間 15人、はいほむ 15人
- (3) 開園日 日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に定める祝日
(12月29日から1月3日の期間を除く)
- (4) 6年度実績 年間利用延べ児童数 旭夜間 276人、風の子 205人
開所日数 旭夜間 64日、風の子 64日

13 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長需用に対応するため、次の保育所等で実施している。
なお、開園時間及び延長時間は保育所等により異なる。

- (1) 実施園 市立保育園・釧路頌栄保育園・釧路第1福ちゃん保育園・釧路第2福ちゃん保育園・釧路認定こども園・釧路さかえ保育園・釧路わかき保育園・かしわ認定こども園・美原認定こども園・釧路あさひ認定こども園・桂恋認定こども園・昭和どんぐりの家保育園・釧路旭夜間保育園・釧路はるとり保育園・釧路風の子認定こども園・ことぶき認定こども園・あいこう認定こども園・釧路共栄保育園・釧路おたのしけ認定こども園・治水どんぐりの家保育園・双葉認定こども園・認定こども園よしの・市立認定こども園阿寒幼稚園
- (2) 6年度実績 年間利用延べ児童数 16,107人（実施保育所等の総合計）

14 病児保育事業

病気の回復期に至らない状況にあり、かつ当面の症状の急変が認められない場合、保護者の就労等により家庭で保育を行うことが困難である児童の一時的な保育を以下の施設で実施している。

- (1) 実施施設 病児保育施設スクラム
- (2) 定員 1日10人
- (3) 対象児童 生後3カ月から小学校6年生まで
- (4) 6年度実績 年間利用延べ児童数 123人

15 病後児保育事業

病気やケガの症状が落ち着き、登園できる状態まで回復しているが、集団保育が妥当とは考えられない状態であり、保護者の就労等により家庭で保育できない場合に次の保育所で実施している。

- (1) 実施園 釧路共栄保育園
- (2) 定員 1日3人
- (3) 対象児童 満1歳以上の児童
- (4) 6年度実績 年間利用延べ児童数 8人

16 地域子育て支援拠点センター事業

子育てに対する相談・指導など、地域における子育て家庭に対し支援を行うことにより、保護者の身体的、心理的負担の軽減を図ることを目的に実施している。

- (1) 釧路市中部子育て支援拠点センター（平成5年11月開設、平成21年10月改称）
 - ア 場所 釧路市芦野3丁目10番9号 芦野保育園併設
 - イ 開設時間 午前9時から午後5時まで（月曜日から土曜日まで）
 - ウ 職員 センター長1人、担当者1人
 - エ 主な事業 電話・メール等による子育て相談、育児指導や交流の場の主催（にこにこであそぼう！）

- オ 6年度実績 相談件数 1,477件（電話1件、面接1,476件）
にこにこであそぼう！等年間参加延べ組数（親子） 2,233組
- (2) 釧路市東部子育て支援拠点センター（平成21年10月開設）
- ア 場 所 釧路市春採4丁目19番1号
- イ 開 設 時 間 午前9時から午後5時まで（月曜日から土曜日まで）
- ウ 職 員 室長1人、室長補佐1人、センター長1人、担当者2人
- エ 主 な 事 業 電話・メール等による子育て相談、育児指導や交流の場の主催（パオパオであそぼう！）
- オ 6年度実績 相談件数 2,048件（電話8件、メール6件、面接2,034件）
パオパオであそぼう！等年間参加延べ組数（親子） 3,693組
- (3) 釧路市西部子育て支援拠点センター（平成23年11月開設）
- ア 場 所 釧路市鳥取北4丁目21番8号
- イ 開 設 時 間 午前9時から午後5時まで（月曜日から土曜日まで）
- ウ 職 員 センター長1人、担当者1人
- エ 主 な 事 業 電話・メール等による子育て相談、育児指導や交流の場の主催（ぴよんぴよんであそぼう！）
- オ 6年度実績 相談件数 2,624件（電話10件、面接2,614件）
ぴよんぴよんであそぼう！等年間参加延べ組数（親子） 5,107組
- (4) 釧路はるとり保育園子育て支援センター（平成18年4月開設）
- ア 場 所 釧路市武佐1丁目3番5号 釧路はるとり保育園内
- イ 開 設 時 間 午前9時から午後4時まで（月曜日から金曜日）
- ウ 職 員 所長1人、担当者1人
- エ 主 な 事 業 子育て相談、子育て講座、遊びの広場、子育て情報発信
- オ 6年度実績 相談件数 284件（面接284件）、来所 441組
- (5) 釧路風の子認定こども園子育て支援センター（平成19年4月開設）
- ア 場 所 釧路市鳥取南7丁目2番9号 釧路風の子認定こども園内
- イ 開 設 時 間 午前9時から午後5時まで（月曜日から金曜日）
- ウ 職 員 所長1人、担当者2人
- エ 主 な 事 業 子育て相談、子育て講座、遊びの広場、子育て情報発信
- オ 6年度実績 相談件数 212件（電話161件、面接51件）、来所 301組

17 つどいの広場事業

少子化・核家族化を背景として、子育ての不安や悩みを抱えている子育て親子に、親子の交流や情報交換、育児相談などの場を提供するため、平成18年2月に新設した昭和中央児童センターに「親子つどいの広場事業」を開設した。

- (1) 場 所 釧路市昭和中央4丁目7番1号 昭和中央児童センター内
- (2) 開 設 時 間 午前9時から午後2時まで（月曜日から金曜日）
- (3) 職 員 子育てアドバイザー2人
- (4) 主 な 事 業 子育て相談、子育て講座、遊びの広場、子育て情報発信
- (5) 6年度実績 相談件数 1,589件（面接1,589件）
年間参加延べ組数（親子） 1,929組

18 ファミリー・サポート・センター事業

育児に関する会員制の相互援助活動を組織化し、仕事と育児を両立できる環境を整備すると共に、地域の子育て支援をするために釧路市社会福祉協議会に運営委託し、道内6番目の都市として、平成15年10月1日に開設した。

- (1) 事 業 内 容 保育施設等への開始前、終了時の託児など
- (2) 対 象 児 童 生後6カ月から小学校6年生まで

- (3) 利 用 時 間 午前6時から午後10時まで（日曜、祝日も利用可）※会員登録が必要
- (4) 利 用 料 金 祝日を除く月～金までの午前7時～午後7時は、30分ごとに300円、それ以外の時間は30分ごとに350円。
- (5) 委託先及び問合せ先 釧路市社会福祉協議会内 子育てサポートセンター・すくすく TEL23-2552

こども支援課

1 児童手当及び特例給付

(1) 支給要件等

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（高校生年代修了前の児童）を養育している者。
施設入所等の児童については、施設の設置者。

児童手当（制度改正により、令和6年10月分から支給額変更）

0歳以上3歳未満	児童1人につき、月額15,000円
3歳以上高校生年代修了前（第1子、第2子）	児童1人につき、月額10,000円
0歳以上高校生年代修了前（第3子以降）	児童1人につき、月額30,000円
大学生年代	児童1人につき、月額0円（人数カウントのみ対象）

※制度改正により、令和6年10月分から支給額変更あり。

(2) 児童手当及び特例給付受給状況（令和7年3月31日現在）（単位：世帯、人）

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童手当	世帯数	8,371	7,912	8,969
	児童数	13,342	12,533	14,593
特例給付	世帯数	170	173	0
	児童数	266	272	0
合 計	世帯数	8,541	8,085	8,969
	児童数	13,608	12,805	14,593

※特例給付とは、所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満の児童を養育している者。

※制度改正により、令和6年10月分から所得制限撤廃のため令和6年度特例給付なし。

（児童1人につき、月額5,000円）

2 児童扶養手当及び特別児童扶養手当

(1) 支給要件等

ア 児童扶養手当

離婚などの理由により、父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している母または父、もしくは養育者に支給。（所得制限あり）

月額（全部支給の場合）	児童1人	46,690円
	2人目以降1人につき	11,030円加算

イ 特別児童扶養手当

身体や精神等に障がいのある20歳未満の児童を養育している父もしくは母、養育者に支給。（所得制限あり）

月額	1級	56,800円
	2級	37,830円

(2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給状況（各年12月末現在 単位：世帯）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児 童 扶 養 手 当	2,291	2,184	2,097
特別児童扶養手当	624	687	712

3 災害遺児手当の支給

昭和46年4月から実施しており、交通・労働及び海上災害の遺児を養育している保護者に遺児一人につき月額5,000円を義務教育終了まで支給する。また、災害遺児手当支給対象児が義務教育終了時に卒業祝金として一人につき10万円を贈呈する。

災害遺児手当支給状況 (単位：世帯、人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世 帯 数	10	10	8
児 童 数	16	13	9

卒業祝金支給状況 (単位：世帯、人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世 帯 数	3	3	3
児 童 数	3	3	3

4 入院助産制度

(1) 受給要件

経済的理由により、出産費用を支払うことが困難な妊産婦への助成制度であり、市民税が非課税世帯の方、又は生活保護受給世帯の方が対象。

(2) 年度別階層別措置人員 (単位：人)

区 分	A階層	B階層	C階層	D階層		措置総数
				1	2	
令和4年度	6	21	0	0	0	27
令和5年度	8	15	0	0	0	23
令和6年度	13	16	0	0	0	29

5 家庭児童相談室

児童を健全に養育するためには、地域社会が果たす役割も重要であるが、それにもまして児童の基本的な生活の場である家庭が果たす役割は非常に大きく、児童問題を家庭と密着して考えていこうとする目的で相談室を設置し、相談・指導を行っている。

(1) 家庭児童相談室受付状況 (単位：件)

区 分	性格・生活習慣	知能言語	学校生活	非行	家族関係	環境福祉	心身障害	その他	計
令和4年度	3	1	6	1	23	2	0	12	48
令和5年度	3	3	1	0	40	1	0	1	49
令和6年度	3	0	1	0	31	0	0	3	38

(2) 児童虐待に関する相談の件数 (単位：件)

年 度	計
令和4年度	172
令和5年度	187
令和6年度	169

(3) 釧路市家庭福祉推進連絡協議会（要保護児童対策地域協議会）の開催

関係機関が集まって健全な家庭づくりや地域福祉などについての協議・要支援家庭等の情報の共有や支援の方法等の検討を実施。

会議開催状況

(単位:回)

区 分	代表者会議	実務者会議	庁内連絡会議	個別ケース検討会議
令和4年度	1（書面開催）	2（書面開催）	1	89
令和5年度	1	2（内1回書面開催）	1	83
令和6年度	1	3	1	74

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため書面開催あり。

6 子育て支援事業

(1) 育児支援家庭訪問事業

育児等の支援が必要な家庭及び産後3カ月以内で支援者のいない母親に家事や育児に必要な技術の指導及び助言する支援員を派遣。

支援状況

(単位:世帯、回)

区 分	養 育 支 援		産 後 支 援	
	支援世帯数	支援回数	支援世帯数	支援回数
令和4年度	37	408	20	168
令和5年度	29	264	29	235
令和6年度	25	288	36	337

(2) 子育て短期支援事業

保護者の疾病やその他の理由により一時的に養育困難な場合に児童養護施設で養育・保護を行う。

利用状況

(単位:件、日)

区 分	ショートステイ		トワイライトステイ	
	相談件数	利用日数	相談件数	利用日数
令和4年度	46	232	7	14
令和5年度	96	356	12	22
令和6年度	144	516	5	12

(3) ひとり親家庭等日常生活支援事業

保護者の一時的な傷病等により日常生活を営むのに支障がある世帯に家庭生活支援員を派遣。

利用状況

(単位:日、時間、世帯)

区 分	派遣日数	派遣時間	世帯数
令和4年度	259	381.0	2
令和5年度	323	449.5	5
令和6年度	389	506.0	3

(4) あけぼのママースクール

子育てに悩み引きこもりがちな母子に対し、ボランティア活動やレクリエーション事業を通じてコミュニケーション能力の向上や社会参加を促し、社会的孤立の解消を図る。

利用状況 (単位：日、人)

区 分	開催日数	延参加人数	参加実親数
令和4年度	10	38	14
令和5年度	12	49	7
令和6年度	12	50	5

7 ひとり親家庭支援事業

(1) 母子相談

母子及び寡婦福祉対策の一環として、母子自立支援員が生活全般について相談・指導しており、これらの福祉増進に努めている。

母子相談の受付状況 (単位：件)

区 分	住 宅	医 療	家庭紛争		就 職	結 婚	児 童	資 金		生 活 保 護	その他	計
			夫等の 暴 力	その他				貸 付	償 還			
令和4年度	5	274	10	1	138	6	108	57	0	47	652	1,298
令和5年度	4	270	5	2	145	14	110	52	0	87	658	1,347
令和6年度	23	206	33	26	160	7	146	61	1	56	570	1,289

(2) ひとり親家庭自立支援給付金支給事業

ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため給付金を支給し、職業能力向上や就業機会の創出を図る。

給付決定状況 (単位：件)

区 分	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金
令和4年度	4	18
令和5年度	4	23
令和6年度	6	21

(3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげる。

給付決定状況 (単位：件)

区 分	計
令和4年度	0
令和5年度	0
令和6年度	0

(4) ひとり親就労自立支援促進事業（平成26年度から実施）

ひとり親家庭の親の就業適性の発見、職業意識の向上を目的とした事業を実施。

開催状況 (単位：人、日間)

区 分	就労セミナー		企業説明会事業	
	参加人数	実施期間	参加人数	実施期間
令和4年度	5	1	6	1
令和5年度	4	1	7	1
令和6年度	3	1	4	1

8 女性保護

売春防止法に規定する要保護女子をはじめ、家族関係の破綻、生活の困窮等困難を抱える女性等に対し、幅広く相談・助言・指導を行い、DV相談に関しては、緊急性の判断に加え相談者の不安解消、安心で安定した生活環境づくりへの支援を行う。

女性相談の受付状況 (単位：件)

区分	施設入所	経済	就職	結婚問題	住宅	家庭	背後関係	その他	合計
令和4年度	0	49	0	88	14	31	1	54	237
令和5年度	1	30	1	111	2	19	2	57	223
令和6年度	0	40	1	95	2	34	0	44	216

DV相談状況 (単位：件)

区 分	計
令和4年度	53
令和5年度	64
令和6年度	71

健康推進課

1 予防接種（令和6年度実績）

区 分	接種者延べ数
五 種 混 合	1,716人
四 種 混 合	854人
二 種 混 合（2期）	754人
不 活 化 ポ リ オ	0人
麻 し ん ・ 風 し ん 混 合	1,484人
B C G	616人
ヒ ブ	741人
小 児 用 肺 炎 球 菌	2,446人
水 痘	1,186人
日 本 脳 炎	3,496人
B 型 肝 炎	1,833人
子 宮 頸 が ん	2,698人
ロ タ ウ イ ル ス	1,172人
高 齢 者 イン フ ル エ ン ザ	27,265人
高 齢 者 肺 炎 球 菌	421人
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス	6,338人
合 計	53,020人

2 骨粗しょう症検診（令和6年度実績）

	男 性	女 性	計	検 診 結 果		
				異常なし	要 指 導	要 精 検
総 数	4人	38人	42人	26人	11人	5人
比 率	9.5%	90.5%	100%	61.9%	26.2%	11.9%

3 健康診査（令和6年度実績）

(1) がん検診

	受診者数	内総合がん検診
胃 が ん 検 診	3,264人	535人
子宮頸がん検診	3,862人	255人
乳 が ん 検 診	2,859人	292人
肺 が ん 検 診	3,855人	535人
大腸がん検診	5,206人	535人

(1)-2 がん検診推進事業（無料クーポン）

	受診者数
子宮頸がん検診	66人
乳 が ん 検 診	175人

(2) 歯周病検診

	受診者数
歯周病検診	178人

(3) 肝炎ウイルス検診

	受診者数	内無料受診券
肝炎ウイルス検診	260人	199人

4 市民健康づくり事業（令和6年度実績）

(1) 若者健診

	受診者数	結果説明(個別指導)
若者健診	559人	14人

(2) キッズ健診を主体とする栄養改善に向けた総合的事業

	受診者数	個別指導	小集団指導
キッズ健診	50人	33人(16組)	57人(29組)

	受診者数	個別指導	小集団指導
プレキッズ健診	184人	21人(11組)	10人(5組)

	児童	保護者
健康教育(授業)	238人	37人

	児童	保護者
栄養教育(授業)	238人	53人

5 エキノコックス症第1次検診（令和6年度実績）

	受診者数
エキノコックス症第1次検診	120人

6 休日・夜間救急医療体制

(1) 休日救急医療（初期救急医療）

土曜日の午後を含め、日曜日、祝日及び年末年始の休日救急医療は、外科系は、一般社団法人釧路市医師会会員の開業医の輪番制による在宅当番医制度を運用し、内科・小児科系は、令和6年8月より、在宅当番医制度から釧路市休日夜間急病センターへ集約化し、初期救急医療を担当している。

担 当 医 院	内小児科系 釧路市休日夜間急病センター	外科系1カ所 在宅当番医院
診 療 時 間	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで

(2) 夜間救急医療（初期救急医療）

夜間救急医療は、内科・小児科系については、午後7時から翌朝午前7時まで、平成20年4月1日に開設した釧路市休日夜間急病センターが担当し、外科系は、午後6時から翌朝午前9時まで、病院群輪番制により下記病院が担当している。

市立釧路総合病院、釧路赤十字病院、釧路労災病院、道東勤医協釧路協立病院、釧路孝仁会記念病院、釧路三慈会病院、東北北海道病院

(3) 二次救急医療

初期救急医療機関受診患者のうち、入院や手術が必要な場合、二次救急医療機関に転送する。二次救急医療は診療科ごとに下記病院が担当している。

市立釧路総合病院、釧路赤十字病院、釧路労災病院、道東勤医協釧路協立病院、釧路孝仁会記念病院、釧路三慈会病院、東北北海道病院、清水桜が丘病院、釧路優心病院

7 休日緊急歯科診療所

名 称	釧路市休日緊急歯科診療所
所 在 地	釧路歯科医師会館内（釧路市城山2丁目2番15号）
開 設 年 月 日	昭和56年4月3日（診療開始4月5日）
診 療 内 容	緊急を要する歯科治療

診療日及び診療時間	日曜日、祝祭日、年末年始の午前10時～午後12時半、午後2時～午後4時
診療体制	歯科医師1名（一般社団法人釧路歯科医師会会員の輪番） 歯科衛生士2名、事務員1名
令和6年度実績	診療日数72日、患者数639人（1日平均8.9人） 内訳市内487人、管内138人、管外14人（旅行者を含む）

8 母子保健事業（令和6年度実績）

- (1) 母子健康手帳の交付（防災庁舎、阿寒地区、音別地区、毎日）

事業内容	利用者数等
妊娠届出書を受領し、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておく母子健康手帳を交付する。	新規交付数 576人 再交付数 17人 計 593人

- (2) 釧路市妊産婦安心出産支援事業

事業内容	利用者数等
分娩可能な産科医療機関までの距離が遠く、心身両面の負担や経済的負担が大きい妊産婦に対して費用の一部を助成。 ・阿寒・音別地区：健康診査や出産準備に係る費用 ・里帰り出産：出産準備に係る費用（令和6年4月より開始）	利用件数 14件

- (3) 産後ケア事業 令和元年10月より開始

事業内容	利用者数等
産後1年未満の産婦と乳児が対象。 出産後、医療機関や助産院に宿泊し、助産師から育児・母乳についての相談や産婦のからだ・こころのケアの実施。	1泊2日 87組 2泊3日 3組

- (4) 新生児聴覚スクリーニング検査 令和3年4月より開始

事業内容	利用者数等
難聴の早期発見・早期療育を図るために、新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部を助成する。	交付数 614人 受診数 593人

- (5) 健康教育

区分	事業内容	利用者数等
マタニティ講座 防災庁舎	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図り、不安や悩みを解消し、様々な育児の問題に対して対処していく力を身につけることを目的に開催。	開催回数 15回 延べ参加者 235人
地域健康教育 地区会館、児童館、阿寒地区、音別地区	市民、サークル、関係機関等の依頼により子供の発育・発達・栄養等について正しい知識を普及する。	開催回数 実14回 延23回 参加者 実198人 延176人
親と子の料理教室 音別地区	生活習慣病の予防を図ることを目的に、親子で調理実習を行い正しい食生活について学ぶ機会とする。	開催回数 1回 延べ参加者 6人
口腔衛生指導 音別地区 小学校、中学校	学童期において虫歯・歯周疾患を予防するため、口腔衛生について正しい知識や生活習慣を身につける。	開催回数 2回 延べ参加者 19人
思春期ライフデザイン事業 各高等学校他	中高生への講座や乳児ふれあい体験等により、性理解・性知識を正し、予期せぬ妊娠や性感染症の予防法を伝え、責任ある行動を考えるとともに、将来のビジョンや家族形成のイメージを持つ機会とする。	開催回数 47回 延べ参加者 3,923人

(6) 健康相談

区 分	事 業 内 容	利 用 者 数 等
妊産婦相談 毎日 防災庁舎、阿寒地区、 音別地区	妊産婦の栄養、生活等の健康管理上の助言・指導を行う。	利 用 者 609人
育児相談 毎月2回 防災庁舎、西部子育て 支援拠点センター、阿 寒地区、音別地区	6～7カ月児を対象に児の発達と心身の健康に関する相談や育児指導並びに健康教育を行う。	開 催 回 数 33回 対 象 数 624人 初回利用者 607人 延べ利用者 607人
面接相談 随時 防災庁舎、阿寒地区、 音別地区	育児や健康について、個別の相談に応じて行う。	乳幼児 回数 219回 延利用者408人 思春期 回数 2回 延利用者 2人
電話相談 防災庁舎、阿寒地区、 音別地区	市民の健康に関する相談に応じる。	乳幼児 1,363人 思春期 3人

(7) 健康診査

区 分	事 業 内 容	利 用 者 数 等
妊婦健康診査 各医療機関	妊娠中、定期的に健康診査を受けることが、安全な出産と健康な児の出生に大切なことから、基礎的な検査をし、異常の早期発見、治療を行う。 ※令和5年8月より、超音波検査受診票の配布を開始	交付数 初回 572人 2～14回 7,655人 超音波 3,522人 計 11,749人 受診数 初回 563人 2～14回 6,359人 超音波 3,242人 計 10,164人
産婦健康診査	退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。 ※令和6年4月より開始	交付数 初回 610人 2回目 610人 計 1,220人 受診数 初回 522人 2回目 284人 計 806人
4カ月児健康診査 防災庁舎、阿寒地区、 音別地区	4カ月児を対象に身体発育運動発達の確認と内科的診察及び栄養・育児等の保健指導を行う。	開 催 回 数 30回 対 象 者 627人 初 診 者 613人 延べ受診者 637人
9～10カ月児健康診査 各医療機関、阿寒地区、 音別地区	9～10カ月児を対象に身体発育運動発達の確認と内科的診察及び栄養・育児等の保健指導を行う。	対 象 者 663人 受 診 者 602人
1歳6カ月児健康診査 防災庁舎、阿寒地区、 音別地区	1歳6カ月児を対象に身体発育・精神運動発達の確認と内科的診察、歯科健診及び栄養・保健指導を行う。	開 催 回 数 35回 対 象 者 667人 初 診 者 643人 延べ受診者 760人
3歳児健康診査 防災庁舎、阿寒地区、 音別地区	3歳児を対象に身体発育・精神運動発達の確認と内科的診察、歯科健診及び栄養・保健指導を行う。	開 催 回 数 38回 対 象 者 752人 初 診 者 743人 延べ受診者 919人

(8) 家庭訪問指導（各家庭、通年）

区 分	事 業 内 容	利 用 者 数 等
妊婦	妊娠分娩にかかわる疾病の予防指導、生活、栄養指導を行い、疾病や障害の早期発見を行う。	実 数 10件 延べ数 15件
産婦・新生児等	出産後の妊婦の健康管理と出産後の新生児等の保育について、助言指導を行う。	産 婦 実 数 603件 延べ数 621件 新生児等実数 607件 延べ数 625件
乳幼児	運動発達及び精神発達・情緒・行動面に問題のある乳幼児とその家族や養育支援が必要な家庭に対し保健指導・助言を行う。	乳 児 実 数 53件 延べ数 71件 幼 児 実 数 131件 延べ数 198件
その他	市民の要望等により学童等を訪問し、健康相談に応じる。	実 数 207件 延べ数 277件

(9) フッ素塗布

対象者数 (受診券送付数)	フッ素塗布受診 延べ人数
2,979人	1,258人

(10) 出産・子育て応援給付金支給事業

事 業 内 容	支 給 件 数
妊娠期から妊婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と一体として、経済的支援となる給付金を支給。	妊 娠 分 565件 出 産 分 613件

9 成人保健事業（令和6年度実績）

(1) 健康教育（40歳～65歳未満）

事 業 内 容	利 用 者 数 等
生活習慣病予防のため健康教室を実施し健康に関する講演、実習を行う。 場所：地区会館他、阿寒地区、音別地区	開 催 回 数 32回 受 講 者 617人

(2) 健康相談（40歳～65歳未満）

事 業 内 容	利 用 者 数 等
面接及び電話により健康づくりや生活習慣病予防のための相談、その他の疾病等に関する相談・助言等を行う。	開 催 回 数 689回 利 用 者 710人

(3) 健康相談（18歳～39歳）

事 業 内 容	利 用 者 数 等
面接及び電話により健康づくりや生活習慣病予防のための相談、その他の疾病等に関する相談・助言等を行う。	開 催 回 数 181回 利 用 者 184人

(4) 訪問指導（40歳～65歳未満）

事 業 内 容	利 用 者 数 等
療養上の保健指導が必要な方に対し、保健師等が訪問して助言、指導を行う。	総訪問指導件数 実 数 1 件 延べ数 1 件

(5) 訪問指導（18歳～39歳）

事 業 内 容	利 用 者 数 等
生活習慣病予防等のため、必要な方に対し、保健師等が訪問して助言、指導を行う。	総訪問指導件数 実 数 6 件 延べ数 6 件

児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー

1 釧路市児童発達支援センター

就学前の発達に遅れや障がいのある子に対し、日常生活における基本動作の習得及び集団生活への適応のための支援などを提供するとともに、発達や障がいに係る相談支援を行うことにより、その健やかな成長を図り、もって子どもの福祉の増進に寄与することを目的とする。

- (1) 施設の種類 児童発達支援センター
- (2) 利用定員 92人
- (3) 職員 施設長（所長）、園長、保育士、言語聴覚士、言語指導員、理学療法士、作業療法士、保健師、臨床心理士、栄養士、事務員、調理員、療育指導員、用務員
- (4) 施設の規模

土地	7,677.29 m ²
建物	2,470.09 m ² （3階 1,234.92 m ² 、4階 1,235.17 m ² ）
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地下1階地上5階建

2 地域支援相談係

(1) 業務内容

- ア 児童発達支援
- イ 保育所等訪問支援事業
- ウ 障害児相談支援事業
- エ 発達支援センター事業
- オ 障がい児早期療育指導事業

(2) 対象児状況

ア 児童発達支援

(ア) 発達・言語支援（契約児童数）（令和6年度 単位：人）

状態像 \ 年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
境界線	0	0	0	0	0	0	0
精神発達遅滞	0	0	0	0	0	0	0
自閉症スペクトラム	0	0	0	0	0	0	0
言語発達遅滞	0	0	0	0	2	7	9
構音障害	0	0	0	0	0	13	13
吃音	0	0	0	0	1	2	3
口蓋裂	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	1	1
計	0	0	0	0	3	23	26
内保育園・幼稚園通園者(再掲)	0	0	0	0	3	23	26

(イ) 運動支援（令和6年度 単位：人）

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
契約児童数	0	0	1	2	1	2	6

イ 保育所等訪問支援事業

(ア) 契約児童数（令和6年度 単位：人）

年齢	2歳	3歳	4歳	5歳	計
人数	0	2	1	2	5

(イ) 支援回数（令和6年度）

年間支援回数	48回
--------	-----

ウ 障害児相談支援事業

(ア) 支援利用計画作成

(令和6年度 単位：件)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	145	6	4	5	4	3	0	2	2	1	2	0	174

(イ) モニタリング

(令和6年度 単位：件)

1回目	2回目	3回目	中間月	随時	終期月	合計
52	50	49	151	0	149	451

エ 発達支援センター事業

(令和6年度 単位：人)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
登録児	10	40	54	88	118	152	462

オ 障がい児早期療育指導事業

(ア) ひよこクラブ

(令和6年度 単位：人)

会場	年齢	1歳	2歳	3歳	計
児童発達支援センター(第1G)		10	7	0	17
児童発達支援センター(第2G)		8	9	0	17
児童発達支援センター(第3G)		8	4	0	12
昭和中央児童センター		8	6	0	14
計		34	26	0	60

(イ) コアラの教室

(令和6年度 単位：人)

会場	年齢	1歳	2歳	3歳	計
児童発達支援センター		0	11	1	12

(ウ) バンビの教室 (令和6年度新規教室)

会場	年齢	1歳	2歳	3歳	計
児童発達支援センター		0	4	0	4

3 野のはな園

(1) 業務内容

児童発達支援

ア 単独通園クラス

(ア) 対象児 精神発達に遅れのある、おおむね3歳から小学校入学前の児童

(イ) 在籍状況

(令和7年4月1日現在 単位：人)

年齢	3歳	4歳	5歳	計
在籍数	8	12	16	36

イ 親子通園クラス

(ア) 対象児 運動・精神面の発達支援の必要な就学前の児童

(イ) 在籍状況

(令和7年4月1日現在 単位：人)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
在籍数	0	5	2	2	1	1	11

国民健康保険課

1 国民健康保険

(1) 事業開始

ア 釧路	昭和30年9月1日
イ 阿寒地区	昭和27年6月1日
ウ 音別地区	昭和36年4月1日

(2) 加入状況

区 分 \ 年 度	令和5	令和6（見込）	令和7（予算）
被 保 険 者 数 加 入 率	29,434 人 18.63%	27,483 人 17.76%	25,418 人 16.63%
世 帯 数 加 入 率	21,482 世帯 23.24%	20,342 世帯 22.23%	19,116 世帯 21.05%

(3) 保険給付状況

ア 保険給付

(単位：件、千円)

区分 \ 年度	出産育児一時金		葬祭費		高額療養費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和5	47	22,960	281	8,430	30,257	1,551,075	30,585	1,582,465
令和6（見込）	52	25,964	231	6,930	30,192	1,520,783	30,475	1,553,677
令和7（予算）	75	37,500	330	9,900	—	1,546,156	—	1,593,556

イ 被保険者1人当たりの給付費

(単位：円)

区分 \ 年度	療養給付費	療養費	出産育児一時金	葬祭費	高額療養費	計
令和5	332,516	1,451	780	286	52,697	387,730
令和6（見込）	340,148	1,686	945	252	55,335	398,366
令和7（予算）	373,691	1,461	1,475	389	60,829	437,845

(4) 保険料の状況

区 分			令和 5 年度予算	令和 6 年度予算	令和 7 年度予算
医療分	所得割		9.17%	9.25%	9.34%
	均等割		27,100円	28,300円	29,200円
	平等割		22,400円	26,300円	26,800円
	限度額		650,000円	650,000円	660,000円
	1人当たり保険料額		60,572円	61,838円	63,901円
	1世帯当たり保険料額		83,387円	83,455円	84,967円
支援分	所得割		2.91%	2.91%	2.79%
	均等割		8,700円	9,000円	9,000円
	平等割		7,200円	8,400円	8,200円
	限度額		220,000円	240,000円	260,000円
	1人当たり保険料額		19,415円	19,744円	19,675円
	1世帯当たり保険料額		26,729円	26,646円	26,162円
医療分＋支援分	所得割		12.08%	12.16%	12.13%
	均等割		35,800円	37,300円	38,200円
	平等割		29,600円	34,700円	35,000円
	限度額		870,000円	890,000円	920,000円
	1人当たり保険料額		79,987円	81,582円	83,576円
	1世帯当たり保険料額		110,116円	110,101円	111,129円
該当者見込	被保険者数	一般	29,831人	27,669人	25,418人
		退職	0人	—	—
		合計	29,831人	27,669人	25,418人
	世帯数	一般	21,669世帯	20,502世帯	19,116世帯
		退職	0世帯	—	—
		合計	21,669世帯	20,502世帯	19,116世帯

※退職者医療制度については、令和 6 年度より廃止。

区 分			令和 5 年度予算	令和 6 年度予算	令和 7 年度予算
介護分	所得割		2.37%	2.52%	2.52%
	均等割		8,200円	8,800円	8,700円
	平等割		5,200円	6,400円	6,300円
	限度額		170,000円	170,000円	170,000円
	1人当たり保険料額		18,163円	19,132円	18,855円
	1世帯当たり保険料額		20,326円	21,061円	20,713円
該当者見込	被保険者数	一般	8,400人	7,993人	7,692人
		退職	0人	—	—
		合計	8,400人	7,993人	7,692人
	世帯数	一般	7,506世帯	7,261世帯	7,002世帯
		退職	0世帯	—	—
		合計	7,506世帯	7,261世帯	7,002世帯

※退職者医療制度については、令和 6 年度より廃止。

区 分			令和 5 年度予算	令和 6 年度予算	令和 7 年度予算
合計	1人当たり保険料額		98,150円	100,714円	102,431円
	1世帯当たり保険料額		130,442円	131,162円	131,842円

2 特定健康診査及び特定保健指導等

(1) 特定健康診査

ア 令和6年度特定健康診査実施状況（令和7年3月末現在）

区分	特定健康診査
	国民健康保険被保険者
受診者数	4,747人
受診者負担額	無料

イ 令和6年度特定健康診査オプション検査実施状況（令和7年3月末現在）

区分	特定健康診査オプション検査		
	腹部超音波検査	脳検査	脳脊髄検査
受診者数	1,011人	426人	226人
受診者負担額	1,750円	5,610円	11,550円

ウ 特定健康診査料の無料化

平成28年度からモデル事業として実施してきた特定健康診査における受診者負担分の健診料の無料化（オプション検査は有料）を継続することで、さらなる受診率の向上を図り、被保険者の健康寿命の延伸に取り組むとともに、医療費の伸びを抑制することを目的として実施。

エ 特定健康診査に係る特定健康診査情報提供事業

定期的に通院している国民健康保険被保険者から医療機関を経由して検査結果（血液・尿検査等）を市に提供された場合、当該被保険者を特定健康診査の受診者とみなし、受診率の向上や保健師・管理栄養士による健康づくりのサポートにつなげていくことを目的として実施。

令和6年度実施状況（令和7年3月末現在）

区分	特定健康診査情報提供事業件数
受領件数	510件

(2) 特定保健指導

令和6年度実施状況（令和7年3月末現在）

区分	特定保健指導実施者数	
	動機付け支援	積極的支援
実施者数	353人	68人

(3) 歯科検診助成事業実施状況

「くしろ健康まつり」において実施する歯科検診の受診者のうち、国民健康保険被保険者に対し、一人につき1,000円を一般社団法人釧路歯科医師会に助成。

令和6年度実施状況

区分	歯科検診助成人数
助成人数	14人

医 療 年 金 課

1 医療費助成制度

(1) 重度心身障がい者医療費助成制度

身体に障がいのある方（身体障害者手帳１・２級、及び３級の一部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障がい）の交付を受けた方）、知的障がいのある方（療育手帳Ａ判定もしくは重度の診断書の交付を受けた方）又は精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けた方を対象に医療費の助成を行う。ただし、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けた方の入院医療は助成対象外。【所得制限あり】

(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

母子・父子家庭等の１８歳未満の子、又は１８歳以上２０歳未満で学生や未就労であって母・父に扶養されている子と母・父を対象に医療費の助成を行う。ただし、母・父は入院医療費のみが対象。【所得制限あり】

(3) 子ども医療費助成制度

１８歳（高校生等）の年度末までの子を対象に医療費の助成を行う。【所得制限なし】

(4) 精神障がい者入院医療費助成制度

市内に１年以上居住しており精神障がいのため入院医療を受けている方を対象に医療費の助成を行う。【所得制限あり】

(5) 医療費の助成状況（令和７年３月３１日現在）

制 度	受給者数 (人)	入 院		入院外		合 計	
		件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
重 度	3,373	3,996	78,597,932	83,392	198,041,625	87,388	276,639,557
ひとり親	4,051	335	15,826,151	28,657	55,516,380	28,992	71,342,531
子 ど も	15,288	2,344	130,261,645	197,931	331,893,696	200,275	462,155,341
精 神	40	568	2,073,259	—	—	568	2,073,259

(6) 養育医療給付制度

医師が入院治療を必要と認めた未熟児を対象に、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行う。
令和６年度受給者数 １７人

2 後期高齢者医療制度

(1) 対象者及び被保険者数

後期高齢者医療制度は、７５歳以上の方が全員加入し、一定の障がいがある６５歳から７４歳までの方は選択加入となる。

※一定の障がいとは、身体障害者手帳の１級から３級と４級の一部の方、精神障害者保健福祉手帳の１級と２級の方、療育手帳のＡ判定の方。

資格の認定や保険料の決定を行うなどの運営主体は、北海道後期高齢者医療広域連合が行い、市の役割は、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、被保険者証の引渡しなどの窓口業務。

被保険者数	29,645人
-------	---------

※被保険者数は、令和７年３月３１日現在

(2) 健康診査及び歯科健康診査実施状況（令和７年３月３１日現在）

	健康診査	歯科健康診査
受 診 者 数	3,461人	821 人
受診者負担額	無料	無料

(3) 保健・介護一体的実施推進事業

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業を介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施する。

ア 高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）

糖尿病性腎症重症化予防、生活習慣病等の重症化予防を実施

イ 通いの場等への積極的他関与等（ポピュレーションアプローチ）

介護予防継続教室等を活用し、健診受診勧奨や生活習慣病に関する健康講話を実施

3 国民年金

(1) 被保険者状況（令和7年4月1日現在）

被 保 険 者								合 計
第 1 号被保険者		任意加入被保険者		計		第 3 号被保険者		
15, 277人		232人		15, 509人		7, 262人		22, 771人
付 加 年 金 加 入 者 数								
強 制		任 意			計			
50人		628人			678人			
免 除 者 数								
法 定 免 除	全 額 免 除	3 / 4 免 除	半 額 免 除	1 / 4 免 除	学 生 納付特例	納 付 猶 予	計	免 除 率
3, 402人	3, 612人	207人	150人	83人	1, 553人	590人	9, 597人	62. 8%

(2) 拠出年金給付状況（令和6年4月1日現在 単位：件、千円）

老 齢		通 算 老 齢		障 害		母 子	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
116	61,193	172	37,114	36	32,306	0	0

遺 児		寡 婦		計	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
0	0	11	2,531	335	133,144

(3) 基礎年金給付状況（令和6年4月1日現在 単位：件、千円）

老 齢		障 害		遺 族		計	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
52,474	33,194,458	3,690	3,182,894	341	274,427	56,505	36,651,779

(4) 福祉年金給付状況（令和6年4月1日現在 単位：件、千円）

老 齢	
件 数	金 額
0	0

(5) 年金生活者支援給付金給付状況（令和6年4月1日現在 単位：件、千円）

老 齢		補足の老齢		障 害		遺 族		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
11,718	44,646	2,112	4,012	3,519	19,434	133	678	17,482	68,770

第11編 産業振興部

商業労政課

1 商店街振興策

商業環境の変化や消費者ニーズの多様化に対応し、地域に根ざした商店街形成を支援している。

(1) 商店街形成の促進

商店街環境整備事業助成や、各種融資制度により、商店街の形成を支援している。

(2) 釧路市商店街実態調査の実施

商店街等の現況把握等を目的に実施している。

ア 商店街組織調査 商店街振興組合及び釧路市商店街振興組合連合会に加盟する商店会を対象に実施。

	調査対象組織			
	振興組合		商店会	
	組織数	組合員等数	組織数	組合員等数
令和4年度	6団体	164件	6団体	239件
令和5年度	6団体	157件	6団体	236件
令和6年度	4団体	91件	5団体	215件

イ 空き店舗調査

(ア) 北大通周辺にある商店街等の4エリア

(イ) (ア)を除く商店街等の13エリア、その他商業集積が図られている地区の4エリア、阿寒町及び音別町の6エリア

	(ア)の調査対象店舗			(イ)の調査対象店舗		
	実数	うち空き店舗		実数	うち空き店舗	
		実数	率		実数	率
令和4年度	231件	66件	29%	—	—	—
令和5年度	230件	66件	29%	1,555件	300件	19%
令和6年度	225件	65件	29%	—	—	—

※(ア)の調査は1年に1度、(イ)の調査は3年に1度実施。

(3) 商店街活性化及び空き店舗解消の促進

ア 商店街等活性化支援事業

商工会・商店街等の活性化を図るため、研修会、イベントその他の事業を行う商店街等を対象として、20万円（商店街振興組合連合会が行う場合は50万円）を上限に補助を実施している。

- ・令和4年度実績 8件 1,780千円
- ・令和5年度実績 8件 1,842千円
- ・令和6年度実績 10件 2,043千円

イ 空き店舗等活用促進事業補助金

空き店舗に出店する者に対し、出店に要する経費のうち、店舗改修工事及び広告宣伝費用の一部について20万円（北大通を中心とした商業地域には50万円）を上限に補助を実施している。

- ・令和4年度実績 3件 1,310千円
- ・令和5年度実績 3件 1,500千円
- ・令和6年度実績 5件 2,152千円

2 中小企業等の振興

経済・社会環境の変化に柔軟に対応できる中小企業を育成するため、経営の高度化と効率化の促進、経営の安定に向けた支援などにより、経営基盤の強化を支援している。

(1) 中小企業等活性化推進事業

市内での創業促進や中小企業・小規模事業者に対し、段階に応じたきめ細かな支援を行う環境を整えるため、各支援機関等と連携し、ワンストップ相談窓口の設置等により支援している。

- ・令和4年度実績 窓口相談件数26件
- ・令和5年度実績 窓口相談件数25件
- ・令和6年度実績 窓口相談件数24件

(2) 助成制度

組織化助成 商店街振興組合 30万円、企業組合 5万円、その他の協同組合等 20万円

(3) 釧路市ビジネスサポートセンター k－B i z の運営

釧路市や釧路商工会議所をはじめとする10団体で構成する釧路市ビジネスサポート協議会が運営し、事業者の強みを活かす具体的な提案を行う相談所として設置。

- ・令和4年度相談対応件数 2,026件
- ・令和5年度相談対応件数 1,878件
- ・令和6年度相談対応件数 2,136件

(4) 中小企業融資制度

中小企業の金融円滑化を目的として、昭和32年度に市内の中小企業者を対象とした融資制度を創設し、以来、制度内容の充実を図りながら、中小企業への資金支援を図っている。

令和7年4月1日現在21億984万円の預託金を各金融機関に預託し、中小企業者の利子負担軽減を図っている。

ア 資金の内容（利率は令和7年4月1日現在）

区 分	使 途	融 資 限 度 額	融資期間 (据置期間1年以内)	融資利率
丸 釧 資 金	経営合理化、設備の近代化等に充てるもの	5,000万円	15年以内 〔運転資金は7年以内〕	年1.4%
創 業 支 援 資 金	創業に係る運転資金もしくは設備資金に充てるもの	1,500万円	15年以内 〔運転資金は7年以内〕	3年目まで 無利子 4年目以降 年1.4%
が ん ば る 企 業 応 援 資 金	事業拡大、新分野への進出、経営効率化・近代化等に充てるもの	5,000万円 〔運転資金は2,000万円〕 〔協同組合は1億円、ただし設備資金に限る〕	15年以内 〔運転資金は7年以内〕	3年目まで 無利子 4年目以降 年1.4%
空き地・空き建物 再 生 事 業 資 金	中心市街地等で空き地・空き建物の再生を図るための設備資金に充てるもの	1億円	15年以内	3年目まで 無利子 4年目以降 年2.20%

中 小 企 業 経 営 資 金	小規模企業者が地域経済環境の変化に対応し、経営の安定化に充てるもの 倒産した取引事業者に債権を有する中小企業者が運転資金に充てるもの	500万円	3年以内	年0.8%
中 心 市 街 地 活 性 化 事 業 資 金	市が定める中心市街地において、建物新設に係る設備資金に充てるもの 市が定める中心市街地において、賃貸用集合住宅建物の建設事業に係る設備資金に充てるもの	2億円	15年以内	3年目まで 無利子 4年目以降 年2.20%
高 度 化 事 業 資 金	道から貸付を受ける高度化事業に充てるもの	5,000万円	15年以内	年1.4%
協 同 組 合 等 事 業 資 金	組織金融の円滑化または協同事業資金に充てるもの	5,000万円	15年以内	年1.4%

※1 丸釧資金については北海道信用保証協会の保証付き、その他については必要に応じ保証付き

※2 取扱はみずほ銀行を除く市内各金融機関（ただし、協同組合等事業資金（商店街活性化事業計画登録事業を除く）は商工組合中央金庫のみ）

イ 主な資金の利用状況

（単位：件、万円）

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件 数	貸付残高	件 数	貸付残高	件 数	貸付残高
丸釧資金	309	192,283	259	170,826	257	201,380
創業支援資金	169	43,610	188	46,368	205	46,194
がんばる企業応援資金	62	83,340	69	94,836	81	110,024
（旧）中小企業効率化近代化資金	2	1,167	2	1,057	2	930
空き地・空き建物再生等事業資金	2	3,357	2	2,661	1	2,006
中小企業経営安定資金	0	0	0	0	0	0
協同組合等事業資金	3	7,400	3	6,400	3	6,400

3 中心市街地の活性化

(1) 釧路市中心市街地活性化基本計画

改正中心市街地活性化法に基づく、釧路市中心市街地活性化基本計画の策定について協議・検討を行っている。

(2) 釧路市中心市街地活性化協議会への参画

釧路商工会議所が事務局を務める中心市街地活性化協議会に委員として参加し、活性化に関するソフト事業の実施協力や関係機関からの意見聴取、民間事業の推進支援等を行っている。

中心市街地活性化協議会の概要

ア 設立主体 釧路商工会議所・㈱まちづくり釧路

イ 設立年月日 平成20年7月10日

ウ 参加委員 商店街・経済団体・市民団体・行政等より32名

(3) ㈱まちづくり釧路への参画

中心市街地活性化に資する事業に自ら取り組むために設立されたまちづくり釧路に出資し、まちの賑わいに関する情報発信や中核事業の検討等を行っている。

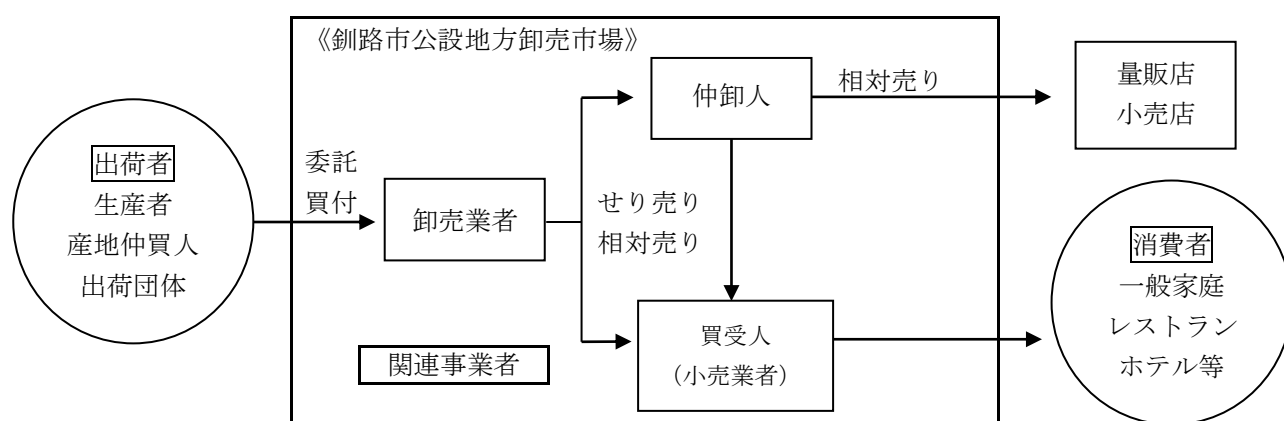
(4) 大型空き店舗等活用支援事業

中心市街地に立地する大型空き店舗等を購入又は賃借し、事業に取り組む企業・団体等を対象に経費の一部を補助する制度を平成18年度に見直し、中心市街地の賑わい創出と活性化を図ることとしている。

4 公設地方卸売市場の概要

平成18年4月1日より釧路市中央卸売市場から釧路市公設地方卸売市場に転換し、取引規制の緩和、指定管理者制度の導入等による市場の活性化を図るための市場システムを導入した。

- (1) 開設者／位置 釧路市／釧路市新富士町6丁目1番23号
- (2) 取扱品目 青果部～野菜・果実及びその加工品並びに鳥卵
花き部～切花・鉢物・花木及びこれらの加工品
- (3) 関係業者 青果部～卸売業者1社 仲卸人4社 買受人41業者
花き部～卸売業者1社 仲卸人1社 買受人60業者
関連事業者7社
- (4) 業務開始 青果部～昭和48年12月1日、花き部～平成元年8月1日
釧路市公設地方卸売市場開設～平成18年4月1日
- (5) 建設経過 用地買収～昭和46年度、着工～昭和47年度、竣工～昭和48年11月
- (6) 建設費 1,504,205千円（用地費390,195千円、工事費1,114,010千円）
- (7) 施設 用地 66,000㎡ 建物延べ面積 12,924㎡ 駐車場 18,174㎡
構内舗装 48,776㎡ その他付帯施設一式
- (8) 市場の流れ



〔集荷方法〕

委託 … 卸売業者は出荷者から品物を預かり、その品物を売り一定の手数料を得る。

買付 … 卸売業者は出荷者から品物を買取り、販売する。

〔販売方法〕

せり売り … 複数の買人がせり合い、最も高値を付けた買人に品物が売り渡される。

相対売り … 売手と買手の双方で数量や価格を話し合い決める。

(9) 取扱高（釧路市公設地方卸売市場取り扱い）

ア 青果年度別取扱高

（単位：トン、千円、%、日）

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
野 菜	22,181	5,985,074	22,377	6,269,934	20,559	6,450,469
果 実	8,784	4,031,585	7,831	4,004,553	6,883	4,086,685
合 計	30,965	10,016,659	30,208	10,274,487	27,442	10,537,154
前年対比	93.2	98.8	97.6	102.6	90.8	102.6
開場日数	255		254		253	
1日平均	121	39,281	119	40,451	108	41,649

イ 花き年度別取扱高

（単位：千本、千鉢、千円、%、日）

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
花 き	5,274	543,820	5,449	568,375	5,058	566,668
前年対比	87.4	98.8	103.3	104.5	92.8	99.7
開場日数	255		254		253	
1日平均	21	2,133	21	2,238	20	2,240

5 釧路市労働基本調査

毎年、市内の従業者5人以上の民営事業所の従業員構成、賃金、労働時間、休日、諸手当等の労働条件の調査を行い、労働行政の資料に供している。

(1) 調査基準日 9月30日現在（年1回）

(2) 調 査 状 況 調査事業所総数 700事業所 有効回答 245事業所（令和6年度）

6 勤労青少年の福祉推進事業

勤労青少年福祉法（青少年の雇用の促進等に関する法律に改称）制定に伴い、地方自治体においても勤労青少年の福祉推進に積極的に取り組む必要があることから、行事を実施。

なお、釧路市優良勤労青少年表彰については、平成18年度より釧路市優良勤労障がい者等表彰と合同で表彰式を実施。

釧路市優良勤労青少年表彰 令和6年7月8日（月） 表彰者 2名

7 釧路市労働者福祉センター（サンライフ釧路）

サンライフ釧路は、勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進並びに中高年齢労働者の健康の増進及び福祉の向上を図ることを目的とした施設で、一般の方も利用できる。

(1) 年間利用者数 42,421人（令和6年度実績）

(2) 実施行事

ア スポーツ大会（ソフトバレー他）

イ 文化講習会（健康体力づくり教室、パソコン教室他）

8 技能尊重運動の推進

広く市民に技能尊重の気風を浸透させるとともに、技能者の社会的地位と技能水準の向上を図り地元産業の発展に寄与する目的で各種事業を実施している。

釧路市技能功労者表彰 令和6年11月22日（金） 表彰者 6名

9 雇用労働相談

中小企業に働く労働者のため種々の雇用労働相談業務のほか、女性も相談しやすい環境に配慮し、きめ細かな相談を行っている。（常勤相談員2名）

事例別相談件数（令和6年度）

労働基準法	7件	労働紛争	1件	賃金問題	0件
就職相談	46件	各種年金	1件	雇用保険	2件
労災保険	1件	健康保険	3件	退職関連	7件
その他	34件	合計	102件		

10 U I Jターン促進事業

釧路市では、主に首都圏のU I Jターン希望者の就職を促進するため東京事務所と雇用労働相談所に「U I Jターン相談コーナー」を開設している。

東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4番1号
日本都市センター会館 9F

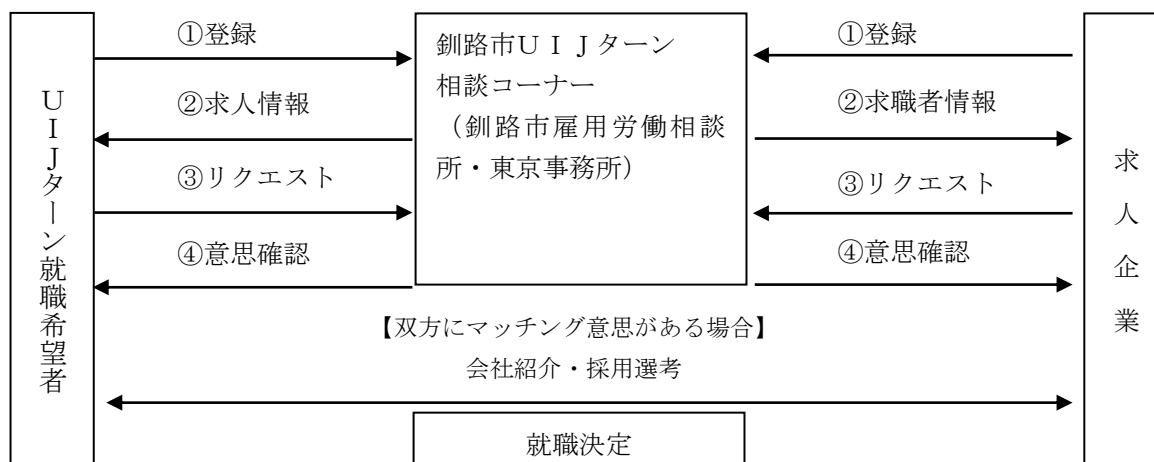
TEL 03-3263-1992 FAX 03-3239-3669

雇用労働相談所

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4522 FAX 0154-23-0606

「U I Jターン相談コーナー」フローチャート



11 地域通年雇用促進支援事業

季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者が、釧路市で770名、釧路管内では1,378名（令和5年度）もの数に達していることから、季節労働者の雇用や生活の安定を図るために各種事業を実施している「釧路地域通年雇用促進支援協議会」に負担金を支出。

協議会では、季節労働者向けに技能向上を通じた通年雇用化を図るための資格取得支援事業や協議会職員が事業所を訪問し、通年雇用奨励金等の各種支援制度の説明や通年雇用となる求人を開拓する求人開拓事業を実施。

令和6年度は、通年雇用促進支援事業により85名が通年雇用化。

12 中小企業・小規模事業者活性化推進事業

(1) 省エネ等設備導入補助金

ア 事業概要

原油高・物価高騰対策として省エネ設備の導入等を実施する中小企業・小規模事業者を支援（省エネ診断枠・計画認定枠：補助率2分の1、補助上限額300万円）。

イ 事業実績 支援件数 20件

産業推進室

1 工業

当市の工業は道東地域の豊富な農林水産資源と港湾・用地・用水など優れた立地条件により、製造品出荷額等からみて、全道第5位にある。令和4年の製造品出荷額等は2,385億円、事業所204、従業者数4,238人である。

業種別構成比でみると、食料品620億円（前年比6.5%増）、飲料・たばこ・飼料633億円（同28.1%増）となっており、この2業種で全出荷額の52.6%を占め、いわゆる資源立地型の工業構造となっている。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等

（2023年度経済構造実態調査製造業事業所調査）

区 分	令和2年	令和3年	令和4年
事業所数	175	206	204
従業者数	4,658人	4,200人	4,238人
製造品出荷額等	23,461,386万円	20,180,889万円	23,846,438万円

2 石炭鉱業

(1) 採炭事業と海外技術移転事業

釧路コールマイン株式会社では、採炭事業を計画どおり続けるとともに、海外産炭国である中国、ベトナム、インドネシアへ採炭・保安技術などを移転する研修事業を実施してきた。平成14年度から平成18年度までの「炭鉱技術海外移転事業」、平成19年度から平成23年度までの「産炭国石炭産業高度化事業」、平成24年度から平成28年度までの「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」により、それぞれ963名、923名、729名の研修生を受け入れた。

平成29年度からは、事業名が「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」となり、平成30年度には新たにコロンビアからの研修生を受け入れ、令和6年度までの8年間で受け入れた研修生は2,051名となった。（人数には、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2～4年度に実施したオンライン研修の人数を含む。）

また、世界的な脱炭素化の潮流を踏まえ、対象国のカーボンニュートラルに向けたニーズに応えるカリキュラムの充実を図る必要があることから、釧路コールマイン株式会社が取り組むCO₂の坑内埋め戻し技術開発を支援する。

(2) 石炭火力発電所

平成27年6月、釧路コールマイン株式会社の石炭を活用した火力発電所建設計画が公表され、同年7月には、事業主体となる株式会社釧路火力発電所が設立された。

株式会社釧路火力発電所においては、二酸化炭素排出量の低減を図るための木質バイオマスの混焼や、地域の水資源の活用による環境への負荷を抑えた発電所を計画し、北海道の環境アセスメントなどの行政手続を進め、平成29年12月に着工、令和2年12月に商業運転を開始した。

3 産業支援

地域の経済自立、雇用の維持・確保に向け、地域が一体となり、豊富な地域資源と地元企業が長年培ってきた技術力などの経営資源を活用し、地産地消による地場製品の普及促進、販路開拓、地域材の利用促進などに向けた支援を進めていく。

また、これらの推進に当たっては、工業技術センターの機能を発揮し、地域企業の技術力向上、新製品・新技術開発や販路拡大を支援するとともに、人材育成、産官学金の連携による事業を展開し、地域産業の振興と新たな価値の創出を図る。

4 企業誘致

釧路地域に新たな産業を誘致育成するため、工業団地の造成を行い経済界等と一体となり、当地域の特殊性を生かした適地企業の誘致に取り組んでいる。

(1) 工業団地

ア 釧路白糠団地（釧路地区・白糠町）

昭和46年より地域振興整備公団（現：独立行政法人中小企業基盤整備機構）による造成が行われ、水産食料品製造業などを中心に立地が進んでおり、平成17年度からは最大11,160m³/日の良質な工業用水が供給されている。また売却が進み、釧路市域は平成21年度、白糠町域は平成25年度で完売した。

イ 西港臨海工業団地（釧路地区）

年間約1,500万トンの貨物を取り扱う釧路港西港区の後背地に位置し、輸送の利便性が高く運輸業・倉庫業を中心に立地が進んでいる。

ウ 釧路益浦軽工業団地（釧路地区）

住宅地に隣接した職住近接型団地であり、環境に配慮した繊維関係や医薬品製造業などの軽工業の立地を進めている。

エ 布伏内工業団地（阿寒地区）

釧路空港から20分、阿寒 I C から15分と、交通アクセスの良好な立地であり、自然環境や地質条件に恵まれている。

オ 音別工業団地（音別地区）

釧路市中心部と帯広市のほぼ中間に位置し、恵まれた自然環境、上質で豊富な工業用水を利用した医薬品製造業、清涼飲料製造業などを中心に立地している。

(2) 企業立地優遇制度

平成17年10月11日の釧路市・阿寒町・音別町の3市町合併に伴い、旧3市町の企業立地優遇制度（釧路市工業等振興条例、阿寒町中小企業振興条例の一部、阿寒町企業立地促進条例、音別町企業立地促進条例）を統合・再編し、新たに「釧路市企業立地促進条例」を制定した。旧3市町の制度を引き継ぎ、地域の実情に合わせて制定したため、立地する地区によって助成メニュー、対象要件等が一部異なっている。

ア 釧路市企業立地促進条例による助成制度

(ア) 釧路地区（合併前の釧路市の区域）に立地する場合

種別	対象業種	対象要件	補助金等の額	限度額
設備投資資金助成	製造業 ソフトウェア業 情報処理サービス業 データセンター コールセンター リサイクル産業施設 試験研究施設 植物工場	《新設の場合》 ・固定資産（土地を除く。）の取得価額が5,000万円以上 ・雇用増5人以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の8/100以内の額	1億円（雇用増10人以上の場合は2億円）
		《増設の場合》 ・固定資産（土地を除く。）の取得価額が3,000万円以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の4/100以内の額（雇用増5人以上の場合は8/100以内の額）	1億円

雇用助成	製造業 リサイクル産業施設 電気業（新エネルギー供給業を除く） ガス業 熱供給業 植物工場	≪新設の場合≫ ・雇用増5人以上 ≪増設の場合≫ ・取得した固定資産（土地を除く。）の基準年度における評価額が3,000万円以上 ・雇用増5人以上	新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円（特例の場合は30万円）	3,000万円
	ソフトウェア業 情報処理サービス業 データセンター コールセンター 試験研究施設	・雇用増5人以上		
	新エネルギー供給業（太陽光をエネルギー源とするものを除く） 【新設のみ】	・取得した固定資産の取得価額が10億円以上 ・雇用増1人以上		
緑化助成	製造業 電気業 ガス業 熱供給業	・工場立地法第6条第1項の規定による特定工場（敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上）の届出を完了したもの	緑化事業に要したと認められる経費の25/100	1,000万円
土地取得助成	製造業 ソフトウェア業 情報処理サービス業 データセンター コールセンター リサイクル産業施設 試験研究施設 植物工場	≪市外からの進出の場合≫ ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ≪市外からの進出以外の場合≫ ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ・雇用助成の対象要件を満たすこと	土地取得価格の25/100相当額（ただし、事業場の用に直接供する建築面積相当分）	1億円
事業所賃借料助成	コールセンター 【新設のみ】	・雇用増50人以上	事業所賃借料の1/2相当額を3年間	年500万円
	本社機能移転事業所	・雇用増30人以上 ・面積300㎡以上 ・市外から市内に本社機能を移転することを公表すること ・この条例に基づく他の助成の措置の対象とならないこと	事業所賃借料の1/2相当額を1年間	
通信回線使用料助成	コールセンター 【新設のみ】	・コールセンターの新設に伴って、新たに雇用される者の数が50人以上であるもの	通信回線使用料の1/2相当額を3年間	年1,000万円
課税免除	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	・業種・資本金規模に応じて、固定資産（土地を除く。）の取得価額が500万円以上～2,000万円以上	固定資産税・都市計画税を以下の範囲で免除する ・基準年度 100/100以内 ・2年目 75/100以内 ・3年目 50/100以内	なし
	地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもの（※1）	・固定資産（建物・構築物）の取得価額が1億円超（農林漁業関連業種（※2）は5,000万円超）		

※1 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受け、課税の特例の適用を受けることについて国の確認を受けたもの。

※2 地域未来投資促進法第26条に規定する総務省令による。（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業）

(イ) 阿寒・音別地区（合併前の阿寒町・音別町の区域）に立地する場合

種別	対象業種	対象要件	補助金等の額	限度額
設備投資資金助成	製造業 ソフトウェア業 情報処理サービス業 データセンター コールセンター リサイクル産業施設 試験研究施設 植物工場	《新設の場合》 ・固定資産（土地を除く。）の取得価額が5,000万円以上 ・雇用増5人以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の8/100以内の額	1億円 （雇用増10人以上の場合は2億円）
		《増設の場合》 ・固定資産（土地を除く。）の取得価額が3,000万円以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の4/100以内の額 （雇用増5人以上の場合は8/100以内の額）	1億円
	旅館業 観光施設 特産品開発施設 教育文化施設 医療福祉施設 その他の施設	《新設の場合》 ・固定資産（土地を除く。）の取得価額が5,000万円以上 ・雇用増5人以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の8/100以内の額	1,000万円
		《増設の場合》 ・固定資産（土地を除く。）の取得価額が3,000万円以上	固定資産（土地を除く。）の取得価額の4/100以内の額 （雇用増5人以上の場合は8/100以内の額）	
雇用助成	製造業 リサイクル産業施設 電気業（新エネルギー供給業を除く） ガス業 熱供給業 植物工場	《新設の場合》 ・雇用増5人以上 《増設の場合》 ・取得した固定資産（土地を除く。）の基準年度における評価額が3,000万円以上 ・雇用増5人以上	新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円（特例の場合は30万円）	3,000万円
	ソフトウェア業 情報処理サービス業 データセンター コールセンター 試験研究施設	・雇用増5人以上		
	新エネルギー供給業（太陽光をエネルギー源とするものを除く） 【新設のみ】	・取得した固定資産の取得価額が10億円以上 ・雇用増1人以上		
	旅館業 観光施設 その他施設	・雇用増20人以上	新たに雇用される者1人につき10万円	2,000万円
緑化助成	製造業 電気業 ガス業 熱供給業	・工場立地法第6条第1項の規定による特定工場（敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上）の届出を完了したもの	緑化事業に要したと認められる経費の25/100	1,000万円

土地取得助成	製造業 ソフトウェア業 情報処理サービス業 データセンター コールセンター リサイクル産業施設 試験研究施設 植物工場	≪市外からの進出の場合≫ ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ≪市外からの進出以外の場合≫ ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ・雇用助成の対象要件を満たすこと	土地取得価格の25/100相当額（ただし、事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分）	1億円
事業所賃借料助成	コールセンター 【新設のみ】	・雇用増50人以上	事業所賃借料の1/2相当額を3年間	年500万円
	本社機能移転事業所	・雇用増30人以上 ・面積300㎡以上 ・市外から市内に本社機能を移転することを公表すること ・この条例に基づく他の助成の措置の対象とならないこと	事業所賃借料の1/2相当額を1年間	
使用料回線助成	コールセンター 【新設のみ】	・コールセンターの新設に伴って、新たに雇用される者の数が50人以上であるもの	通信回線使用料の1/2相当額を3年間	年1,000万円
特別援助	上記の全業種	・特別援助の申請があった場合で、阿寒・音別地区の産業振興上特に必要があると認めたとき	・出資又は融資のあつせん ・土地又は建物のあつせん ・市有普通財産の貸付け又は売却 ・労働力の確保 ・用水の確保 ・道路等周辺公共施設の計画的整備 ・その他必要な援助	なし
課税免除	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	・業種・資本金規模に応じて、固定資産（土地を除く。）の取得価額が500万円以上～2,000万円以上	固定資産税、都市計画税を以下の範囲で免除する ・基準年度 100/100以内 ・2年 75/100以内 ・3年 50/100以内	なし
	地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもの（※1）	・固定資産（建物・構築物）の取得価額が1億円超（農林漁業関連業種（※2）は5,000万円超）		

※備考（ア）、(イ)共通）

- ・上記助成等を受けるには、設備投資に係る工事の着手前60日から着手後30日までの間に申請が必要となる。
- ・課税免除及び土地取得助成の対象となる土地は、事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分である。
- ・各助成は重複することができる。（本社機能移転事業所に係る事業所賃借料助成を除く）
- ・市外からの進出をする者が操業等開始の日から3年以内に「設備投資資金助成」、「雇用助成」又は「緑化助成」の新設に係る対象要件を具備するに至ったときは、新設に係る当該助成を行うことができる。

イ 補助金交付

(単位：件、円)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額
補助金	0	0	0	0	1	3,244,000

5 各種助成制度

(1) 釧路市中小企業振興条例による助成

中小企業者等が高度化事業を実施した場合（高度化事業助成）、小規模企業者が工場の新設または増設を行った場合、次により助成金を交付している。

ア 高度化事業助成

固定資産課税標準額の100分の10（限度額2,000万円）

イ 工場新增設助成（小規模企業者のみ）

固定資産課税標準額の100分の3（限度額200万円）

(2) 先端設備等導入計画に基づく設備投資の支援（2018～2024年度）

労働生産性向上のため一定の要件を満たした設備を導入する場合に、先端設備等導入計画を作成して市の認定を受けることで、固定資産税（償却資産）の特例等を受けることが可能となる。

6 釧路工業技術センター

釧路工業技術センターは平成14年10月1日、鳥取南7丁目2番23号に開設した。

地元企業の技術力向上を図り、地域産業の発展に寄与することを目的に、技術相談、技術開発、情報の提供を行う他、企業の経営相談、マーケティング、創業などのソフト支援を行っている。

令和6年度利用状況

技術相談等	依頼試験	機械機器等貸出	会議室等貸出
191社 989件	231件	799件	362件

7 関係団体への協力

(1) 釧路地域工業振興協会

釧路地域の中小企業関連業者が親睦と連携により工業の振興を図り、地域経済の活性化に資することを目的として、各種活動を展開している釧路地域工業振興協会に対し、市として積極的に協力を行っている。

会 員 数	55事業所
構成部会	鉄工部会 木工部会 船舶電機部会 造船部会

観光振興室・阿寒観光振興課 阿寒町行政センター地域振興課 音別町行政センター地域振興課

1 観光の概要

釧路市は、広大な地域の中に多くの観光資源を抱えるひがし北海道の要に位置している。平成17年10月11日の3市町合併後、釧路湿原・阿寒の2つの国立公園を有することとなった。

市内観光では、釧路川に架かる幣舞橋を中心としたウォーターフロントゾーンにあるフィッシャーマンズワーフ「MOO」・「EGG」をはじめ、眼下に釧路港を遠くには阿寒連峰を一望する「米町公園」、石川啄木ゆかりの資料を展示する「米町ふるさと館」・「港文館」、ヒブナの生息する湖として国の天然記念物に指定されている「春採湖」、雄大な釧路湿原を望む「釧路市湿原展望台」、水産基地釧路港を紹介する水産資料展示室「マリン・トポスくしろ」などがある。

また、平成6年10月20日運輸省からコンベンション法に基づく「国際会議観光都市」の認定を受け、各種コンベンションの誘致活動を積極的に推進し、ラムサール条約締約国会議や日中韓観光大臣会合などの開催実績を活かし、大規模な会議や企業の報奨旅行などの誘致を柱にした交流産業（MICE産業）の育成に取り組んでいる。

さらには、平成27年4月に「水のカムイ観光圏」、同年6月には釧路市を含むひがし北海道エリアが広域観光周遊ルート「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」の一部として認定を受けるとともに、訪日外国人旅行者の増加を目指す取り組みとして平成28年1月に「観光立国ショーケース」、同年7月には阿寒国立公園が「国立公園満喫プロジェクト」の選定を受けた。平成29年8月には「阿寒国立公園」が「阿寒摩周国立公園」に名称変更、令和5年3月には「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地」11地域のひとつに釧路市を含む「東北北海道エリア」が選定された。アドベンチャートラベルなどの推進により訪日外国人旅行者の増加を目指すこととするなど、今後についても、釧路の豊かな地域資源である自然や文化を活かした観光施策を進めていくとともに、世界一級の観光地域づくりを目指していく。

2 観光行政

(1) 観光宣伝及び観光客の誘致

ア 釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園を中心に、ひがし北海道が一体となった広域観光宣伝を推進し、特に道東五白（タンチョウ、ハクチョウ、流水、樹氷、冬祭り）やSL冬の湿原号をはじめ、ひがし北海道らしいアクティビティのPRによって冬季観光客の誘致拡大を図り、通年観光に努めている。

イ 釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園、フィッシャーマンズワーフ「MOO」及び山花温泉リフレ、阿寒丹頂の里を重要観光拠点としてPRし、通過型から滞在型観光に力を入れるとともに、観光ポスター、観光宣伝用リーフレットなどを作成しこれらを全国配布している。

ウ 本州の高等学校や企業・団体に旅行エージェントを通じて釧路をはじめとするひがし北海道への修学旅行・研修旅行を、（一社）釧路観光コンベンション協会が中心となって誘致しており、体験をとおしてひがし北海道の自然・風土への理解を深めてもらい、リピーターとして将来にわたる観光需要の継続的な創出を図っている。

令和6年度実績 54校 5,310名

(2) 観光ルートの開発促進

釧路湿原は独自の自然景観、風土の特異性などから国立公園として指定されており、観光資源としても極めて高い価値を有しているため、これを十二分に活用し、湿原に対する理解を深め身近に自然と接することができる湿原観光ルートの開発や、阿寒摩周国立公園所在市町である11自治体並びに各観光協会で構成する「阿寒摩周国立公園広域観光協議会」において、それぞれの自治体の観光資源を連携活用した、圏域内での滞在・周遊型観光ルートの開発にも取り組んでいる。

(3) 観光行事の実施

観光シーズンを中心に実施している各種イベントを、観光資源として活用する。

令和6年度実績

阿寒・湖水開き2024	4月29日	2,000人
第50回くしろチューリップ&花フェア	5月25日～5月26日	43,000人
2024北のビーナス露まつり	6月16日	4,000人
阿寒ふるさとまつり	7月21日	4,000人
阿寒湖の森ナイトウォーク「KAMUY LUMINA～カムイルミナ～」		
	5月13日～11月11日	26,804人
第77回くしろ港まつり	8月2日～8月4日	38,000人
第70回くしろ市民北海盆踊り	8月20日	23,055人
第21回釧路大漁どんぱく	9月14日～9月15日	130,000人
阿寒ユウカラ『ロストカムイ』	4月1日～3月31日	9,474人
阿寒丹頂の里まつり	9月16日	3,500人
2024北のビーナスBBQまつり	9月29日	1,000人
第75回まりも祭り	10月8日～10月10日	4,000人
第53回くしろ物産まつり	12月13日～12月15日	11,500人
第46回阿寒湖氷上フェスティバル	2月1日～3月2日	8,828人
くしろ冬まつり2025	2月1日～2月2日	28,000人

(4) 観光入込客数

年 度	令和4	令和5	令和6
釧路市地区	2,617,290人	2,922,125人	3,314,150人
阿寒町地区	1,156,650人	1,222,268人	1,207,712人
音別町地区	36,038人	37,920人	35,521人

(5) 釧路市湿原展望台及び周辺整備

湿原展望台は昭和59年1月、総工費5億2,500万円（土地取得費を含む）を投じ釧路湿原を一望できる北斗の高台に完成した。ヤチボウズをモチーフにした館内にはジオラマ、写真パネル等を数多く展示し、展望ラウンジからは眼下に湿原を見渡せる。

平成元年9月には湿原展望台を基点に1周2.5kmの遊歩道（木道）と眺望が素晴らしい丘陵地にサテライト展望台を造成した。

また、平成4年度には年々増加する来館者に対応するため、駐車場の拡張整備を行い、バス7台、普通車108台、身障者専用3台が駐車できるスペースを確保した。

平成17・18年度には、「周辺施設と連携し、釧路湿原を理解するための案内交流拠点」という新たなコンセプトのもとに、内部展示や運営管理におよぶ全般的なリニューアルを行った。

年 度	令和4	令和5	令和6
湿原展望台利用者数	67,587人	82,292人	94,872人

(6) 釧路市観光国際交流センター（ラムサール記念センター）

地域観光の振興及び国際交流の推進等に資するため、総工費31億6,000万円（土地取得費を含む）を投じて、平成5年6月3日に幸町3丁目にオープンした。

1,500人収容可能な大ホール、地域住民と外国人との交流やふれあいの場となるアトリウムを含めた市民広場など、平成5年6月に開催されたラムサール会議をはじめとする国際会議、各種全国・全道大会、イベント、展示会の会場として幅広く利用されている。

年 度	令和4	令和5	令和6
大ホール利用件数	132件	159件	153件
会議室ほか利用件数	523件	572件	545件

(7) 釧路フィッシャーメンズワーフMOO

本市の観光及び物産の振興を図るとともに、市民の利便に供する施設を目的として、平成元年7月に、国土交通省（旧運輸省）の民活法認定施設としてオープンした。

地上5階の建物の中には市場ゾーン・レストランゾーン・販売ゾーン・アクアリゾートゾーンで構成

された都市型観光施設として多くの観光客が来館していたが、平成16年度にMOOを経営する株式会社釧路河畔開発公社の負債に係る特定調停を行い、平成17年度から市の公共施設となっている。

平成19年度は、MOOの再生整備事業として景観機能、防災機能、観光交流機能の強化工事を実施、平成20年度には、バリアフリーの整備工事としてエレベーターの設置工事を実施し、平成23年度末には、フィットネスセンターの営業を終了し、その後利用として平成26年度より緊急避難施設・多目的アリーナとしてリニューアルした。また、令和5年度には新たな利用者・企業を呼び込み、関係人口の交流促進を図るためコワーキングスペースを整備した。

年 度	令和4	令和5	令和6
MOO利用者数	493,657人	534,820人	530,728人
多目的アリーナ使用者数	25,080人	36,352人	36,620人

(8) 釧路市国設阿寒湖畔スキー場

市民の保健体育の向上及び冬季レクリエーションの普及並びに地域の観光振興に資することを目的として、昭和55年1月にオープンした。

スキー合宿の誘致やFIS公認スキー大会を開催しているほか、近年増加しているスノーボード用の滑走コースの整備も行われ、多くの市民や観光客に利用されている。

年 度	令和4	令和5	令和6
利用者数	195,903人	202,143人	201,877人

(9) 釧路市阿寒湖のマリモ展示観察センター

特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」の生態観察と保護思想の啓もう普及を図ることを目的として、昭和53年に阿寒湖に浮かぶチュウルイ島の中に建設された後、現施設は、平成7年に全面改修されたものである。

センター内には、マリモが展示されており、多くの観光客が来館している。

年 度	令和4	令和5	令和6
利用者数	45,352人	68,463人	71,878人

(10) 阿寒湖アイヌシアター イコロ

アイヌ文化の伝承、保存、普及並びに地域観光の振興や地域経済の活性化、さらには、地域住民と国内外からの観光客との交流促進を目的に、平成24年4月29日にわが国初のアイヌ古式舞踊専用劇場としてオープンした。

「アイヌ古式舞踊」のほか、平成31年3月より上演が開始された、古式舞踊に現代舞踊とデジタルアートが融合した新演目、阿寒ユーカラ「ロストカムイ」などを公演している。

年 度	令和4	令和5	令和6
利用者数	40,201人	30,998人	32,923人

(11) 道の駅 阿寒丹頂の里

道東の玄関釧路と阿寒湖温泉のほぼ中間に位置し、「クレインズテラス」の愛称で平成28年11月にリニューアルオープンした。

施設内には軽食喫茶や観光コンシェルジュによる近隣の観光及び道路情報の提供、24時間快適に使用できるトイレ等を有し、まもなく国道（240号）を利用するドライバーのオアシスとして利用されている。

年 度	令和4	令和5	令和6
利用者数	361,553人	328,398人	335,535人

(12) サークルハウス 赤いベレー

都市生活者や地域住民の健康の維持増進、青少年の健全育成及び人的交流を通し豊かな人間性を養う場として、平成元年にオープンした。

料金がリーズナブルな宿泊施設だけでなく、保温効果が持続する温泉や地元食材を取り入れたレストランや特産品販売所阿寒マルシェのほか、令和4年7月13日にはRVパークがオープンするなど、阿寒丹頂の里の観光拠点施設となっている。

年 度	令和4	令和5	令和6
利用者数	122,488人	133,191人	141,242人

(13) 釧路市阿寒町自然休養村

阿寒の恵まれた自然環境を活用し、近隣の都市生活者に健全なレクリエーション及び休養の場を提供することを目的に、昭和51年から整備が進められてきた。

総面積26haの中にキャンプ場、バンガロー、焼肉コーナー、炭砒と鉄道館、パークゴルフ場、レクリエーション農園等がある。

年 度	令和 4	令和 5	令和 6
利用者数	10,208人	12,800人	11,289人

(14) 釧路市音別町体験学習センター「こころみ」

廃校になった二俣小中学校を活用し、音別の豊かな自然と資源を活かした体験学習施設として平成12年4月にオープンした。静かな環境にあり、蒔紙作りや、ソーセージやアイスクリーム等の加工体験、天体観測が出来る。宿泊設備、体育館があるため、合宿地としても活用されている。

年 度	令和 4	令和 5	令和 6
利用者数	950人	877人	1,207人

(15) 釧路市音別町憩いの森

音別の緑豊かな自然に囲まれた林間キャンプ場を備える。近くを流れる川のせせらぎや、野鳥のさえずりがこだまする静かで落ち着く環境で、バードウォッチングや溪流釣りが楽しめる。4月下旬から5月上旬にかけて、エゾヤマザクラが見頃となる。

キャンプ場内には、バンガロー、バーベキューコーナー、遊具等がある。

年 度	令和 4	令和 5	令和 6
利用者数	1,163人	1,098人	1,139人

(16) 一般社団法人釧路観光コンベンション協会

昭和13年に発足した釧路市観光協会は戦後、発展的に解消され、昭和26年に再発足した。

以来、地域振興のため釧路市をはじめとする多くの観光機関と連携し、地域の観光資源を守り育み、新しい魅力付けを図り、これらの全国宣伝、観光客受入れ体制の整備、観光ホスピタリティの向上、交通機能の充実などに努めてきた。

その後、釧路市と釧路湿原国立公園を中心とする地域の観光資源の発展を願い、地域経済及び文化の振興に寄与することを目的として平成5年3月10日社団法人化された。

また、平成29年11月28日に観光庁より釧路市と弟子屈町が一体となった地域連携DMOとして日本版DMO法人に登録された。

(17) 特定非営利活動法人 阿寒観光協会まちづくり推進機構

昭和24年に発足した阿寒観光協会は、阿寒湖温泉まちづくり協議会と一体化し、平成17年に、観光とまちづくりを使命とした全国的に稀なNPO法人格認証を受けた。令和4年11月には「阿寒湖温泉ビジョン2030」を策定し、『世界・日本を代表する国立公園の温泉観光地（阿寒湖温泉）』を目指し、「阿寒摩周国立公園の宿泊拠点」として、国立公園にふさわしい世界水準の観光地づくりに取り組んでいる。また、平成29年11月28日に観光庁より地域DMOとして日本版DMO法人に登録された。平成31年3月には阿寒湖アイヌシアター イコロの新演目、阿寒ユーカラ「ロストカムイ」の上演開始、また、令和元年7月には阿寒アドベンチャーツーリズム株式会社（DMC）による「阿寒湖の森ナイトウォーク『KAMUY LUMINA～カムイルミナ～』」の開始と、阿寒湖温泉挙げての事業を側面的にサポートし、地域づくりに取り組んでいる。

3 物産振興

釧路市の物産を広く道外に紹介宣伝し、販路拡張と商圏確立を図るため「北海道の物産と観光展」など各種物産展に参加している。

北海道・釧路市主催会場（22都市・27会場） 釧路市自主開催会場（48都市・102会場）

その他開催会場（北海道物産展以外）（8都市・13会場）

出品物～鮭鱒、水産加工品、魚卵、昆布、カニ、珍味、菓子、弁当、乳製品

4 海外観光客誘致

インバウンド誘客のための観光プロモーション

タイ・マレーシア

令和2年12月16日～19日

台湾 令和3年2月16日～18日

台湾 令和3年12月21日～令和5年3月31日

台湾 令和4年3月10日

台湾 令和5年1月9日～13日

台湾 令和5年11月3日～6日

台湾 令和5年11月13日～14日

台湾 令和6年3月19日～21日

令和6年11月1日～4日

令和6年8月22日～23日

タイ 令和5年2月12日～19日

令和6年11月8日～11日

令和7年2月25日～28日

シンガポール

令和5年2月22日～27日

令和5年8月24日～28日

令和6年8月23日～24日

ベトナム 令和5年11月17日～19日

台湾 令和5年2月13日～17日

ドイツ、アメリカ、タイ

令和5年8月15日～令和6年3月7日

オランダ 令和6年10月18日～20日

旅行会社招聘事業

メディア招聘事業

農 林 課

1 農業の立地条件

本市は道東沿岸にあり、阿寒・音別地域の内陸部を除き、海洋性気候で夏期間は冷涼である。農産物の播種期4月から5月はオホーツク海高気圧の影響で温度が低く、また6月から9月にかけて釧路沖で発生する特有の海霧により日照時間は少ないなど、農業生産には厳しい条件下にある。

さらに、土質は阿寒川・音別川流域にある沖積土壌と周辺に広がる山岳地の堆積土を除いて、釧路原野、湿原の低位泥炭土壌が大部分を占めている。このような地理的条件の中で地域の農業は、釧路・阿寒市街地周辺の野菜、阿寒川・音別川流域の畜産を主体とした農業として発展してきた。

昭和35年を境に、本市の農業も都市化の波により減少し、阿寒・音別地域との合併後は酪農経営が主体をなし、他に肉用牛飼養農家と野菜経営が点在している状況となっている。

2 釧路市牧場

釧路市牧場は平成17年の市町村合併により3地区、11団地という規模となっており、そのうち2地区（釧路・阿寒）を、平成22年度より一括管理運営している。

(1) 面積 1,807.4ha（うち改良草地 1,406.2ha）

(2) 運営状況（令和6年度実績）

ア 預託

区 分	釧路・阿寒	音別
延放牧頭数（頭）	43,136	28,083
延舎飼頭数（頭）	71,443	116,357
放牧日数（日）	165	170
舎飼日数（日）	365	365
平均放牧頭数（頭/日）	261	165
平均舎飼頭数（頭/日）	196	318
利用農家数（戸）	18	16

イ 採草

区 分	釧路・阿寒	音別
利用戸数（戸）	1	－
利用面積（ha）	24.0	－
1戸当たり面積（ha）	24.0	－

3 令和7年度主要事業計画

(1) 市営牧場整備事業

ア 事業目的

酪農家の経営コスト削減や省力化のために牛を預かり育成する釧路市牧場において、運営上必要な設備等の整備を行う。

イ 令和7年度事業

(ア) 事業費 25,608千円

(イ) 事業内容 パドック整備工事1式、農作業機械1台 ほか

(2) 国営緊急農地再編整備事業

ア 事業目的

本地区の農地は、排水不良や小区画で不整形なほ場が多く、効率的な農作業が出来ない状況となっており、区画整理により、ほ場の大区画化や排水不良を解消することと併せて、農地を集団化することにより、効率的な農作業を可能とする生産性の高い基盤を構築することを目的としている。

イ 全体計画

- (ア) 事業内容 農地の区画整理
- (イ) 事業期間 平成30年度～令和11年度
- (ウ) 総事業費 13,600,000千円

ウ 令和7年度事業

換地委員会の開催運営、換地に関する農家との話し合い、一時利用地の指定、現況農地の権利関係の再調査、測量・設計、工事箇所の選定、事業促進費の支給

(3) エゾ鹿農作物被害防止対策事業

ア 事業目的

エゾ鹿による農作物被害を防止するために、駆除を実施する。また「釧路市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、隊員の実地研修などを実施し、狩猟者の担い手育成を図る。

イ 事業費 14,356千円

(4) 農業担い手確保対策事業

ア 事業目的

釧路市における農業経営者の高齢化と後継者の不足を解消するため、農業後継者や新規就農者を積極的に受け入れ、安定した農業農村づくりを進める。

イ 令和7年度事業

- (ア) 事業費 700千円
- (イ) 事業概要
 - a 農業担い手の育成支援
 - b 成婚実務の推進
 - c 農業担い手等実習研修生の受入・支援等
 - d 新規就農フェアへの参加
 - e 農業系大学訪問

(5) 中山間地域等直接支払制度交付事業

ア 事業目的

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の制定により、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正し、食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮を図る。

イ 全体計画

- (ア) 事業内容 9法（沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法）地域の農家の地域団体（協定集落）に対し、市が草地経営面積に応じて補助金を交付する。

- (イ) 事業期間 令和7年度～令和11年度

ウ 令和7年度事業

- (ア) 事業費 91,466千円（釧路地区 23,825千円、阿寒地区 40,676千円、音別地区 26,965千円）
- (イ) 対象農家 129戸（釧路地区 30戸、阿寒地区 67戸、音別地区 32戸）
- (ウ) 対象農地 6,098ha（釧路地区 1,588ha、阿寒地区 2,712ha、音別地区 1,798ha）
- (エ) 対象行為 協定に基づいて5カ年以上継続して行われる農業生産活動。（耕作放棄の防止、施設補修管理、景観整備活動等）

(6) 市有林管理事業

ア 事業目的

市有林を適正に管理することにより、森林資源の保続培養並びに自然環境の保全を図る。

イ 令和7年度事業

- (ア) 事業費 60,949千円
- (イ) 事業量 間伐 32.68ha、下刈 64.59ha、シカ柵 5,951m、殺鼠剤散布 193.96ha

(7) 豊かな森づくり推進事業

ア 事業目的

無立木地への造林等による森林機能の早期回復や、複層林や混交林の導入により、森林の有する多面的機能の発揮を図る。

イ 令和7年度事業

(ア) 事業費 9,115千円

(イ) 事業量 47.10ha

(8) 分収造林事業

ア 事業目的

水源林造成（分収造林）事業の導入により、保安林の改良と経済林としての活用を促進する。

イ 分収割合

(ア) 市 60%

(イ) 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 40%

ウ 令和7年度事業

(ア) 事業費 16,840千円

(イ) 事業概要

a 野そ駆除	17.29ha
b 下刈	21.67ha
c 作業道補修	2,600m
d 除伐	6.21ha
e 裾枝払	7.50ha

(9) 地域材利活用推進事業

ア 事業目的

都市機能と豊富な森林を併せ持つ釧路の優位性を生かし「森林資源の域内循環」体制を構築する。

イ 事業内容

釧路森林資源活用円卓会議の開催、地域材のブランド化検討・商品開発等、各種催事の開催や出展、建築向け地域材流通の拡大検討、市有林材活用施設に関するアンケート調査、低コスト施業モデルの検討、林業・木材産業に係る担い手の確保、多世代向け木育の推進

ウ 事業費 22,497千円

(10) 市有林収獲事業

ア 事業目的

成熟期を迎えた釧路市有林の人工林資源を、環境に配慮した形（小面積伐採）で主伐を行い、地域材利活用の取組に資するとともに、齢級構成の平準化を図り、「育てて・伐って・使って・また植える」という、森林資源の循環利用の確立を図る。

イ 事業概要

年間30ha程度の市有林を継続して伐採し、地域に地場産材を提供できる体制を確立する。事業費は材の売払収入から支出し、伐採後は売払収入の余剰金や補助事業を活用して、伐採した箇所に北海道釧路総合振興局と締結した「クリーンラッチの森造成事業に関する協定」に基づく優良品種等の植栽や保育を実施する。

ウ 事業費 80,456千円

第12編 水産港湾空港部

水産課

1 水産業の概要

釧路市の水産業は、道東太平洋沖の良好な回遊魚の漁場に恵まれ、昭和54年から平成3年までの13年間連続水揚量日本一を記録するなど、全国でも有数の水揚量を誇り、市の基幹産業の一つとして地域経済に大きく貢献してきた。しかしながら、平成4年以降、主力であった回遊魚の激減により、水揚量は減少傾向となっている。

このような中で、平成26年以降、道東沖にマイワシの漁場が形成され、各地から集結したまき網船団などによる水揚げが急増している。

漁業においては、前浜資源の維持増大を図るため、漁協が取り組むシシヤモ、マツカワ、ハタハタ、ワカサギ、コンブなどの増養殖事業へ支援するほか、令和4年度から水産業界と一体となって海面養殖の実証実験、陸上養殖の調査研究に取り組んでいる。また、沿岸漁業の生産拠点漁港である千代ノ浦・桂恋の両漁港の整備を進めるなど、経営の安定化に努めている。

水産加工業においては、釧路市水産加工振興センターが中心となり、商品開発、需要開拓、人材育成に取り組み、加工業界の体質強化を図るとともに、釧路産水産物の消費拡大に向けた施策を展開している。

魚揚場施設については、市場間競争力の強化対策として、付加価値向上のための衛生管理に配慮した施設整備を令和4年度から進めており、令和6年度に高度な衛生管理に対応した施設である第8魚揚場が完成した。

また、平成14年度より開始された調査捕鯨を機に、商業捕鯨が再開された現在も鯨食文化の普及拡大などに取り組むくじらのまちづくりを推進している。

2 漁獲取扱高（暦年取扱）

(1) 釧路港漁獲取扱高

区 分	取 扱 数 量 （トン）	取 扱 金 額 （千円）
令和4年	172,554	10,537,107
令和5年	189,416	14,323,148
令和6年	173,659	11,808,204

(2) 内水面漁獲取扱高 令和6年 取扱数量 28.2 トン 取扱金額 16,898 千円

3 令和6年取扱高内訳（暦年取扱）

魚 種	数量（トン）	率（％）	金額（千円）	率（％）
スケトウダラ	15,546	8.95	936,338	7.93
サケ・マス	35	0.02	29,423	0.25
マダラ	7,108	4.09	1,780,582	15.08
サンマ	274	0.16	91,445	0.77
カレイ類	524	0.30	129,098	1.09
イカ	218	0.13	79,552	0.67
サバ	0	0	1	0
イワシ	148,165	85.32	7,923,246	67.10
その他	1,789	1.03	838,519	7.11
計	173,659	100	11,808,204	100

4 令和6年市場取扱量・取扱額全国ベスト10（暦年）（数量：千t、金額：億円）

区 分	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10位
漁港名	釧 路	銚 子	境 港	焼 津	長 崎	松 浦	石 巻	枕 崎	気仙沼	八 戸
数 量	174	147	123	119	119	95	86	69	68	66
漁港名	福 岡	焼 津	長 崎	境 港	根 室	気仙沼	銚 子	石 巻	三 崎	松 浦
金 額	455	422	323	244	240	226	194	192	185	172

※釧路：金額15位（143億円）

5 現有漁船勢力（令和5年12月末現在）

～3 t	3～5 t	5～10 t	10～30 t	30～50 t	50～100 t	100～200 t	200 t～
隻数	隻数	隻数	隻数	隻数	隻数	隻数	隻数
123	14	49	5	0	0	9	0
合計隻数							200隻

6 水産業協同組合の現況

組 合 名	組 合 員 数			備 考
	正	准	計	
釧路市漁業協同組合	35	7	42	令和6年12月末現在
釧路市東部漁業協同組合	84	20	104	〃
釧路機船漁業協同組合	15	16	31	〃
阿寒湖漁業協同組合	24	1	25	令和6年3月末現在
釧路市水産加工業協同組合	31	0	31	〃

7 魚揚場

(1) 施設の概要

名 称	住 所	延べ面積（㎡）	構 造
副 港 魚 揚 場 （第1魚揚場右翼棟）	浜町3-15	2,478.92	鉄骨鉄筋コンクリート造
副 港 魚 揚 場 （第1魚揚場左翼棟）	〃	3,692.03	鉄骨鉄筋コンクリート造
副 港 第 2 魚 揚 場 （管理棟及び荷捌所）	〃	2,302.40	管理棟（鉄筋コンクリート造） 荷捌所（鉄骨造）
副 港 第 3 魚 揚 場	〃	1,712.01	鉄骨鉄筋コンクリート造
副 港 第 6 魚 揚 場 （新漁港埠頭東側荷捌所）	浜町3-18	4,888.25	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
副 港 第 7 魚 揚 場 （新漁港埠頭南側荷捌所）	〃	3,031.47	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
副 港 第 8 魚 揚 場 （新漁港埠頭西側荷捌所）	〃	2,000.00	鉄骨鉄筋コンクリート造
セリ・入札場及び 市場管理事務所 （専有部分・共用部分）	〃	専用部分 1,787.00 共用部分 412.75 （※共用部分持分率 63.69%）	鉄骨鉄筋コンクリート造
くしろ水産センター （総合管理センター） （渡り廊下2階設備含む）	〃	2,550.44	水産センター（鉄筋コンクリート造） 渡り廊下（鉄骨造）

(2) 使用料 (金額：千円、税込)

区 分	料率・額	令和4年度	令和5年度	令和6年度
揚場使用料	取扱高の 6.3/1,000	65,377	91,853	75,009
貸室使用料	m ² 当たり月額 220円、760円他	11,314	11,477	11,436

8 市内加工施設能力 (令和5年12月現在)

業 種	工場数	加 工 能 力 等			
缶詰工場	1	9ライン			
製氷・冷凍・冷蔵工場	49	製氷	232 t / 日	貯氷	7,015 t
		凍結	723 t / 日	冷蔵	87,903 t
冷凍すりみ工場	2	製品	85.0 t / 日		
練製品工場	1	製品	1.0 t / 日		
水産飼料工場	3	原魚処理	1,740 t / 日	製品	326 t / 日
一般加工場	48				

※釧路白糠工業団地含む

※複数業種兼業企業は重複計上している

9 水産団地の状況 (令和5年12月現在)

区 分	大楽毛水産加工団地				釧路白糠工業団地			
面 積	363,484m ²				374,330m ²			
入居工場数	水産飼肥料	3	冷凍冷蔵	2	冷凍すりみ	1	一般加工	6
	魚体前処理	5	一般加工	3	水産飼肥料	1		
	計 13 (10企業)				計 8 (6企業)			

※大楽毛水産加工団地及び釧路白糠工業団地の入居工場数については水産関係企業分

※複数業種兼業企業は重複計上している

10 水産業の振興

(1) 漁業振興

ア 経営安定対策事業

区 分	目 的	令和6年度実績見込等	
漁業近代化資金 利 子 補 給	漁業近代化資金融通法に基づく、融資機関への 利子補給金 (利子補給率上限1%)	2件	16千円
漁業経営健全化促進資金 利 子 補 給	融資機関に対する利子補給金 (利子補給率0.26%)	4件	6千円

イ 生産基盤整備事業

区 分	内 容	事業主体	令和6年度 実績見込
雑海藻除去事業	底質改善によるコンブ藻場の 再活性化 (水産基盤整備) 4.00 ha (市単) 11.50 ha	釧路市 (水産基盤整備) 釧路市東部漁業協同組合	29,570千円
ヒトデ駆除事業	有害生物であるヒトデの駆除	釧路市漁業協同組合 釧路市東部漁業協同組合	180千円

ウ 増養殖事業

区 分	内 容	事業主体	令和6年度 実績見込
ウニ資源増大対策事業	人工種苗放流、生息適地への移殖	釧路市漁業協同組合 (代表組合)	3,600千円
ホッキ貝資源増大対策事業	若齢貝の沖合への放流	釧路市漁業協同組合 (代表組合)	1,500千円
シシャモふ化事業	親魚捕獲、育成管理	釧路市漁業協同組合 (代表組合)	3,000千円
マツカワ資源増大対策事業	種苗放流の継続的实施	釧路市漁業協同組合 釧路市東部漁業協同組合 釧路機船漁業協同組合	818千円
沖合資源増大実験事業	沖合漁業対象魚種の人工繁殖試験や種苗生産、中間育成、放流等	釧路機船漁業協同組合	2,400千円
釧路さけます増殖協力会運営費補助	密漁取締、河川改修現場パトロール、稚魚降河調査、稚魚放流事業等	釧路さけます増殖協力会	500千円
ワカサギ等養殖事業	ワカサギの採卵、孵化放流、アメマス・ニジマスなどの種苗放流等	阿寒湖漁業協同組合	1,688千円

(2) 水産加工業の振興

ア 加工技術と流通対策

(ア) 加工技術等支援の推進

地元水産物を活用した商品開発及び技術指導、販路開拓やブランド化へ向けての支援、食品分析サービスや衛生・表示指導、人材養成に係る講演会の実施

(イ) 魚食普及宣伝への協力

地元水産物の消費拡大を促進するため「釧路地域おさかな普及協議会」が行う魚食啓発事業への参加及び指導助成

(ウ) 水産加工リーディングビューロー形成促進事業の実施

地場水産加工品の産地ブランド確立推進を目的に、広報宣伝・消費者ニーズ収集活動への指導助成、及び各種水産関連団体などとの連携強化

イ 水産加工団地の整備

釧白工業団地第一工区及び大楽毛水産加工団地の基盤整備

ウ 経営安定対策

庁内関係部署・北海道・金融機関と連携した業界指導

エ 水産加工統計の取りまとめ

水産加工品生産量、設備能力、加工従業員数等の実態調査の実施

オ 水産加工公害の防止指導

水産加工廃水を適正に処理するための共同汚水処理の推進及び水産廃棄物の有効活用

11 水揚げの維持増大

(1) 釧路港への水揚げ促進対策

ア 外来船誘致対策の拡充

(ア) 福利厚生としてシャワー室の利用、無料貸自転車配置

イ 輸入等原魚確保対策に伴う受入体制の整備

ウ 各種助成の効率的な実施（主な助成は、船舶給電、給水、福利厚生事業補助等）

エ 大型漁船の休養・仕込み、修理に伴う係留岸壁確保のための商船代理店等関係者との調整

(2) 魚揚場施設の整備

ア 荷さばき動線の確保や、施設の衛生面の向上を図るための魚揚場施設の整備

イ 魚揚場施設、設備の機能維持のためのトラックスケール等各種設備の保守点検

ウ 高鮮度付加価値向上のための衛生管理設備等の整備

12 くじらのまちづくり推進事業

平成14年度より釧路港を基地港として鯨類捕獲調査が実施されたことを機に、くじらのまちづくりを推進しており、商業捕鯨再開後も鯨文化の普及・啓発と鯨食文化の継承・存続のための様々な取組を「釧路くじら協議会」と連携し、展開している。

(1) 釧路沖での捕鯨操業のための支援

(2) 学校給食鯨肉提供事業

(3) 捕鯨の伝統と食文化を守る会への参加

(4) くじら月間イベントの開催

ア 鯨食普及キャンペーン

イ くじら祭り〜くしろの鯨 味めぐり〜の開催

(5) 全国鯨フォーラム2024 in 太地への参加

(6) 啓発グッズ等を活用した「くじらの街 釧路」のPR活動

13 漁業後継者対策事業

(1) 漁業協同組合青年部運営費補助金

水産業に関する知識・技術の取得並びに漁業の担い手としての意識の醸成を推進する漁業協同組合青年部を支援することにより、次代を担う漁業後継者の育成を図っている。

ア 漁業技能向上事業（漁業関連技術・知識取得に繋がる技能向上事業の実施）

イ 魚食普及事業（市内における魚食普及の実施）

ウ 出前講座事業（市内教育機関等を対象に出前講座の実施）

エ 視察研修事業（漁業関連技術・知識取得のため先進地域における視察研修の実施）

オ 試験増養殖事業（水産資源の維持増大のため試験増養殖の実施）

(2) 漁業後継者就職支援事業

ア 青年漁業者の漁業関連資格取得等への支援

イ 北海道立漁業研修所への就学支援

14 魚食普及拡大事業

小学校等での料理教室の開催（21回）

15 くしろプライド釧魚事業

釧路で水揚げされる水産物の中から、生産者が自信と誇りを持って、特に勧める「旬」の魚を「プライド釧魚（センギョ）」と設定し、くしろプライド釧魚推進委員会によるPR事業を行っている。

- (1) イベントでのプライド釧魚PR
 - ア くしろ港まつり
 - イ 鯨食普及キャンペーン
 - ウ 釧路大漁どんぱく
 - エ コープサッポロ主催「食べる・たいせつフェスティバル」
- (2) 地元の小売店等と連携したプライド釧魚PR
- (3) ふるさと納税でのPR
- (4) くしろプライド釧魚アプリケーションプロジェクトによるプライド釧魚PR
- (5) 道外でのプライド釧魚PR
- (6) ラジオやホームページ・インスタグラム・市公式LINE等を活用したプライド釧魚PR
- (7) プライド釧魚PRグッズ作成・配布

16 釧路市千代ノ浦マリンパーク

釧路市千代ノ浦マリンパークは、海と漁業とのふれあいをコンセプトに整備を行い、園内には、滝や水路に海水が流れる親水広場をはじめ多目的広場、遊具広場、休憩棟（バーベキューコーナー）、釣り護岸などを配置し、多くの市民や観光客に親しまれている。

また、隣接する千代ノ浦漁港（現：釧東漁港《千代ノ浦地区》）には漁船が係留され、釧路前浜の魚介類が水揚げされることから、漁業への関心も養える施設となっている。

総工費	約6億5,000万円
事業期間	平成8年度～平成19年度 (平成15年十勝沖地震により2年間の工事延期)
全面オープン	平成20年6月
主な施設	親水施設（擬岩山、水路、園路） 平成19年完成 遊具広場 平成19年完成 休憩施設（バーベキューコーナー） 平成12年完成 トイレ 平成11年完成 釣り護岸（北海道所管施設） 平成11年完成

港 湾 空 港 課

1 釧路港概要

(1) 港湾整備

釧路港は、明治32年8月4日に開港し、令和6年に開港125年を迎えた。

我が国の食料基地であるひがし北海道一円にまたがる背後圏と豊かな漁場を有し、地域の暮らしや産業はもとより、我が国の食料供給を支える重要港湾である。

戦後復興の日本経済の拡大とともに取扱い貨物が増大し、従来の釧路川河口に広がる東港区に加え、新釧路川以西に展開する西港区へと開発整備が進められた。現在は、ひがし北海道の物流拠点港として、北海道で2番目となる24時間フルオープン化の実施や、動物検疫港に指定されており、また、SOLA S条約の改正に伴い、外貨貨物取扱い岸壁において外周柵等の整備を行い、港湾保安においても万全の体勢を整えている。また、昭和57年7月にはアメリカ合衆国アラスカ州のソード港と、昭和59年11月にはルイジアナ州のニューオリンズ港と姉妹港の提携をするなど、経済、文化両面にわたり国際貿易港としての役割を果たしている。

東港区は、中心市街地と隣接しており、釧路フィッシャーマンズワープ計画を基に、MOOや釧路市観光国際交流センター等の施設が整備され、市民や観光客の憩いの場として親しまれている。一方、釧路地域は地震の多発地帯であることから、災害時における市民生活の安全・安心を確保するとともに、近年のクルーズ需要の増加に対応した賑わいの創出と中心市街地の活性化を図ることを目的とした耐震・旅客船岸壁が平成23年3月に完成し、市の中心市街地により近い位置で50,000GT級の旅客船の入港が可能となった。さらに、平成24年3月、この耐震・旅客船岸壁の背後に、旅客船の歓送迎や様々な市民イベントの利用に対応する幸町緑地の整備が完了したことで、「耐震・旅客船ターミナル」としての整備が完了し、地域の防災と賑わい拠点を形成している。

西港区は、釧路港における港湾物流の中心であり、これまでに第1埠頭から第4埠頭（東側・南側岸壁）までの整備が完了しており、各埠頭では、石炭、穀物飼肥料等のバルク貨物が輸入され、農水産品、生乳等がユニットロード貨物として、全国各地へ移出されている。第2埠頭では、平成23年5月に穀物の分野で「国際バルク戦略港湾」に選定され、平成27年3月には「臨海部産業エリア形成促進港」として、また、平成28年2月には穀物の分野で初めてとなる「特定貨物輸入拠点港湾」としての指定を受け、平成31年3月には特定埠頭の運営の事業認定を受けた民間事業者が埠頭運営を開始した。第3埠頭では、外国貿易コンテナの効率的な荷役を行うため、平成21年にガントリークレーンを配備したコンテナターミナルが整備され、低廉かつ効率的な物流を通じて、地域経済の活性化にも寄与しており、現在は、外貨コンテナ定期便の週1便に加え、令和6年に開設した内航コンテナ定期便の週1便が運航している。

(2) 地理的状況

釧路港は北緯42度58分39秒、東経144度21分31秒（北防波堤南灯台）に位置し、釧路湿原を縦断する新釧路川をはさんで、東港区と西港区に分かれ、太平洋に面した重要港湾で、ひがし北海道の海陸交通の要衝にあり、また、対米至近の利を得、外国貿易上での重要な位置を占めている。

(3) 港湾区域

釧路埼灯台（北緯42度58分10秒、東経144度22分24秒）から353度20メートルの地点から180度300メートルの地点まで引いた線、同地点から270度8,590メートルの地点まで引いた線、同地点より28度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、釧路川の雪裡橋下流の河川水面及び釧路町木場3丁目1番地1の木材整理水面並びに貯木水面。

2 主な港湾施設

港区	施設名	数	量	摘要
東 区	外郭施設 灯台 岸壁	55バース	6,969m 5カ所 10,558m (11,183m)	防波堤、防潮堤、護岸 漁船バース、ドルフィン含む。()は 取付部分含む。
	上屋 倉庫 貯炭場 水面貯木場 タンク 船舶給水栓	1棟 60棟	2,727㎡ 2カ所 1カ所 20基 36基	延床面積
西 区	外郭施設 灯台 岸壁	27バース	8,281m 2カ所 5,888m (6,628m)	防波堤、防潮堤、護岸 ドルフィン含む。()は取付部分含む。
	上屋 倉庫 荷役機械	10棟 55棟 軌道走行式	40,993㎡ 5基	延床面積 穀物荷役機械 3基 能力 各 400 t / H (2基) 800 t / H (1基) 石炭荷役機械 1基 能力 1,200 t / H ガントリークレーン 1基 能力 43.5t
供 用	貯炭場 タンク 船舶給水栓 穀物サイロ		1カ所 53基 64基 102基	
	タグボート		3隻	

3 港湾統計

(1) 入港船舶

(単位：隻、トン)

年	区分	商 船		漁 船	そ の 他	合 計
		外 航	内 航			
令和4	隻 数	310	2,450	3,992	280	7,032
	総トン数	3,838,699	11,288,605	487,345	216,456	15,831,105
令和5	隻 数	356	2,424	4,094	252	7,126
	総トン数	4,447,578	10,845,868	492,325	218,532	16,004,303
令和6	隻 数	343	2,557	3,932	309	7,141
	総トン数	4,341,895	9,967,057	496,145	243,218	15,048,315

(2) 海上出入貨物（令和6年）

（単位：トン）

区 分	輸 出	輸 入	移 出	移 入	出入合計
農 水 産 品	8,168	1,210,143	1,596,315	245,056	3,059,682
林 産 品	0	29,727	93,025	1,074	123,826
鉱 産 品	0	637,025	11,831	99,905	748,761
金属機械工業品	324	2,687	193,624	1,454,342	1,650,977
化 学 工 業 品	9,801	216,618	344,695	2,192,802	2,763,916
軽 工 業 品	28,573	33,775	1,844,294	117,394	2,024,036
雑 工 業 品	557	3,649	95,144	46,848	146,198
特 殊 品	80,679	493,785	151,499	2,351,790	3,077,753
分 類 不 能	0	0	0	0	0
合 計	128,102	2,627,409	4,330,427	6,509,211	13,595,149

※令和6年は速報値

4 施設の使用料（令和7年4月1日現在）

岸 壁 使 用	船舶総トン数1トン（1けい留時）につき、次の表の区分に従い、それぞれ定める額			
	区 分		け い 留 時 間	
			12時間まで	12時間を超え 24時間まで
	外国貿易船（関税 法第2条第1項第5号に規定する船 舶）		8円40銭	11円20銭
	外国貿易船を除く船舶		9円24銭	12円32銭
備考 けい留時間が24時間を超える場合は、その超えるけい留時間につき、 12時間までごとに（12時間未満は12時間とする。）、次の区分に従い、 それぞれ定める額を加算する。 ア 外国貿易船 5円60銭 イ 外国貿易船を除く船舶 6円16銭				
物 揚 場 護 岸	ト ン 数	1隻1日につき	1隻1ヶ月につき	1隻1年につき
	10トン未満	450円	900円	9,000円
	20トン未満	750円	1,500円	15,000円
	30トン未満	1,000円	2,000円	20,000円
	50トン未満	1,500円	3,000円	30,000円
	100トン未満	3,000円	6,000円	60,000円
	200トン未満	4,000円	8,000円	80,000円
	200トン以上	5,500円	11,000円	110,000円
船舶給水施設	1 m ³ ごとに		夏期（4/1～11/30）	575円
			冬期（12/1～3/31）	863円
ただし、総給水量が15立方メートル未満の場合には15立方メートルとみなす。				
港 湾 敷 地	一般使用	1 m ² ごとに	15日まで	1日 1円
			16日以降	1日 2円以内
	専用使用	1 m ² ごとに	1級地	月 150円以内
			2級地	月 50円以内
上 屋	1 m ²		月	570円
オ ー プ ン ヤ ー ド	1 m ²		月	75円

荷 役 機 械	石炭荷役機械（附帯施設を含む） 1 基 月 9,447,000円
	ガントリークレーン（附属設備を含む） 1 基 1 時間 46,500円
入 港 料	700総トン以上の船舶（総トン数1トンごとに）
	外国貿易船（関税法第2条第1項第5号に規定する船舶） 2円16銭 外国貿易船を除く船舶 1円18銭

※備考

岸壁使用料を除く港湾施設使用料は、上記一覧表により、次の区分に従い、算定した額。

- 1 船舶給水施設使用料（外国貿易船を除く船舶に係るものに限る。）、上屋使用料、オープンヤード使用料、水面貯木場使用料、荷役機械使用料、物揚場護岸使用料、港湾敷地使用料（使用期間が1月未満のものに限る。）、廃油処理施設使用料及び木皮焼却施設使用料は、上記一覧表により算定した額に100分の110を乗じて得た額。
- 2 船舶給水施設使用料（外国貿易船に係るものに限る。）及び港湾敷地使用料（使用期間が1月以上のものに限る。）は、上記一覧表により算定した額。
- 3 目的外使用料は、相当する港湾施設使用料の額に100分の150を乗じて得た額。

5 釧路空港

釧路空港は、昭和36年7月に滑走路1,200m第2種空港として供用開始、その後、滑走路が1,800mに拡張され、昭和48年12月にはジェット旅客機が就航、平成元年12月には滑走路2,300mの供用開始、平成7年10月には就航率向上のため計器着陸システム（ILS）カテゴリーⅢaが供用開始された。また、平成8年7月には新空港ターミナルが供用開始される等、逐次機能向上が図られており、平成12年11月には大型ジェット機の就航を可能とする滑走路2,500m拡張工事が完成、平成18年4月には計器着陸システム（ILS）カテゴリーⅢbが供用開始された。（現在はカテゴリーⅢa、bがカテゴリーⅢとして統合されている。）

令和元年には北海道内7空港特定運営事業により民間から運営者の公募が行われ、令和2年1月15日からターミナルビル、令和3年3月1日には滑走路等基本施設の民間運営が開始された。

路線面では、現在1日6便の東京線が運航しているほか、千歳線（3便/日）、丘珠線（4便/日）が運航している。平成30年8月1日からPeach Aviationの関西線（1便/日）が、令和2年8月1日から成田線（1便/日）がそれぞれ就航しているが、令和7年度は夏ダイヤにおいて関西線は夏季（7月2日～9月29日）のみ運行（3便/週）、成田線は運休となっている。また、伊丹線及び中部線が夏季に季節運航を実施しており、ひがし北海道における空の玄関口として重要な役割を担っている。国際線の就航については、釧根の官民合わせて71団体が構成されている「くしろ広域観光誘致推進協議会」が主体となり誘致を進めている。

(1) 空港の概要

ア 種 別	拠点空港（国管理空港）
イ 空 港 位 置	釧路市鶴丘2-2
ウ 敷 地 面 積	173ha
エ 着 陸 帯	2,620m×300m 等級B級
オ 滑 走 路	2,500m×45m（アスファルトコンクリート舗装）
カ 誘 導 路	3,051m×（23～30m）
キ 利用機種	B767 B737 A321 DHC8-Q400 ATR42-600 等
ク 駐 車 場	1,015台
ケ 海上保安庁ヘリコプター基地	6,560㎡
コ 空港ターミナルビル	鉄骨造3階建 床面積 11,455㎡

(2) 路線別乗降客数

(単位:人)

区 分	東 京 日 6 便	千 歳 日 3 便	丘 珠 日 4 便	伊 丹 日 1 便 (7～8月)	中部国際 週 3 便 (8月)	その他	計
令和2年	239,862	51,005	53,177	1,203	1,361	82,920	429,528
令和3年	218,001	41,109	55,481	2,023	2,152	75,703	394,469
令和4年	380,121	61,958	69,043	-	3,381	115,932	630,435
令和5年	520,295	78,389	78,740	1,176	3,748	45,518	727,866
令和6年	557,357	81,384	78,121	1,774	3,960	19,244	741,840

※令和2年の伊丹線については、8月のみの運航、令和4年度は運休

6 港湾庁舎の概要

- (1) 所 在 地 釧路市西港1丁目100番地17
- (2) 建設年月日 昭和59年10月18日
- (3) 構 造 鉄筋コンクリート3階建
- (4) 延床面積 974m²
- (5) 建設費 189,331,200円

※港湾福利厚生協会との合築

第13編 住宅都市部

都 市 計 画 課

1 都市計画

本市の都市計画は、昭和5年9月都市計画法(旧法)が適用され、昭和10年3月都市計画区域、昭和16年3月に用途地域と都市計画道路の決定により、その第一歩を踏み出した。

現在の市街地形成の基礎は、昭和43年に施行された現在の都市計画法に基づいて、昭和47年に用途地域及び都市計画道路の全面変更により形成された。

今日の都市をとりまく状況は、人口減少や超高齢社会などの変化に伴い、拡大・成長を目標とした都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行と、誰もが住みなれた地域で安心・安全な暮らしができることが求められている。

本市においては、都市づくりの総合的かつ基本的な方針である「釧路市都市計画マスタープラン」を平成13年3月に策定。その後、目標とするまちづくりの将来像や実現に向けた考え方を明確にした「第2次都市計画マスタープラン」を令和3年3月に策定し、令和4年3月に地域別構想を追加する改訂をした。

また、コンパクトなまちづくりの推進や利便性が高く効率的な公共交通網の形成など、将来にわたって持続可能なまちづくりを目的とした「釧路市立地適正化計画」を平成29年3月に策定し、令和7年3月に防災指針を追加する改訂をした。

- (1) 都市計画法適用 都市計画法（大正8年4月5日法律第36号）の規定により指定

法適用年月日	昭和5年9月1日	法適用番号	勅令第142号
--------	----------	-------	---------

- (2) 都市計画区域 都市計画法第5条

昭和10年3月に1市2村（釧路市、釧路村（後の釧路町）、鳥取村）を一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全する必要がある区域として、都市計画区域を定めた。昭和24年10月、当時の釧路市と鳥取町との合併の際、白糠村の一部も加え都市計画区域を22,303haに拡大し、その後数回の変更を経て、令和2年12月に都市の現況や動向等の見直しを勘案した第7回定時見直しを行い、現在に至っている。

釧 路 市	22,187ha	最 終 変 更 年 月 日 令 和 2 年 12 月 15 日
釧 路 町	12,034ha	
計	34,221ha	

- (3) 区域区分 都市計画法第7条

都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域（すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）との区分を定めている。

本市では、昭和45年12月に市街化区域及び市街化調整区域の設定を行い、その後、人口や産業構造等の経済情勢の変化に対応して区域を変更している。

区 分	市街化区域	市街化調整区域	最 終 変 更 年 月 日 令 和 2 年 12 月 15 日 北海道告示第789号
釧 路 市	5,279ha	16,908ha	
釧 路 町	618ha	11,416ha	
計	5,897ha	28,324ha	

(4) 地域地区・都市施設・地区計画等 都市計画法第8条、第11条、第12条の4

市街化区域における土地の合理的な利用を誘導するため、良好な都市環境の形成や、住居、商業、工業などの適正な配置による機能的都市活動の確保を目的とする用途地域等の地域地区を定めている。

ア 用途地域（令和2年12月15日 釧路市告示第420号）

区 分	面 積	区 分	面 積
第1種低層住居専用地域	約 969ha	近 隣 商 業 地 域	約 197ha
第2種低層住居専用地域	約 7ha	商 業 地 域	約 108ha
第1種中高層住居専用地域	約 878ha	準 工 業 地 域	約 362ha
第2種中高層住居専用地域	約 604ha	工 業 地 域	約 758ha
第1種住居地域	約 494ha	工 業 専 用 地 域	約 692ha
第2種住居地域	約 83ha		
準 住 居 地 域	約 127ha	合 計	約 5,279ha

イ 特別用途地区（令和2年12月15日 釧路市告示第426号）

種 類	面 積	位 置
第1種特別工業地区	約 153ha	大楽毛、星が浦の各一部
第2種特別工業地区	約 76ha	大楽毛、新野の各一部
第3種特別工業地区	約 155ha	大楽毛、星が浦、鳥取の各一部

ウ 防火地域、準防火地域（令和5年3月24日 釧路市告示第95号）

区 分	面 積
防 火 地 域	約 48ha
準 防 火 地 域	約 269ha

エ 臨港地区（令和2年12月15日 北海道告示第789号、令和3年1月22日 釧路市告示第11号）

名 称	面 積	分 区	面 積
釧路圏臨港地区	約350ha	商 港 区	143.7ha
		工 業 港 区	86.9ha
		漁 港 区	39.8ha
		保 安 港 区	37.8ha
		特殊物資港区	11.7ha
		修景厚生港区	8.1ha
		無 分 区 地 区	21.8ha

オ 駐車場整備地区（平成6年6月2日 釧路市告示第100号）

区 域	面 積	備 考
北大通、末広町、栄町、旭町、川上町、黒金町、錦町及び幸町並びに寿及び浪花町の一部	約109ha	釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成17年10月11日 条例第217号）

カ 都市計画道路（令和6年12月13日 北海道告示第575号）

都市計画道路の決定は、昭和16年3月19日付内務省告示第77号をもって決定したのが最初で、その後、釧路市と鳥取町の合併等による大幅な変更や、新都市計画法施行に伴う昭和47年5月の全面変更等を経て、現在に至っている。

釧路圏都市計画道路（釧路町を含む）

総路線数（本）	総延長（m）	区 分	路線数（本）	延長（m）
113	238,090	自 動 車 専 用 道 路	2	9,980
		幹 線 道 路	96	219,760
		区 画 街 路	8	5,460
		特 殊 街 路	7	2,890

キ 都市計画公園・緑地（令和6年12月13日 釧路市告示第457号）

区 分	数	面 積
街 区 公 園	161	40.53ha
近 隣 公 園	16	28.10ha
地 区 公 園	5	28.80ha
総 合 公 園	3	105.60ha
運 動 公 園	1	104.40ha
特 殊 公 園	2	571.03ha
都 市 緑 地	6	120.20ha
計	194	998.66ha

ク 下水道（令和2年12月15日 北海道告示第789号）

(7) 釧路圏都市計画下水道の名称 釧路公共下水道

(イ) 排水区域

名 称	区域面積	備 考
釧路公共下水道	約5,922ha	釧路市分 約5,304ha 釧路町分 約 618ha

(ウ) 処理施設

名 称	位 置	敷地面積	備 考
古 川 下 水 終 末 処 理 場	釧路市古川町	約124,200㎡	処理能力 137,600㎥／日
白 樺 下 水 終 末 処 理 場	釧路市益浦4丁目	約 34,400㎡	処理能力 21,400㎥／日
大 楽 毛 下 水 終 末 処 理 場	釧路市星が浦南6丁目	約126,520㎡	処理能力 88,900㎥／日

(エ) ポンプ場・下水管渠

ポンプ場（9か所）及び各処理区別に下水幹線等が、それぞれ計画決定されている。

ケ その他の都市施設

(7) 汚物処理場

名 称	位 置	面 積	処理能力	告示年月日・番号
第 3 し 尿 処 理 場	釧路市新野原野地内	約3.3ha	100㎥／日	昭和41年8月25日 建設省告示第2931号
釧路水産団地排水処理場	釧路市新野	約4.2ha	20,000㎥／日	昭和49年9月11日 釧路市告示第127号

(イ) 市場

名 称	位 置	面 積	告示年月日・番号
釧 路 市 公 設 地 方 卸 売 市 場	釧路市新富士町6丁目	約6.6ha	平成18年4月1日 釧路市告示第84号
釧 路 水 産 物 地 方 卸 売 市 場	釧路市浜町に隣接する国有地の地先	約10.7ha	昭和57年5月11日 釧路市告示第105号
釧路市新富士水産物 地 方 卸 売 市 場	釧路市新富士町6丁目	約2.42ha	昭和59年8月16日 釧路市告示第154号

(ウ) と畜場

名 称	位 置	面 積	告示年月日・番号
釧 路 と 畜 場	釧路市新野28番地の2の一部 大楽毛128番地の1、5の一部	約10ha	昭和45年6月23日 釧路市告示第64号

(エ) 河川

名 称	位 置	区 域		告示年月日・番号
		幅員	延長	
ア セ ッ ツ リ 川	釧路市古川町～釧路町セッツリ太	40m	約830m	昭和50年2月17日 北海道告示第406号

(オ) ごみ焼却場

名 称	位 置	面 積	告示年月日・番号
釧路広域連合 ごみ処理施設	釧路市高山30の1地内	約3.6ha	平成15年9月8日 釧路市告示第143号

(カ) ごみ処理場

名 称	位 置	面 積	告示年月日・番号
釧路市資源 リサイクルセンター	釧路市鳥取南7丁目	約1.4ha	平成10年3月2日 釧路市告示第42号
粗大ごみ 処理センター	釧路市高山	約1.1ha	平成11年3月5日 釧路市告示第46号

(キ) 火葬場

名 称	位 置	面 積	告示年月日・番号
釧路市昇雲台火葬場	釧路町鳥通東8丁目 釧路町字遠野	16,200㎡	平成12年8月1日 釧路市告示第167号

コ 地区計画

地区計画は、地区レベルの良好な市街地環境の形成を図るため、地区の特性に応じて地区施設の配置計画や建築物の形態について、住民等の意見を聞きながらきめ細かなルールを定めるものであり、本市では現在15地区について地区計画を定めている。

名 称	位 置	面 積 (ha)	地区整備計画区域 内の地区区分名称	告示年月日・番号
美原団地 地区計画	美原1丁目、2丁目、3 丁目、4丁目、5丁目	141.4 (74.0)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 低層集合住宅地区	平成21年10月2日 釧路市告示第466号
芦野三丁目地区 地区計画	芦野3丁目の一部	22.1 (17.3)	低層専用住宅地区 沿道サービス地区	令和5年3月27日 釧路市告示第101号
愛国地区 地区計画	愛国191番の一部	12.9 (12.7)	医療・福祉中核地区 医療・福祉サービス地区 行政サービス地区	令和5年3月27日 釧路市告示第108号
文苑地区 地区計画	文苑3丁目の一部、文苑 4丁目	43.6 (39.2)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 沿道サービス地区 近隣サービス地区	平成28年6月24日 釧路市告示第269号
文苑第二地区 地区計画	文苑1丁目、文苑2丁目 の一部	49.6 (42.5)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 集合住宅地区 一般住宅A地区 一般住宅B地区 沿道サービス地区 近隣サービス地区	平成28年6月24日 釧路市告示第270号
昭和地区 地区計画	昭和中央2丁目、3丁目、 4丁目、5丁目、6丁目、 昭和町4丁目、昭和南3 丁目、4丁目、5丁目、 6丁目の各一部	83.9 (67.8)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 一般住宅A地区 一般住宅B地区 沿道サービス地区 近隣サービス地区	平成28年6月24日 釧路市告示第271号
益浦軽工業団地地区 地区計画	益浦3丁目の一部	11.5 (11.0)		令和5年3月27日 釧路市告示第103号
文苑第三地区 地区計画	文苑2丁目の一部、3丁 目の一部	33.6 (29.0)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区	平成21年9月1日 釧路市告示第394号

昭 和 中 央 地 区 地 区 計 画	昭和中央1丁目、2丁目、 3丁目、4丁目、5丁目、 6丁目の各一部	96.8 (78.9)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 一般住宅A地区 一般住宅B地区 近隣サービス地区 近隣利便施設地区	令和5年3月27日 釧路市告示第106号
昭和シルバータウン地区 地 区 計 画	昭和190番の一部	8.9 (8.9)		令和5年3月27日 釧路市告示第105号
鶴 野 東 地 区 地 区 計 画	鶴野東4丁目、5丁目の 各一部	14.6 (13.9)	低層専用住宅地区 一 般 住 宅 地 区 沿道サービス地区	平成28年6月24日 釧路市告示第274号
釧路フィッシャー マンズワープ地区 地 区 計 画	北大通1丁目、2丁目、 錦町2丁目、3丁目、4 丁目、5丁目、幸町3丁 目、4丁目、5丁目、浪 花町3丁目、4丁目、5 丁目の各一部	6.7 (6.7)	錦 町 地 区 幸町、浪花町地区	令和5年3月27日 釧路市告示第107号
桜ヶ岡・白樺台地区 地 区 計 画	桜ヶ岡5丁目の一部、6 丁目、7丁目、益浦4丁 目の一部、白樺台1丁目、 2丁目、3丁目、4丁目、 5丁目、6丁目、7丁目	191.3 (174.8)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 一 般 住 宅 地 区	令和5年3月27日 釧路市告示第104号
武 佐 地 区 地 区 計 画	武佐1丁目、2丁目、3 丁目、4丁目の各一部	145.8 (136.4)	低層専用住宅地区 一 般 住 宅 地 区	平成19年9月14日 釧路市告示第324号
昭 和 北 地 区 地 区 計 画	昭和北1丁目、2丁目、 3丁目、昭和中央1丁目 の一部、2丁目の一部	47.2 (44.7)		令和5年3月27日 釧路市告示第102号

※面積欄の（ ）書きは、地区整備計画の区域面積

(5) 開発行為の許可申請 都市計画法第29条（道許可含む）

1,000平方メートル以上の敷地に建築物及び特定工作物の建築を目的として区画形質を変更する行為。

ア 申請件数（令和6年度）

区 分	件数（件）	面積（ha）
市 街 化 区 域 内	2	3.32
市街化調整区域内	0	0
都市計画区域外	0	0
計	2	3.32

イ 許可件数（令和6年度）

区 分	件数（件）	面積（ha）
市 街 化 区 域 内	3	13.23
市街化調整区域内	0	0
都市計画区域外	0	0
計	3	13.23

2 住居表示

住居表示に関する法律（昭和37年5月法律第119号）に基づき昭和43年度から行っており、平成14年度は鶴野地区を実施した。平成15年度からは、住居表示を実施していない。

近年の実施区域

年 度	平成12	平成13	平成14
面積 (km ²)	0.2	1.32	0.156
世帯数(世帯)	560	37	16
人口 (人)	1,600	95	34
実 施 区 域	[中鶴野地区] 中鶴野	[昭和地区] 昭和中央1～6丁目 [文苑地区] 文苑2～3丁目	[鶴野地区] 鶴野東4～5丁目

3 市営駐車場

(1) 釧路河畔駐車場

都心部地域の駐車需要に対応するため、建設費約66,000千円で整備を進め、昭和49年12月8日に供用した。

なお、市が実施するリバーサイド整備事業の進捗に伴い、平成12年度から13年度の2年間で、本駐車場の改良工事を行った。

位 置	面 積	供 用 台 数
北大通1丁目 末広町1丁目 栄町1丁目 川上町2丁目	約0.57ha	202台

(2) 釧路錦町駐車場

都心部及び釧路FW計画地域における駐車需要に対応するため、総事業費約2,250,000千円（建設費約1,652,000千円）で立体駐車場として整備し、平成9年8月1日に供用した。

位 置	面 積	供 用 台 数
錦町4丁目	約1.4ha	509台

4 景観づくり推進事業

(1) 景観形成推進事業

平成3年10月の釧路市都市景観形成基本計画策定以来、景観形成に関わる施策の推進を図り、平成16年3月の道道釧路空港線周辺地域の景観形成推進地区への指定、平成19年4月1日には自主条例となる釧路市景観条例の施行など、地域の特色を生かした景観づくりに努めている。また、北海道知事の同意を経て、平成20年10月1日より景観行政団体に移行し、平成21年10月には景観法に基づく釧路市景観条例を制定、同年11月には釧路市景観計画を策定し、平成22年4月1日より施行している。

これまでの主な取り組み

- ・平成3年10月「釧路市都市景観形成基本計画」策定
- ・平成5年3月「釧路市都市景観ガイドライン」策定
- ・平成7年7月「釧路市都市景観要綱、同施行規準、景観形成基準」制定
- ・平成8年7月「釧路市都市景観賞表彰規定、同実施要領」制定
- ・平成12年3月「釧路市都市景観形成推進地区景観形成基準指針」制定
- ・平成16年3月 道道釧路空港線周辺地域を景観形成推進地区に指定
- ・平成19年3月「釧路市景観条例」制定
- ・平成20年10月「景観行政団体」移行
- ・平成21年10月 景観法に基づく「釧路市景観条例」制定

- ・平成21年11月「釧路市景観計画」策定

(2) 景観形成啓発事業

ア 釧路市景観賞

市内の景観形成に貢献している建物や景観形成に資するまちづくり活動等を募集し、優れた建築物や活動に対し表彰を行っている。

年 度	受 賞 作
平成12 (第8回)	北海道立釧路芸術館 炉ばた 煉瓦 [奨励賞] 浪花町十六番倉庫 [奨励賞]
平成14 (第9回)	釧路信用組合 本店 (旧) 五十嵐邸
平成16 (第10回)	幣舞橋 [第10回記念釧路市都市景観賞特別賞] 認知症高齢者グループホーム さんぽみち [奨励賞] ふくしま医院 (閉院) [奨励賞]
平成18 (第11回)	なかよし花街道事業 特別養護老人ホーム釧路北園啓生園 [奨励賞]
平成20 (第12回)	株式会社大塚製薬工場釧路工場 [特別賞] Bread & sweets cafe Pan de Pan (パンデパン) [奨励賞] amicafe (アミカフェ) (現: RHYTHM) [奨励賞] 山本クリニック [奨励賞]
平成22 (第13回)	ルート38ビーナスロード [特別賞] 個人住宅 [奨励賞] 個人住宅 [奨励賞] 北海道釧路工業高等学校 [奨励賞]
平成24 (第14回)	鶴雅ウィングス庭園遊歩道 (現: あかん遊久の里 鶴雅 ウィングス館) [景観賞] エヌシーくしろ [景観賞] アイヌコタン [奨励賞] 釧路折り紙建築を用いた活動 [奨励賞]

イ 景観パネル展の実施

景観賞表彰制度の理念を継承し、市内中心部の景観賞受賞建造物の解説などを記載したパネルを市役所防災庁舎、阿寒町公民館、ルート38音別館おんぼーと、コア鳥取、コア大空、コアかがやきの6か所で展示している。

5 釧路シビックコア地区整備計画

平成8年2月に「釧路シビックコア地区整備計画」を策定し、幸町土地区画整理事業地区内の5.6haをシビックコア地区とした。当地区は、釧路地方合同庁舎、こども遊学館、日本銀行釧路支店、釧路中央病院の立地により、高次都市機能が集積し、歩行者専用道路の整備や緑あふれる中央オープンスペースの創出により、魅力と賑わいのある都心部の拠点地区形成を図っている。

平成8年度より事業者、有識者、市民等で構成する協議会を設置し、施設配置や景観形成・緑化修景の検討、事業調整を行っている。

6 主な土地区画整理事業

地 区	施行者	認可年月日	事 業 費 (千円)	施行面積 (ha)	減歩率 (%)	換地処分 年月日
文苑第三	組 合	平11年 5 月 7 日	3,882,030	30.1	57.5	平15年 2 月 4 日
昭和中央	組 合	平11年12月10日	11,163,000	91.8	59.4	平19年 5 月18日
鶴 野	組 合	平12年 6 月30日	1,484,709	15.6	59.2	平16年 2 月20日

7 宅地耐震化推進事業

宅地耐震化推進事業第2次スクリーニング計画で抽出された大規模盛土造成地（82か所）の内、「腹付け型盛土造成地」と「谷埋め型盛土造成地」のそれぞれにおいて、調査（2か所）し安全であると判定されたことを受け、経過観察を実施した。

住 宅 課

1 令和7年度住宅建設計画

(1) 住宅建設の基本方針

釧路市まちづくり基本構想ならびに釧路市住生活基本計画に基づき、誰もが住み続けられる安全・安心な住環境の実現に向けて建替等の事業を実施する。

(2) 事業の概要（公営住宅建設事業）

団地名	種別	構 造	棟数	戸数	新継	建設予定	備 考
堀川	公住	中層耐火構造 5 階建	1	50	継続	令和5年度から継続	令和5～7年度建替事業 B棟

2 市営住宅管理戸数

(単位:戸)

区分	地区	木 造		簡 易 耐 火		準耐火平屋	耐火2階	中層耐火	高層耐火	合 計
		平 屋	2 階	平 屋	2 階					
公営住宅	釧路	-	-	109	189	-	-	3,304	440	4,042
	阿寒	72	16	22	72	-	44	186	-	412
	音別	32	12	4	142	24	16	25	-	255
	小計	104	28	135	403	24	60	3,515	440	4,709
改良住宅	釧路	-	-	-	-	-	8	657	428	1,093
	阿寒	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	音別	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	小計	-	-	-	-	-	8	657	428	1,093
合 計	釧路	-	-	109	189	-	8	3,961	868	5,135
	阿寒	72	16	22	72	-	44	186	-	412
	音別	32	12	4	142	24	16	25	-	255
	小計	104	28	135	403	24	68	4,172	868	5,802

※中層耐火 公営住宅 釧路地区に寡婦住宅5戸を含む

3 特定公共賃貸住宅

音別地区 準耐火平屋 2棟6戸

4 地域優良賃貸住宅

阿寒地区 中層耐火構造 1棟16戸 音別地区 木造2階 1棟8戸

5 市営住宅の公募

- ・定期募集（6月、11月の年2回実施 ※参考：令和6年度申込件数 596件）
- ・随時募集 ①定期募集にて斡旋対象者のいない空き住宅のうち、釧路市が指定した住宅
②車椅子住宅

6 年度別建設竣工戸数

(単位:戸)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度(見込)
公 営 住 宅	64	18	50
改 良 住 宅	0	0	0
地域優良賃貸住宅	0	0	0
道 営 住 宅	0	0	0
合 計	64	18	50

建 築 課

1 建築工事取扱件数（令和6年度）

区分	件数	請負金額（千円）	工 事 名
総務部	10	1,536,150	釧路市防災行政無線（同報系）部分更新事業実施設計業務委託 他
市民環境部	4	102,828	釧路市コミュニティセンター冷房設備設置工事 他
こども保健部	1	12,100	釧路市児童発達支援センター冷房設備設置工事（ゼロ市債）
産業振興部	3	569,921	釧路市公設地方卸売市場冷蔵倉庫建築主体工事 他
水産港湾空港部	4	369,875	魚揚場1号深井戸ポンプ更新工事 他
住宅都市部	20	957,880	錦町駐車場アルミルーバー改修工事（東面） 他
都市整備部	1	31,240	鶴ヶ岱公園四阿改修工事
阿寒町 行政センター	2	22,550	阿寒診療所・ひだまり冷房設備設置工事 他
音別町 行政センター	1	6,600	音別診療所病室冷房設備設置工事
生涯学習部	11	321,106	生涯学習センター舞台設備改修工事 他
消防本部	2	95,150	西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎実施設計業務委託 他
選挙管理委員会	4	29,040	市長選挙ポスター掲示場設置及び撤去工事（その1） 他
釧路公立大学	3	25,740	釧路公立大学校舎棟南側屋上防水改修工事 他
合計	66	4,080,180	

建 築 指 導 課

1 建築審査会及び公聴会開催状況

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	開催回数	取扱件数	開催回数	取扱件数	開催回数	取扱件数
建築審査会	0	0	2	3	1	2
公 聴 会	0	0	2	2	0	0

2 建築基準法に基づく確認申請件数等

(1) 昭和43年 5 月 1 日 特定行政庁設置

(2) 工事別受理件数 (単位:件)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新 築	428	380	354
増 築	37	26	46
改 築	1	0	1
用 途 変 更	3	3	6
移転修繕等	1	1	3
そ の 他	1	0	0
計	471	410	410

(3) 確認取扱件数 (単位:件)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
確 認 件 数	128	108	120

(4) 許可申請取扱件数 (単位:件)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
許可等申請受付件数	2	6	6
許 可 等 件 数	1	7	5
不 許 可 等 件 数 (取下げを含む)	0	0	0

3 違反建築物件数 (単位:件)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
法第 9 条による命令をした建築件数	0	0	0
行政指導をした建築物件数	9	6	6
計	9	6	6

4 道路指定申請取扱件数 (法第42条第 1 項第 5 号道路) (単位:件)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申 請 取 扱 件 数	0	0	0
指 定 件 数	0	0	0

5 無料耐震診断・既存住宅耐震改修費等補助金交付制度実施件数 (単位:件)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
無 料 耐 震 診 断	1	4	4
耐震改修費等補助(改修)	0	0	0
耐震改修費等補助(除却)	—	1	5

6 釧路市放送電波受信障害防止条例に基づく事前審査件数 (単位:件)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申 請 件 数	8	8	8
確 認 件 数	8	8	8

7 定期報告業務件数

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建 築 物	182件	220件	177件
建 築 設 備	363件	363件	390件
昇 降 機 等	691台	703台	679台

8 建設リサイクル法の届出取扱件数 (単位:件)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出(第10条第1項)	304	272	267
届出(第10条第2項)	0	0	0
通知(第11条)	152	159	162
計	456	431	429

9 長期優良住宅申請取扱件数 (単位:件)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認 定 件 数	69	62	56

10 住宅エコリフォーム補助金交付件数 (単位:件)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
住宅エコリフォーム補助	31	44	27

11 不良空家等除却補助金交付件数 (単位:件)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不良空家等除却補助	29	29	30

第14編 都市整備部

都心部まちづくり推進室

1 都心部まちづくり推進室について

都心部まちづくり推進室は、都心部まちづくりの推進に係る企画及び調整、並びに、釧路駅周辺整備に係る検討を行う組織として、令和元年度に新設された組織であり、釧路都心部まちづくり計画の推進に向けた検討を行う。

2 釧路都心部まちづくり計画

(1) 策定の目的

市民、民間事業者、行政が、都心部を釧路市の“顔”として、また、ひがし北海道の玄関口として、その将来の姿を共有し、連携して都心部の活性化に取り組むための指針として、基本構想編及び事業構想編の二部構成からなる「釧路都心部まちづくり計画」を策定した。

釧路市立地適正化計画や釧路市公共交通網形成計画と連携を図り、都市機能の誘導・集積や都心居住を推進し、持続可能なまちづくりを目指す。

(2) 対象範囲

釧路市立地適正化計画において、広域中核拠点として位置づけられている釧路駅を中心とした都市機能誘導区域を都心部と定義しており、その全体を対象範囲としている。

(3) 令和6年度の事業内容

- ア 釧路都心部まちづくり計画推進検討の実施
- イ 街路（高架下道路）概略設計の実施
- ウ R I N K釧路まちづくり交通戦略会議の開催（1回）
- エ 場づくり社会実験「まちなか style project」の開催支援

(4) 令和7年度の事業内容

- ア 釧路都心部まちづくり計画推進検討の実施

公園緑地課

1 公園計画及び現況

(1) 都市公園

(単位：m、ha、カ所)

区 分	標 準		都市公園用地		計 画 決 定		供 用 開 始	
	誘致距離	面 積	数	面 積	数	面 積	数	面 積
街区公園	250	0.25	259	47.14	161	40.52	209	41.73
近隣公園	500	2.0	18	31.44	16	28.10	16	28.10
地区公園	1,000	4.0	5	28.63	5	28.80	5	27.20
総合公園	—	10.0～50.0	4	676.00	4	676.00	4	156.00
運動公園	—	15.0～75.0	1	104.40	1	104.40	1	66.55
特殊公園	—	—	1	0.63	1	0.63	1	0.63
都市緑地	—	—	43	386.70	6	116.70	23	191.33
計	—	—	331	1,274.94	194	995.15	259	511.54

(2) 阿寒・音別地区の公園 (単位：カ所、ha)

地 区	供 用	
	数	面 積
阿 寒	12	11.76
音 別	2	0.15
計	14	11.91

2 公園（街区公園除く）

(単位：ha)

名 称	種別	計画決定		供用	
		年 月 日	面 積	年月日(当初)	面 積(現在)
大 楽 毛 1 号 公 園	近隣	昭63.11.10	1.30	昭36.10.1	1.30
大 楽 毛 2 号 公 園	〃	昭63.11.10	3.10	昭36.10.1	3.10
鳥 取 1 号 公 園	〃	昭63.11.10	1.70	昭57.3.12	1.70
鳥 取 7 号 公 園	〃	昭63.11.10	2.00	平10.2.18	2.00
大 楽 毛 6 号 公 園	〃	昭63.11.10	2.90	平15.3.3	2.90
貝 塚 公 園	〃	昭63.11.10	1.40	平6.3.7	1.40
星 が 浦 中 央 公 園	〃	昭63.11.10	2.20	昭48.11.12	2.20
茅 野 公 園	〃	昭63.11.10	1.60	平6.3.7	1.60
桜ヶ岡中央公園	〃	昭63.11.10	1.10	昭60.2.15	1.10
愛 国 西 3 号 公 園	〃	昭63.11.10	1.50	平6.10.8	1.50
文 苑 南 公 園	〃	平15.2.13	1.00	平19.8.2	1.00
芦 野 1 号 公 園	〃	昭63.11.10	1.30	昭63.2.15	1.30
文 苑 中 央 公 園	〃	平15.2.13	2.00	平30.2.26	2.00
幸 町 公 園	〃	平5.6.15	1.00	昭38.11.20	1.00
武 佐 若 草 公 園	〃	平3.12.6	1.90	平6.10.8	1.90
昭 和 東 公 園	〃	平14.3.4	2.10	令3.11.23	2.10
鶴ヶ岱公園	地区	平3.4.26	6.10	昭26.5.1	6.10
白樺台中央公園	〃	昭63.11.10	6.50	昭43.10.1	4.90
は ん の き 公 園	〃	昭63.11.10	5.80	昭59.1.14	5.80
昭 和 中 央 公 園	〃	平11.12.10	3.20	平15.11.28	3.20
緑ヶ岡公園	〃	平21.2.27	7.20	平23.9.20	7.20
春 採 公 園	総合	昭48.8.18	68.60	昭31.10.15	18.10
柳 町 公 園	〃	平10.10.23	25.10	昭39.8.9	25.10
鳥 取 1 0 号 公 園	〃	昭48.8.18	11.90	昭62.3.25	11.90

山 花 公 園	総合	平19. 2. 16	570. 40	昭50. 10. 1	100. 90
釧路大規模運動公園	運動	昭55. 9. 20	104. 40	昭59. 1. 14	66. 55
米 町 公 園	特殊	昭63. 3. 3	0. 63	昭25. 5. 1	0. 63

※鶴ヶ岱公園及び米町公園については、都市公園法の施行（昭和31年）以前より、公園として開設されていた。

3 春採公園

春採公園は面積68. 6haで、このうち春採湖が約36. 1haを占めている。市街地のなかに自然の湖を有するユニークな公園であり、ヒブナが生息する湖として国の天然記念物に指定（昭和12年）され市民に最も親しまれている公園である。

施設整備は、昭和44年から昭和56年まで国庫補助事業により行われた。その後、春採湖の水質保全がさげられ、昭和63年12月に公園整備と水質浄化対策に関する春採湖審議会の答申が出されたことを受けて、平成2年度よりトンボの池、ハシドイの森、湖岸周遊園路、野鳥観察施設などの整備を進め、平成8年度に完成した。平成18年には、湖畔一帯の史跡や遺跡、また自然林を始め地域固有の自然などが地域の歴史の所産として認められ、「日本の歴史公園100選」に選ばれた。

一周4. 7kmの周遊園路はジョギング、散策、自然観賞など幅広く利用されている。

4 柳町公園

新釧路川と釧路川を結ぶ計画で掘削された大排水溝（通称：運河）跡に整備された幅約83m、長さ約2. 4kmの帯状の公園で面積は25. 1haある。公園の西側には、釧路市民文化会館があり、また、公園内にテニスコート、スケートリンクなどが配置され、市民の憩いの場はもとよりスポーツの場として親しまれている。

当公園は、幹線街路により5ブロック（A～E）に分かれており、ブロックごとに特色を生かした広場・修景施設・園路・管理施設などを計画し、昭和56年に整備着手、57年から国庫補助事業等によって園路、植栽、休養施設、外周柵、パークゴルフ場（27ホール）、噴水池広場、管理事務所などの整備を行い、平成16年度に完成した。

5 鳥取10号公園（くしろ記念公園）

鳥取10号公園は、市街地西部地区に位置する面積11. 9haの総合公園で、昭和59年から国庫補助事業として整備を進め、昭和61年12月に昭和天皇御在位六十年記念健康運動公園に指定され、平成8年に総事業費17億円で整備を完了した。

公園施設は、コミュニティ体育館、多目的広場、大型築山、パークゴルフ場、ゲートボール場などの運動施設や噴水広場、沈床式野外ステージなどが配置されている。特にコミュニティ体育館は、冬期間にスポーツ等が楽しめる多目的利用を目的とした体育館として、平成元年7月18日オープンした。

6 山花公園

山花公園は面積570. 4haの特殊（動物園）公園として、昭和48年2月に都市計画決定を受けている。

用地については405. 7haが取得済みであり、施設整備については、昭和47年～50年で動物園を建設し、昭和50年～61年で池広場、幹線園路などを整備した。

また、国のオートリゾートネットワーク構想の一環として、平成4年度からオートキャンプ場の整備を進め、コテージ、カーサイト、炊事棟、トイレ、センターハウスなどを整備後、フリーテントサイトなどの整備を進め、平成13年度に完全オープンした。

7 釧路大規模運動公園

近年の自由時間の増大と多様化するスポーツレクリエーション活動に対応できる、東北北海道の拠点となるスポーツ施設を備えた運動公園の整備を目的に、面積約104. 4haで計画された。昭和54年度に基本計画を策定した後、55年度に用地買収と実施設計を行い、56年度から施設の整備をすすめ、平成15年度までに61. 8haが整備された。

平成17年度から湿原の風アリーナ釧路建設事業に着手し、平成20年9月に完成した。

平成22年度には、自然ふれあい広場（2. 7ha）が完成し、運動公園全体としての整備面積は66. 6haとなった。

平成26年度から平成29年度にかけて釧路市民球場の電光掲示板や人工芝等の改修を実施した。

第1期事業	昭和55年度～昭和62年度	硬式野球場、軟式野球場、陸上競技場、サッカー場、広場、駐車場など
第2期事業	昭和63年度～平成7年度	テニスコート、ゲートボール場、花壇広場、子供の広場、池広場、芝生広場、モニュメントなど
第3期事業	平成8年度～平成22年度	子供の広場、ソフトボール場、水辺広場、芝生広場、幹線園路、植栽、総合体育館（湿原の風アリーナ釧路）、アプローチ園路、自然ふれあい広場（木道）、駐車場など

8 新釧路川緑地

新釧路川緑地は、昭和48年度から国の都市河川環境整備事業と併行して、昭和58年度までに運動施設を主体として整備を行った。昭和59年度から右岸側（昭和側）の散策路、広場の整備、植栽を行い、平成3年度から左岸側（愛国・文苑側）の親水広場、園路、駐車場、イベント広場、サッカー・ラグビーコート2面の整備を行い、平成12年に右岸側のパークゴルフ場（72ホール）が完成した。（うち36ホールは平成10年8月から供用開始）

9 武佐の森緑地

武佐の森緑地は、市の東部に位置し縄文時代中期の竪穴住居跡が点在するほか、段丘面の林地や斜面下の湧水からなる湿地など変化に富んだ自然環境を有しており、市街地に隣接した貴重な樹林地として、平成7年に緑地として面積5.6haの都市計画決定を行った。平成8年度から基本構想、基本設計を行い、平成10年度に約5.3haの用地取得を行った。

整備については、自然植生や遺跡を保存しつつ身近な自然観察や探鳥会などの場として、散策路、休憩施設などの整備を図り平成12年度に完成した。

10 村田公園

釧路町トリトウシに所在し、J R 釧路駅より約13km、車で20分の近郊に位置する。面積は105.7haで、昭和54年に保健保安林（防霧保安林兼種）に指定され、森林レクリエーション、スポーツ、自然探索等を目的とした生活環境保全林整備事業で昭和54年より3カ年計画で整備された。

中央広場を中心として、園内に2.7kmの遊歩道が作られ、四季折々の自然を身近に感じながら保健休養できる場として利用されている。

11 釧路川リバーサイド緑地

都心部を流れる釧路川の両岸に、漁業と市民が共存する個性的で潤いのある親水性豊かな都市空間を創出するために整備を行った。

平成12年度に幣舞橋から久寿里橋間（リバーサイドパーク）のシンボル広場である「ぬさまい広場」の整備に着手し、平成20年度にこの区間の整備を完了した。平成24年度は、久寿里橋からJ R 橋間の右岸プロムナードとあさひ広場の整備を行い、整備予定区間の事業完了を見た。

「ぬさまい広場」にはモニュメントのほか花卉・樹木が植栽されており、川沿いにベンチも多く設置されている。市民のみならず、観光客などが散策を楽しむ憩いの場となっている。

12 緑化推進

釧路市をうるおいのある緑豊かな都市とするためには、計画的かつ総合的な緑化を積極的に推進する必要がある。このため、釧路市公園緑化協会や「緑いっぱい市民運動」世話人会などとの連携を一層強化し、次に掲げるような緑化政策を実施している。

- (1) 釧路市緑の愛護賞の表彰
- (2) 街のみどりパネル展
- (3) 市民植樹祭（阿寒地区にて開催）
- (4) 育樹事業（釧路地区、音別地区にて開催）

道路河川課・道路維持事業所

1 市内道路現況

(令和6年度末現在)

	実延長	舗装道		未舗装道	
		延長	比率	延長	比率
市道現況	1,259,648m	1,030,919m	81.8%	228,729m	18.2%

2 市道橋梁現況

永久橋	
橋数	延長
173カ所	5,812m

3 市道街路照明灯設置状況

(単位：灯)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新設灯数	8	3	2
廃止灯数	336	0	6
設置総数	8,697	8,700	8,696

4 道路整備

(1) 恒久舗装

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
舗装	愛国東17号2外2路線 L = 451m	鳥取北10線外2路線 L = 346m	鳥取北4線1 L = 163m

(2) 排水整備

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
排水	鶴野東地区外 L = 41m	鶴野東地区外 L = 50m	鶴野東地区外 L = 48m

5 道路補修

(1) 補修用土木車両の保有状況

ア モーターグレーダー 7台（釧路地区：5台、阿寒地区：1台、音別地区：1台）
 イ ダンプトラック 6台（釧路地区：4台、阿寒地区：1台、音別地区：1台）
 ウ タイヤショベル 4台（釧路地区：3台、阿寒地区：0台、音別地区：1台）
 エ パトロール車 5台（釧路地区：3台、阿寒地区：1台、音別地区：1台）

(2) 未舗装道補修

ア 砕石散布 2,198m³
 イ 防塵処理

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市道整備事業 (3種分)	星が浦南12号2 L = 181m	臨海4号外1路線 L = 506m	星が浦海岸通2外1路線 L = 418m
市単独事業	防塵水溶液 L = 2,466m	防塵水溶液 L = 2,584m	防塵水溶液 L = 2,408m

ウ 簡易舗装

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市道整備事業 (2種分)	なし	貝塚南4線6 L = 20m	なし

(3) 舗装補修

ア 舗装補修

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市道整備事業 (恒久2種 再生分)	緑ヶ岡東10線外27路線 L = 2,867m	愛国東11線2外29路線 L = 2,876m	愛国東16号外28路線 L = 2,877m
市単独事業	市内緊急補修	市内緊急補修	市内緊急補修

イ グリーティングロード

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市道整備事業	昭和南8号1 L = 48m	白樺台2号1 L = 65m	白樺台2号1 L = 61m

6 除雪体制

(1) 除雪車両の保有状況

直営分 6台 (釧路地区：6台、阿寒地区及び音別地区：0台) 民間委託分 317台 総数 323台

(2) 歩道除雪作業

民間委託で延長547kmの除雪を行う。

(3) 車道除雪作業

降雪時の主要幹線道、バス路線及び生活道路の早期除雪を目指して、平成18年度より除雪機械の更新及び、民間借上車両を充実 (除雪マルチプラウ) させその対策にあたった。

令和6年度実績	幹線道路除雪延長	349.99km	市道総延長	1,264.36km
	生活道路	779.18km	除雪延長	1,129.16km
	計	1,129.16km	除雪率	89.3%

※四捨五入の関係で計は一致しない

7 私道整備補助金交付制度 (昭和57年度創設)

(1) 内 容 私道の整備工事

(2) 対 象 町内会等

(3) 補助金額等 整備工事費の80%以内、1団体につき年1回150万円を限度

(単位：件、千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	4	6	4
補助金額	3,032	3,916	1,322

8 河川整備

春採川 (春採湖を含む) では、河川事業・下水道事業その他の関連事業が一体となって水環境の改善を進める「清流ルネッサンス21」水環境改善緊急行動計画が推進された。

引き続き春採湖の浄化対策、北海道事業により河川改修を進めている。

9 低地帯浸水対策（星が浦川）

鶴野、鶴野東地区は、湿原に隣接した低地帯であり、大雨による浸水被害が広範囲に発生していることから早急な対策が必要となっている。

平成29年度に地権者協議を重ね河川改修に必要となる用地を取得し、平成30年度より本格的な河川改修工事に着手し、事業を進めていく。

整備概要

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
星が浦川	地権者協議 河川改修工事	地権者協議 河川改修工事	地権者協議 河川改修工事

10 堆積土砂管理（浚渫事業）

河川氾濫などの浸水被害を防止するため、河道内に堆積した土砂の除去や繁茂した樹木等の伐採による疎通能力の回復が必要であることから、令和3年度より集中的な浚渫工事に取り組む。令和6年度は「大楽毛川」「セツリ1号川」で浚渫工事を実施した。

区 分	延長	浚渫土量
大楽毛川	L = 410m	6,100m ² （伐採）
セツリ1号川	L = 310m	940m ³

11 長沼浄化対策

長沼については、平成23年11月に悪臭や水質汚濁に関する要望書が提出され、浄化に向けた検討を進めるために、関係5課による「長沼浄化対策検討協議会」を設立し、令和5年度に引き続き令和6年度も庁内関係課協議を実施した。

整備概要

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長沼浄化対策	関係機関協議 河川清掃	関係機関協議 河川清掃	関係機関協議

第15編 会 計 室

会 計 室

1 組織

会計管理者の権限に属する事務（会計事務）を処理するため、地方自治法第171条第5項に基づき会計室が設置されている。なお、物品については、物品購入事務担当の総務部に物品出納員を配置し、これに物品の出納保管事務を委任している。

2 会計方式

平成4年度より財務会計事務の電算化を実施している。

3 年度別決算状況

年度	会 計 別	予 算 現 額 (円)	歳入決算額 (円)	歳出決算額 (円)	差 引 残 額 (円)
令和3	一 般 会 計	113,946,704,000	107,500,493,898	102,758,315,796	4,742,178,102
	特 別 会 計	38,965,885,000	37,953,471,359	37,339,860,781	613,610,578
	合 計	152,912,589,000	145,453,965,257	140,098,176,577	5,355,788,680
令和4	一 般 会 計	109,065,283,000	101,499,436,136	99,506,185,865	1,993,250,271
	特 別 会 計	39,023,517,000	37,828,546,018	37,146,005,290	682,540,728
	合 計	148,088,800,000	139,327,982,154	136,652,191,155	2,675,790,999
令和5	一 般 会 計	109,612,310,000	103,191,619,696	101,017,894,625	2,173,725,071
	特 別 会 計	39,625,645,000	38,614,294,704	38,042,745,197	571,549,507
	合 計	149,237,955,000	141,805,914,400	139,060,639,822	2,745,274,578

※企業会計を除く

4 科目別収入原符取扱件数（1月～12月）

種別 年別	市 民 税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	住宅使用料	保育料	し尿処理 手 数 料
令和4	131,574	6,415	250,554	49,572	57,979	3,295	8,074
令和5	128,446	6,048	197,164	39,179	54,095	2,077	7,753
令和6	109,342	5,641	190,437	38,368	45,454	2,438	7,552

種別 年別	国 民 健 康 保 険 料	後期高齢者 医療保険料	介護保険料	そ の 他	計
令和4	176,596	63,812	55,110	63,392	866,373
令和5	160,960	61,828	53,122	61,272	771,944
令和6	154,126	62,363	51,832	61,754	729,307

5 支払方法別取扱件数（1月～12月）

種別 年別	現 金 払	口 座 振 替	隔 地 払	戻 入	更 正	振 替	計
令和4	10,252	66,761	0	864	3,062	1,956	82,895
令和5	10,180	65,942	0	658	3,434	1,760	81,974
令和6	10,624	64,554	0	684	3,654	1,877	81,393

第16編 消 防

消 防 本 部

1 消防職員・団員の定数と現員

(1) 消防職員

(令和7年4月1日現在 単位：人)

区 分	消防正監	消防監	司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	消防士	その他の職員	計
定 数	1	3	20	45	103	83	0	66	1	322

(2) 消防団員

(令和7年4月1日現在 単位：人)

区 分	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
定 数	1	5	18	18	61	78	329	510
現 員	1	5	18	18	49	61	238	390

2 市勢と現有消防勢力の対比

(1) 本部・署

(各年4月1日現在 単位：人、km²、世帯、人)

年	区分 職員数	消防職員1人に対する			署・支署に対する			消防車1台に対する		
		面積	世 帯	人 口	面積	世 帯	人 口	面積	世 帯	人 口
令和5	320	6.68	301	520	213.64	9,641	16,625	133.53	6,026	10,390
令和6	323	6.61	294	504	213.64	9,493	16,295	125.67	5,584	9,585
令和7	322	6.63	294	496	213.64	9,472	15,982	125.67	5,571	9,401

(2) 消防団

(各年4月1日現在 単位：人、km²、世帯、人)

年	区分 団員数	消防団員1人に対する			1分団に対する			消防車1台に対する		
		面積	世 帯	人 口	面積	世 帯	人 口	面積	世 帯	人 口
令和5	396	3.4	233	402	75.7	5,134	8,834	48.69	3,300	5,679
令和6	396	3.4	231	394	75.7	5,090	8,660	48.69	3,272	5,567
令和7	390	3.5	233	392	75.7	5,045	8,493	48.69	3,243	5,460

(3) 消防車・救急車の出動回数について

ア 火災・警戒出動概要

令和6年中の出動状況は43件の火災が発生し延べ407台の車両、1,615人の隊員が出動し消火活動を実施、その概要は次表のとおりである。

(ア) 火災出動状況

(単位：件、台、人)

区分	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
		4	8	4	4	5	2	0	3	2	4	4	3	43
出動台数	消防署	25	71	21	37	30	18	0	30	32	15	21	24	324
	消防団	4	12	4	15	14	4	0	6	4	5	8	7	83
	計	29	83	25	52	44	22	0	36	36	20	29	31	407
出動人員	消防署	71	238	76	137	92	67	0	112	109	43	66	98	1,109
	消防団	32	94	25	76	69	28	0	34	37	30	35	46	506
	計	103	332	101	213	161	95	0	146	146	73	101	144	1,615

(イ) 警戒出動状況

区分 出動種別	件数 (件)	出 動 台 数 (台)			出 動 隊 員 数 (人)		
		消防署	消防団	計	消防署	消防団	計
警報器等	68	124	6	130	497	34	531
油・ガス	147	297	0	297	1098	0	1098
集合煙突	3	6	0	6	17	0	17
異常燃焼	5	10	1	11	46	14	60
その他	849	1979	11	1990	7078	79	7157
計	1,072	2,416	18	2,434	8,736	127	8,863

(ウ) 火災・警戒出動状況の推移

区分		年	令和4	令和5	令和6
火災出動	件数(件)		50	50	43
	台数(台)		336	369	407
	人員(人)		1,236	1,487	1,615
警戒出動	件数(件)		886	966	1,072
	台数(台)		1,974	2,217	2,434
	人員(人)		7,166	7,928	8,863

イ 救助出動概要

令和6年中の救助出動は51件で、これに対し289台の車両、1,109人の隊員が出動し業務を遂行した。
事故種別ごとに出動件数をみると、交通事故及び水難事故が全体の84%を占めている。

(7) 前年比救助出動状況

年別比較 件数	令和6(A)	令和5(B)	比較増減	
			件数(C)	(C)/(B)
出動件数(件)	51	55	4減	7%減

(イ) 事故種別出動状況

種別 件数等	交通事故	水難事故	機械による事故	建物等による事故	その他	計
出動件数(件)	24	19	1	0	7	51
出動台数(台)	116	113	5	0	55	289
出動人員(人)	438	422	13	0	236	1,109

(ウ) 署々別出動状況

方面別 件数	中央方面(うち東方面)	西方面	計
出動件数(件)	26(7)	25	51

(エ) 救助出動件数の推移

年 件数	令和4	令和5	令和6
出動件数(件)	47	55	51

ウ 救急活動概要

(7) 資格者及び救急隊の状況（令和7年4月1日現在）

- a 救急救命士 資格者 82人
- b 救急課程 資格者132人
- c 救急隊の配置状況

- ・中央救急隊
- ・東救急隊
- ・愛国救急隊
- ・西救急隊
- ・レトラ救急隊
- ・阿寒救急隊
- ・阿寒湖温泉救急隊
- ・音別救急隊
- ・白糠救急隊

計9隊運用（全隊高規格救急自動車導入）

(4) 年次別救急出動状況

令和6年の救急出動件数は11,366件、搬送人員10,414人で、前年に比べ出動件数においては205件減少し、搬送人員においては51人増加した。これは、住民15.5人に1人が救急車によって搬送されたことになる。また、1日平均31.1件出動したことになる。

年次別救急出動状況の推移

年 別	令和4	令和5	令和6
出動件数（件）	10,950	11,571	11,366
搬送人員（人）	9,962	10,363	10,414
1日平均出動件数（件）	30.0	31.7	31.1

(7) 事故種別救急出動状況（令和6年）

救急出動件数を事故種別ごとにみると、下記のとおり急病が最も多く、次いで一般負傷、交通事故の順となっている。

区 分	急 病	一般負傷	交通事故	その他	計
件数（件）	7,828	1,563	328	1,647	11,366
全件数に対する割合（％）	68.9	13.8	2.9	14.4	100

3 令和6年の火災状況（令和6年12月31日現在）

火災件数	43件	(50件)
焼損床面積	1,757㎡	(907㎡)
焼損表面積	608㎡	(145㎡)
損害額	88,794千円	(63,173千円)
死者	5人	(1人)
負傷者	3人	(12人)
林野	0 a	(25 a) ※（ ）は前年数値

(1) 火災概要

令和6年中の火災は43件発生し、前年の50件から7件（14％）減少、18世帯、32名が災した。

火災種別では、建物火災36件（全火災の83.7％）、車両火災4件（全火災の9.3％）、林野火災、船舶火災及び航空機火災の発生は無く、その他の火災3件（全火災の7％）となっている。

前年と比較すると建物火災は3件増加、車両火災は2件減少、林野火災は1件減少、船舶火災、航空機火災は前年と同様発生は無く、その他の火災は7件減少、建物火災のうち爆発火災は発生していな

い。

建物焼損面積合計は、2,365㎡で前年の1,052㎡より1,313㎡増加し、建物火災1件あたりで比較すると焼損面積は1件あたり65.7㎡を焼失、前年の31.8㎡より33.9㎡の増加となっている。

損害額は、88,794千円で前年の63,173千円より25,621千円増加し、火災1件あたり2,065千円の損害を受けたことになる。

火災による死者は5名で、前年の1名より4名増加、負傷者は3名で前年の12名より9名減少、死者の発生した火災の内訳については建物火災2名、車両火災2名、その他の火災1名となっている。

(2) 火災統計

ア 月別火災状況

火災を月別にみると、2月が8件（全火災の18.6%）で最も多い。最も少ない月は7月の0件となっており、月平均3.6件の火災が発生している。

イ 出火原因別の火災発生状況

その他8件（18.6%）、たばこ、こんろ及びストーブ各5件（各11.6%）、電灯電話等の配線4件（9.3%）、放火及び放火の疑い各2件（各4.7%）となっている。

4 消防車両等の現況

（単位：台）

種 別 \ 管 理 区 分		消防本部	中央署	西署	東分署	消防団	合 計
消防ポンプ自動車	普 通	-	1(1)	1(1)	1(1)	17	20(3)
	水槽付	-	4(1)	8(1)	3(1)	2	17(3)
は し ご 自 動 車	直 伸	-	1	-	-	-	1
	屈 折	-	1	1	-	-	2
化 学 消 防 車		-	-	1	1	-	2
特 殊 車	指 揮 隊 車	-	1	-	-	-	1
	機 材 運 搬 車	-	-	5	-	-	5
	小型はしご車（12m級）	-	1	-	-	-	1
	救 助 工 作 車	-	1	-	-	-	1
	災 害 支 援 車	-	-	-	1	-	1
	小型動力ポンプ付水槽車	-	-	3	-	-	3
	小型動力ポンプ積載車	-	-	-	-	9	9
救 急 車		-	4(1)	8(3)	2(1)	-	14(5)
そ の 他 の 車 両	緊急車	4	3	4	2	-	13
	その他	4	-	1	-	-	5
合 計		8	17(3)	32(5)	10(3)	28	95(11)

※（ ）内は予備車の内数を示す

第17編 病 院・診 療 所

病 院 事 業

1 市立釧路総合病院

(1) 概要

市立釧路総合病院は、明治5年に官立病院として創立し、数々の変遷を経ながら地域医療に貢献し、昭和59年9月には、春採湖を眺める春湖台に院舎を移転改築した。

その後、平成2年にはMR Iの導入及び外来患者の増加等に対応するために第3外来棟を増築、平成4年には道の地域医療計画に基づく地方センター病院の指定を受け、釧根の第3次医療圏をカバーする基幹病院として良質で安定した医療サービスの向上及び広域医療支援体制の強化に努めているところである。

平成19年度には、院舎増改築工事が竣工し、更なる救命救急センター機能の充実や、患者アメニティの向上などが図られたほか、平成21年10月からは基地病院としてドクターヘリの運航を開始。将来にわたり地域住民の安全で安心できる暮らしを守りながら、釧路・根室圏域の地方センター病院としてより充実した医療体制の提供などに取り組んでいく。

開 設 年 月 日	昭和59年9月24日（現在地）	病 床 数	
敷 地 面 積	32,144.665㎡		一 般 病 床 535床
建 物 構 造 面 積	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上9階地下1階 延床面積 46,688.66㎡、 建築面積 10,379.03㎡ 駐車場台数 418台 内訳）立体駐車場 292台※身障者専用12台を含む 臨時駐車場 126台		精 神 病 床 50床 感 染 症 病 床 4 床 結 核 病 床 10床 合 計 599床

(2) 職員数

（令和7年4月1日現在）

区 分	定 員 (人)	現 員 (人)	
医 局	90	97	消化器内科7人、循環器内科8人、呼吸器内科7人、緩和ケア内科1人、小児科6人、外科9人、心臓血管外科3人、整形外科7人、形成外科2人、皮膚科4人、泌尿器科6人、産婦人科5人、耳鼻咽喉科5人、眼科1人、精神神経科7人（育休1人）、脳神経外科3人、麻酔科9人、歯科2人、救急科1人、放射線治療科1人、放射線診断科2人、病理診断科1人 他に臨床研修医12人、会計年度任用職員8人（消化器内科2人、皮膚科1人、検査科1人、麻酔科2人、歯科1人、脳神経外科1人）
看 護 部	526	510	看護師495人（育休18人）、准看護師2人、歯科衛生士2人、歯科技工士1人、視能訓練士2人、作業療法士3人、公認心理師5人 他に会計年度任用職員183人（看護師86人、准看護師10人、歯科衛生士3人、看護助手81人、助産師1人、事務職2人）
医療技術 部 門	178	162	薬剤師21人、診療放射線技師32人、臨床検査技師35人（育休1人）、理学療法士19人、作業療法士8人、言語聴覚士4人、管理栄養士7人、臨床工学技士17人 他に会計年度任用職員26人（薬剤師3人、技術助手10人、薬剤助手10人、指導薬剤助手2人、理学療法士1人） 以降医療連携相談室⇒事務1人、診療情報管理士1人、精神保健福祉士1人、社会福祉士2人 以降入退院支援室⇒看護師8人、精神保健福祉士3人、社会福祉士3人 他に会計年度任用職員8人（事務職1人、安全相談員1人、看護師6人）

事 務 部	51	50	事務部長 1 人、次長 1 人、課長 3 人 総 務 課 — 総務係 8 人、施設管理係 5 人 医 事 課 — 診療情報管理係 13 人、システム係 3 人 経 営 企 画 課 — 企画財務係 4 人、用度係 4 人 新棟建設推進室 — 新棟建設推進係 8 人 他に会計年度任用職員 65 人（事務職 7 人、事務補助員 4 人、救急車搬送員 2 人、誘導案内員 2 人、クラーク 42 人、物品管理助手 6 人、用度担当事務員 2 人）
高等看護学院	9	9	教員（看護師） 8 人、事務職 1 人、他に会計年度任用職員 2 人（教員 1 人、事務職 1 人）
合 計	854	828	

(3) 令和 6 年度科別患者数及び収益

科 目	入 院				外 来			
	患 者 数		収 益		患 者 数		収 益	
	延数(人)	1日平均(人)	収益(千円)	単価(円)	延数(人)	1日平均(人)	収益(千円)	単価(円)
消化器内科	24,480	67.1	1,525,515	62,317	25,311	104.2	1,080,980	42,708
循環器内科	15,515	42.5	1,550,574	99,940	21,125	86.9	284,573	13,471
呼吸器内科	23,894	65.5	1,380,386	57,771	16,588	68.3	1,370,800	82,638
小 児 科	4,999	13.7	334,481	66,910	17,741	73.0	282,365	15,916
外 科	12,105	33.2	1,148,661	94,892	6,843	28.2	231,622	33,848
心臓血管外科	3,802	10.4	606,623	159,554	2,171	8.9	26,158	12,049
整 形 外 科	18,047	49.4	1,376,846	76,292	28,239	116.2	240,959	8,533
皮 膚 科	4,772	13.1	286,570	60,052	10,315	42.4	185,359	17,970
泌 尿 器 科	5,812	15.9	440,806	75,844	21,250	87.4	718,213	33,798
産 婦 人 科	5,254	14.4	438,424	83,446	12,547	51.6	111,094	8,854
耳鼻咽喉科	5,000	13.7	361,163	72,233	16,150	66.5	189,303	11,722
精神神経科	11,022	30.2	299,332	27,158	34,486	141.9	200,594	5,817
眼 科	498	1.4	53,882	108,198	7,475	30.8	59,866	8,009
脳神経外科	10,627	29.1	724,637	68,188	9,325	38.4	138,388	14,841
麻 酔 科	4,108	11.3	334,458	81,416	3,807	15.7	3,971	1,043
歯 科	848	2.3	57,468	67,769	13,363	55.0	85,495	6,398
放射線治療科	-	-	-	-	7,459	30.7	67,269	9,019
アレルギー科	-	-	-	-	129	0.5	789	6,121
形 成 外 科	2,014	5.5	152,140	75,542	4,833	19.9	48,795	10,096
救 急 科	3,009	8.2	151,856	50,468	181	0.7	2,208	12,200
緩和ケア内科	-	-	-	-	66	0.3	280	4,247
放射線診断・IVR科	202	0.6	25,808	127,763	613	2.5	74	121
内 科	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	156,008	427.4	11,249,639	72,109	260,017	1,070.0	5,329,167	20,495
備 考	入院延日数 365 日				外来延日数 243 日			

(4) 主な医療機械（令和 6 年度購入）

（単位：円）

機 械 名	納 入 場 所	購入区分	購 入 金 額
磁気共鳴断層撮影装置	放射線技術科	更新	287,650,000
三次元画像解析支援装置	放射線技術科	更新	20,680,000
内視鏡システム	手術室	更新	28,490,000

(5) 財政状況（収益の収支）

（単位：千円）

年 度	収 益	費 用	純 損 益	累積欠損金	不良債務
令和 4	19,281,440	19,108,715	172,725	-	無
令和 5	19,041,452	19,639,732	△598,280	-	無
令和 6	18,886,762	20,249,012	△1,362,250	-	無

高等看護学院

1 看護師の養成

学生数（令和7年4月現在）				卒業者の状況（令和7年3月）		
1年生	2年生	3年生	合 計	卒業者数	国家試験 合格者数	合 格 率
26人	29人	31人	86人	28人	27人	96.4%

市立釧路国民健康保険阿寒診療所

1 概要

阿寒診療所は、昭和28年4月に当時個人経営だった舌辛医院を譲り受け、阿寒村国民健康保険診療所として開設し、数々の変遷を経て、昭和47年4月阿寒町国民健康保険町立阿寒病院となり、この地区における唯一の医療機関（総病床数35床）として、地域住民の医療等に大きな役割を果たしてきた。しかし、地域人口の減少と高齢化が進む状況から、経営の健全化を図り、これまでの果たしてきた役割を継続し、地域住民に安全で安心できるよう地域医療を維持するため、平成26年4月から病床数19床（一般病床10床、医療療養病床9床）の診療所として開設した。令和7年4月には、入院患者の動向を勘案し、一般病床19床に変更し、より地域の需要に応えられるよう運営している。

開 設 年 月 日	平成26年4月1日（現在地）	病 床 数	一般病床 19床 合 計 19床
敷 地 面 積	8,578.36㎡		
建 物 面 積	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階（一部3階） 延床面積 3,309.36㎡ 駐車場台数 50台		

2 職員数（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	定 員	現 員	
医 局	2	2	医師2
看 護 局	12	12	看護師11、准看護師1、 他に会計年度任用職員9（看護師2、准看護師1、介助員6）
医療技術 部 門	3	2	臨床検査技師1、診療放射線技師1 他に会計年度任用職員3（薬剤師1、薬剤助手1、検査技師1）
事 務 局	3	4	事務長1、総務医事担当3 他に会計年度任用職員7（クラーク3、医療事務4）
合 計	20	20	

3 年度別患者数

（単位：人）

年 度 \ 区 分	入 院		外 来	
	延べ患者数	一日平均患者数	延べ患者数	一日平均患者数
令和4	4,526	12.4	7,834	32.3
令和5	4,352	11.9	7,182	29.6
令和6	5,684	15.6	6,647	27.4

4 年度別決算状況

（単位：円）

年 度	歳 入	歳 出
令和3	441,994,580	441,994,580
令和4	503,649,816	503,649,816
令和5	439,490,992	439,490,992

市立釧路国民健康保険音別診療所

1 概要

音別診療所は、昭和25年に村立病院として開設。昭和40年には、旧音別町国民健康保険町立音別病院としてこの地区における唯一の医療機関として建設され、地域住民の医療等に大きな役割を果たしてきた。しかし、施設の老朽化が甚だしく、また、医療の高度化、医療ニーズの多様化に対応する施設整備、強化が望まれたことから、平成13年に現在地において高齢化社会に対応する医療施設として平屋建てのバリアフリーを取り入れた診療所を整備し、地域住民に安全で安心できるよう地域医療の維持に努めているところである。

開 設 年 月 日	平成13年11月26日（現在地）	病 床 数	一般病床	9床
敷 地 面 積	8,650.00㎡		医療療養病床	10床
建 物 面 積	延床面積 1,998.23㎡ 建築面積 2,073.73㎡		合 計	19床

2 職員数（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	定 員	現 員	
医 局	1	0	嘱託職員1（医師1）
看 護 局	13	12	看護師11、介護福祉士1 他に会計年度任用職員2（看護補助2）
医療技術 部 門	2	1	診療放射線技師1 他に会計年度任用職員1（薬剤師1）
事 務 局	4	4	事務長1、総括係長1、主事1、管理栄養士1 他に会計年度任用職員9（事務職5、調理員4）
合 計	20	17	

3 年度別患者数

（単位：人）

区 分 年 度	入 院		外 来	
	延べ患者数	一日平均患者数	延べ患者数	一日平均患者数
令和4	2,193	6.0	4,491	18.5
令和5	2,096	5.7	3,876	15.9
令和6	1,218	3.3	3,659	15.1

4 年度別決算状況

（単位：円）

年 度	歳 入	歳 出
令和3	315,960,905	315,960,905
令和4	324,840,777	324,840,777
令和5	388,657,194	388,657,194

第18編 上下水道部

水道事業

1 水道事業の概要

当市の水道の歴史は、旧釧路市では大正13年に鶴ヶ岱浄水場の建設工事に着手し、昭和2年1月1日に通水を開始し、昭和38年には釧路村（昭和55年に町制施行）へ区域外給水を展開した。一方、旧阿寒町では阿寒湖畔で昭和33年に、阿寒市街地で昭和37年、飽別地区で昭和62年に供用を開始し、旧音別町では昭和33年に音別町簡易水道事業、昭和37年に直別地区簡易水道事業、昭和54年に二俣飲料水供給施設を整備した。

旧釧路市は、当時、給水人口6万人、配水能力8,300トンの規模であったが、市勢は着々と発展し、需要水量も目を見張る伸びを示し、これに対応した拡張事業を相次いで計画、施工し現在に至っている。この間、第1回拡張事業で愛国浄水場を昭和34年に建設し、昭和41年には第2回拡張事業、昭和46年には第3回拡張事業を実施している。

現在、釧路地区では、愛国浄水場更新に取り組んでおり、第一期工事では、平成24年度から配水池や送配水ポンプ場建設などを実施し、平成28年度に完了したところである。また、第二期工事の浄水施設建設は平成29年度に着工したところであり、令和8年度中の完成を予定している。

	釧路地区		阿寒地区			音別地区	
水道名	釧路市上水道	山花簡易水道	阿寒簡易水道	飽別簡易水道	阿寒湖畔簡易水道	音別簡易水道	二俣飲用水
水源の種別	表流水 (新釧路川)	地下水	表流水、 伏流水 (シュンクシタカラ川)	表流水 (田ブチ川)	表流水 (チップ川)	地下水	地下水
浄水施設	愛国浄水場	山花簡易水道施設	阿寒浄水場	飽別浄水場	阿寒湖畔浄水場	音別浄水場 直別浄水場	二俣飲料水供給施設
浄水方法	急速ろ過	消毒	急速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	膜ろ過	消毒

2 給配水の状況

区 分 \ 年 度	令和4	令和5	令和5年度 地区別内訳		
			釧路地区	阿寒地区	音別地区
計画給水人口(人)	190,857	190,857	183,703	4,247	2,907
給水区域内人口A(人) (釧路町給水区域を含む)	174,111	170,780	165,712	3,681	1,387
給水人口B(人)	174,030	170,700	165,677	3,638	1,385
普及率B/A(%)	99.9	99.9	100.0	98.8	99.9
給水戸数(戸)	90,680	89,190	86,550	1,886	754
一日配水能力(m ³)	69,886	69,886	63,520	4,642	1,724
年間配水量(m ³)	20,552,492	20,498,254	19,181,049	1,078,670	238,535
年間有収水量(m ³)	17,542,915	17,366,692	16,427,948	782,635	156,109
有収率(%)	85.4	84.7	85.6	72.5	65.4
一日最大配水量(m ³)	60,438	61,766	57,604	3,497	665
一日平均配水量(m ³)	56,308	56,006	52,407	2,947	652
一人一日最大配水量(ℓ)	347	362	348	961	480
一人一日平均配水量(ℓ)	324	328	316	810	471

3 水道料金

(令和7年4月1日現在)

用途別	メーターの口径	1 カ 月 の 料 金		
		基 本 料 金		従量料金 (1 m ³ につき)
		基 本 水 量	金 額	
家 事 用	—	—	1,402円	8 m ³ まで 12.87円 8 m ³ を超える分 212.33円
業 務 用	13mm 20mm 25mm 40mm 50mm 75mm 100mm 150mm 200mm	8 m ³ まで	1,701円 2,255円 3,405円 9,517円 22,820円 38,088円 59,045円 121,411円 171,680円	基本水量を超える分 302.98円
浴 場 用	—	80 m ³ まで	2,428円	基本水量を超える分 40.75円
臨 時 用	1 m ³ につき			568.21円

※上記水道料金は、消費税及び地方消費税相当額を含む

※業務用の料金は、[メーター口径]と[検針が毎月か隔月か]を基に計算する

4 負担金

メーターの口径	負 担 金
13mm	33,000円
20mm	110,000円
25mm	176,000円
40mm	550,000円
50mm	847,000円
75mm	2,046,000円
100mm	3,520,000円
150mm	7,590,000円
200mm	10,670,000円

(1) 給水装置(業務用)の新設工事または水道メーターの口径の増径を伴う改造工事の際徴収。

(2) 改造工事の場合は、新口径と旧口径に係る負担金との差額。

※左記負担金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む

5 検針・料金収納

(1) 釧路地区の検針・料金収納業務は包括的民間委託を行っている。

(2) 家事用の検針は毎月1日から10日までの期間に地域を区分し隔月で行っている。業務用は毎月検針を基本としている。

(3) 料金の収納は自主納付を基本とし、口座振替と納付制となっている。

令和6年度取扱実績	釧 路 地 区	阿 寒 地 区	音 別 地 区
口 座 振 替	72.5%	69.9%	69.1%
納 付	27.5%	30.1%	30.9%

(4) 滞納分については、督促及び滞納整理を行い、その状況に応じて給水停止を行っている。

6 施設の整備

令和7年度では、次のとおり施設の整備を予定している。

事業名	事業費（千円）	概要
第3回拡張事業	1,488,307	愛国浄水場浄水施設更新水処理プラント設備工事 愛国浄水場浄水施設プラント設備工事監理業務委託 愛国浄水場外構工事
配水管整備事業	460,672	配水管更新等（φ50～φ150）延長 802m 消火栓新設等 設計委託等
浄水場施設整備事業	221,551	施設・計装設備更新 愛国浄水場6号配水池防水工事 計装監視制御設備更新
簡易水道整備事業	81,235	配水管更新（φ50）延長 80m 電気・機械設備更新 阿寒浄水場残留塩素計更新 阿寒浄水場フロキュレーター設備更新 音別浄水場ろ過濁度計更新 直別浄水場非常用発電機更新 飽別浄水場ポンプ設備等更新 設計委託
メーター整備事業	542,957	メーター整備 新設 534個 更新 10,672個
水質検査機器整備事業	11,029	水質検査機器整備
計	2,805,751	

7 上下水道事業の庁舎概要

所在地 釧路市南大通2丁目1番121号（南大通りビル）
 建設年月日 昭和63年10月20日（同11月14日移転）
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階地上9階建
 延床面積（2階部分） 1,201.12㎡
 建設費（負担分） 約299,210,000円
 ※橋南西会館、その他民間テナント、マンションが入居している複合ビル

工業用水道事業

1 工業用水道事業の概要

当市の工業用水道の歴史は、昭和50年に施設建設工事に着手し、昭和51年10月1日に給水を開始した。

当時は給水事業所1社、配水能力6,360トンの規模であったが、企業誘致による用水型企業の稼働により需要水量も増加、現在は4社に供給し配水能力は15,000トンとなっている。

2 給配水の状況

区分	年度	令和4	令和5
給水事業所数(社)		4	4
計画配水能力(m ³)		20,000	20,000
現在配水能力(m ³)		15,000	15,000
契約水量(m ³)		8,600	8,650
契約率(%)		57.3	57.7
年間総配水量(m ³)		1,499,563	1,592,826
年間有収水量(m ³)		1,465,166	1,550,125
有収率(%)		97.7	97.3
一日最大配水量(m ³)		6,643	7,018
一日平均配水量(m ³)		4,108	4,352

3 工業用水道料金

(令和7年4月1日現在)

用途別	料金	契約体系	料金(1m ³ につき)		
			基本料金	特定料金	超過料金
工業用		契約水量制 最低契約水量100m ³	20.90円	20.90円	41.80円

※上記工業用水道料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む

4 施設の整備

令和7年度では、次のとおり施設の整備を予定している。

事業名	事業費(千円)	概要
施設設備更新事業	44,748	中央監視装置取替工事外

下水道事業

1 計画の概要

(1) 事業計画

ア 計画処理面積	4,852ha	カ ポンプ場	10カ所
イ 計画処理人口	154,360人	キ 計画事業費	193,515,990千円
ウ 下水管渠計画延長	1,838,995m	ク 下水排除方式	分流式一部合流式
エ 処理区	6処理区	ケ 下水管配管方式	遮集式(ポンプ排水圧送併用)
オ 終末処理場	6カ所		

2 進捗状況

種 別	事業計画	令和6年度末	進 捗 率
計画処理面積	4,852ha	4,556ha	93.9%
計画処理人口	154,360人	150,749人	97.7%
下水道管渠延長	1,838,995m	1,481,717m	80.6%

各種普及率(%)

普及率 (処理区域人口/行政人口×100)	98.6% (150,749/152,875×100)
水洗化率 (水洗化人口/処理区域人口×100)	95.8% (144,410/150,749×100)

3 下水道使用料

(1) 水量にかかるもの

(令和7年4月1日現在)

種 別	1 か 月 の 使 用 料		
	汚 水 排 除 量	使 用 料	
		処理区域	未処理区域
基本使用料	—	1,520円	656円
従量使用料 (1 m ³ につき)	8 m ³ まで	16.00円	7.00円
	8 m ³ を超え 20 m ³ まで	228.44円	99.74円
	20 m ³ を超え 50 m ³ まで	258.47円	109.40円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	299.23円	125.48円
	100 m ³ を超え 500 m ³ まで	337.84円	142.64円
	500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	363.58円	156.59円
	1,000 m ³ を超える部分	381.81円	164.09円
公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)の適用を受ける浴場については、1 m ³ につき19.31円とする。			
阿寒湖温泉地区の温泉水の 汚水に係る使用料	汚水排除量 1,000 m ³ 未満	使用料 1 m ³ につき 10.82円	
	汚水排除量 1,000 m ³ 以上	100 m ³ まで 20,345.33円 100 m ³ を超える部分は 1 m ³ につき 10.82円	

※上記の下水道使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含む

※汚水排除量は、水道の使用水量と同じとしている

※使用料の徴収は水道料金と同時に行っており、家事用は隔月もしくは毎月、業務用は毎月徴収を基本としている

※平成24年度より阿寒湖温泉地区の営業用は業務用に変更となり経過措置を設けている

(2) 水質にかかるもの

(令和7年4月1日現在)

汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量及び浮遊物質質量	使用料(税込) (1 m ³ につき)	備 考
200mgを超え 300mgまで	20.38円	この表に掲げる数値は、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に定める検定方法により検定した数値とする。
300mgを超え 400mgまで	40.76円	
400mgを超え 600mgまで	81.51円	
600mgを超え 1,000mgまで	163.02円	

4 終末処理場の建設

(1) 古川下水終末処理場

昭和54年度高級処理施設が完成したが、その後増設工事を行い、現在処理能力67,200m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市古川町7番地4

イ 敷地面積 11.71ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 3,090ha (うち釧路町579haを含む)

(イ) 人口 106,980人 (うち釧路町15,720人を含む)

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(2) 白樺下水終末処理場

海域汚濁防止を主眼として建設し、昭和56年度から供用開始し、その後増設工事を行い、現在処理能力9,525m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市益浦4丁目8番11号

イ 敷地面積 3.44ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 510ha

(イ) 人口 13,650人

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(3) 大楽毛下水終末処理場

昭和61年度から供用を開始し、その後、水処理施設の増設工事を行い、現在処理能力23,000m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市星が浦南6丁目9番27号

イ 敷地面積 12.70ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 1,426ha

(イ) 人口 44,670人

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(4) 阿寒湖畔下水終末処理場

昭和61年度から供用を開始し、その後、水処理施設の増設工事を行い、現在処理能力7,350m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市阿寒町シアンヌ7番地

イ 敷地面積 1.18ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 80ha

(イ) 人口 12,530人

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(5) 阿寒下水終末処理場

平成8年度から供用を開始し、現在処理能力900m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市阿寒町仲町1丁目16番1号

イ 敷地面積 0.68ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 167ha

(イ) 人口 2,290人

エ 処理方法 オキシデーションディッチ法

(6) 音別浄化センター

平成12年度から供用を開始し、現在処理能力960m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市音別町海光1丁目31番地

イ 敷地面積 0.98ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 158ha

(イ) 人口 1,380人

エ 処理方法 オキシデーションディッチ法

5 受益者負担金・分担金制度

公共下水道事業に係る建設費の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づき、昭和46年7月に釧路市下水道事業受益者負担金条例を制定、昭和47年度から賦課徴収を実施している。

阿寒地区、音別地区は地方自治法第224条の規定に基づきそれぞれ、平成9年度、平成13年度から受益者分担金を賦課徴収している。

負担区	単価 (円/m ²)	設 定	負担区	単価 (円/m ²)	設 定
中 央	127円31銭	昭和46. 8. 2	大 楽 毛	395円	平成5. 1. 6
北 部	362円	54. 11. 1	第2貝塚	248円	7. 3. 1
白 樺	338円	56. 12. 21	文 苑	164円	7. 3. 1
春 採	384円	59. 12. 21	大楽毛西	406円	9. 3. 17
古 川	379円	60. 12. 16	鶴 野	406円	10. 3. 16
鳥 取	393円	61. 10. 20	第2文苑	164円	16. 1. 13
貝 塚	388円	63. 11. 1	第2鶴野	182円	16. 1. 13
米 町	407円	平成元. 7. 15	第2大楽毛	245円	17. 1. 31
芦 野	149円	元. 11. 10	第3昭和	177円	18. 2. 16
昭 和	398円	2. 12. 1	桂 恋	405円	19. 3. 7
愛 国	385円	3. 11. 25			
興 津	391円	3. 11. 25	阿 寒	152円	8. 9. 30
益 浦	358円	3. 11. 25	音別(土地)	150~200円	12. 11. 10
仲 の 沢	397円	5. 1. 6	音別(建物)	50,000円 (1戸あたり)	12. 11. 10
第2昭和	177円	5. 1. 6			

6 水洗化の実績

(単位：件)

年 度	水 洗 化 件 数		
	水洗トイレ改造	新 築	合 計
令和4	20	313	333
令和5	17	266	283
令和6	22	321	343

7 水洗便所改造資金の助成制度

(1) 融資あっせん制度

処理区域内のくみ取り便所の水洗化を促進するため、トイレ1基につき60万円を限度に改造資金の融資あっせんをしている。返済は月額10,000円で60か月以内とし、金利は市が負担する。

年度	釧路地区		阿寒地区		音別地区	
	基 数	金 額	基 数	金 額	基 数	金 額
令和4	1基 (1戸)	600千円	—	—	—	—
令和5	—	—	—	—	—	—
令和6	—	—	—	—	—	—

(2) 補助金交付制度

下水道が供給開始された日から3年以内に水洗化工事をする場合、トイレ1基につき4万円の補助金を交付する。

平成29年度以降実績なし。

第19編 教育委員会
(学校教育部)

総務課

1 教育委員

役職名	氏 名	就任年月日	役職名	氏 名	就任年月日
委 員	山 口 隆	平成21. 10. 29	委 員	小 出 美貴子	平成28. 11. 19
委 員	糸 山 彩 子	令和 4. 10. 29	委 員	大 山 稔 彦	令和 5. 10. 29
教育長	岡 部 義 孝	平成29. 10. 29			

2 教育委員会召集及び経過（令和 6 年 1 月～令和 6 年12月）

回数	会 議 案				結 果				
	議 案	報 告	選 挙	計	可 決	継 続	報告完了	選挙完了	計
21	78	85	0	163	78	0	85	0	163

3 規則等の公布状況（令和 6 年）

区 分	制 定	廃 止	一 部 改 正	計
規 則	0	0	5	5
訓 令	0	0	5	5
計	0	0	10	10

4 市立小・中学校及び高等学校施設一覧

区分 学校名	児童生徒数 (人)		学級数 (学級)		校舎 (㎡)			
		うち特支		うち特支	計	鉄 筋	鉄 骨	木 造
釧路小学校	221	38	13	6	6,002	5,961	－	41
中央小学校	118	16	11	5	5,454	5,454	－	－
城山小学校	91	14	9	3	6,591	6,533	23	35
湖畔小学校	336	31	18	6	5,497	5,497	－	－
桜が丘小学校	211	25	12	6	5,933	5,849	－	84
鳥取小学校	289	28	16	5	6,733	6,689	－	44
共栄小学校	251	31	14	6	6,787	6,755	－	32
青葉小学校	290	34	20	8	6,005	5,966	－	39
朝陽小学校	135	21	9	3	4,639	4,534	15	90
光陽小学校	202	17	11	4	4,073	4,040	33	－
大楽毛小学校	134	22	11	5	4,897	4,865	32	－
清明小学校	335	27	18	6	5,173	5,173	－	－
東雲小学校	91	26	12	6	3,845	3,787	－	58
新陽小学校	69	11	9	3	3,413	3,381	－	32
山花小学校	9	－	2	－	984	778	－	206
愛国小学校	534	42	27	9	5,811	5,427	340	44
鳥取西小学校	398	52	21	9	5,554	5,509	－	45
武佐小学校	77	7	8	2	5,226	5,172	－	54
美原小学校	187	23	11	4	5,929	5,875	54	－
昭和小学校	642	62	29	10	4,937	4,690	233	14
興津小学校	110	21	10	4	5,515	5,476	－	39
鶴野小学校	393	40	21	8	5,347	5,305	－	42
芦野小学校	301	33	17	5	6,810	6,723	－	87
阿寒小学校	59	9	7	2	3,404	3,283	121	－
音別小学校	31	4	5	2	3,591	3,524	49	18
計 (25校)	5,514	634	341	127	128,150	126,246	900	1,004

※児童生徒数及び学級数は、令和7年5月1日現在

※施設の状況については、令和6年度施設台帳より

屋内運動場 (㎡)				建 築 年 月	耐震性	備 考
計	鉄 筋	鉄 骨	木 造			
1,253	1,253	-	-	H24. 11	有	
1,277	1,277	-	-	H23. 3	有	
865	-	865	-	S42. 12	有	H27. 3 耐震化済
1,269	1,269	-	-	H22. 3	有	
956	-	956	-	S52. 6	有	H27. 3 耐震化済
981	10	971	-	S55. 8	有	H28. 3 耐震化済
980	26	954	-	S56. 6	有	H28. 3 耐震化済
981	27	954	-	S60. 6	有	
1,092	1,092	-	-	H 1 . 12	有	
1,092	1,092	-	-	H 6 . 1	有	
1,083	1,083	-	-	H 5 . 12	有	
1,214	1,214	-	-	H 4 . 3	有	
910	157	-	753	H16. 3	有	
825	825	-	-	H 5 . 2	有	
209	-	209	-	S50. 10	有	H28. 3 耐震化済
864	-	864	-	S46. 3	有	H12. 10耐震化済
904	114	790	-	S48. 12	有	H19. 3 耐震化済
964	-	964	-	S53. 3	有	H28. 3 耐震化済
960	-	960	-	S54. 2	有	H28. 3 耐震化済
981	-	981	-	S54. 4	有	H28. 3 耐震化済
981	15	966	-	S55. 4	有	H28. 3 耐震化済
984	23	961	-	S56. 4	有	H28. 3 耐震化済
1,248	1,248	-	-	H 1 . 3	有	
890	890	-	-	H21. 1	有	
628	-	628	-	S52. 8	有	H11. 8 耐震化済
24,391	11,615	12,023	753			

学校名	区分	児童生徒数（人）		学級数（学級）		校舎（㎡）			
			うち特支		うち特支	計	鉄 筋	鉄 骨	木 造
幣 舞 中 学 校		214	26	10	4	6,448	6,421	27	－
北 中 学 校		176	20	10	4	6,990	6,964	8	18
春 採 中 学 校		189	15	10	4	7,056	6,775	232	49
鳥 取 中 学 校		542	28	19	4	6,797	6,730	38	29
共 栄 中 学 校		273	17	13	4	6,102	6,063	－	39
景 雲 中 学 校		484	27	19	5	7,627	7,548	－	79
青 陵 中 学 校		366	28	14	4	6,111	6,033	－	78
山 花 中 学 校		12	－	2	－	668	668	－	－
大 楽 毛 中 学 校		106	21	7	4	5,102	5,063	－	39
桜 が 丘 中 学 校		107	20	8	5	6,183	6,148	－	35
美 原 中 学 校		143	21	9	4	6,176	6,103	－	73
鳥 取 西 中 学 校		490	35	19	5	5,641	5,609	－	32
阿 寒 中 学 校		33	8	5	2	3,356	3,307	－	49
音 別 中 学 校		16	3	4	1	2,485	2,408	－	77
計（14校）		3,151	269	149	50	76,742	75,840	305	597
阿寒湖義務教育学校		61	5	10	2	3,772	3,706	－	66
計（1校）		61	5	10	2	3,772	3,706	－	66
北 陽 高 等 学 校		592	－	15	－	9,410	9,361	49	－
計（1校）		592	－	15	－	9,410	9,361	49	－

※児童生徒数及び学級数は、令和7年5月1日現在

※施設の状況については、令和6年度施設台帳より

屋内運動場 (㎡)				建 築 年 月	耐震性	備 考
計	鉄 筋	鉄 骨	木 造			
1,024	1,024	-	-	S59. 6	有	
1,294	1,294	-	-	S46. 12	有	H14. 12耐震化済
1,209	-	1,209	-	S42. 12	有	H27. 3 耐震化済
1,487	1,487	-	-	S46. 12	有	H27. 3 耐震化済
1,050	24	1,026	-	S61. 6	有	
1,509	1,509	-	-	H10. 2	有	
1,358	1,358	-	-	H 3. 2	有	
385	-	385	-	S50. 10	有	H28. 3 耐震化済
1,008	-	1,008	-	S53. 4	有	H28. 3 耐震化済
1,301	-	1,301	-	S54. 4	有	H28. 3 耐震化済
1,027	-	1,027	-	S57. 3	有	H28. 3 耐震化済
1,030	30	1,000	-	S58. 4	有	
1,170	-	1,170	-	S62. 10	有	
869	25	844	-	S54. 11	有	H14. 12耐震化済
15,721	6,751	8,970	-			
1,206	1,206	-	-	R 3. 1	有	
1,206	1,206	-	-			
1,663	28	1,635	-	S61. 3	有	
1,663	28	1,635	-			

学 校 教 育 課

1 市立学校の概要

(令和7年5月1日現在 単位：校、学級、人)

区分	学校数	学級数	児童・生徒数	教職員数
小 学 校	26	348	5,555	597 (31)
中 学 校	15	152	3,171	332 (17)
高等学校	1	15	592	51 (6)
計	42	515	9,318	980 (54)

※（ ）内は事務職員及び栄養教諭で内数

※小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程を含む。

2 児童・生徒数の増減

(各年5月1日現在 単位：人、学級)

区分	学校	小 学 校			中 学 校		
		令和7	令和6	令和5	令和7	令和6	令和5
児童・生徒数		5,555	5,746	6,132	3,171	3,294	3,344
学 級 数		348	351	366	152	156	150

※小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程を含む。

3 市立高等学校入学料等

入 学 料	授業料 (月額)	入学検定料	証明書交付手数料
5,650円	9,900円	2,200円	1通につき 460円

※「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の一部改正により、平成26年度新入生より授業料を徴収

4 奨学金制度

経済的理由により就学困難な者に対して、次のとおり無利子で就学資金の貸付を実施している。

(1) 新市条例による貸与月額 (貸与者数) および償還期限

	高等学校	高等専門学校	専修学校	大 学
令和7年度	12,000円 (2名)	15,000円 (0名)	30,000円 (2名)	30,000円 (36名)
令和6年度	12,000円 (1名)	15,000円 (1名)	30,000円 (7名)	30,000円 (38名)
償還期限	卒業または廃止の翌年から10年以内の年度割			

※平成18年度より新市条例による貸与、平成19年度より貸与月額変更

5 私学振興事業

対 象	補助事業名	補助金額 (千円)	内 容
高 校 短 大	設備充実助成金	3,808	高校1校
専 修	設備充実助成金 運営助成費	512 64	1校 私立専修学校連合会に助成

6 教材設備充実状況

(単位：千円)

区分 \ 年度		令和 5	令和 6
小 学 校	一 般 教 材	26,000	25,073
	理 科 教 材	1,925	1,943
	図 書 教 材	6,745	6,914
	コンピューター教材	0	87
中 学 校	一 般 教 材	20,032	19,723
	理 科 教 材	2,029	1,819
	図 書 教 材	4,731	4,932
	コンピューター教材	5	10

※理科教材については令和 6 年度より国庫補助対象分のみ計上、国庫補助対象外のものは一般教材に含めている

7 学校給食の概要

- (1) 小学校 給食センター方式（受配校） 25校
 (2) 中学校 給食センター方式（受配校） 14校
 (3) 義務教育学校 1校
 (4) 給食費

（令和7年4月1日現在）

区 分	小 学 校	中 学 校
給食回数 （給食費）	■釧路地区 普通学級 1・6年 190回（57,950円） 2～4年 196回（59,780円） 5年 194回（59,170円） 山花小学校 1年 187回（57,035円） 2～4年 192回（58,560円） 5年 188回（57,340円） 6年 186回（56,730円） 特別支援学級 1・6年 189回（57,645円） 2～4年 195回（59,475円） 5年 193回（58,865円） ■阿寒地区 普通学級・特別支援学級 1・6年 190回（57,950円） 2～4年 196回（59,780円） 5年 194回（59,170円） 義務教育学校 普通学級・特別支援学級 1年 190回（57,950円） 2～4年 196回（59,780円） 5・6年 194回（59,170円） ■音別地区 普通学級・特別支援学級 1年 193回（58,865円） 2～5年 197回（60,085円） 6年 194回（59,170円）	■釧路地区 普通学級 1・2年 191回（69,524円） 3年 181回（65,884円） 山花中学校 1年 191回（69,524円） 2年 188回（68,432円） 3年 184回（66,976円） 特別支援学級 1・2年 190回（69,160円） 3年 180回（65,520円） ■阿寒地区 普通学級・特別支援学級 1・2年 191回（69,524円） 3年 181回（65,884円） 義務教育学校 普通学級・特別支援学級 7・8年 191回（69,524円） 9年 181回（65,884円） ■音別地区 普通学級・特別支援学級 1・2年 197回（71,708円） 3年 186回（67,704円）
1食当たり単価	305円	364円

※令和7年度より釧路市学校給食センターから市内すべての小中学校等に対し、同じ献立を提供することから、給食費を統一した。

令和6年度最も安価であった地区の給食費に合わせるための補助を行い、併せて、国の物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰分の補助を行うことにより、保護者の負担の軽減を図っている。

(5) 給食センターの概要

(令和7年4月1日現在)

名 称	釧路市学校給食センター
所 在 地	貝塚3丁目7番22号
敷 地 面 積	18,515.90 m ²
建 物 の 構 造 及 び 延 べ 面 積	鉄筋コンクリート造2階建 4,320.97 m ²
総 工 費	4,316,081千円
開 設	令和7年4月
調 理 能 力	11,000食/日

(6) 学校給食会の概要

ア 事業内容 学校給食に必要な物資の共同購入、保護者が納入する学校給食費の統括・運用、学校給食に関する啓発及び調査研究

イ 構 成 市立小中学校長及び父母代表

ウ 令和6年度学校給食会運営費（釧路市補助金） 34,612千円

学 校 指 導 課

1 学校教育に関すること

(1) 令和6年度事業概要

ア 釧路市教育推進基本計画

生きる力を支える学力や体力・運動能力の向上、いじめ・不登校問題をはじめとする教育課題の克服に向けて具体的な達成目標を設定するとともに、学校・家庭・地域相互の連携・協力を図り、本市の教育理念や教育目標を踏まえた各種施策を着実に推進するため令和5年3月に策定した同計画に基づく教育施策を実施する。

イ 「釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例」

釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するために議員提案により提出され、平成25年1月1日に公布施行された。

ウ 確かな学力向上推進事業

学習意欲の向上や学習習慣の確立を通して、基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、それらを活用できる力を高める。

(ア) 教育大学及び公立大学との連携により中学校の放課後学習や長期休業中の補充的な学習サポートを実施する。

(イ) 北海道教育委員会配信問題（チャレンジテスト）等を積極的に活用する。

(ウ) 支援員派遣による「放課後学習サポート」を実施し、各小学校で行う補充的な学習を支援する。

(エ) 学校改善プランの授業づくりの観点から、わかりやすい授業の取組として一人一台端末を活用した授業研究及び実践を実施する。

エ 学力の到達度調査事業

全市的な基礎学力の到達度を把握・分析し、学力向上への効果的な改善を図る。

(ア) 到達度把握のための標準学力検査を実施する。

(イ) 学力向上推進委員会を開催し、学力向上に関する教育施策の成果と課題を検証する。

オ 土曜日を活用した教育活動

地域に開かれた学校づくりを一層進める観点から、学校行事や授業を公開するなど、保護者や住民が参加しやすい土曜日を活用した教育活動の実施を全ての小中学校で実施する。

カ いじめ・非行対策の充実（いじめ防止総合対策事業）

(ア) 「釧路市いじめ防止対策委員会」の開催

(イ) 「いじめ解決サポートチーム」による支援

(ウ) Q-U、アセスの実施及び早期発見に生かす実態把握

(エ) スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施

(オ) 「いじめカットライン」を含む教育相談活動

(カ) いじめ・非行防止強化月間の取組

(キ) ネットモラルに関する研修講座

(ク) 生徒指導・いじめ問題等担当加配教員との連携

(ケ) 子どもの健全育成サポートシステムの効果的な運用

キ 不登校対策の充実

(ア) 令和5年度からは釧路市教育支援センター「まなびや（学び舎）城山、まなびや（学び舎）鳥取」の運営。

(イ) スクールカウンセラーの派遣や釧路市ファミリーサポーターの活用及び、児童相談所、医療機関等の関係機関と学校との連携の強化

(ウ) 教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術・豊富な経験を持つスクールソーシャルワーカー

カーを配置し、関係機関と連携したサポートチーム体制により、不登校等の問題を抱える児童生徒及びその保護者や家庭を含めた生活環境について幅広く手厚い支援を行う。

- (エ) こども支援課及びこども家庭支援センターと連携した不登校対策プログラムの実施
- (オ) 学校適応指導に関する学校訪問の実施（不登校調査結果の活用）
- (カ) 学校への不登校関係資料の配布及び情報提供
- (キ) 中学生を対象とした「学びの多様化学校」について令和８年度開校に向け準備を行う。

ク 特別支援学級の設置運営

小・中学校別学級・児童生徒数

（令和７年４月１日現在 単位：学級、人）

区 分	知 的	情 緒	言 語	難 聴	肢 体	弱 視	病虚弱	計
小学校	36 (182)	65 (429)	11 (14)	2 (2)	5 (5)	0 (0)	6 (8)	125 (640)
中学校	18 (110)	26 (154)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	49 (269)
計	54 (292)	91 (583)	11 (14)	2 (2)	8 (8)	0 (0)	8 (10)	174 (909)

※小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程を含む

ケ コミュニティ・スクール活用推進事業

保護者・地域が学校運営等に関わるコミュニティ・スクールの導入促進及び充実・改善に関する調査研究

コ 防災教育の推進

大地震や津波等の自然災害に際して、安全・迅速に避難行動がとれるよう防災意識を高める取組を推進するとともに、体験的な学習モデルの提示や防災をテーマとした教職員研修を通じ、防災教育の充実を図る。

サ 地域見守り安全マップ

「地域見守り安全マップ」は、子どもたちの安全確保のため、各学校において「安全マップ」を作成し、地域全体でも活用しながら、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの見守りを行っている。

シ 学校への教育指導

(ア) 学校訪問指導

学校が授業研究を基本にして研修を深め、授業改善、指導方法等の工夫改善を図るための指導助言及び情報提供

- (イ) 「早寝、早起き、朝ごはん」等、基本的生活習慣の確立に向けた指導助言
- (ロ) 「家庭学習の手引き」の発行等、家庭学習習慣の確立に向けた支援
- (ハ) 研究指定校への指導助言
- (ニ) 各種研究大会への指導助言
- (ホ) 教育改革の動向や釧路市教育行政の推進事項についての情報提供

ス 研修事業への支援

- (ア) 研究指定団体事業及び授業実践指定団体事業への協力（市教委指定団体４団体）

セ 外国人外国語指導助手派遣事業

- (ア) 小学校（各校８～４１日派遣）
- (イ) 中学校（各校１３～４５日派遣、まなびやへ派遣）
- (ロ) 北陽高等学校（Ｒ４．８月より専属配置）
- (ハ) 幼稚園（各園２回程度派遣）

ソ 他団体及び各部局との関連事業

- (ア) 釧路市生徒指導推進協議会事務局業務の推進（生徒指導推進協だよりの発行等）
- (イ) 釧路市教育支援委員会との連携
- (ロ) 子どもの健全育成に関して、こども保健部との連携強化

タ 教育情報の収集、提供

(ア) 教育局、管内指導主事会議、管内教育委員会との連携による教育情報の収集

(イ) 「釧路市の教育」の発行

(ウ) 特色ある教育活動の情報収集

(2) 令和7年度研究指定校公開研究会及び全国・全道大会

ア 研究指定校公開研究会

指定別	学 校 名	研究分野	研 究 主 題	年度	研究発表会
市教委	大楽毛小学校	全教科	自ら学びを広げることができる子供の育成 ～学ぶ意味を感じられる場面を設定した授業実践を通して～	令和6 ～令和7	令和7年 10月30日 (木)
市教委	大楽毛中学校	全教科			

イ 全国・全道研究発表大会

大 会 名	期 日	会 場
第34回北海道生活科・総合的な学習教育研究大会釧路大会	10月3日（金）・4日（土）	附属釧路義務前期 真龍小学校 別保小学校 まなぼつと幣舞
第72回北海道学校保健・安全研究大会釧路大会	10月 26日（日）	まなぼつと幣舞
第72回北海道小学校理科教育研究大会釧路大会	11月 7日（金）	鶴野小学校

(3) 教育研究センター

ア 令和7年度事業概要

(ア) 調査・研究 ～ 学習指導・開発研究グループ、子ども支援研究グループ、郷土読本・地域学習研究グループ

(イ) 研修講座 ～ 研修講座17回、教育講演会1回

(ウ) 視聴覚教育 ～ タブレット端末等 I C T機器の効果的な利活用

(エ) 教育情報の収集・整理・提供 ～ 教育研究、研修の情報提供、所報の発行

2 家庭教育・地域の教育力に関すること

(1) 家庭教育の支援

ア 家庭教育の支援

「釧路市家庭教育支援チーム」を組織し、小中学校の P T A の他、就学前の保護者や地域で活動する団体などに対して、家庭の実情に即した共通の課題に関する講座等を実施する。

イ 家庭教育啓発資料の作成・配布

市内各小学校の新入学児童保護者説明会において、家庭教育の重要性や心の教育の必要性についてリーフレットを作成し、啓発する。

ウ 「くしろっ子 共に育てる 10か条」

子どもたちを地域全体で共に育てていくために大切にしたい合言葉として、釧路市 P T A 連合会と協議して作成。家庭教育講座等の様々な機会を活用して普及を図る。

(2) 地域の教育力の向上

ア 学校支援ボランティアの実施

学校・家庭・地域が連携して、地域をあげて子どもたちの健やかな成長を図ることを目的に、保護者・地域住民等がボランティアとして学校の教育活動を支援する。

イ 釧路市地域学校協働本部事業の実施

地域住民等が、各学校や教育委員会が実施する教育活動等について、ボランティアとして円滑に

参画するために必要な調整を行う地域学校協働活動推進員を配置し、学校・家庭・地域の一層の連携を推進する。

3 青少年の健全育成に関すること

(1) 青少年の健全育成と非行防止対策の推進

学校・家庭・地域・行政が一体となった各種事業の実践を通じ、青少年の健全育成を推進する。

ア 釧路市青少年問題協議会

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について、必要な事項を審議し、これら施策の適切な実施を図るとともに、関係行政機関の連絡調整を行う。（関係行政機関の職員及び学識経験者にて構成）

イ 釧路市健全育成連絡会議

学校を中核とした各地域の情報交換及び地域主導の健全育成事業の実施により、青少年の健全育成を市民ぐるみで推進する。（市内小・中34校区（阿寒・音別地域を除く）の健全育成組織で構成）

ウ 阿寒町青少年健全育成連絡会議及び音別町青少年健全育成推進協議会

青少年の健全育成における活動計画、指導助言及び研修、各種団体の連絡調整を行う。（青少年育成団体及び関係機関にて構成）

エ 青少年育成センター

(ア) 補導活動

青少年の規範意識の醸成と非行の未然防止に向け、大型商業施設内や周辺の遊技施設等のほか、市内各地区の遊技施設や学校周辺、通学路、公園、繁華街の街頭など、特別補導員会や学校補導協会、警察等関係機関・団体と連携を図りながら巡視活動を実施する。

(イ) 釧路市ファミリーサポート事業

非行や不登校など、学校・家庭生活に関して、問題や悩みを抱える子どもとその保護者に対し、釧路市教育委員会が委嘱するファミリーサポーターが、学校等関係機関と連携しながら家庭訪問をするなど、継続的な支援に向けて様々な取組を行っている。

(ウ) 「こども110番の家」及び「こども110番の店」

子どもが不審者等から逃れるため助けを求めてきた場合に、全家庭が「こども110番の家」として、また、コンビニエンスストアや店舗・事業所等が「こども110番の店」（ステッカー掲示）として、それぞれ一時的な緊急避難場所となり、110番通報するなど、子どもの安全を確保していただくための周知・啓発などの取組を行う。

(エ) 有害環境浄化活動

北海道青少年健全育成条例に基づき、書店・コンビニエンスストア・レンタルビデオ店等に対する有害図書類の販売等に関する実態調査・指導や深夜の遊技場（カラオケボックス・ゲームセンター等）興行に関する実態調査・指導のほか、携帯電話販売業者等に対してもフィルタリングに関する説明や年齢確認の調査・指導など、青少年に対する有害な環境の浄化に向けた活動を実施する。

(2) 青少年教育活動の推進

ア 少年の主張釧路市大会

市内各中学校・義務教育学校及び特別支援学校中学部の代表者19人が、日常生活における心からの思いや考え、感銘を受けたことなどを発表する。代表1名を釧路総合振興局地区大会へ推薦する。

イ 青少年交流事業

姉妹・友好都市等他都市からの研修による青少年の来釧に伴い、市内青少年と交流を行う。

ウ 地域子ども会等青少年団体活動への支援

子どもの健全育成に資する活動を推進することができるよう協力、助成を行う。

エ 社会を明るくする運動

全ての国民が犯罪や非行防止と罪を犯した人たちの更生に関する理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動（法務省主唱）

として、強調月間(7月)中において、市民の理解と協力を得られるよう街頭啓発や街頭放送等を実施する。

(3) キャリア教育の推進

ア 「チャイルド1DAY・仕事一日体験」

地元の商店街などで児童生徒が直接働く人と接することにより、学校生活や将来の職業選択に役立つ貴重な経験を得ることを目的として実施する。

イ 職場体験活動の取組の充実

学校におけるキャリア教育の充実を支援するため、地域企業等との連携により、職場体験活動の受入事業所の登録を進める。

ウ 外部講師一覧「コネクト」の作成

キャリア教育とふるさと教育の一体的な充実を目指し、各学校が多様な事業所や地域人材とつながるためのポータルサイトの作成。

第20編 教育委員会
(生涯学習部)

生涯学習課

1 市民学園講座

生涯学習機会の提供と芸術文化の振興を図るため、生涯学習センター等において各種講座を開催している。

(1) ライフステージ講座

ア 子育て対象

子育て応援プログラム：乳幼児を持つ家庭等のための講座（15回）

イ 子ども対象

わくわく体験隊：4～6年生を対象とした体験学習講座（11回）

子どもチャレンジ：夏・冬休み期間を中心に行う体験や工作の講座（5回）

ウ 高齢者対象

わくわくセカンドライフ：陶芸、料理、健康、仲間づくりのための講座等（19回）

エ 女性対象

いきいき女性講座：手芸、料理、健康、仲間づくりのための講座等（17回）

オ 釧路学講座

釧路学教養講座：道東地方の自然・歴史をテーマとした体験学習講座（13回）

カ ライフアップ講座

ライフアップ講座：釧路の歴史・産業・自然・食・観光等を手軽に学ぶ講座（9回）

(2) くしろ市民大学

教育機関、関係団体、企業と連携し、市民としての意識を高揚させ、学習成果をまちづくりへ活用することを念頭に置いた、幅広いテーマの講座（12回）

(3) 共催事業

高等教育機関・専門研究機関・各種団体・関係官庁・庁内等と連携した講座、事業の開催

2 学習情報提供

- (1) 「広報くしろ」等各種媒体の活用
- (2) 釧路市生涯学習ハンドブックの活用
- (3) 釧路市生涯学習人材バンク制度の活用
- (4) 釧路市生涯学習まちづくり出前講座の実施

3 社会教育の推進

(1) 釧路市社会教育推進計画の推進

本市における社会教育行政の指針である釧路市社会教育推進計画の進行管理を行う。

(2) 釧路市社会教育委員

社会教育に関する諸計画の立案を行い、定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるとともに、そのための研究・調査を行う組織として、20名以内の学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者で構成し、定例会議を年2回、釧路市社会教育推進計画評価会議を年1回開催している。

(3) 釧路市社会教育施設等運営審議会

社会教育施設等の管理運営に関する諸事項を審議するため、15人以内の学識経験者で審議会を構成し、定例会議を年2回開催している。

4 社会教育事業

(1) くしろ20歳のつどい

新しく20歳になる若者の集いを開催している。

ア 2025「くしろ20歳のつどい」

- (ア) 日 時 令和7年1月12日 午後2時～
 (イ) 場 所 コーチャンフォー釧路文化ホール（釧路市民文化会館）
 (ウ) 該当者 総数1,022人

5 釧路市文化芸術振興計画の推進

本市における文化芸術振興の指針である釧路市文化芸術振興計画の進行管理を行う。

6 釧路市子ども読書活動推進計画の推進

本市における子ども読書活動の指針である釧路市子ども読書活動推進計画の進行管理を行う。

7 釧路市文化賞・文化奨励賞

本市の芸術（音楽、文学、美術、芸能）、科学（自然科学、人文科学）の各分野において、その発展に著しく貢献した個人または団体を顕彰している。毎年自薦、他薦のあった者を文化賞審議会に諮り、その結果に基づき教育委員会が受賞者を決定する。

これまでの受賞者数は、文化賞が55名、13団体、文化奨励賞が47名、24団体となっている。

◎近年の受賞者

年 度	釧 路 市 文 化 賞	釧 路 市 文 化 奨 励 賞
令和4	北畠 立朴（芸術～文学研究）	石田 憲一（芸術～音楽） 釧路市民吹奏楽団（芸術～音楽）
令和5	該 当 な し	釧路交響楽団（芸術～音楽）
令和6	佐藤 宥紹（芸術～郷土史研究） 故 柏崎 敏一（芸術～美術）	該 当 な し

8 基金

(1) 釧路市文化振興基金

市民文化及び社会教育の育成向上並びに社会教育施設の整備充実を図るため設置されている。

令和7年3月末現在、基金の元金は7,943千円。

(2) 釧路市図書館資料整備基金

図書館資料の整備及び充実を図るため設置されている。

令和7年3月末現在、基金の元金は11,716千円。

9 釧路市文化振興条例による助成

文化振興条例により、本市の文化及び社会教育の振興に寄与する文化活動を行う団体及び個人等に対し助成を行い、市民文化及び社会教育の育成と向上を図っている。

助成金を交付することができるのは次のような場合である。

- (1) 本市の文化及び社会教育の振興に著しく寄与すると認められる発表会、講演会、展覧会及び展示会（以下「発表会等」という）を開催するとき、又は出版物の刊行をするとき。
- (2) 市内で全道的な規模以上の発表会等を開催するとき。
- (3) 全市的な規模で総合的な発表会等を開催するとき。
- (4) 全市的な規模で児童生徒の発表会等を開催するとき。
- (5) 児童生徒が予選等を経て、全道的な規模以上の発表会等に出場するとき。
- (6) その他教育委員会が文化及び社会教育の振興のため特に意義があると認めた発表会等、研修会若しくは会議を開催し、又はこれらに出場し、若しくは参加するとき。

10 地域史料

- (1) 地域史料の収集と保存
恒常的に地域史料の収集と保存をし、将来の市史編さん事業の活用に備えている。
- (2) 地域史料調査研究専門委員会
史料の収集・保存・研究、釧路市史の調査・研究、出版物の編さんについて市内在住の学識経験者による専門委員に意見を伺いながら、地域史研究の充実を図っている。
- (3) 太平洋炭砒資料の保存
太平洋炭砒82年の歩みを紹介する写真・文献・労働組合資料などを釧路市中央図書館にて保存している。
- (4) 地域史料の活用と刊行物の発刊
 - ア 釧路叢書の刊行
釧路叢書は、釧路市周辺の自然科学、社会科学、文化、産業の各分野にわたる学術的、史的資料を収集整理し、体系的に読者に提供すべく昭和35年から刊行しており、これまでに41巻と別冊2巻を刊行している。
 - イ 釧路新書の刊行
釧路新書は釧路地域に関するテーマをより平易に、親しみやすい内容表現で読者に提供しようとする目的をもって昭和52年度より刊行を始めたものである。これまでに35巻、別冊1巻を刊行している。

11 釧路市交流プラザさいわい

釧路市交流プラザさいわいは、市民の学習活動を奨励し、文化、教養及び福祉の向上を図るとともに、男女が共に参画する社会の形成に寄与することを目的として設置されている。

- (1) 施設の概要
 - ア 所在地 釧路市幸町9丁目1番地
 - イ 開設年月日 平成13年4月1日（旧福祉会館 昭和46年7月、旧婦人会館 昭和54年4月開館）
 - ウ 主な施設 会議室、大ホール、小ホール、多目的ホール、和室、音楽室、料理教室、華道室、茶道室、遊戯室、絵画室、彫塑室
- (2) 施設の管理運営 平成18年4月1日から指定管理者制度を導入（耐震改修等の期間を除く。）
- (3) 年度別利用状況

年 度	令和4	令和5	令和6
件 数	6,156件	6,924件	6,498件
人 数	60,218人	79,082人	70,067人

12 釧路市民文化会館

釧路市民文化会館は、市民の文化活動などの発表の場を提供するとともに、優れた文化、芸術等の鑑賞の機会を設け、市民文化の向上に資することを目的に設置され、講演会、コンサート、展示会、式典等に利用されている。

- (1) 施設の概要
 - ア 所在地 釧路市治水町12番10号
 - イ 開館年月日 昭和54年11月3日
 - ウ 主な施設 大ホール、小ホール、楽屋、展示ホール、喫茶食堂、売店、練習室、会議室

※平成30年9月に株式会社リアブルが施設命名権（ネーミングライツ）を取得。（令和4年4月契約更新）
- (2) 施設の管理運営 平成18年4月1日から指定管理者制度を導入
- (3) 年度別利用状況

年 度	令和4	令和5	令和6
件 数	1,450件	1,511件	1,525件
人 数	88,638人	107,837人	105,587人

13 釧路市生涯学習センター

釧路市生涯学習センター「まなぼつと幣舞」は、生涯学習のための複合施設で、市民の様々な学習文化活動など生涯学習の場として利用できるほか、生涯学習に関する情報の提供や相談も受け付けている。また、多様な機能を活用した展示会、各種コンサート、各種講座や展示会等、市民団体の発表の場として利用されるほか、国内外の優れた芸術家を招聘した舞台芸術、コンサート等、芸術鑑賞事業等が開催されている。

(1) 施設の概要

- ア 所在地 釧路市幣舞町4番28号
 イ 開館年月日 平成4年11月1日
 ウ 主な施設 大ホール、楽屋、リハーサル室、市民展示ホール、多目的ホール、学習室、会議室、和室、茶室、工芸・音楽・アート・クッキングスタジオ、ハイビジョンシアター

(2) 施設の管理運営 平成18年4月1日から指定管理者制度を導入

(3) 年度別利用状況

年 度	令和4	令和5	令和6
件 数	5,038件	5,387件	5,184件
人 数	119,094人	136,951人	135,060人

※釧路市立美術館利用者数を含まない。

14 釧路市立美術館

平成12年度より釧路市生涯学習センター内のアートギャラリーを「釧路市立美術館」に変更し、美術作品の鑑賞機会の提供・普及を目的として展覧会を開催している。

特別展をはじめ、市所蔵作品を中心としたコレクション展や、地元作家による釧路郷土作家展など、年間を通して展覧会を開催できるよう企画し、鑑賞機会の充実を図っている。

(1) 展覧会事業

- ア 特別展「コレクションが会える道東」 令和6年4月27日～6月16日
 イ 特別展「奇跡のシールアート 大村雪乃の世界」 令和6年6月29日～8月18日
 ウ 特別展「原田治展「かわいい」の発見」 令和6年8月31日～10月27日
 エ ミニ企画展「歌う指先－磯優子展」 令和6年11月9日～12月15日
 オ コレクション展「みつめる・まなざし」 令和7年1月4日～2月16日
 カ コレクション展「かわたれ時→たそがれ時」 令和7年2月22日～3月30日
 キ 第98回道展第68回釧路移動展 令和6年11月26日～12月1日
 ク 第72回釧路郷土作家展（前期：美術） 令和7年3月1日～3月9日
 ケ 第72回釧路郷土作家展（後期：書道・写真） 令和7年3月15日～3月23日

(2) 展覧会関連事業

- ア 講演会、作品解説、作品講評、ワークショップ
 イ 図録の出版

(3) 年度別実施結果

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	特別展	コレクション展	その他	特別展	コレクション展	その他	特別展	コレクション展	その他
件 数	3件	3件	3件	3件	4件	3件	3件	3件	3件
人 数	22,937人	1,943人	2,561人	9,488人	2,777人	2,486人	14,516人	2,826人	2,457人
(合計)	(27,441人)			(14,751人)			(19,799人)		

(4) 連携・協力

ア アートギャラリー協力会事業

市で主催する展覧会や関連事業の開催協力並びに研修旅行等の各種事業を行っており、個人・法人会員により構成されている。また、道立釧路芸術館で開催される特別展も鑑賞の対象になっており、鑑賞機会の充実を図っている。

15 図書館

図書館のサービスは、本館と分館（釧路市西部地区図書館、釧路市東部地区図書館、釧路市中部地区図書館、音別町ふれあい図書館）、分室（阿寒町公民館図書室）、図書館バス2台で行っており、図書の貸出・返却は、これらのどこからでも行える。

また、平成19年度から図書館運営システムがインターネットに接続されたことにより、図書館ホームページ上で蔵書の検索、予約などを行うことができるようになった。

このほか、資料の調査・相談に応じるレファレンスサービスや読書普及活動事業として、「読み聞かせ」「ブックトーク」などを本館、分館、分室、学校などで行っている。

なお、名称を釧路市中央図書館と改め、文学館を併設した新図書館が平成30年2月3日に開館した。減震装置付書架の導入をはじめとする利用者の安全安心の確保、ＩＣタグ、自動貸出機の導入による利用者の利便性の向上など、充実した図書館サービスを提供することで、更なる市民サービスの向上を図っている。

(1) 釧路市中央図書館（本館）

- ア 所在地 釧路市北大通10丁目2番地（新釧路道銀ビル内3～7階）
- イ 開館年月日 平成30年2月3日
- ウ 施設の管理運営 平成29年4月1日から現指定管理者による管理運営（市立釧路図書館から継続）

(2) 釧路市西部地区図書館（分館）

- ア 所在地 釧路市鳥取北8丁目3番10号
- イ 開館年月日 平成2年8月1日
- ウ 施設の管理運営 平成29年4月1日から本館指定管理者による管理運営を開始

(3) 釧路市東部地区図書館（分館）

- ア 所在地 釧路市益浦1丁目20番20号
- イ 開館年月日 平成5年10月1日
- ウ 施設の管理運営 平成29年4月1日から本館指定管理者による管理運営を開始

(4) 釧路市中部地区図書館（分館）

- ア 所在地 釧路市愛国191番地5511
- イ 開館年月日 平成12年8月1日
- ウ 施設の管理運営 平成29年4月1日から本館指定管理者による管理運営を開始

(5) 音別町ふれあい図書館（分館）

- ア 所在地 釧路市音別町朝日2丁目81番地
- イ 開館年月日 平成4年7月1日

(6) 阿寒町公民館図書室（分室）

- ア 所在地 釧路市阿寒町中央2丁目4番1号
- イ 開館年月日 昭和62年3月25日

(7) 釧路文学館

- ア 所在地 釧路市北大通10丁目2番地（釧路市中央図書館内）
- イ 開館年月日 平成30年2月3日
- ウ 施設の管理運営 本館指定管理者による管理運営

(8) 図書館利用状況

ア 蔵書数（冊）

区 分	本館	西部	東部	中部	音別	阿寒	合 計
令和4年度	355,310	57,613	51,473	56,508	31,320	58,559	610,783
令和5年度	363,123	57,714	51,563	56,100	31,196	58,897	618,593
令和6年度	369,255	57,418	51,914	55,601	31,135	58,452	623,775

イ 利用者数（人）

区 分	本館	西部	東部	中部	音別	阿寒	合 計
令和4年度	147,243	18,924	13,651	22,052	1,835	3,918	207,623
令和5年度	205,601	19,093	13,969	22,326	1,849	3,616	266,454
令和6年度	210,871	19,235	13,568	22,477	1,848	3,427	271,426

ウ 貸出冊数（冊）

区 分	本館	西部	東部	中部	音別	阿寒	合 計
令和4年度	345,828	78,110	58,564	96,405	6,645	22,010	607,562
令和5年度	342,763	82,713	59,282	93,862	6,178	21,276	606,074
令和6年度	337,429	77,897	57,243	93,322	6,013	20,314	592,218

エ レファレンス件数（件）

年 度	令和4	令和5	令和6
件 数	18,983	20,342	16,548

16 釧路市こども遊学館

次代を担う子どもたちが、遊びや学び等多様な体験を通して豊かな感性、創造力及び知的好奇心を高め、また、各世代が子どものために協働し、互いの交流を深めながら、科学知識の普及啓発を図ることを目的としている。

(1) 施設の内容

ア 所 在 地 釧路市幸町10丁目2番地

イ 開設年月日 平成17年7月1日

ウ 主 な 施 設 全天候型広場、遊びの広場、展示室、プラネタリウム室、実験室、事務室、会議室、視聴覚室等

※令和7年4月に株式会社学習塾あすなろ会が施設命名権（ネーミングライツ）を取得。

(2) 施設の管理運営 平成17年7月1日から指定管理者制度を導入

(3) 年度別入館者数

年 度	令和4	令和5	令和6
人 数	77,431人	82,005人	82,829人

17 アイヌ文化の振興

アイヌ民族の歴史と文化に関しては、その理解の促進を図るとともに、豊かで優れた伝統芸能の伝承活動を支援し、アイヌ文化の保存・伝承に努めている。

また、アイヌ政策推進交付金を活用し、アイヌ文化を振興し後世に繋いでいくための事業に取り組んでいる。

(1) 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業（イオル再生事業）

平成30年度から釧路地域イオル再生事業を実施し、令和2年度からアイヌ政策推進交付金事業へ移行し、伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業として実施。

ア 空間活用等事業

イ 自然素材育成事業

ウ 普及啓発事業及び体験交流事業

(2) 高齢者コミュニティ活性化による文化知見の伝承・共有化事業（令和元年度～）

ア アイヌ民族高齢者による伝承会の開催

イ アイヌ民族高齢者への聞き取り調査

ウ 山本多助氏記述資料翻刻作業

ス ポ ー ツ 課

1 スポーツ都市宣言

釧路市並びに釧路市教育委員会は、平成元年6月1日「スポーツ都市宣言」を行った。

2 コミュニティスポーツ活動普及振興

地域住民組織を基盤とした地域スポーツ集団づくりを目的として、小学校通学区域ごとに「地域スポーツ推進協議会」が組織されている。この推進組織を母体に「総合型地域スポーツクラブ」への移行を図り、地域住民が各自に適したスポーツ活動に参加できるよう自主的活動を促進している。

(1) 小・中学校屋内体育館の定期的開放によるスポーツ活動の場の提供

(2) 地区スポーツ教室の開設

軽スポーツ、レクリエーションを中心としたスポーツ教室を地区ごとに実施している。

(3) 地域スポーツ大会の開催

地区間のコミュニケーションと体力づくりを目的として、定期的な軽スポーツ大会を開催している。

(4) 地区指導者の養成・配置

釧路市地域スポーツリーダーとしてスポーツ指導員を養成・委嘱し、地域スポーツ行事の開催、地域住民の積極的かつ自主的スポーツ活動に関する意識の高揚を図る。

3 スポーツを普及するための主な事業

(1) 市民健康サークル等の育成

婦人健康サークル、高齢者サークル等の育成指導を行う。

(2) 第52回釧路湿原マラソンの開催（令和6年7月28日）

老若男女各人の体力に応じたコース（マラソン：30km・10km・3km・親子3km、ウォーク：30km・15km）を設定している。

ア 年度別参加者数

年 度	令和4	令和5	令和6
マラソン	2,158人	2,359人	2,285人
ウォーク	253人	236人	220人

(3) 第19回全日本少年アイスホッケー大会（令和7年3月25日～29日）

平成18年度より、（一財）地域活性化センターが支援する「スポーツ拠点づくり推進事業」としてスタート。令和6年度（第19回）大会からは、市が主催から外れ、釧路市スポーツ振興財団や競技連盟主体での開催となったが、令和15年度（第28回）大会までの継続が決定しており、全国の中学生在が対象の「氷都くしろ」を代表する選抜大会として定着している。

年 度	令和4	令和5	令和6
参加選手数	372人	430人	472人

4 スポーツ活動の促進と優秀選手の育成・強化

(1) スポーツ関係団体の育成強化

ア スポーツ同好グループの育成

イ 競技スポーツ団体の育成と競技力向上

ウ 各種スポーツ指導者講習会の開催

エ スポーツ少年団の育成と拡大

(2) スポーツ団体の運営補助及びスポーツ振興助成条例に基づく助成金の交付

ア スポーツ団体運営補助

イ 全道、全国規模の大会開催助成（釧路市開催の場合）

ウ 全道、全国、国際大会出場派遣助成

エ 講習会開催助成

(3) 釧路市体育祭の開催

釧路市スポーツ協会との共催で、令和元年度より秋季、冬季を統合して開催している。

令和6年度実績 33種目 6,136名参加（一部種目は中止）

(4) 釧路市スポーツ賞・釧路市スポーツ奨励賞

本市のスポーツ普及、振興に特に貢献したと認められる者及びスポーツの優秀な成績を収めた者を顕彰している。

◎近年の受賞者

区 分	釧路市スポーツ賞	釧路市スポーツ奨励賞
令和4年度	大日向 勲男（ソフトテニス） 故 菅原 賢司（柔道）	該 当 な し
令和5年度	栗林 延次（剣道） 大道 裕昭（陸上競技）	釧路市立景雲中学校アイスホッケー部 （アイスホッケー）
令和6年度	佐藤 茂（サッカー）	該 当 な し

5 指導者の確保と指導体制の確立

(1) 釧路市スポーツ推進委員

本市におけるスポーツの振興のため、市民に対し、スポーツ実技指導やスポーツに関する指導助言を行う者として釧路市スポーツ推進委員を委嘱している。本市の体育・スポーツ普及振興事業の企画に参画し、その推進役として活動するほか、地域スポーツ活動のための協力者の発掘と指導、助言を行っている。

令和6年度末現在 34名

(2) 釧路市地域スポーツリーダーの配置

コミュニティスポーツの普及振興のため、地域住民のうちスポーツに理解があり、熱意のある者を、釧路市地域スポーツリーダーとして委嘱している。

令和6年度末現在 41名

(3) 釧路市スポーツ指導団体

体育、スポーツ、レクリエーションの指導、助言のできる指導者を登録し、地域住民や職場、サークル等の要請により派遣している。

令和6年度末現在 32種目 282名登録

6 体育施設の活用

地域におけるスポーツの普及と学校体育施設の有効活用を図るため、小・中学校の体育施設を一般市民に開放している。自主的スポーツサークルに対する団体開放と地域スポーツの拠点として開放する地域開放がある。

令和6年度学校スポーツ開放事業

屋内体育館 小学校25校（旧桂恋小舎）、中学校12校、義務教育学校1校

グラウンド（夜間） 中学校1校

開放日数 5,198日 延 64,694名利用（団体開放 34,520名、地域開放 30,174名）

7 スポーツ合宿の誘致

各種体育施設の有効活用と地元競技者の技術力の向上を図るとともに、交流人口の拡大による地域活性化に資するため、本市の地域特性である夏季の冷涼な気候などをアピールしながら、釧路市合宿誘致スーパーバイザー協議会との連携のもと、スポーツ合宿の誘致活動を行っている。

(1) 令和6年度の状況

ア 釧路市合宿誘致スーパーバイザー協議会会議（年3回開催）

イ 合宿来訪団体数 200 団体 3,091 名（釧路地区 2,334 名・阿寒湖温泉地区 757 名）

（アイスホッケー 53 団体、陸上競技 27 団体、フィギュアスケート 12 団体、テニス 10 団体、スピードスケート 3 団体、硬式野球 2 団体、トランポリン 2 団体、バスケットボール 1 団体、バドミントン 1 団体、サッカー 1 団体、スキー 82 団体、スノーボード 6 団体）

（ア） 情報収集及び P R 活動

（イ） 合宿受入

ナショナルチーム等の合宿受入（パリ五輪競歩競技・長距離競技直前合宿 7/1～7/19）

（関西実業団陸上競技連盟 7/26～7/31）

（アイスホッケーフランス女子代表 1/28～2/3）

(2) 年度別来訪状況

年 度	令和 4	令和 5	令和 6
種目数（種目）	13（釧路地区11、阿寒湖温泉地区2）	12（釧路地区10、阿寒湖温泉地区2）	12（釧路地区10、阿寒湖温泉地区2）
団体数（団体）	206（釧路地区91、阿寒湖温泉地区115）	198（釧路地区97、阿寒湖温泉地区101）	200（釧路地区112、阿寒湖温泉地区88）
人 数（人）	3,324（釧路地区2,248、阿寒湖温泉地区1,076）	2,865（釧路地区1,871、阿寒湖温泉地区994）	3,091（釧路地区2,334、阿寒湖温泉地区757）

博物館

1 施設の概要

- (1) 所在地 釧路市春湖台1番7号
- (2) 竣工年月日 昭和58年6月30日
- (3) 総事業費 1,911,326千円
- (4) 規模 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階
1階 1,500.10㎡、2階 886.75㎡、3階 571.17㎡、4階 755.79㎡、
塔屋 145.65㎡、地下 442.30㎡
[主室面積]: 展示室 1,162.88㎡、特別展示室 97.95㎡、講堂 165.89㎡、
市民研究室 21.84㎡、研究室 66.37㎡、工作室 103.78㎡、収蔵室 412.09㎡、
事務室 86.63㎡
[収容能力]: 展示室 600人、特別展示室 30人、講堂 120人、市民研究室 10人、
会議室 25人
- (5) 沿革 昭和11年7月14日 初代館長片岡新助氏が収集した鳥獣類剥製、考古資料を柱に「釧路市立郷土博物館」として開館した。
昭和58年11月3日 全面移転改築して、「釧路市立博物館」に改称、開館した。

2 事業の概要

道東屈指の歴史と規模を持つ総合博物館として、釧路の豊かな自然とそれに恵まれた歴史・文化を幅広く展示し、市民の教養の向上、学芸の進歩を図るとともに学校対応・実習も受け入れている。また、他の博物館や大学などとの共同研究を進め、その成果を企画展や観察会、刊行物等としてまとめている。

建物のデザインは釧路出身の建築家毛綱毅曠氏によるもので、日本建築学会賞を受賞した。

3 常設展示

- | | | |
|---------|-------------------|-----------|
| (1) ホール | マンモス | |
| (2) 1階 | 地質、植物、昆虫、鳥類、動物、魚類 | 合計 2,263点 |
| (3) 2階 | 考古、歴史、産業 | 合計 1,692点 |
| (4) 4階 | アイヌ民族、タンチョウ、展望室 | 合計 960点 |

4 収蔵資料

考古、民族、歴史、動物、植物、地質、産業資料、美術工芸 合計 152,215点 (643点増加)

5 教育普及事業 (令和6年度)

- (1) 特別展示 [企画展]阿寒摩周国立公園 アクティブレンジャー写真展「AKANKO Wild Bright～四季を巡る生命の輝き～」、釧路の神社を巡って～人々との身近な結びつき～、サケとマス～誕生・回帰・遡上、巡回展「カメラは見た！動物たちの素顔」、クスルン ムックル オルシペ～釧路のムックリ三代の物語～、釧路の郵便 150 年、私の博物館「昭和 40 年代・国鉄釧路機関区 SL クラブ写真展～汽車の煙～」、第 30 回タンチョウイラスト展、道東考古ー縄文の世界ー、パネル展「世界文化遺産『北海道・北東北の縄文遺跡群』」[ミニ展示] 記念ミニ展示「雄別鉄道開業 100 年」、記念ミニ写真展示「新富士駅 開業 100 年」、新着資料ミニ展示「昆虫 50 倍拡大模型-つくりものや 吉田ひでおの特殊造形-」、新着資料ミニ展示「長いぞ！くしろのナガコンプ」、国立公園指定 90 周年記念・収蔵資料ミニ展示「阿寒摩周国立公園の植物・いまむかし」、収蔵資料ミニ展示「クジャクヤママユとヘルマン・ヘッセ『少年の日の思い出』の世界」[サテライト展示] 『外運』太平洋炭砒の坑外軌道[釧路桜ヶ岡郵便局]、太平洋炭砒の仕事とくらし[釧路桜ヶ岡五郵便局]、炭鉱とともに～釧路、桜ヶ岡～[大地みらい信金

- 桜ヶ岡支店]、ちょい見せ！？釧路の縄文！[コープさっぽろ貝塚店・くしろ水産センター]
- (2) 講演・講座 展示解説「ようこそ釧路へ」2024、講演会「～今、よみがえる『阿寒国立公園の三恩人』の世界～」、講演会「鳥取県土族移住と地域発展の歴史」、講演会「三重県松阪市出身の探検家・松浦武四郎と釧路」、講演会「サケと人のかかわりかた～最新の研究からわかったこと～」、郵便映画祭 2024～映像でふりかえる、昭和時代の郵便のしごと～、郵便の話を聞く会、鉄道郵便の話を聞く会、企画展解説「開催！道東考古」、企画展解説「世界文化遺産『北海道・北東北の縄文遺跡群』と道東の縄文」
- (3) 観察会・探訪会 春採湖畔探鳥会、春採湖畔草花ウォッチング、初夏の探鳥会、歴史探訪会「まちなみ散歩」、しらべてみよう春採湖の昆虫、春採湖汽水のいきもの観察会、開業 100 周年！新富士駅・釧路貨物駅探検隊、釧路市北斗遺跡ふるさと歴史の広場見学会、観察会「サケしらべ隊」、見学会「春採台地竪穴群-湖と海を臨んだ擦文人」、みんなの社会科見学「釧路中央郵便局を探検！+郵便屋さんのお昼ごはん」、冬のいきもの観察会 2025
- (4) 体験講座 博物館で遊ぼう、竪穴住居で屋根ふき体験、アイヌ刺繍体験講座「小さなアイヌ文様のタペストリー」、サケ缶詰づくり、クワガタムシの樹脂封入標本づくり、ムックリ教室、おそなえもちをつくろう 2024、ぼすくま in 博物館 冬休みお手紙ファクトリー、郵便と切手を楽しもう、化石クリーニング教室 2024
- (5) 出版物 館報、研究紀要、展示解説冊子
- (6) その他 考古学カフェ2024 in 釧路、はっくんスタンプラリー&クイズ、第35回博物館まつり、ムックリフェス' 24

6 調査研究事業

釧路市および周辺地域の自然や歴史・文化に関する調査研究を実施している。

〔調査研究項目〕植物の生態、地域昆虫相、魚類・両生類の生態、鳥類の生態、地域考古学、地域生活史、地域産業史、民族誌

7 文化財保護事業

本市に所在する貴重な文化財について、釧路市文化財保護審議会に諮り、その保護を推進している。また、北海道教育庁より指定文化財管理（文化財パトロール）事業を受託しているほか、春採湖ヒブナ生息等調査やキタサンショウウオ生息調査を実施している。

分類	指定	名称	所在地等	指定年月日
有文化財	道	円空作観音像	米町 厳島神社所蔵	昭和52年3月11日
	市	鳥取村本籍簿	釧路地方法務局所蔵	昭和50年12月12日
		佐野家文書	釧路市中央図書館所蔵	昭和50年12月12日
		釧路新聞	釧路市教育委員会生涯学習課所蔵	昭和50年12月12日
		永久保秀二郎日誌	釧路市中央図書館所蔵	昭和50年12月12日
		星兜（残欠）	釧路市立博物館所蔵	昭和50年12月12日
		市河文書	釧路市中央図書館所蔵	昭和51年12月9日
	国	旧五十嵐家住宅事務所兼主屋	富士見2-65-22（建物面積120㎡）	令和2年8月17日
		本行寺本堂	釧路市弥生2-31ほか	令和7年3月13日
		本行寺納骨堂	釧路市弥生2-31ほか	令和7年3月13日
重要無形民俗文化財	国	アイヌ古式舞踊	春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会 阿寒アイヌ民族文化保存会	昭和59年1月21日
無形民俗文化財	道	釧路鳥取きりん獅子舞	釧路鳥取きりん獅子舞保存会	令和2年5月19日
	市	紀ノ丘神楽	紀ノ丘神楽保存会	昭和61年10月5日

史 跡	国	釧路川流域チャシ跡群		
		モシリヤチャシ跡	城山 1-141-1 ほか (9,850㎡)	昭和10年12月24日
		ハルトルチャランケチャシ跡	鶴ヶ岱 3-35-2 ほか (11,742㎡)	昭和10年12月24日
		春採台地堅穴群	春湖台35 (17,684㎡)	昭和10年12月24日
		東釧路貝塚	貝塚 1-11-1 ほか (6,092㎡)	昭和45年 7 月22日
		北斗遺跡	北斗 4-1 (233,471㎡)	昭和52年 7 月14日
特 別 天 然 記 念 物	市	三津浦古谷遺跡	三津浦10 (39,000㎡)	昭和50年12月12日
	国	タンチョウ	北海道主な生息地	昭和27年 3 月29日
天 然 記 念 物	国	阿寒湖のマリモ	阿寒町	昭和27年 3 月29日
	国	春採湖ヒブナ生息地	春採 (36.1ha)	昭和12年12月21日
		釧路湿原	釧路町・標茶町・鶴居村 (5,011.5ha)	昭和42年 7 月 6 日
		クマガラ	主な生息地 北海道	昭和40年 5 月12日
		オオワシ	主な生息地 北海道ほか	昭和45年 1 月23日
		オジロワシ	主な生息地 北海道ほか	昭和45年 1 月23日
		エゾシマフクロウ	主な生息地 北海道	昭和46年 5 月19日
	市	キタサンショウウオ	主な生息地 釧路湿原	昭和50年12月12日
		砂岩脈 (サト・ストーン・ダイク)	興津 3 (興津海岸)	昭和50年12月12日
		谷地坊主 (ヤチボウズ)	釧路市丹頂鶴自然公園内 (7,000㎡)	昭和50年12月12日

8 連携・協力

釧路市立博物館友の会、日本野鳥の会釧路支部、NPO法人タンチョウ保護研究グループ、NPO法人環境把握推進ネットワークPEG、NPO法人霧多布湿原ナショナルトラスト、国立科学博物館（S-N e t 関連）、北海道大学大学院農学研究院、九州大学大学院比較社会文化研究院、釧路アイヌ協会、阿寒アイヌ協会、日本郵便㈱市内郵便局

9 友好館協定

令和 5 年 1 月11日に新平溪煤礦博物区（台湾）、令和 6 年 1 月31日に福岡県田川市石炭・歴史博物館と友好館協定を締結した。

10 入館者状況

年 度	令和 4	令和 5	令和 6
人 数	27,065人	27,768人	32,343人

11 埋蔵文化財調査センター

(1) 施設の概要

ア 所 在 地	釧路市春湖台 1 番 7 号
イ 建築年月日	昭和51年10月 5 日着工 昭和52年10月 4 日開設
ウ 総 事 業 費	165,000千円
エ 規 模	鉄筋コンクリート造 3階建 973㎡ 収蔵展示室、保存処理室、収蔵室、会議室、整理室、研究室、暗室、写場室、 管理作業員室

(2) 事業の概要

埋蔵文化財を保護し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資する。釧路市内 4 カ所の国指定史跡と 1 カ所の市指定史跡を含む137カ所の埋蔵文化財包蔵地の保護・保存を図り、発掘された遺物については、収蔵展示室において無料公開している。

12 史跡北斗遺跡展示館

(1) 施設の概要

ア 所在地	釧路市北斗6番7号
イ 建築年月日	平成6年12月21日着工 平成7年11月30日竣工
ウ 総事業費	103,628千円
エ 規模	木造平屋建 1,176㎡ 調整室、ホール、展示室、復元住居

(2) 事業の概要

史跡北斗遺跡を保存し、その活用を図ることにより、市民の歴史的遺産に対する理解を深め、教育及び文化の向上に資する。史跡北斗遺跡展示館には、遺構全体模型や発掘調査によって出土した遺物を展示しており、屋内外に復元されている擦文時代の竪穴住居6棟とあわせて、一般に無料公開している。

また、釧路湿原に根差した人々の暮らしの追体験を目的として、体験講座「竪穴住居で屋根ふき体験」や市内小中学校を中心とした展示解説・施設案内なども行っている。

(3) 入館者状況

年 度	令和4	令和5	令和6
人 数	4,941人	5,111人	5,241人

動物園

1 建設の経過

第2次釧路市総合計画（昭和46年～55年）の中に、大規模レクリエーション緑地計画として総面積570haに及ぶ「山花公園」構想が搭載され、その中心施設として動物園の建設が位置づけられた。昭和48年、工事に着手し、広大な用地（47.8ha）を持つ日本最東端の動物園として、昭和50年10月1日開園した。

当初は、北国の自然環境を活かし寒帯系動物を中心とした北方動物園として構想されたが、市民要望から熱帯動物舎も建設された。その後は猛獣舎や類人猿舎を整備したほか、釧路市動物園の特徴的な取組である、ふるさとの動物の展示飼育に力を注ぎ、「ヒグマ牧場」や「ハクチョウ池」、「木道散策路」、「ふくろうの森」など「北海道ゾーン」として整備を進めてきた。

一方、道東の野生動物保護の中心施設として、また周辺環境を生かした環境教育の拠点としての役割も担っている。

2 概要

- (1) 位 置 釧路市阿寒町下仁々志別11番（山花公園内）
- (2) 面 積 47.8ha（タンチョウ保護増殖センターを含む。）
- (3) 飼育動物数 令和7年3月31日現在
 - ア 哺乳類 21種 170点
 - イ 鳥 類 23種 139点
 - 計 44種 309点
- (4) 施設概要
 - ア 管理施設 31棟
 - イ 動物舎 34棟
 - ウ 遊戯施設
 - (ア) 大型 1基（大観覧車）
 - (イ) 中型 3基（アストロファイター、クリスタルゾーン、チェアタワー）
 - (ウ) 小型 5基（アポロ2000、ティーカップ他）
 - (エ) 硬貨投入式（A）（メロディーペット他）
 - (オ) 硬貨投入式（B）（バッテリーカー他）
- (5) 開園期間 通年開園
 （休園日：12月～2月までの間の毎週水曜日（祝日にあたる日を除く）及び12月29日～1月2日）

3 入園料金

区 分	入園料（高校生以上）	団体入園料	通年入園料
金 額	580円／人	470円／人	1,050円／人

※団体は有料入園者の合計が15人以上

4 入園状況

年 度	有料入園者数（人）	入園団体数（団体）	無料入園者数（人）	総入園者数（人）
令和4	59,480	53	45,148	104,628
令和5	53,937	64	42,685	96,622
令和6	56,742	65	42,336	99,078

※小中学生は無料入園者数に集計している。

5 タンチョウ保護増殖センター

特別天然記念物タンチョウは、官民一体となった保護の成果により、生息数は回復しているが、主な生息地である釧路湿原の環境は、開発などの影響で未だ悪化しており、タンチョウ個体群の安定には、なお多くの課題が残っている。

当市は、当初は釧路市丹頂鶴自然公園において保護増殖を図ってきたが、施設の狭あい化及びジェット機就航による環境悪化等から、釧路市動物園内に文化庁の補助事業として、昭和48年度にタンチョウ保護増殖センターの建設に着手し、昭和57年度から供用を開始した。

増殖事業は一定程度軌道に乗ったことから、一部を市民に公開し、成果を公表している。

- (1) 位 置 山花公園内
- (2) 面 積 25.8ha
- (3) 事業費 257,462千円（昭和48～56年度）
- (4) 施設概要
 - ア 管理棟 406.62㎡ 1棟
 - イ 繁殖ケージ 720㎡ 7カ所
 - ウ 保護ケージ 3,500㎡ 4カ所
- (5) 保護・飼育数 14羽

6 釧路市丹頂鶴自然公園

特別天然記念物であるタンチョウと人間のふれあいの場である釧路市丹頂鶴自然公園は、昭和33年に開園し、昭和62年度から63年度に施設の全面改修を行った。市内有数の観光施設である。

同公園におけるタンチョウの観察、給餌業務から得られた知見は、絶滅の恐れがあるとされるタンチョウの種の保護に役立てられている。

- (1) 位 置 釧路市鶴丘112番地
- (2) 面 積 97,362㎡
- (3) 施設概要
 - ア 駐車場 5,800㎡
 - イ 放飼場柵 2,478m
 - ウ 園 路 460m
 - エ 管理棟 473㎡ 1棟
 - オ 便 所 22㎡ 1棟
- (4) 開園期間 通年開園（休園日12月31日～1月3日）
- (5) 飼 育 数 16羽
- (6) 入園料金

区 分	金 額	
	一 般	団 体
		15人以上
一 般	480円／人	384円／人
小学生、中学生	110円／人	88円／人

※一般（高校生以上）

(7) 入園状況

年 度	有料入園者数（人）			入園団体数 （団体）	無料入園者数 （人）	総入園者数 （人）
	一 般	小学生、中学生	計			
令和4	33,750	1,465	35,215	161	1,090	36,305
令和5	59,408	2,121	61,529	314	1,298	62,827
令和6	66,254	2,591	68,845	363	1,615	70,460

7 釧路市阿寒国際ツルセンター

タンチョウ保護のための飼育研究、行動・生態学的研究および教育普及を目的に、平成8年、冬季給餌場に隣接した地に阿寒国際ツルセンターを設立した。

屋内展示施設では、映像や剥製、模型等を通してタンチョウの生態や習性、過去から現在までの保護活動をわかりやすく解説している。また屋外には、屋外飼育展示場のほか、旧上阿寒農村公園やビオトープを付設している。

また、分館のタンチョウ観察センターは11月～3月の冬季間に開館しており、市民等が、この時期に給餌場に集まってくるタンチョウを観察してその理解を深めることで、タンチョウ保護を一層進めようとするものである。

(1) 位 置 釧路市阿寒町上阿寒23線40番地

(2) 面 積 72,604㎡（タンチョウ観察センター、ビオトープ及び旧上阿寒農村公園を除く）

(3) 施設概要

ア 教育展示センター	1,181.7㎡
イ 研究センター	298.9㎡
ウ 野外展示場	5,950.0㎡
エ 観察センター（分館）	189.5㎡
オ 旧上阿寒農村公園	16,700.0㎡
カ ビオトープ	30,000.0㎡

(4) 開館期間・時間

本館	通 年	9時～17時
分館	11月～1月	8時30分～16時
	2月～3月	8時30分～16時30分

(5) 飼育動物数

タンチョウ 7羽、マナヅル 1羽

(6) 入館料金

区 分	金 額		
	個人	団体 (15人以上)	年間券
大 人	480円／人	350円／人	3,620円／人
小 人	250円／人	180円／人	1,810円／人

※大人（高校生以上）、小人（小中学生）

(7) 入館状況

年度	有料入館者数（人）									無料入館者数（人）	総入館者数（人）
	個人		団体		年間券			5 5 パス			
	大人	小人	大人	小人	大人	再入館	小人	購入者	再入館		
令和4	12,415	812	3,308	309	37	410	0	923	799	1,827	20,840
令和5	13,701	845	2,933	199	39	325	0	731	1,097	1,723	21,593
令和6	17,407	1,130	3,362	128	45	451	0	1,064	1,601	1,904	27,092

阿 寒 教 育 事 務 所

1 社会教育事業

(1) 少年教育の振興

- ア 学社協働事業―夏休み・冬休み自由研究作品展
- イ チャレンジスクール（小・中学生対象）（スポーツ協会、スポーツ少年団、青少年健全育成連絡協議会と共催）
- ウ 宿泊体験学習（小・中学生対象）（スポーツ協会、スポーツ少年団、青少年健全育成連絡協議会と共催）
- エ 青少年芸術劇場（小学生対象）

(2) 成人・女性・高齢者教育の振興

- ア 阿寒シルバー大学（学芸・健康等の4講座）の開講（年36回）

(3) 芸術・文化活動の振興

- ア 阿寒町総合芸術祭の開催（実行委員会主催）
- イ 公民館ロビー・コンサートの開催（実行委員会主催）

(4) 文化財関連事業

- ア 郷土学習の支援（郷土資料の解説等）
- イ タンチョウ越冬分布調査協力

(5) 公民館・図書室活動

- ア 釧路・根室地区公民館共同事業巡回展「釧根「絵手紙」移動展」の開催
- イ 釧路・根室地区公民館共同事業巡回展「釧根「二科会写真展」」の開催
- ウ 公民館分館事業（家庭教育・学校開放等）
- エ 移動図書館バス「よむよむ」の運行
- オ 地域巡回文庫

(6) 社会教育関係団体の振興支援

- ア 阿寒町青少年健全育成連絡協議会の活動支援
 - (7) 阿寒地区町内会青少年育成部の支援
- イ 釧路市文化団体連絡協議会阿寒支部の活動支援
 - (7) 阿寒町総合芸術祭の運営及び参加
- ウ 公民館ロビー・コンサート実行委員会への活動支援

2 阿寒町公民館

(1) 施設の内容

- ア 所在地 釧路市阿寒町中央2丁目4番1号
- イ 建築年月日 昭和62年3月25日
- ウ 主な施設 大ホール、視聴覚室、研修室、和室研修室、調理実習室

(2) 年度別利用状況

年 度	令和4	令和5	令和6
件 数	1,382件	1,605件	1,420件
人 数	22,007人	16,955人	15,018人

3 社会体育事業

(1) 学習機会の提供

- ア 2024阿寒ウルトラオリンピック（スポーツ協会、スポーツ少年団、青少年健全育成連絡協議会と共催）
- イ 冬のスポーツフェスティバル（スポーツ協会、スポーツ少年団、青少年健全育成連絡協議会と共催）
- ウ 小学生水泳教室

- (2) 生涯スポーツ普及事業
- ア 総合型地域スポーツクラブ「あかんスポーツクラブ」の支援
 - イ 学校開放事業（小中学校及び義務教育学校3校の体育館を一般市民に開放する。）
 - ウ ボッチャ体験会
- (3) 釧路市スポーツ推進委員（阿寒地区11名）
- ア 阿寒地区開催事業の企画・立案・運営・指導に参画
 - イ 地域スポーツ活動の指導及び助言
 - ウ 資質向上のための研修会への派遣
- (4) スポーツ団体の振興支援
- ア 釧路市スポーツ協会阿寒支部の活動支援
 - (ア) 阿寒ソフトボール交流大会
 - (イ) 阿寒パークゴルフ大会
 - (ウ) 阿寒ミニバレーボール大会
 - (エ) 阿寒ボッチャ交流大会
 - ※上記(ア)(ウ) 令和6年度は中止
 - イ 釧路市スポーツ少年団阿寒支部の活動支援
 - (ア) 奉仕活動
 - (イ) スポーツ少年団体力テスト
 - (ウ) スポーツ少年団管内交流会
 - (エ) 釧路管内指導者・母集団交流研修会への参加

4 社会体育施設利用状況

(1) 阿寒町総合運動公園

施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
野球場	2,428人	2,466人	1,586人
多目的広場	2,975人	2,928人	2,958人
多種目競技広場	0人	0人	0人
阿寒町スポーツセンター	12,740人	12,875人	13,351人
アリーナ	10,902人	10,650人	10,607人
トレーニングルーム	892人	895人	1,102人
プール	946人	1,330人	1,642人

(2) 阿寒湖畔スポーツ広場

施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スケートリンク	713人	658人	745人
阿寒湖畔トレーニングセンター	2,027人	2,106人	2,404人
プール	86人	280人	318人
トレーニング室	1,941人	1,826人	2,086人

5 マリモ研究室

(1) 調査研究

- ア マリモ及び生育地の管理手法の確立に向けた基礎研究
- イ 共同研究（北海道大学、北見工業大学、神戸大学、国立環境研究所、他5研究機関）
- ウ 論文・報告書・学会発表等による研究成果の公開（学会発表4件）

(2) 保全対策

- ア マリモ及び生育地の定期巡視
- イ 天然記念物緊急調査（文化庁補助事業）
- ウ マリモの野外育成試験
- エ マリモの盗取防止対策
- オ マリモ生育地沖合に繁茂した水草の除去作業

(3) 教育普及

- ア マリモ生育地観察会
- イ 講義・講演（阿寒湖義務教育学校授業、釧路市まちづくり出前講座等）
- ウ 阿寒湖畔ビジターセンター共催事業（ペンケトー・パンケトー自然探勝会等）
- エ 学術交流（台湾におけるマリモの生体展示）

(4) その他

- ア 阿寒湖のマリモ保全推進委員会事務局業務
- イ マリモ科学委員会事務局業務
- ウ 報道機関への取材・出演協力
- エ 行政・市民等へのリファレンスサービス
- オ マリモ展示観察センターへのマリモ展示技術指導
- カ 阿寒湖畔ビジターセンター展示水槽及び飼育生物の維持管理

音 別 教 育 事 務 所

1 社会教育事業

(1) 高齢者学級「音老大学」

健康で明るく生きがいのある老後を送るため、その年齢にふさわしい社会的能力や知識を習得するとともに、相互の交流を図り、また、高齢者のグループ活動を促進することを目的として開設した。

ア 開設期間 令和6年5月～令和7年3月

イ 開設事業 第1回学習会（7月）

第2回学習会（11月）※最低実施人数に満たないため中止

第3回学習会（2月）

(2) 社会教育講座の開催

生活技術の習得とともに、豊かな精神生活の創造を促進し、地域の学習活動の振興を図ることを目的に開設した。

ア 「健康体操」（令和6年11月16日、20日、27日）※市スポーツ協会音別支部と共催

(3) 図書館のおしごと体験

小中学生を対象に、カウンター業務や読み聞かせ等の体験・奉仕活動及び工作等制作活動を実施した。

ア 期 日 令和6年8月1日、令和7年1月7日、9日

イ 参 加 者 小学生3名、中学生4名（計7名）

(4) 芸術・文化・文化財関連活動の振興

ア 音別町総合文化祭の開催（展示・発表部門）

イ 音別町郷土芸能保存会への支援

(5) 芸術・文化鑑賞機会の提供

ア 令和6年度釧路・根室地区公民館共同事業巡回展「釧根「絵手紙」移動展」の開催

(ア) 期 日 令和6年9月28日～10月2日

(イ) 会 場 音別町ふれあい図書館ロビー

(ウ) 鑑賞者数 79人

イ 令和6年度釧路・根室地区公民館共同事業巡回展「釧根「二科会写真展」」の開催

(ア) 期 日 令和6年12月4日～8日

(イ) 会 場 音別町ふれあい図書館ロビー

(ウ) 鑑賞者数 60人

2 音別町体験学習センター（こころみ）

(1) 施設利用状況

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	日帰り	宿 泊	日帰り	宿 泊	日帰り	宿 泊
件 数 (件)	42	16	46	16	43	23
人 数 (人)	586	364	535	342	643	564

(2) 主催事業開催状況（令和6年度）

ア 手打ちそば体験（1月17日、18日、3月15日、22日開催）

イ 竹とんぼづくり体験（1月17日、3月15日開催）

ウ 味噌づくり体験（1月25日開催）

エ アメリカンフラワー体験（2月1日、22日、3月1日開催）

オ 冬の星空探検（2月7日開催）

カ ソーセージづくり体験（3月8日、15日、22日開催）

3 音別町文化会館

(1) 施設利用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数(件)	50	44	52
人数(人)	4,151	5,246	4,888

4 社会体育事業

(1) 主催事業

- ア 子ども水泳教室（最低実施人数に満たないため中止）
- イ 第40回音別町ミニバレーボール大会（町内対抗と共催）
- ウ 第39回ファミリースポーツ交流会
- エ シニア軽スポーツ教室
- オ 第37回親子スケート教室（スケートリンク造成中のため中止）
- カ 子どもカーリング教室（気象状況の影響のため中止）
- キ 第42回音別町カーリング大会
- ク 子どもスポーツ教室
- ケ 音別町軽スポーツ大会（町内対抗と共催）

(2) 釧路市スポーツ協会音別支部～5加盟団体

- ア 町内対抗パークゴルフ大会（令和6年6月15日開催）
- イ 町内対抗ミニバレーボール大会（令和6年8月22日開催）
- ウ 町内対抗軽スポーツ大会（令和6年11月14日開催）
- エ 町内対抗カーリング大会（令和7年1月17日開催）
- オ 資質向上研修会「健康体操」（令和6年11月16日、20日、27日開催）

5 社会体育施設

(1) 施設利用状況

施設	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
温水プール	有料(人)	0	—	—
	無料(人)	0	—	—
	合計(人)	0	—	—
スケートリンク	スピードスケート(人)	630	678	519
	カーリング(人)	309	256	97
	合計(人)	939	934	616
野球場	中学生以下(人)	535	420	280
	一般(人)	422	420	255
	合計(人)	957	840	535
パークゴルフ場	各種大会(人)	8回 149	9回 192	10回 182
	一般利用(人)	10,195	10,266	9,609
	合計(人)	10,344	10,458	9,791

※温水プールは令和5年4月1日廃止

第21編 他 部 局

監 査 事 務 局

1 監査委員

定数 3名 識見を有する者から選任された監査委員 2名（常勤1名、非常勤1名）
議員のうちから選任された監査委員 1名

2 事務局

- (1) 機構 事務局長(部次長職) — 監査主幹(課長職) — 監査副主幹(係長職)
— 専門員 — 主任 — 主事
- (2) 定数 6名

3 監査、審査及び検査

(1) 定期監査

- ア 実施期間 10月～1月に実施。
- イ 監査対象 概ね、企業会計を所管する課については毎年実施、特別会計を所管する課、公金の収納を所管する課、補助金を交付している課については隔年実施、その他の課については3年ごとに実施。更に、随時に課を定めて実施することがある。
- ウ 実施方法 監査計画に基づき各課単位とし、重点項目を設けて実施する。

(2) 財政援助団体等監査

- ア 実施期間 11月に実施。
- イ 監査対象 財政援助団体、出資団体、公の施設の指定管理者から抽出して実施する。
- ウ 実施方法 当該団体について、過去の監査実施状況を勘案し、監査計画に基づき実施する。

(3) 決算審査

- ア 審査期間 企業会計 6月～7月下旬 一般・特別会計 7月～8月下旬
- イ 意見書の提出 企業会計 8月下旬 一般・特別会計 8月下旬

(4) 健全化判断比率等審査

- ア 審査期間 6月中旬～8月下旬
- イ 意見書の提出 8月下旬

(5) 例月現金出納検査

- ア 実施日 監査計画に基づき実施。
- イ 検査方法 一般・特別会計については、会計管理者から提出された前月分歳入歳出金等報告書、預金残高証明書、預金証書及び預金通帳の提出を求め、これらを照合して係数を確認したうえ、支出証書類も合わせて検査する。
- 企業会計については、企業管理者から前月分資金予算表、残高試算表、預金残高証明書、預金証書及び預金通帳の提出を求め、これらを照合して係数を確認したうえ、支出証書類も合わせて検査する。

4 講評、報告（公表）等

- (1) 講評 監査等終了後、必要があれば対象部局の長に対する講評を行う。
- (2) 報告 年4回議会及び市長並びに関係執行機関に報告する。
- (3) 公表 市の掲示場に掲示し公表する。

5 監査委員

識見を有する者のうちから選任された者				議員のうちから選任された者	
常勤の監査委員		非常勤の監査委員			
氏 名	在 職 期 間	氏 名	在 職 期 間	氏 名	在 職 期 間
平山 幸弘	令 5 . 4 . 1 ～	岩村 史人	令 3 . 10 . 31 ～	高橋 一彦	令 5 . 5 . 15 ～ 令 7 . 5 . 23
				草島 守之	令 7 . 5 . 24 ～

公平委員会

1 公平委員会委員

- (1) 公平委員会は3人の委員をもって組織する。
- (2) 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから選任する。

2 事務機構

- (1) 機 構 書記長 — 公平主幹 — 書記

3 委員会の職務

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (3) 職員の苦情を処理すること。
- (4) 法律に基づきその権限に属せしめられた事務。
 - ア 管理職員等の範囲を定める規則に関する事務。
 - イ 職員団体の登録に関する事務。
 - ウ 再就職者による依頼等の規制に関する事務。
 - エ 釧路市立学校の学校医等の公務災害補償の審査請求に関する事務。

4 委員会の開催状況

(令和6年度)

回	開催年月日	議 案
第1回	令和6年5月21日	(1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (2) 職員団体登録事項の変更の登録について
第2回	令和6年8月20日	(3) 職員団体登録事項の変更の登録について
第3回	令和6年11月8日	(4) 委員長の選挙について (5) 委員長職務代理者の指定について (6) 職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

5 公平委員

委 員 長		委 員	
氏 名	在 職 期 間	氏 名	在 職 期 間
荒 井 剛	令元. 11. 1 ~	梁 瀬 之 弘	平25. 10. 31 ~
		簗 島 弘 幸	令元. 10. 31 ~

農 業 委 員 会

1 農業委員会

(1) 構成

(令和7年4月1日現在)

区 分	総数	推薦	応募
農業委員	21人	9人	12人
(うち女性)	4人	1人	3人

(2) 会議 毎月1回程度開催

2 農地基本台帳調査

(1) 経営面積（農用地面積）（令和7年3月末現在 単位：ha）

区 分	面積
個 人 経 営	6,192.00
農地所有適格法人	4,223.00
そ の 他	3,038.00
計	13,453.00

3 農地等の権利移動及び転用

(令和6年12月末現在 単位：㎡)

区 分	件数	面積
農 地 法 第 3 条	36	2,769,163.10
農地法第3条の3第1項	6	379,603.82
農 地 法 第 4 条	0	0
農 地 法 第 5 条	2	27,992.58
農業経営基盤強化促進法による 権 利 の 設 定 ・ 移 転	22	1,841,960.11
農地中間管理事業の推進に関する 法律による権利の設定・移転	3	276,306.00
計	69	5,295,025.61

4 国有農地現在高

(令和7年3月末現在 単位：㎡)

区 分	件数	面積
農 地 貸 付	2	1,152.63
転 用 貸 付	3	340.13
未 貸 付	9	26,567.73
計	14	28,060.49

選挙管理委員会

1 選挙管理委員会委員（定数4名、選挙権を有する者の中から議会で選挙された者）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委 員 長	小 笠 原 寛	委 員	古 俣 静 子
委 員	西 塔 正 一	委 員	淀 川 了 一

2 事務局

- (1) 機構 事務局長 — 選挙主幹 — 総括係長 — 選挙係
 (2) 定数 5名（現員数4名）

3 選挙人名簿登録者数（各年3月1日現在）（単位：人）

区 分	男	女	計
令和6年	64,265	73,627	137,892
令和7年	62,990	72,352	135,342

4 投票区別選挙人名簿登録者数（令和7年3月1日現在）（単位：人）

投票区	投 票 所	男	女	計
1	富士見会館	846	992	1,838
2	釧路小学校	476	457	933
3	東栄生活館	861	1,046	1,907
4	社会自立促進センター	544	636	1,180
5	幣舞中学校	1,015	1,071	2,086
6	城山小学校	1,180	1,420	2,600
7	緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンター	1,516	1,759	3,275
8	青陵中学校	991	1,143	2,134
9	春採生活館	899	970	1,869
10	緑ヶ岡南会館	1,172	1,569	2,741
11	春採下町会館	1,257	1,571	2,828
12	武佐児童センター	949	1,191	2,140
13	武佐会館	528	727	1,255
14	武佐小学校	719	838	1,557
15	春採中学校	1,263	1,604	2,867
16	桜が丘小学校	1,041	1,292	2,333
17	はまなす会館	1,163	1,417	2,580
18	桜ヶ岡児童センター	507	611	1,118
19	桜が丘中学校	1,450	1,688	3,138
20	白樺ふれあい交流センター	819	958	1,777
21	東雲小学校	573	815	1,388
22	旧桂恋小学校	143	130	273
23	市役所	1,162	1,195	2,357
24	中央小学校	857	929	1,786
25	共栄ふれあいセンター	2,250	2,462	4,712
26	共栄中学校	719	834	1,553
27	春日児童館	947	1,135	2,082

28	若草会館	1,002	1,207	2,209
29	青葉小学校	1,330	1,701	3,031
30	治水児童館	979	1,177	2,156
31	光陽小学校	869	1,046	1,915
32	愛国東会館	1,564	1,811	3,375
33	景雲中学校	1,452	1,708	3,160
34	愛国小学校	1,327	1,546	2,873
35	文苑会館	2,891	3,062	5,953
36	公立大学	1,601	1,695	3,296
37	芦野小学校	1,559	1,458	3,017
38	美原小学校	1,339	1,804	3,143
39	美原中学校	937	1,214	2,151
40	鳥取小学校	1,301	1,590	2,891
41	昭和児童センター	681	806	1,487
42	昭和小学校	1,927	2,197	4,124
43	イオンモール釧路昭和	3,848	4,392	8,240
44	鳥取コミュニティセンター	1,969	2,198	4,167
45	サン・アビリティーズくしろ	1,014	1,054	2,068
46	新富士生活館	723	805	1,528
47	鶴野小学校	2,141	2,288	4,429
48	星が浦老人福祉センター	1,622	1,717	3,339
49	大楽毛中学校	1,148	1,256	2,404
50	大楽毛生活館	1,422	1,546	2,968
51	北斗にない手会館	13	8	21
52	農業生活センター	155	104	259
53	桜田研修所	32	34	66
54	阿寒町橋南センター	361	437	798
55	阿寒町公民館	622	738	1,360
56	布伏内コミュニティセンター	24	20	44
57	タンチョウの家	34	30	64
58	徹別多目的センター	83	84	167
59	阿寒湖まりむ館	433	398	831
60	仁々志別多目的センター	74	70	144
61	音別町コミュニティセンター	532	542	1,074
62	林業研修センター	72	88	160
63	拓北会館	17	19	36
64	上音別会館	17	18	35
65	直別生活館	12	11	23
66	尺別中央会館	16	13	29
総 計		62,990	72,352	135,342

第22編 公 社 等

〔地方自治法第243条の3第2項に基づき
議会に経営状況説明書の提出を要する法人〕

1 釧路西港開発埠頭株式会社

(1) 運営方針

釧路港における港湾施設及び釧路港の整備に協力し、その施設の円滑なる運営に資し、公共性の確保に努める。

(2) 事業

- ア 釧路港港湾施設の管理運営業務
- イ 釧路西港建設合同事務所貸室業務
- ウ 前各号に関連する一切の業務

(3) 資本金

2,500万円

(4) 株式の総数

50,000株（1株の金額 500円、釧路市出資 1,250万円）

(5) 役員構成

- ア 代表取締役社長 津田 学
- イ 取締役 6名
- ウ 監査役 2名

(6) 設立登記

昭和44年6月6日

2 株式会社釧路河畔開発公社

(1) 事業

- ア 釧路市の指定管理者事業
 - (ア) 釧路フィッシャーマンズワーフの管理運営業務
 - (イ) 釧路河畔駐車場及び釧路錦町駐車場の管理運営業務
 - (ウ) 釧路市東港区北地区緑地（E G G）の管理運営業務
- イ 直営事業
 - (ア) MOOガイド運営業務
 - (イ) MOO駐車場運営業務
 - (ウ) 岸壁炉ばた運営業務
 - (エ) その他、施設の管理業務

(2) 資本金

1,000万円

(3) 株式の総数

2,000株（1株の金額 5,000円）

(4) 役員構成

- ア 代表取締役 中野 喜久雄
- イ 取締役 4名
- ウ 監査役 2名

(5) 設立登記

昭和48年3月31日

3 株式会社釧路熱供給公社

(1) 事業

- ア 地域暖（冷）房施設の設計、施工及び管理
- イ 高温水又は熱媒体による熱の供給及び販売
- ウ 給湯器及び附属機器の施工並びに販売、賃貸
- エ コージェネレーションによる電気の供給及び販売
- オ その他の前各号に附帯する一切の事業

- (2) 資本金
6,000万円
- (3) 株式の総数
1,200株
- (4) 役員構成
 - ア 代表取締役 早坂 正俊
 - イ 取締役 3名
 - ウ 監査役 2名
- (5) 設立登記
昭和57年10月23日
- (6) 供給先
 - 博 物 館（昭和58年10月20日供給開始） 市 立 病 院（昭和59年10月1日供給開始）
 - 幣舞中学校（昭和60年11月11日供給開始）

4 公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センター

釧路根室圏における中小企業等の技術力の向上、新製品・新技術の開発、販路開拓、事業化等に対する支援、人材育成、産学官の連携の推進など、総合的な産業支援施策を展開することにより、地場産業の高度化と新産業の創出を図り、もって釧路根室圏の産業の振興と地域経済社会の発展に寄与することを目的として設立された。

- (1) 事業
 - ア 産業技術に関する相談及び支援並びに試験設備、検査計測機器の利用促進
 - イ 産業技術の高度化に資する試験、研究開発及びその成果の普及
 - ウ 研究開発、事業化、販路開拓に関する相談及び支援
 - エ 各種研修会、講習会、技術実習の開催など人材の育成に関する事業
 - オ 産業技術、マーケティング、企業経営等に関する情報の収集、整備及び提供
 - カ 異業種交流、産学官連携に関する事業
 - キ 釧路工業技術センターの施設管理・運営
 - ク 地域産業支援センターの運営
- (2) 基本財産
3,000万円（釧路市 2,000万円出捐）
- (3) 役員構成
 - ア 理事長 栗林 定正
 - イ 理 事 16名
 - ウ 監 事 2名
- (4) 設立年月日
平成14年7月31日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）

5 株式会社阿寒町観光振興公社

公社の構成は釧路市のほか、本市に本拠のある会社等で本社設立の趣旨に賛同するものをもって発起設立し、商号は株式会社阿寒町観光振興公社とする。

- (1) 事業
 - ア 観光、文化及びスポーツ並びに遊園施設の管理運営及び経営
 - イ 宿泊、飲食店の経営及び日用雑貨品の販売業務
 - ウ 地元畜産品、農産品の生産並びに加工開発、製造販売
 - エ 釧路市の委託を受けた事業
 - オ 前各号に付帯する一切の業務
- (2) 資本金
1,000万円（釧路市 52.5%、民間 47.5%）

(3) 株式の総数

2,000株

(4) 役員構成

ア 代表取締役 早田 晃

イ 取締役 9名（12名以内）

ウ 監査役 2名

(5) 設立登記

昭和52年8月11日（昭和57年5月25日 株式会社阿寒町振興公社より商号変更）

第23編 一部事務組合

釧路公立大学事務組合

1 公立大学設置の必要性

釧路地域は、広大な北海道において中央都市部から離れているうえ、高等教育機関が少ないことなどから進学率が極めて低いこと、地域の産業経済の活性化を図り、発展させるにはその原動力となる若い人材育成が必要なこと、地域の教育文化の向上を図り、若年層等の定住基盤を整備する必要があることなどから、公立大学の設置は急務となっていた。

2 設置の経過

昭和58年2月に市長の諮問機関として「釧路市高等教育懇話会」が発足、以後同懇話会の答申に基づき、4年制の市立大学構想案を作成、道及び自治省と折衝を開始する。

また、地域住民で組織された「釧路市立大学を実現させる会」が発足し、早期実現のための署名活動を行うとともに市議会へ陳情、全会一致で採択される。

昭和61年9月、市立方式から釧路管内10市町村による一部事務組合に方向転換を図り、同年12月、組合立による釧路公立大学設置計画が自治省の了承を得た。

昭和61年12月、組合設立について関係市町村議会の議決を得、昭和62年2月、道知事から設立許可、同年3月、第1回の組合議会を招集した。

昭和62年6月、文部省へ釧路公立大学経済学部設置認可申請を提出、同年9月の大学設置審議会委員の現地審査を経て、同年12月23日、文部大臣から設置認可を得た。同日から学生募集活動に入り、推薦入試、一般入試を経て昭和63年4月に開学した。

平成7年12月には、開学時からの懸案であった経営学科増設が文部省に認められ、平成8年4月に経営学科を増設した。

平成11年6月、「地域社会に結びつき、開かれた大学」を狙いとし、センター長に小磯修二氏を迎え、地域経済研究センターを設立した。

平成12年8月には、第三者機関の評価を受けるため(財)大学基準協会へ加盟審査を申請し、平成13年4月正式認定を受け大学基準協会の正会員となった。

平成17年1月、附属図書館(1,294.12㎡)を増築する。

平成23年3月、(財)大学基準協会の「大学評価(認定評価)」の審査を受け、「大学基準に適合している」と認定される。(認定期間は平成30年3月31日まで)

平成30年3月、(公財)大学基準協会の「大学評価(認定評価)」の審査を受け、「大学基準に適合している」と認定される。(認定期間は令和7年3月31日まで)

令和4年7月、釧路公立大学事務組合議会にて公立大学法人釧路公立大学の定款が議決された。

令和4年12月、北海道へ法人設立を、文部科学省へ設置者変更をそれぞれ申請した。

令和5年1月、北海道から法人設立認可、文部科学省から設置者変更認可をそれぞれ得た。

令和5年4月、公立大学法人釧路公立大学が設立された。

3 事務組合の概要

(1) 名 称 釧路公立大学事務組合

(2) 組織する地方公共団体

釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町

(3) 組合の共同処理事務

設立団体が行うこととされる事項に関する事務

(4) 組合の議会

議員定数 14人(釧路市は市議会議員のうちから7人、関係町村は各町村1人として町村長または町村議会議員から7人)

- (5) 公立大学法人評価委員会
令和6年9月 第1回評価委員会 公立大学法人釧路公立大学の業務実績評価の基本的な考え方
(案) について
- (6) 管理者及び副管理者
管理者は釧路市長、副管理者は釧路市副市長のうち釧路市長が指名する者
- (7) 組合の経費
関係市町村の負担金など

4 市町村負担割合（令和7年度当初予算） （単位：千円、％）

区 分	釧路市	釧路町	厚岸町	浜中町	標茶町	弟子屈町	鶴居村	白糠町	計
運営費	367,810	84	58	45	57	50	30	51	368,185
(%)	99.898	0.023	0.016	0.012	0.015	0.014	0.008	0.014	100.0

※釧路市分運営費に地方交付税分365,393千円含む

第24編 釧路広域連合

釧路広域連合

1 設立の経過等

戦後、家庭ごみの収集や処理は市町村ごとに行われてきたが、ごみ排出量の増大、ごみ質の多様化、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性など様々な課題が顕在化し、市町村単独の取り組みでは適正なごみ処理が難しい状況となってきた。

これらの喫緊の課題に対応するため、国は平成9年に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、ダイオキシン類の排出削減と広域処理の必要性を各都道府県に通知した。

釧路支庁管内においても10市町村による「釧路支庁管内ごみ広域処理検討協議会」が平成10年に設立され、3カ年の協議期間を経て6市町村（旧釧路市・釧路町・旧阿寒町・鶴居村・白糠町・旧音別町）による、可燃ごみの広域処理が合意に達し、平成14年8月12日に北海道内で8番目の広域連合として「釧路広域連合」が設立された。

平成15年10月には釧路広域連合清掃工場の建設に着手し、平成18年3月に完成、同年4月1日より構成市町村の可燃ごみ焼却を開始した。

平成21年に弟子屈町、令和2年に厚岸町が新たに加入し、構成市町村は1市4町1村となる。

2 広域連合の概要

- (1) 名 称 釧路広域連合
- (2) 設立年月日 平成14年8月12日
- (3) 広域連合を組織する地方公共団体
釧路市、釧路町、鶴居村、白糠町、弟子屈町、厚岸町
- (4) 管 理 施 設 釧路広域連合清掃工場
- (5) 広域連合の議会 議員定数21人（釧路市11人、その他町村各2人）
- (6) 連合長、副連合長及び事務管理者
現在、連合長は釧路市長、副連合長は釧路町長、鶴居村長、白糠町長、弟子屈町長、厚岸町長。
事務管理者は釧路市副市長をもって充てる。
- (7) 事 務 局
釧路広域連合清掃工場内に事務所を有し、事務局長他3人が専任職員として、釧路市から派遣され、4人体制。

3 処理する事務

- (1) ごみ処理施設（釧路広域連合清掃工場）の管理及び運営に関する事務

4 釧路広域連合清掃工場稼働実績報告（令和6年度）

市町村名	年間ごみ搬入量（t）	ごみ量実績割合（％）	市町村負担金（千円）
釧路市	46,791.46	80.71	521,260
釧路町	5,007.96	8.64	62,134
鶴居村	618.85	1.07	14,799
白糠町	1,584.36	2.73	27,736
弟子屈町	1,816.31	3.13	32,384
厚岸町	2,157.68	3.72	45,510
合 計	57,976.62	100	703,823

釧 路 市 市 章 の 由 来

本市の市章は大正9年に釧路市に区制がしかれたときに制定されたもので、新市でも使用することとした。

釧路の「釧」という字は、古くは万葉集などにも出てくる字で、一字で“クシロ”と読み、“腕輪”を意味しているところから、腕輪＝釧（クシロ）を丸で表現し、北海道を象徴する北極星を表す星で丸を囲み、釧路市がますます栄えるようにとの祈りを込めてつくられたものです。

令 和 7 年 度
(2025年度)

市 政 の あ ら ま し

令和7年6月発行
編集・発行
釧路市議会事務局
釧路市黒金町7丁目5番地
電話 (0154) 31-4581